

八幡市

男女共同参画に関するアンケート調査

結果報告書

令和2年3月

八幡市

— 目次 —

I 調査概要.....	1
1. 調査の趣旨.....	2
2. 調査設計.....	2
3. 回収結果.....	2
4. 報告書の見方.....	2
II 市民アンケート調査結果.....	3
1. あなた自身（回答者）のことについて.....	4
2. 男女平等について.....	9
3. 家庭のことについて.....	12
4. 地域社会での男女共同参画について.....	31
5. 仕事と生活の調和について.....	35
6. 男女間の暴力等の問題について.....	50
7. 男女共同参画と防災対策とのかかわりについて.....	76
8. 人権について.....	78
9. 男女共同参画全般について.....	84
III 事業所アンケート調査結果.....	91
1. 事業所の概要について.....	92
2. 従業員の育児・介護休業支援について.....	97
3. ハラスメント対策について.....	101
4. 「積極的改善措置」や仕事と家庭の両立支援に関する取り組みについて.....	104
5. 男女共同参画全般について.....	111
IV 調査票・同封資料.....	113

I 調査概要

1. 調査の趣旨

「八幡市男女共同参画プラン（るーぷ計画Ⅲ）」策定に係る基礎資料として、男女共同参画に関する意識や実態等を把握するために本調査を実施しました。

2. 調査設計

- 調査地域：八幡市全域
- 調査対象者：市内にお住まいの16歳以上の方から2,000人を無作為抽出（市民アンケート）
市内事業所の中から200社を無作為抽出（事業所アンケート）
- 調査期間：令和元年10月8日（火）～令和元年10月23日（水）
- 調査方法：郵送配布・回収

3. 回収結果

アンケート種別	配布数	有効回収数	有効回収率
市民アンケート	2,000 票	639 票	32.0%
事業所アンケート	200 票	42 票	21.0%

4. 報告書の見方

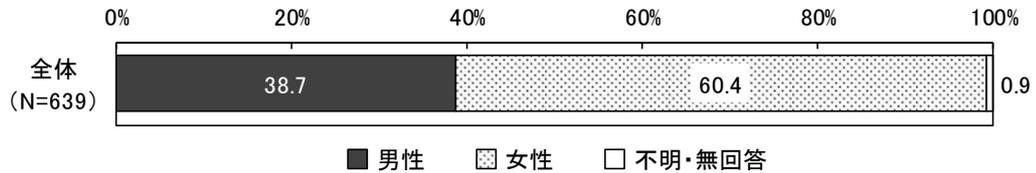
- 回答結果の割合「%」は有効サンプル数に対して、それぞれの回答数の割合を、小数点以下第2位で四捨五入したものです。そのため、単数回答（複数の選択肢から1つだけを選ぶ方式）であっても合計値が100.0%にならない場合があります。このことは、本報告書内の分析文、グラフ、表においても同様です。
- 複数回答（複数の選択肢から1つもしくは複数を選ぶ方式）の設問の場合、回答は選択肢ごとの有効回答数に対して、それぞれの割合を示しています。そのため、合計が100.0%を超える場合があります。
- 図表中において「不明・無回答」とあるものは、回答が示されていない、または回答の判別が困難なものです。
- 図表中の「N（number of case）」は、集計対象者総数（あるいは回答者限定設問の限定条件に該当する人）を表しています。
- 本文中の設問の選択肢について、長い文は簡略化している場合があります。
- 本文中の「前回調査」とは、平成27年に実施した「八幡市男女共同参画に関する市民・事業所アンケート調査」をさします。

Ⅱ 市民アンケート調査結果

1. あなた自身（回答者）のことについて

問1. あなたの性別は。（1つだけ○）

回答者の性別についてみると、「女性」が60.4%、「男性」が38.7%となっています。

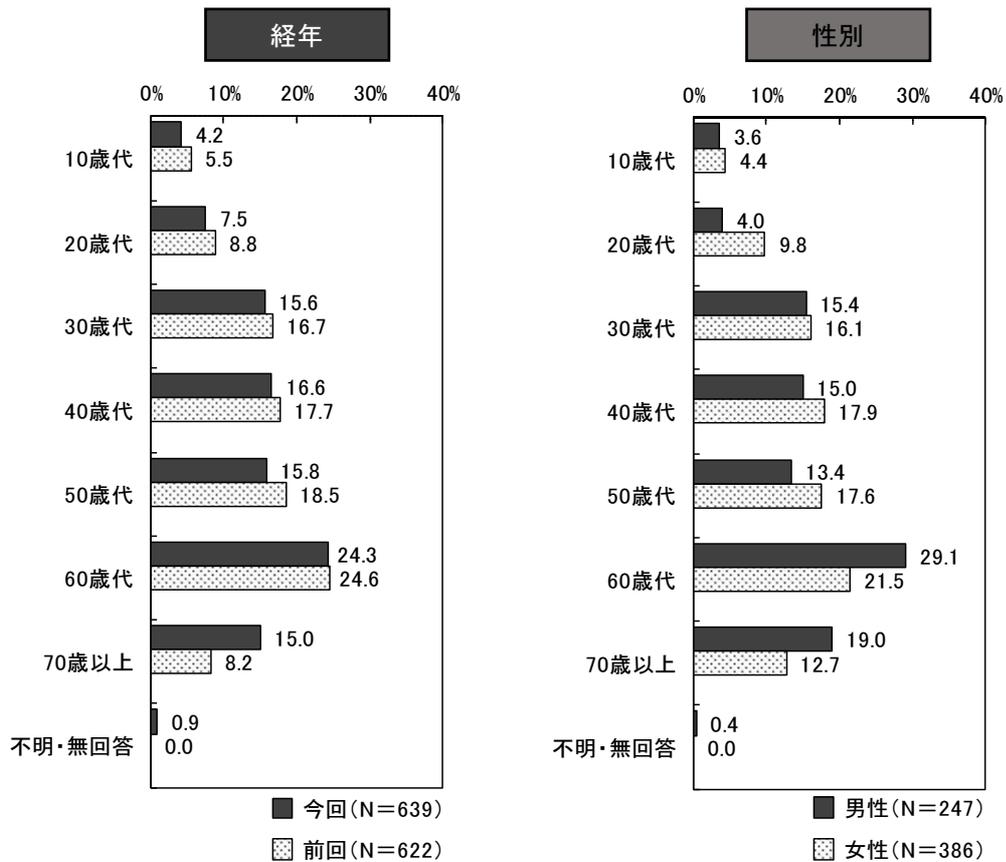


問2. あなたの年齢は。（1つだけ○）

回答者の年齢についてみると、「60歳代」が24.3%と最も高く、次いで「40歳代」が16.6%、「50歳代」が15.8%となっています。

前回と比較すると、「70歳以上」が6.8ポイント高くなっています。

性別でみると、男性の方が『60歳以上』（「60歳代」「70歳以上」）が高くなっています。



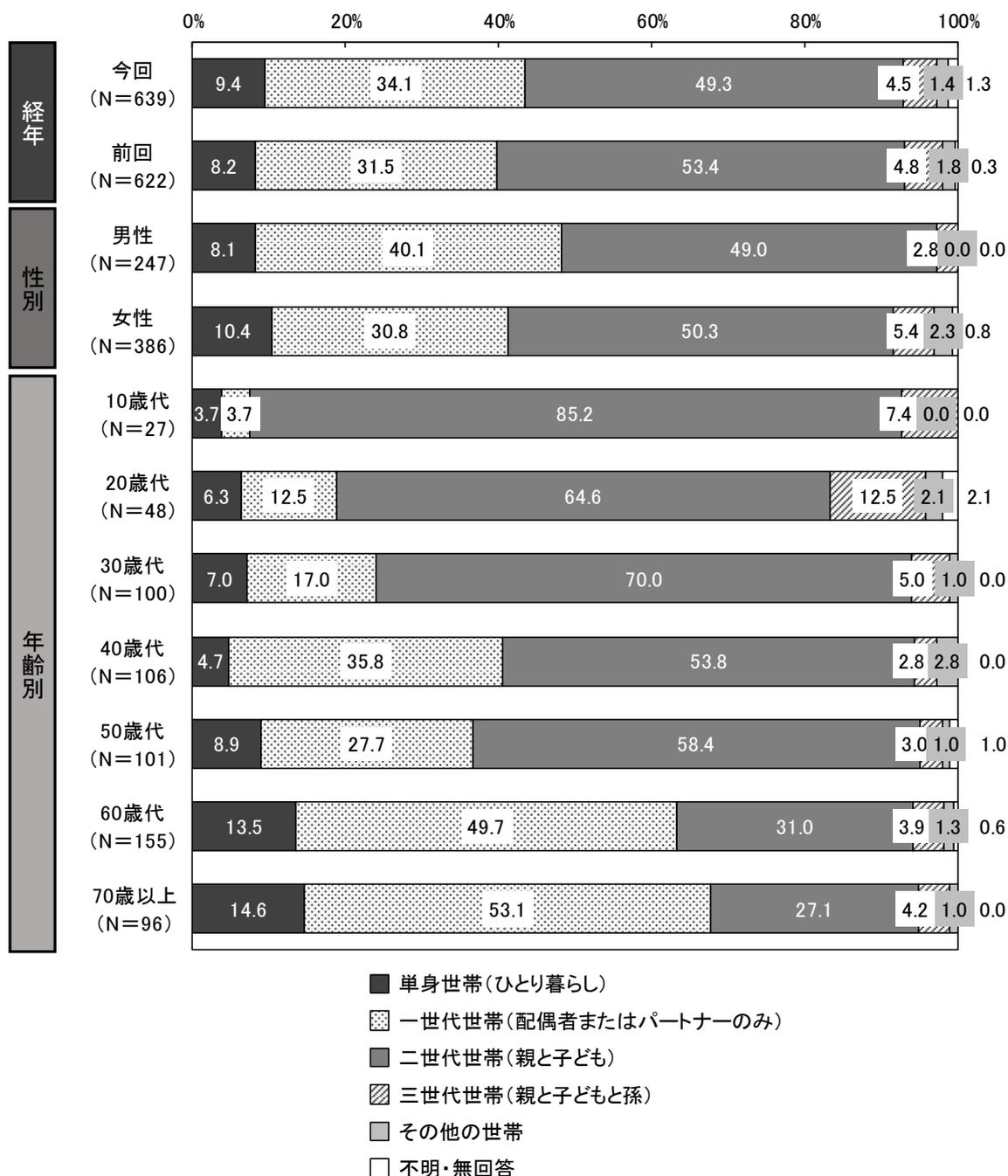
問3. あなたと一緒に暮らしているご家族は。(1つだけ○)

回答者の世帯構成についてみると、「二世帯世帯（親と子ども）」が49.3%と最も高く、次いで「一世帯世帯（配偶者またはパートナーのみ）」が34.1%、「単身世帯（ひとり暮らし）」が9.4%となっています。

前回と比較すると、「二世帯世帯（親と子ども）」が4.1ポイント低くなっています。

性別でみると、男性の方が「一世帯世帯（配偶者またはパートナーのみ）」が高くなっています。

年齢別でみると、10～50歳代は「二世帯世帯（親と子ども）」、60歳以上は「一世帯世帯（配偶者またはパートナーのみ）」が最も高くなっています。



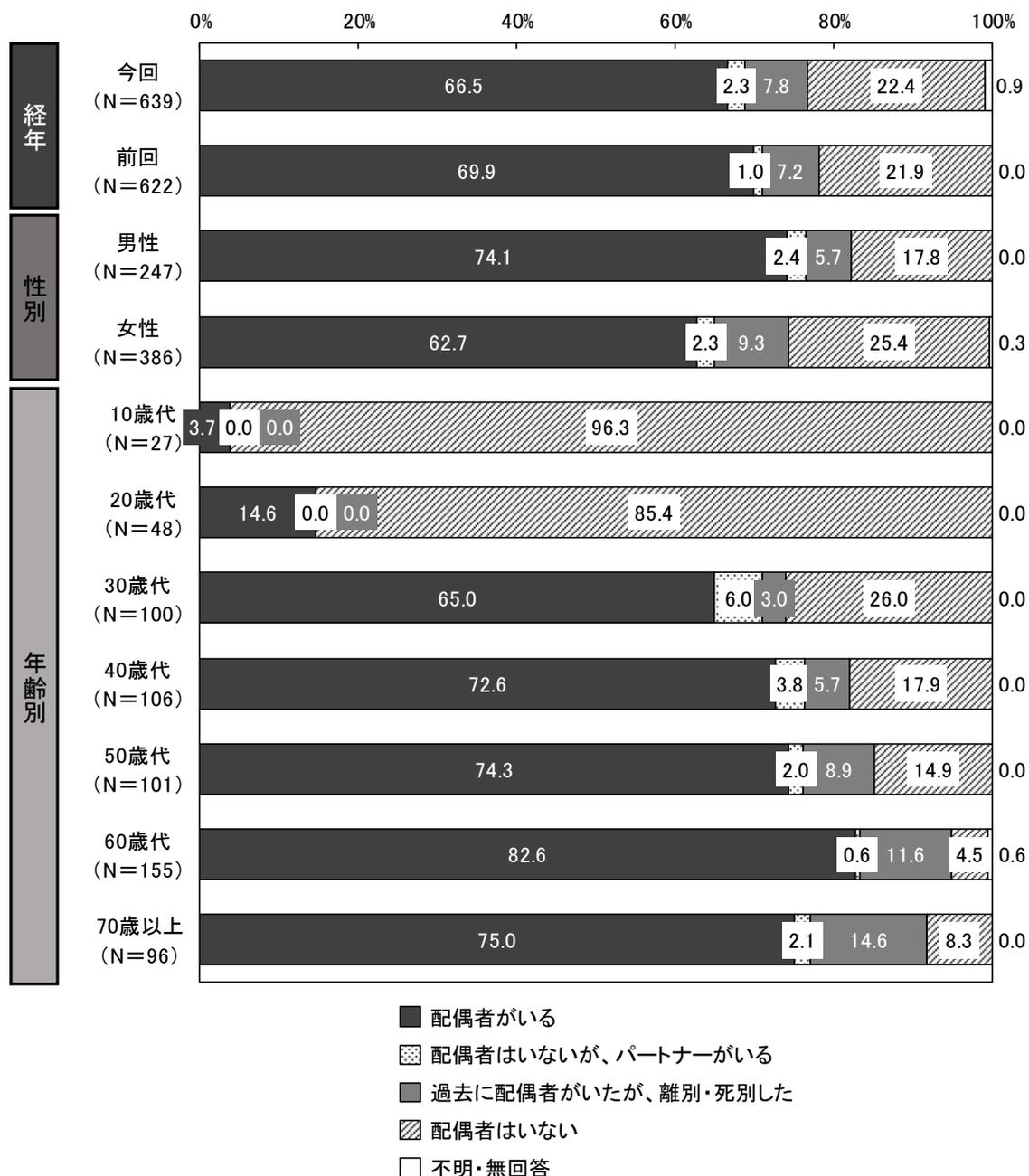
問4. あなたには配偶者がいますか。(1つだけ○)

回答者の婚姻状況についてみると、「配偶者がいる」が66.5%と最も高く、次いで「配偶者はいない」が22.4%、「過去に配偶者がいたが、離別・死別した」が7.8%となっています。

前回と比較すると、「配偶者がいる」が3.4ポイント低くなっています。

性別でみると、男性の方が「配偶者がいる」が高くなっています。

年齢別でみると、「配偶者がいる」が60歳代で8割台と最も高く、次いで40～50歳代、70歳以上で7割台、30歳代が6割台となっています。



※前回の選択肢は「結婚している」、「結婚していないがパートナーと同居している」、「過去に結婚していたが、離別・死別した」、「していない(未婚)」

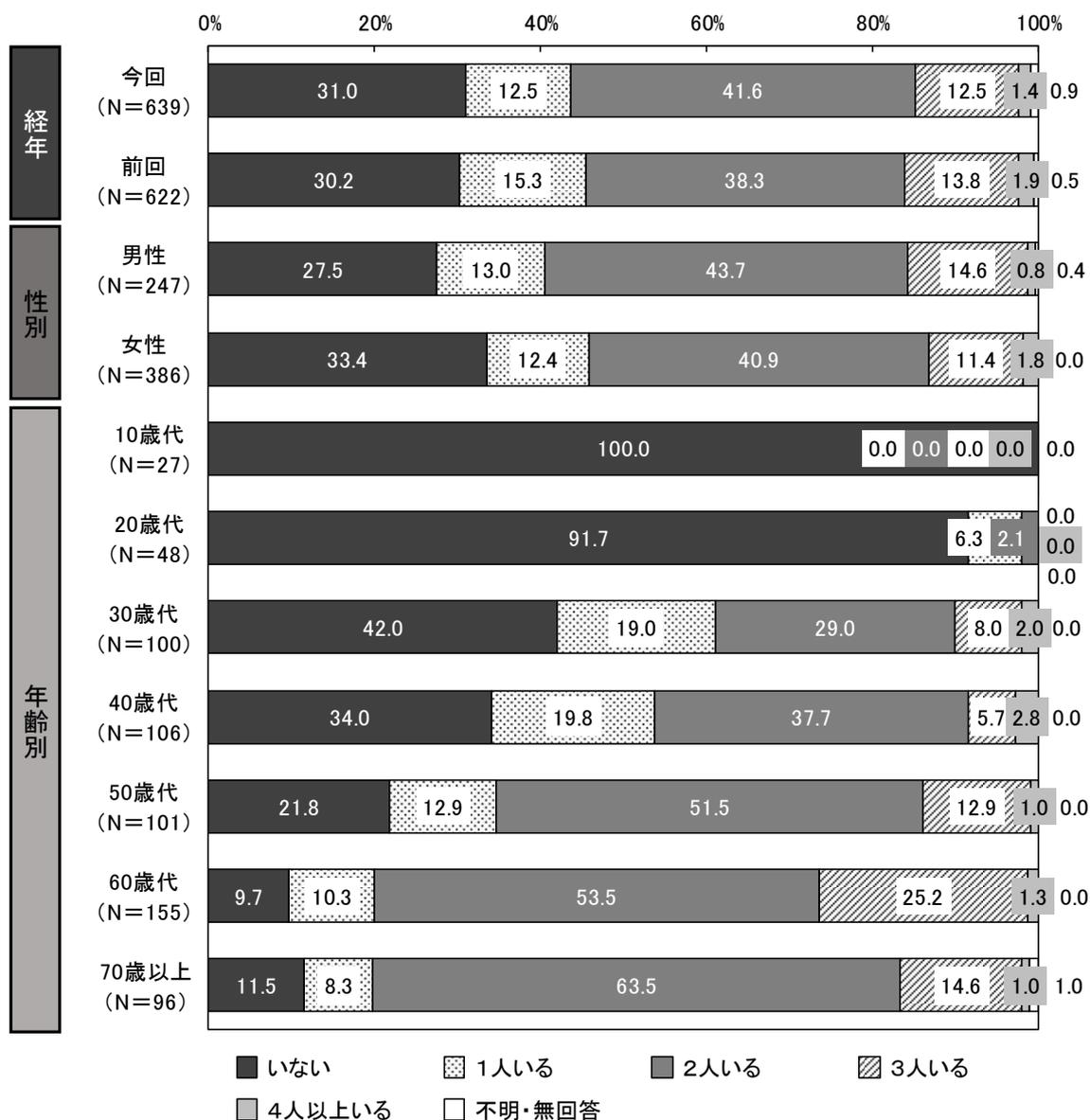
問5. あなたには現在、お子さんがいますか。(1つだけ○)

子どもの数についてみると、「2人いる」が41.6%と最も高く、次いで「いない」が31.0%、「1人いる」、「3人いる」が12.5%となっています。

前回と比較すると、「2人いる」が3.3ポイント高くなっています。

性別でみると、男女ともに「2人いる」が高くなっています。

年齢別でみると、60歳代まで年代が上がるにつれて『いる』（「1人いる」「2人いる」「3人いる」「4人以上いる」）が高くなっています。



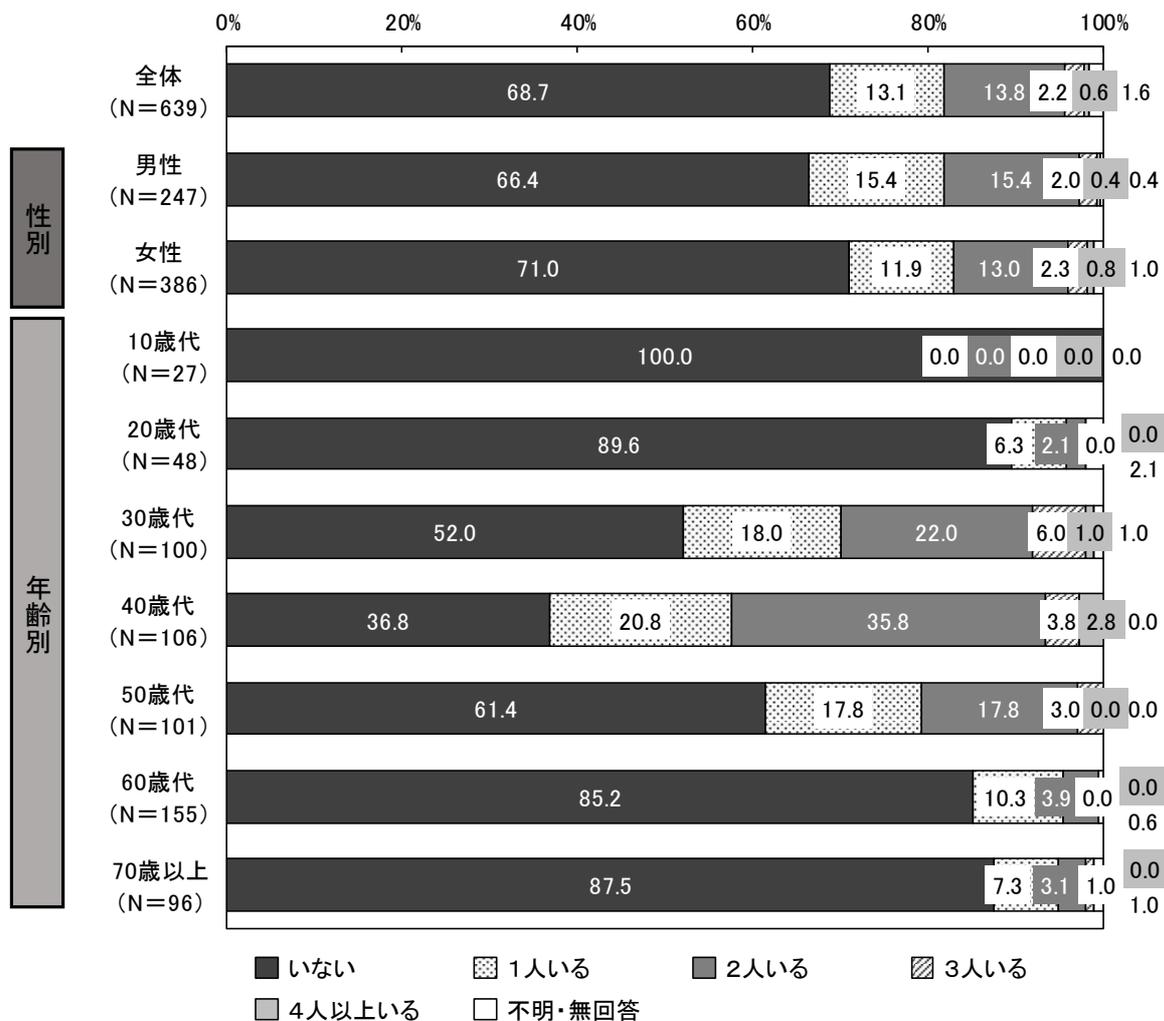
問6. お子さんと同居している、していないに関わらず、扶養するお子さんはいますか。

(1つだけ○)

扶養する子どもの数についてみると、「いない」が68.7%と最も高く、次いで「2人いる」が13.8%、「1人いる」が13.1%となっています。

性別でみると、男女ともに「いない」が高くなっています。

年齢別でみると、『いる』が40歳代で最も高く、次いで30歳代、50歳代となっています。



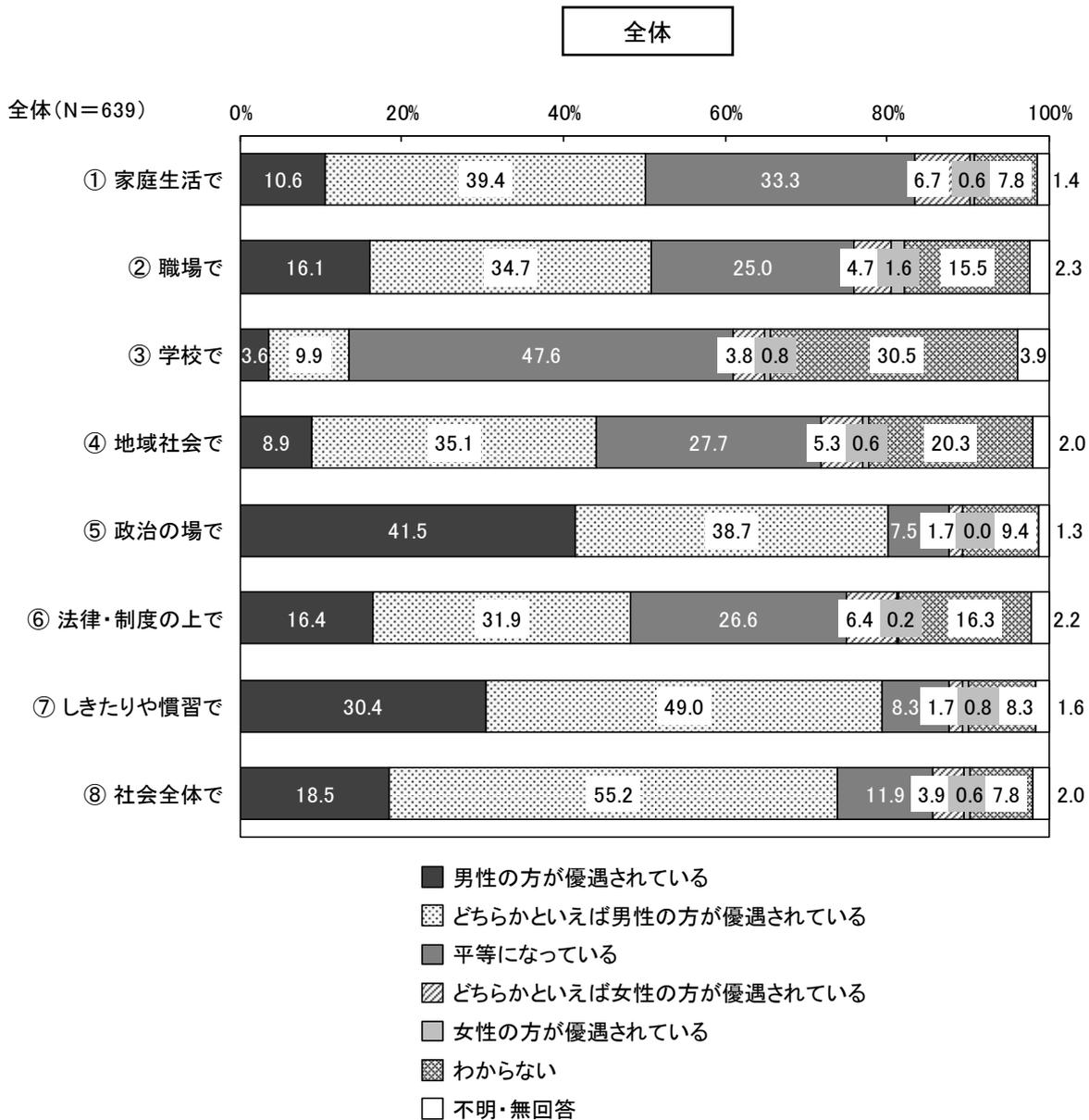
2. 男女平等について

問7. 次の①～⑧の分野で男女の地位は平等になっていると思いますか。

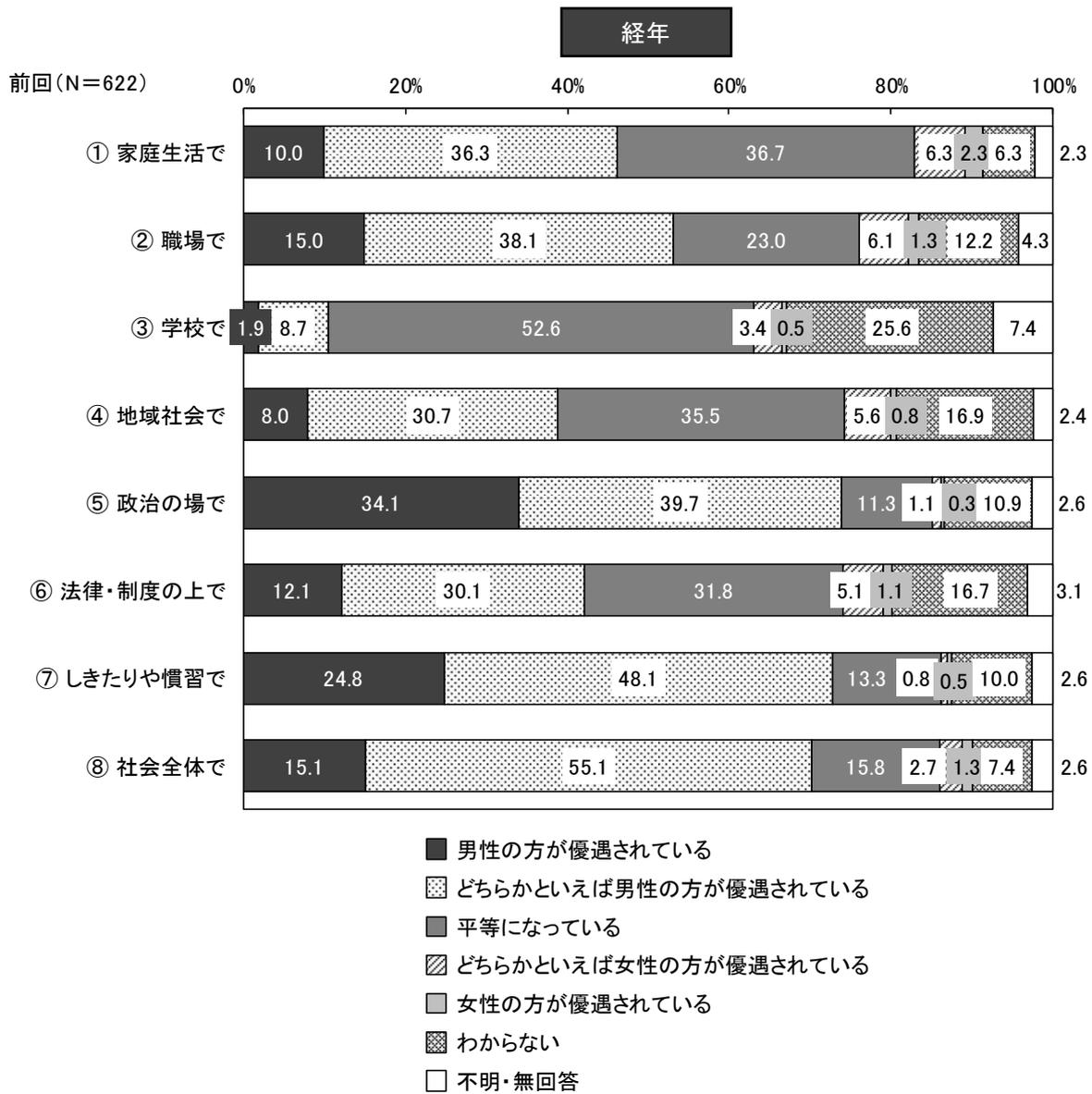
(①～⑧のそれぞれの項目について、1つだけ○)

男女の地位の平等感についてみると、「平等になっている」は、[③学校で]で47.6%と最も高く、[①家庭生活で]で33.3%、[④地域社会で]で27.7%となっています。

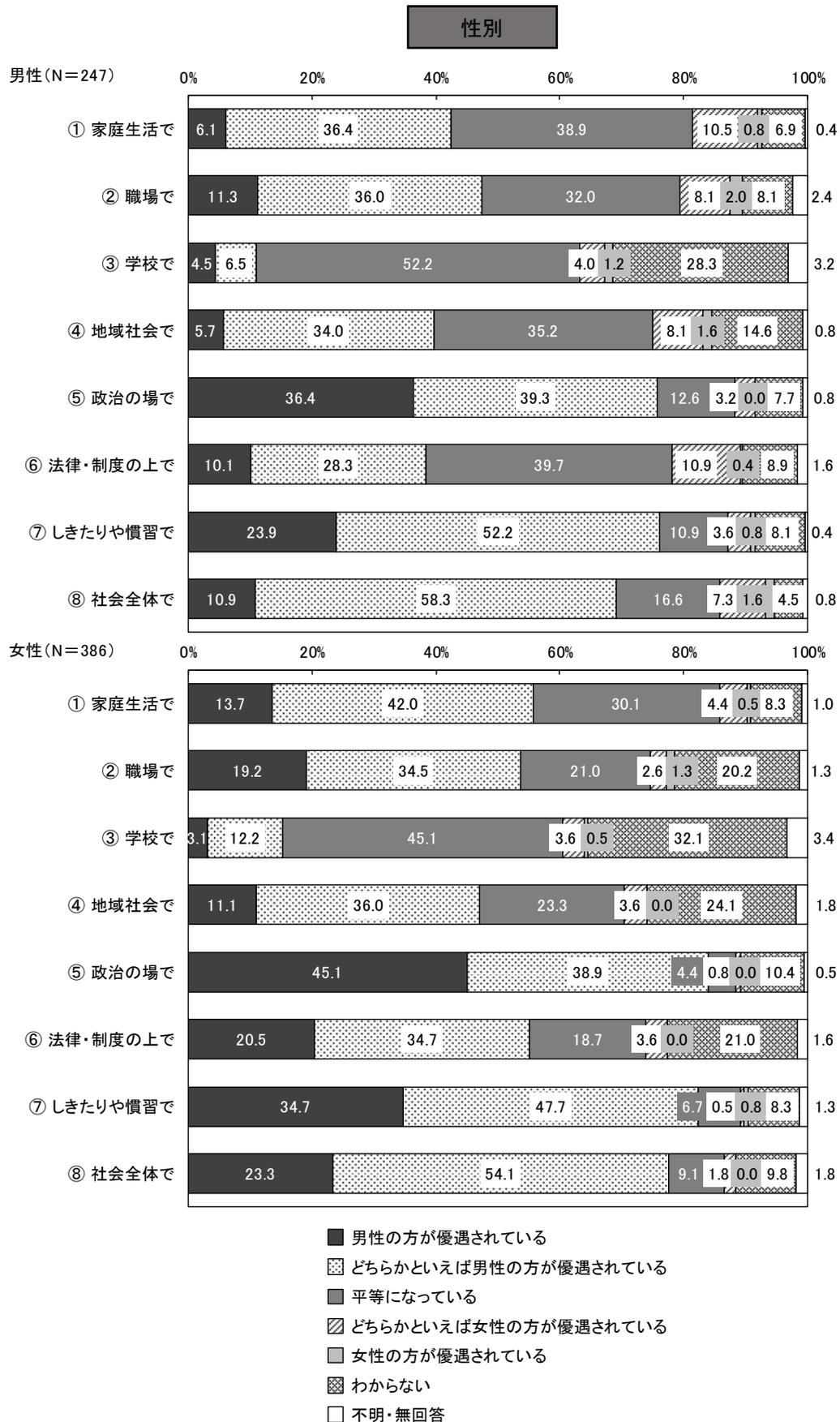
[⑤政治の場で]、[⑦しきたりや慣習で]、[⑧社会全体で]では、1割前後と低くなっています。



前回と比較すると、[②職場で]で「平等になっている」が2.0ポイント高くなっている一方で、[②職場で]を除くすべての項目において、『男性優遇』（「男性の方が優遇されている」「どちらかといえば男性の方が優遇されている」）が高くなっています。



性別でみると、すべての項目において女性の方が、『男性優遇』（「男性の方が優遇されている」「どちらかといえば男性の方が優遇されている」）が高くなっています。



3. 家庭のことについて

問8. あなたは、次の①～④のような考えについてどのように思いますか。

(①～④のそれぞれの項目について、1つだけ○)

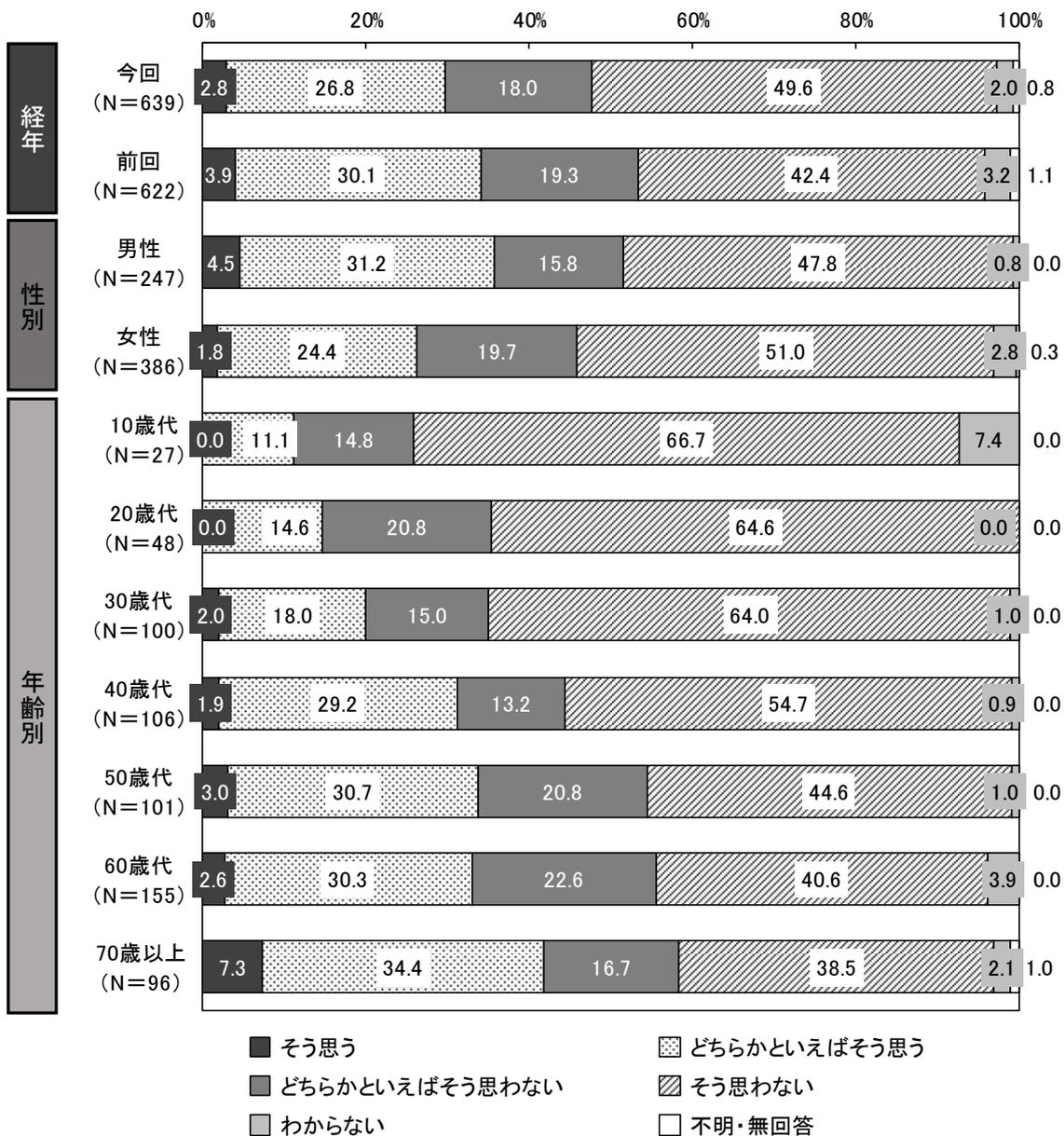
①男は外で働き、女は家庭を守るべきだ

男は外で働き、女は家庭を守るべきという考えについてみると、「そう思わない」が49.6%と最も高く、次いで「どちらかといえばそう思う」が26.8%、「どちらかといえばそう思わない」が18.0%となっています。

前回と比較すると、「そう思わない」が7.2ポイント高くなっています。

性別でみると、男性の方が『思う』(「そう思う」「どちらかといえばそう思う」)が高くなっています。

年齢別でみると、年代が上がるにつれて『思う』が高い傾向となっています。



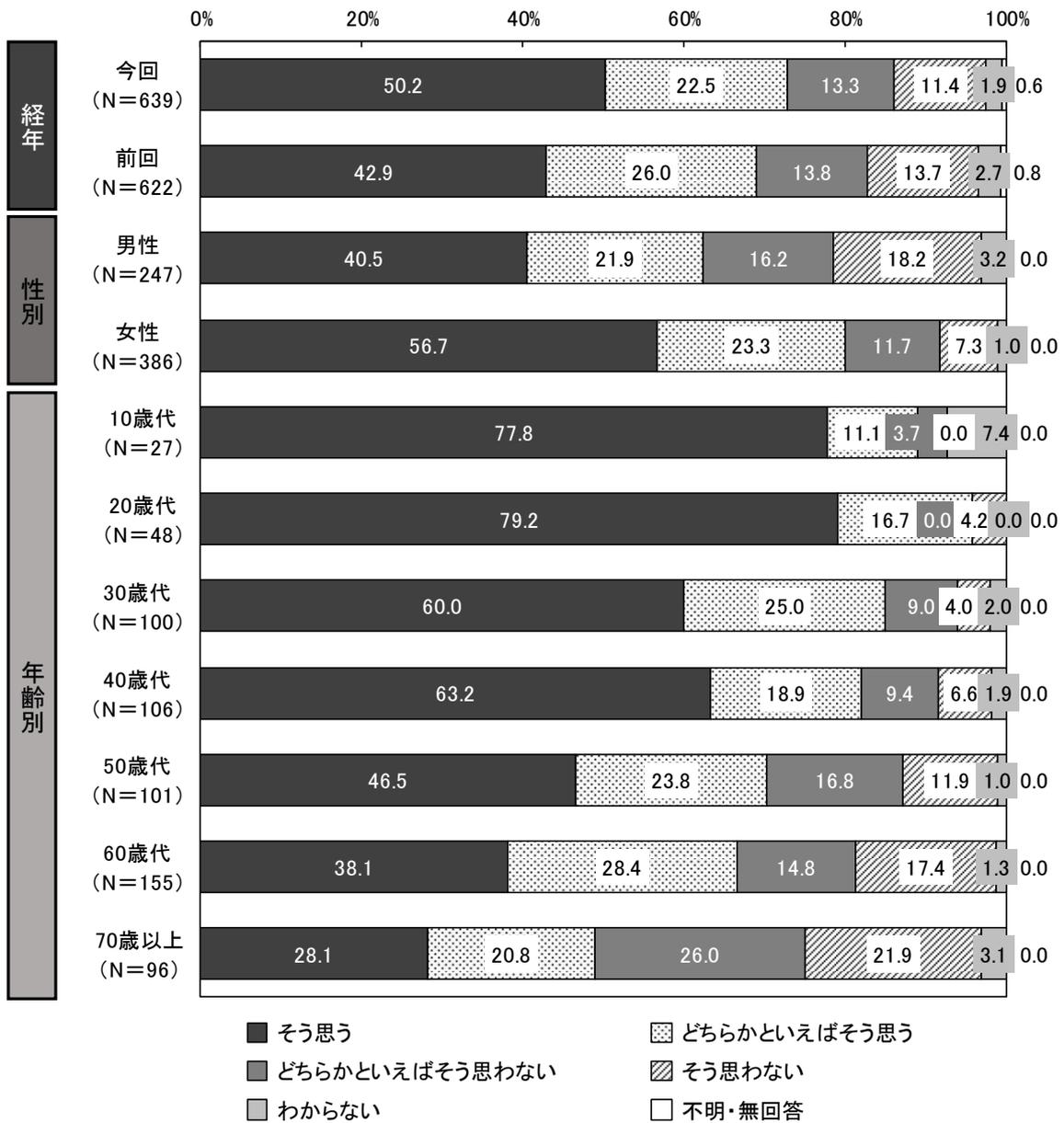
②結婚は個人の自由であるから、結婚してもしなくてもどちらでもよい

結婚は個人の自由であるから、結婚してもしなくてもどちらでもよいという考えについてみると、「そう思う」が50.2%と最も高く、次いで「どちらかといえばそう思う」が22.5%、「どちらかといえばそう思わない」が13.3%となっています。

前回と比較すると、「そう思う」が7.3ポイント高くなっています。

性別でみると、女性の方が『思う』が高くなっています。

年齢別でみると、年代が上がるにつれて『思う』が低い傾向となっています。



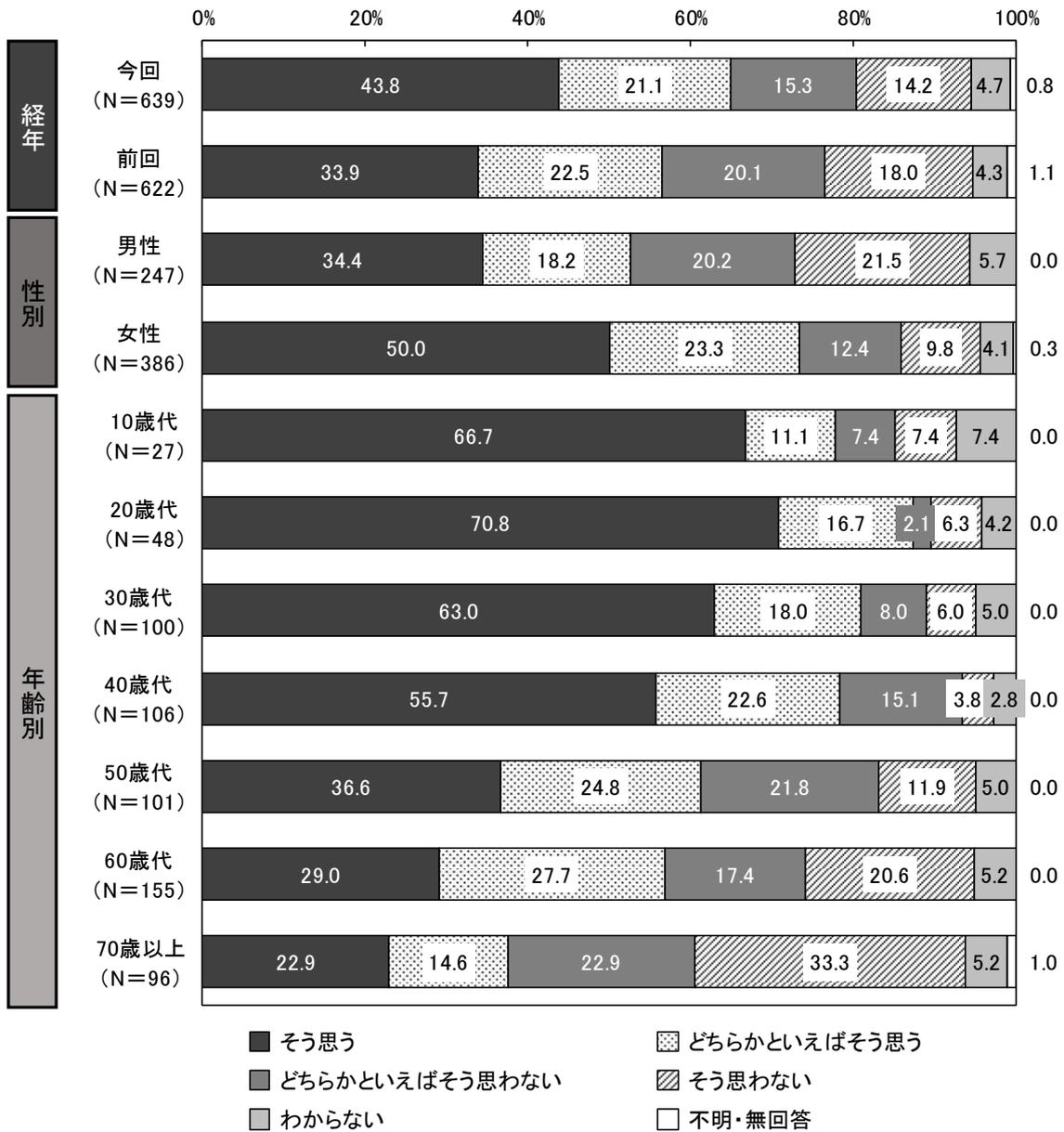
③結婚しても必ずしも子どもを持つ必要はない

結婚しても必ずしも子どもを持つ必要はないという考えについてみると、「そう思う」が43.8%と最も高く、次いで「どちらかといえばそう思う」が21.1%、「どちらかといえばそう思わない」が15.3%となっています。

前回と比較すると、「そう思う」が9.9ポイント高くなっています。

性別でみると、女性の方が『思う』が高くなっています。

年齢別でみると、年代が上がるにつれて『思う』が低い傾向となっています。



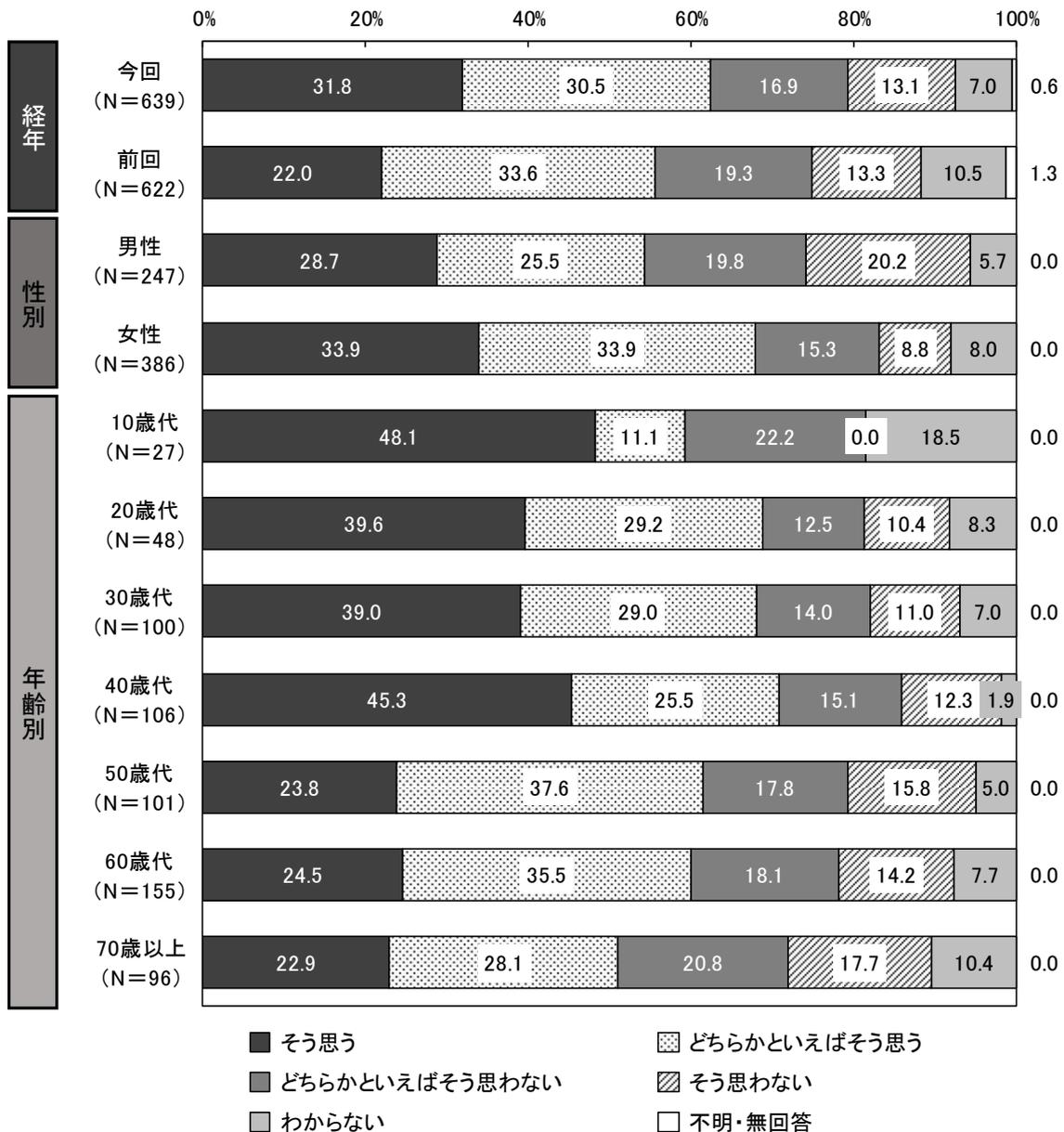
④結婚しても相手に満足できないときは離婚すればよい

結婚しても相手に満足できないときは離婚すればよいという考えについてみると、「そう思う」が31.8%と最も高く、次いで「どちらかといえばそう思う」が30.5%、「どちらかといえばそう思わない」が16.9%となっています。

前回と比較すると、「そう思う」が9.8ポイント高くなっています。

性別で見ると、女性の方が『思う』が高くなっています。

年齢別で見ると、10～40歳代は「そう思う」、50歳以上は「どちらかといえばそう思う」が最も高くなっています。



問9. 家庭での役割分担についておたずねします。

(1) 家庭での役割分担について、あなたはどのように分担するのが望ましいと思いますか。

(①～⑤のそれぞれの項目について、1つだけ○)

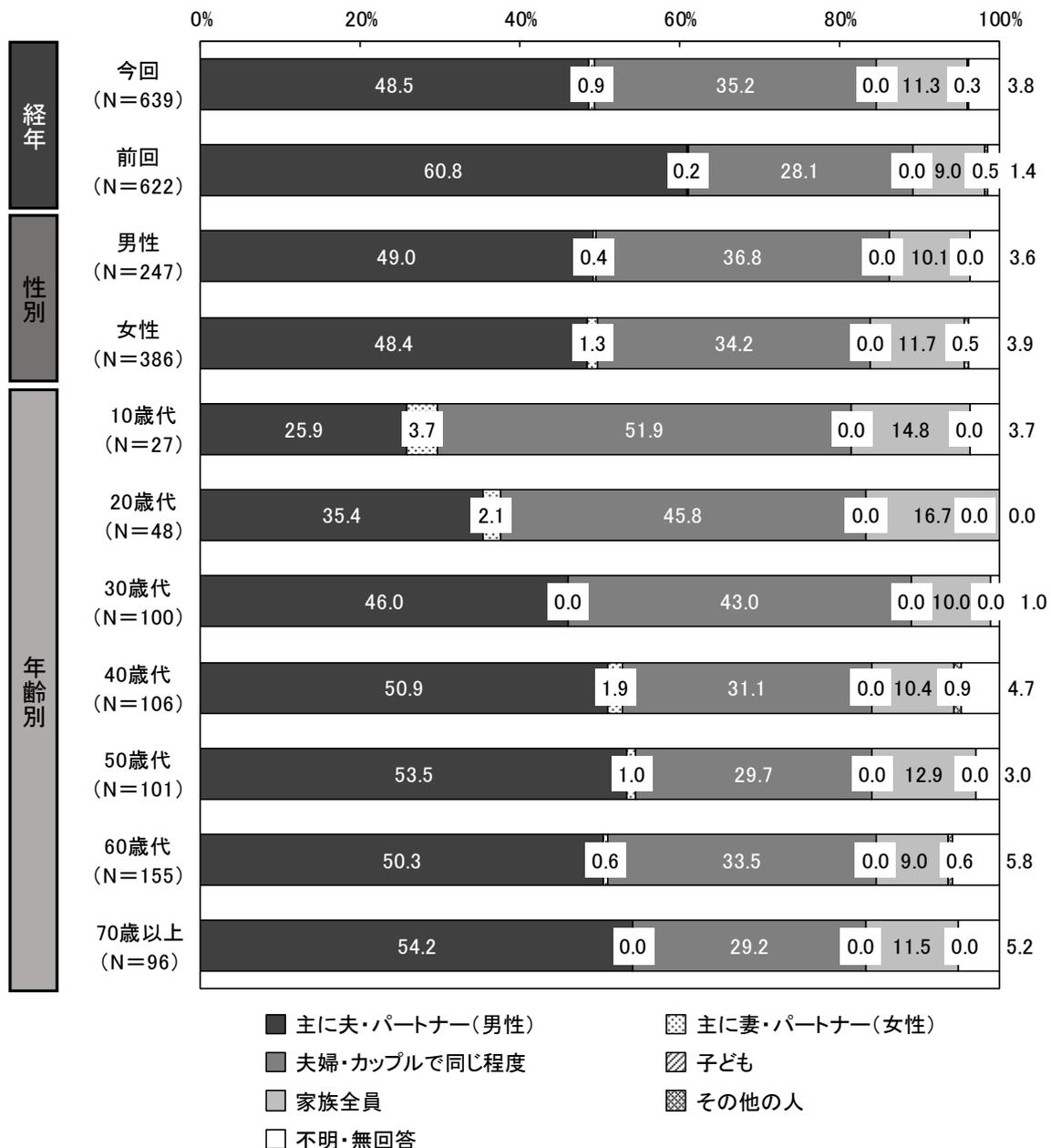
①生活費を得る

生活費を得る分担についてみると、「主に夫・パートナー（男性）」が48.5%と最も高く、次いで「夫婦・カップルで同じ程度」が35.2%、「家族全員」が11.3%となっています。

前回と比較すると、「主に夫・パートナー（男性）」が12.3ポイント低くなっています。

性別でみると、男女ともに「主に夫・パートナー（男性）」が高くなっています。

年齢別でみると、10～20歳代は「夫婦・カップルで同じ程度」、30歳以上は「主に夫・パートナー（男性）」が最も高くなっています。



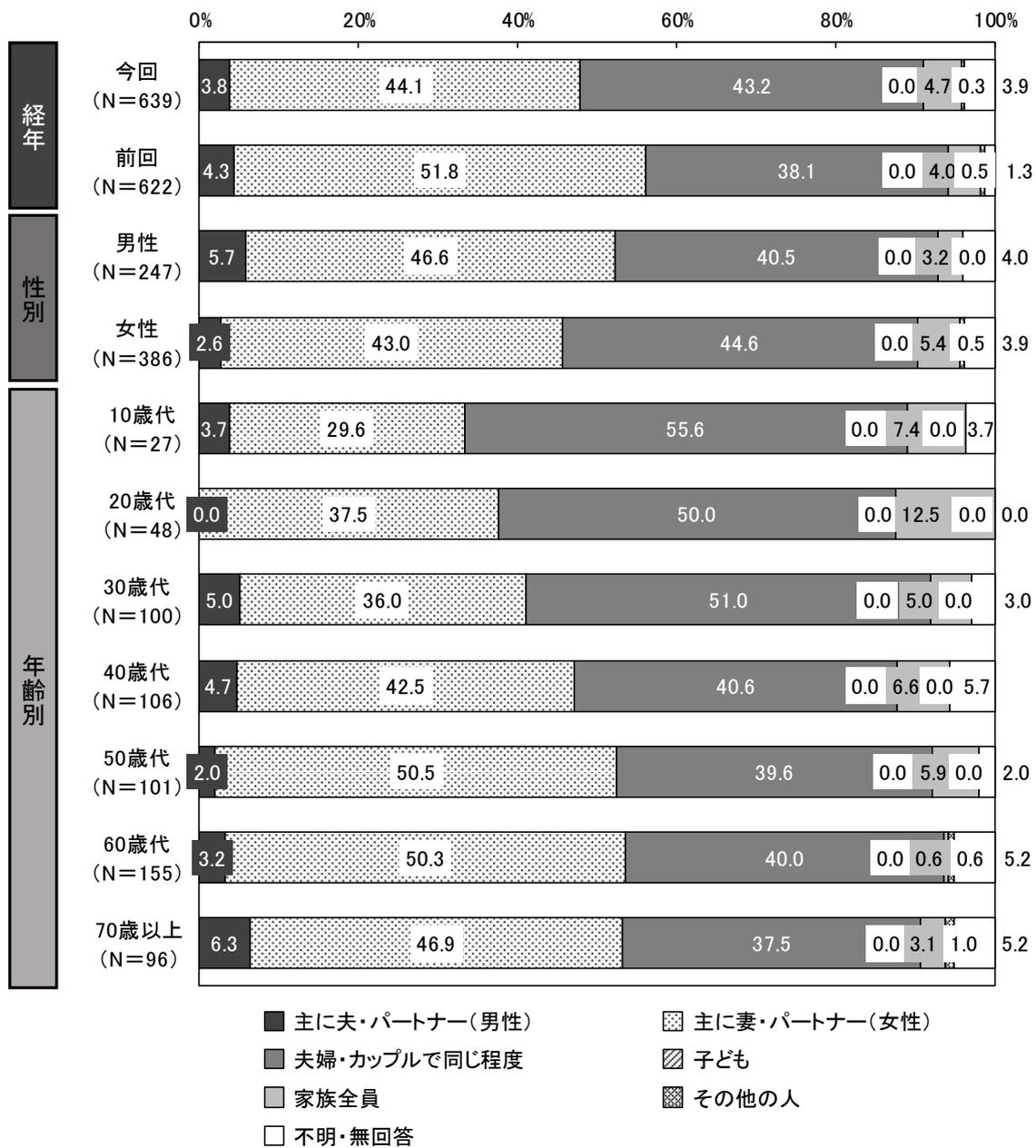
②家計の管理

家計管理の分担についてみると、「主に妻・パートナー（女性）」が44.1%と最も高く、次いで「夫婦・カップルで同じ程度」が43.2%、「家族全員」が4.7%となっています。

前回と比較すると、「主に妻・パートナー（女性）」が7.7ポイント低くなっています。

性別でみると、男性は「主に妻・パートナー（女性）」、女性は「夫婦・カップルで同じ程度」が高くなっています。

年齢別でみると、10～30歳代は「夫婦・カップルで同じ程度」、40歳以上は「主に妻・パートナー（女性）」が最も高くなっています。



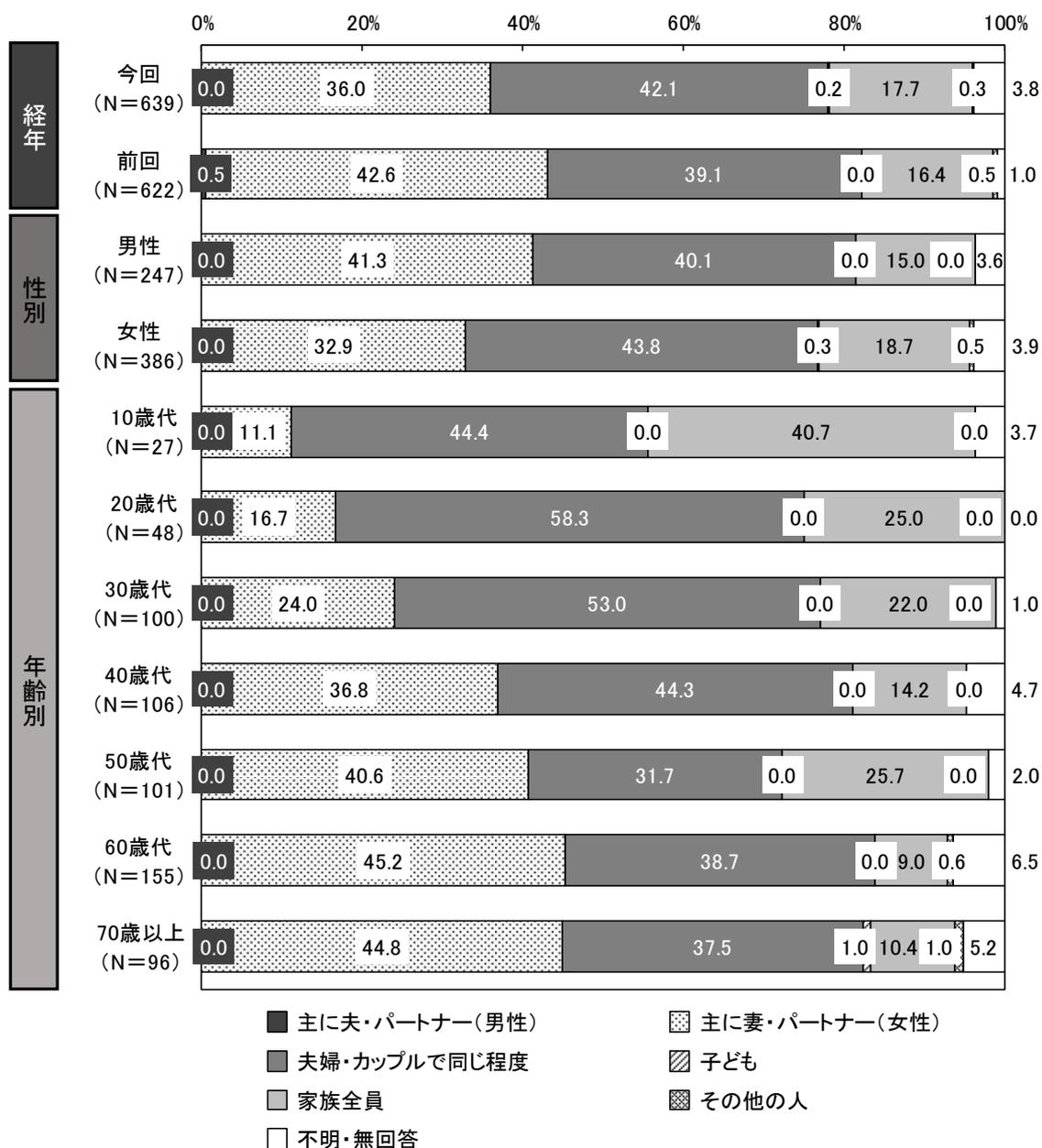
③日常の家事（食事のしたく、掃除、洗濯）

日常の家事（食事のしたく、掃除、洗濯）の分担についてみると、「夫婦・カップルで同じ程度」が42.1%と最も高く、次いで「主に妻・パートナー（女性）」が36.0%、「家族全員」が17.7%となっています。

前回と比較すると、「夫婦・カップルで同じ程度」が3.0ポイント高くなっています。

性別でみると、男性は「主に妻・パートナー（女性）」、女性は「夫婦・カップルで同じ程度」が高くなっています。

年齢別でみると、10～40歳代は「夫婦・カップルで同じ程度」、50歳以上は「主に妻・パートナー（女性）」が最も高くなっています。



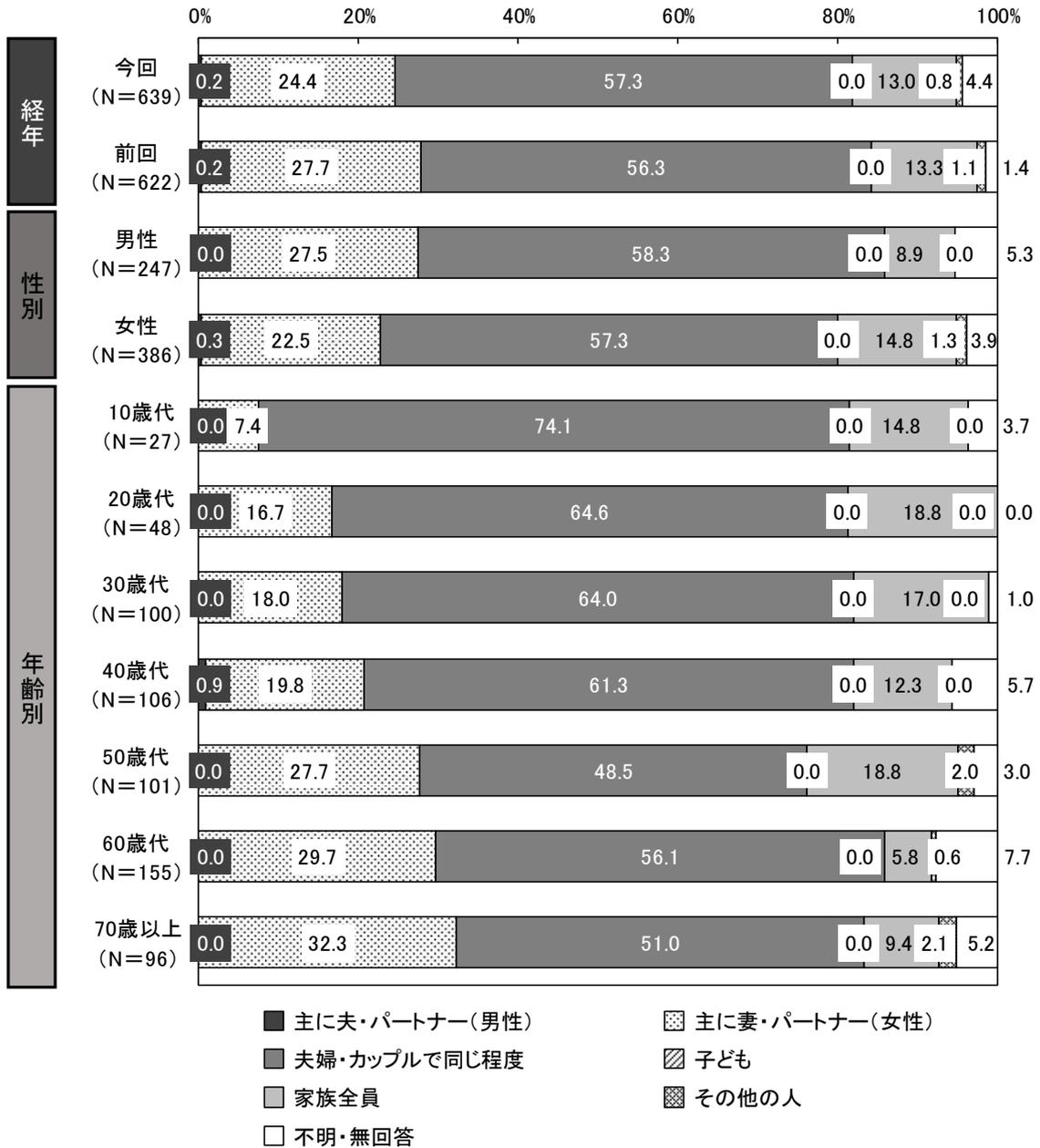
④育児

育児の分担についてみると、「夫婦・カップルで同じ程度」が57.3%と最も高く、次いで「主に妻・パートナー（女性）」が24.4%、「家族全員」が13.0%となっています。

前回と比較すると、「夫婦・カップルで同じ程度」が1.0ポイント高くなっています。

性別でみると、男女ともに「夫婦・カップルで同じ程度」が高くなっています。

年齢別でみると、年代が上がるにつれて「主に妻・パートナー（女性）」が高くなっています。



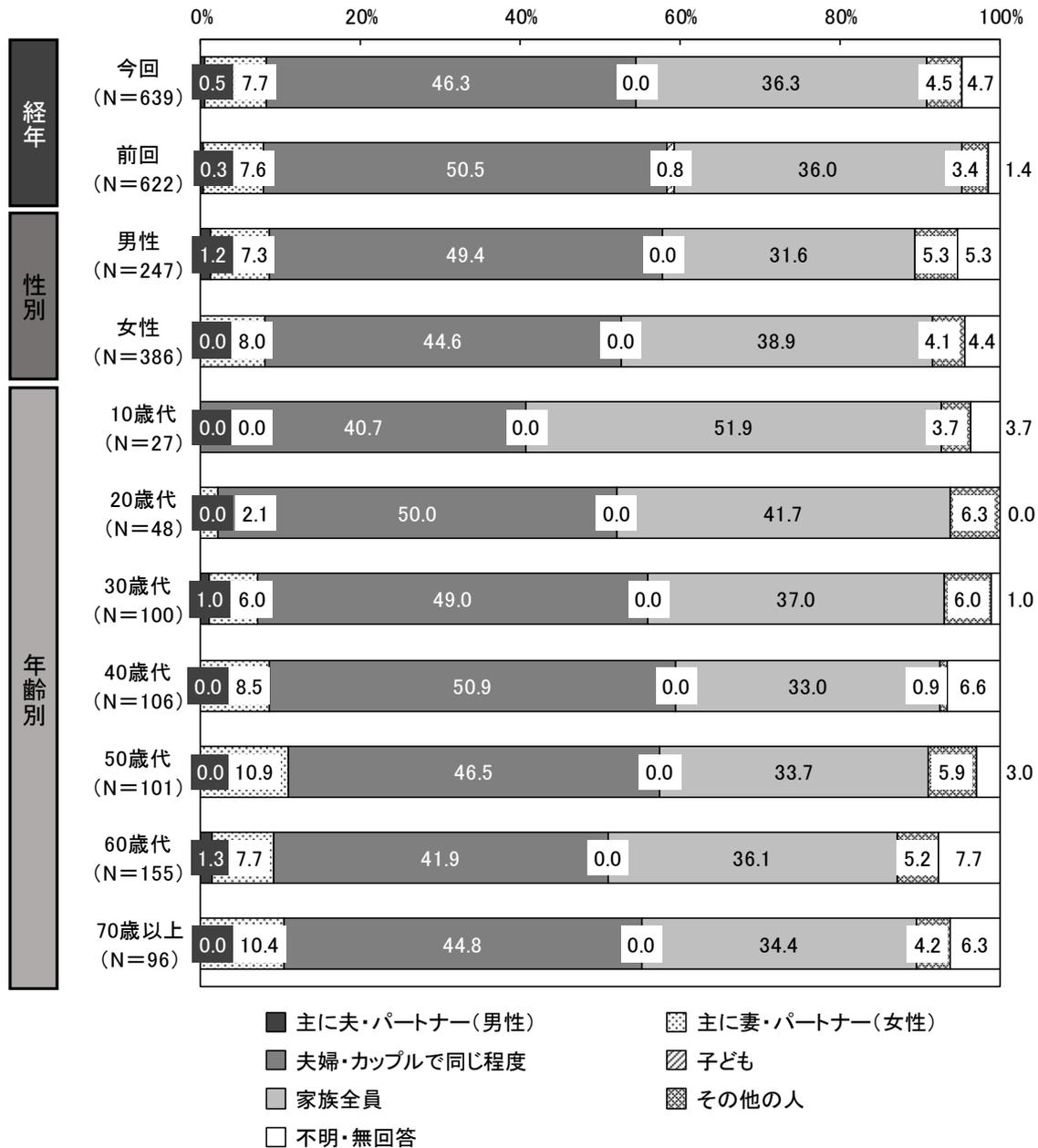
⑤高齢者、病人の介護・看護

高齢者、病人の介護・看護の分担についてみると、「夫婦・カップルで同じ程度」が46.3%と最も高く、次いで「家族全員」が36.3%、「主に妻・パートナー（女性）」が7.7%となっています。

前回と比較すると、「夫婦・カップルで同じ程度」が4.2ポイント低くなっています。

性別でみると、女性の方が「家族全員」が高くなっています。

年齢別でみると、10歳代は「家族全員」、20歳以上は「夫婦・カップルで同じ程度」が最も高くなっています。



【配偶者・パートナーのいる方のみ】

(2) 実際にあなたの家庭では、どのように分担していますか。

(①～⑤のそれぞれの項目について、1つだけ○)

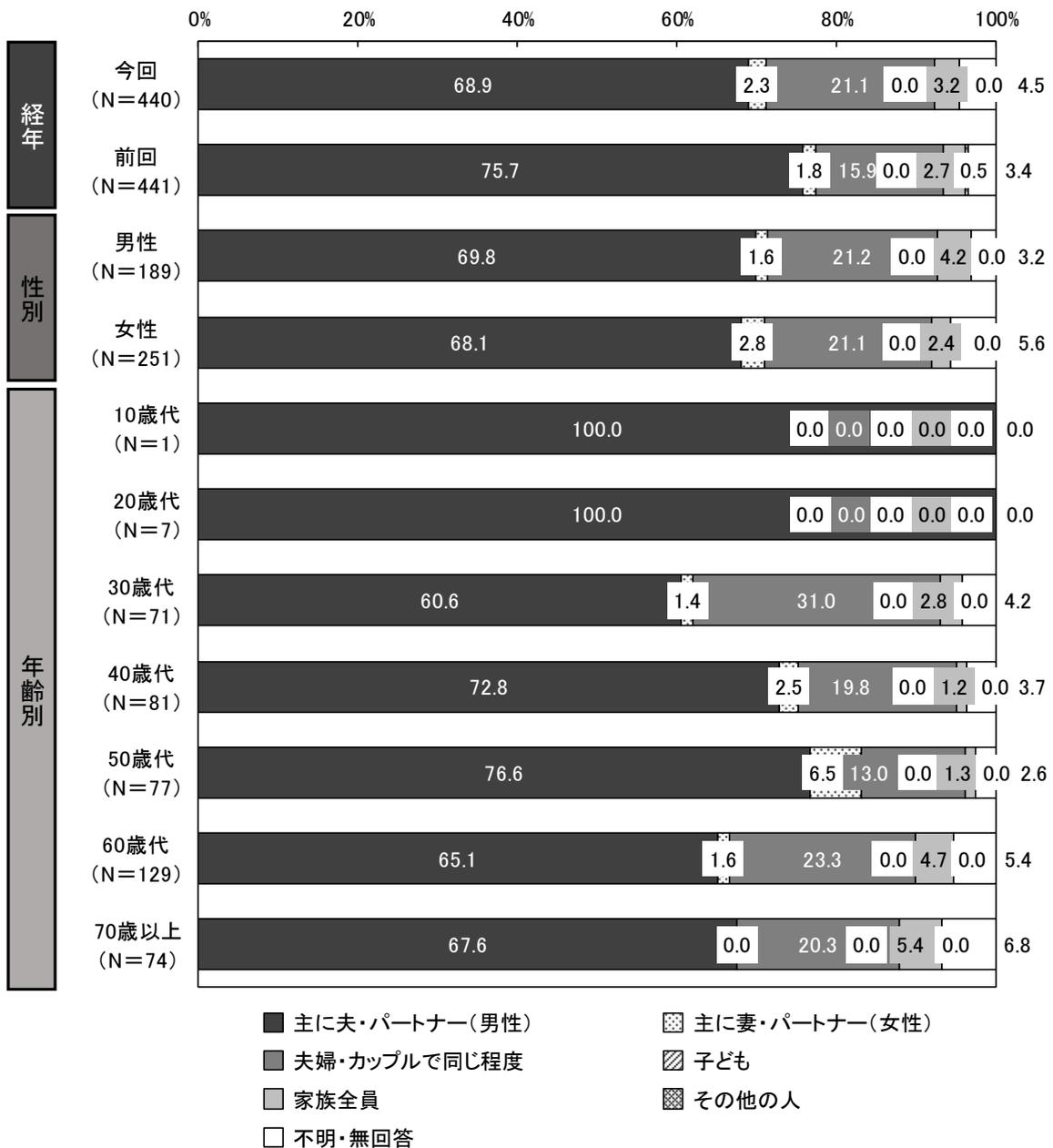
①生活費を得る

生活費を得る分担についてみると、「主に夫・パートナー（男性）」が68.9%と最も高く、次いで「夫婦・カップルで同じ程度」が21.1%、「家族全員」が3.2%となっています。

前回と比較すると、「主に夫・パートナー（男性）」が6.8ポイント低くなっています。

性別でみると、男女ともに「主に夫・パートナー（男性）」が高くなっています。

年齢別でみると、「主に夫・パートナー（男性）」が40～50歳代で7割台、30歳代と60歳以上で6割台となっています。



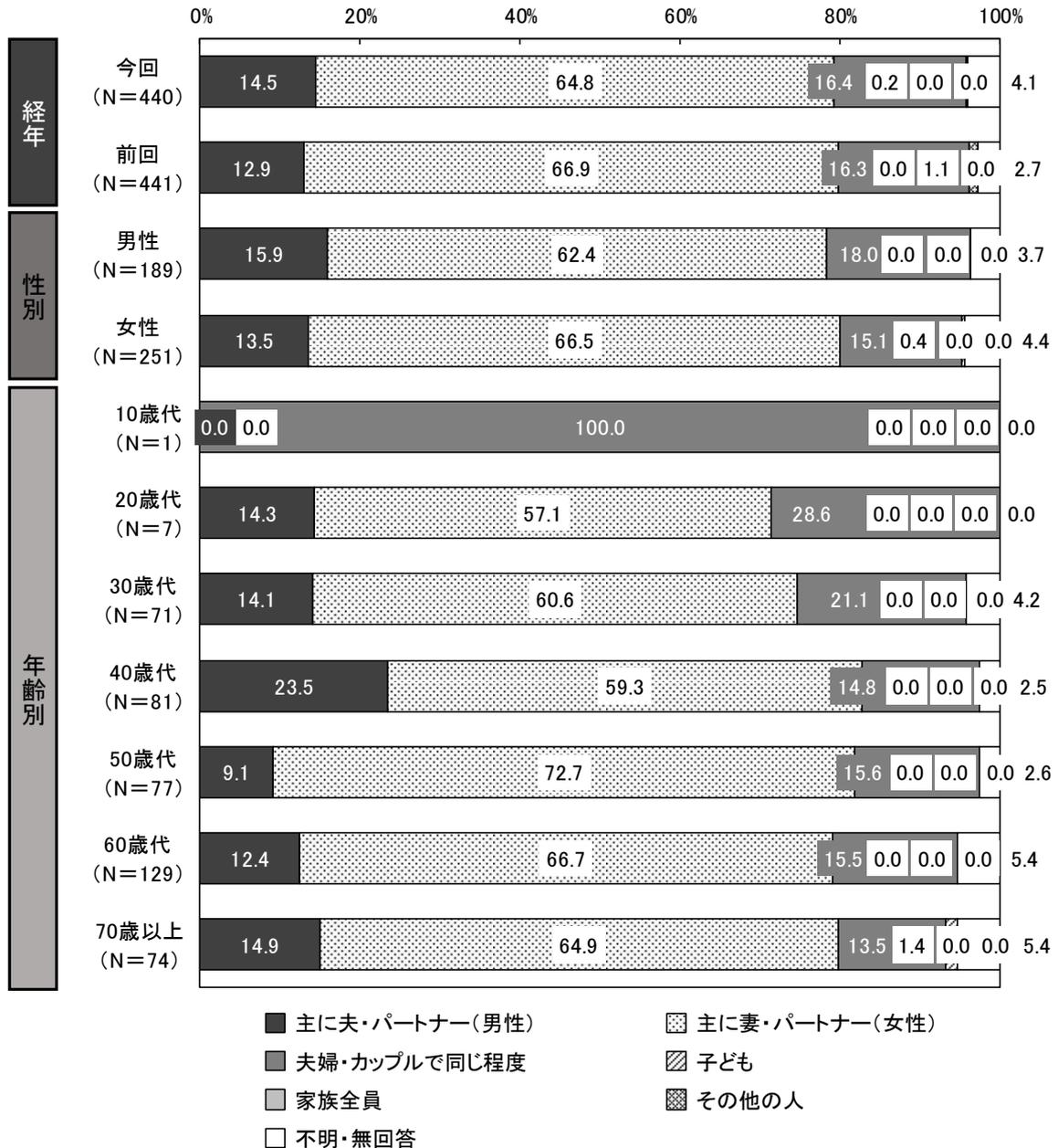
②家計の管理

家計管理の分担についてみると、「主に妻・パートナー（女性）」が64.8%と最も高く、次いで「夫婦・カップルで同じ程度」が16.4%、「主に夫・パートナー（男性）」が14.5%となっています。

前回と比較すると、「主に妻・パートナー（女性）」が2.1ポイント低くなっています。

性別でみると、男女ともに「主に妻・パートナー（女性）」が高くなっています。

年齢別でみると、「主に妻・パートナー（女性）」が50歳代で最も高くなっています。



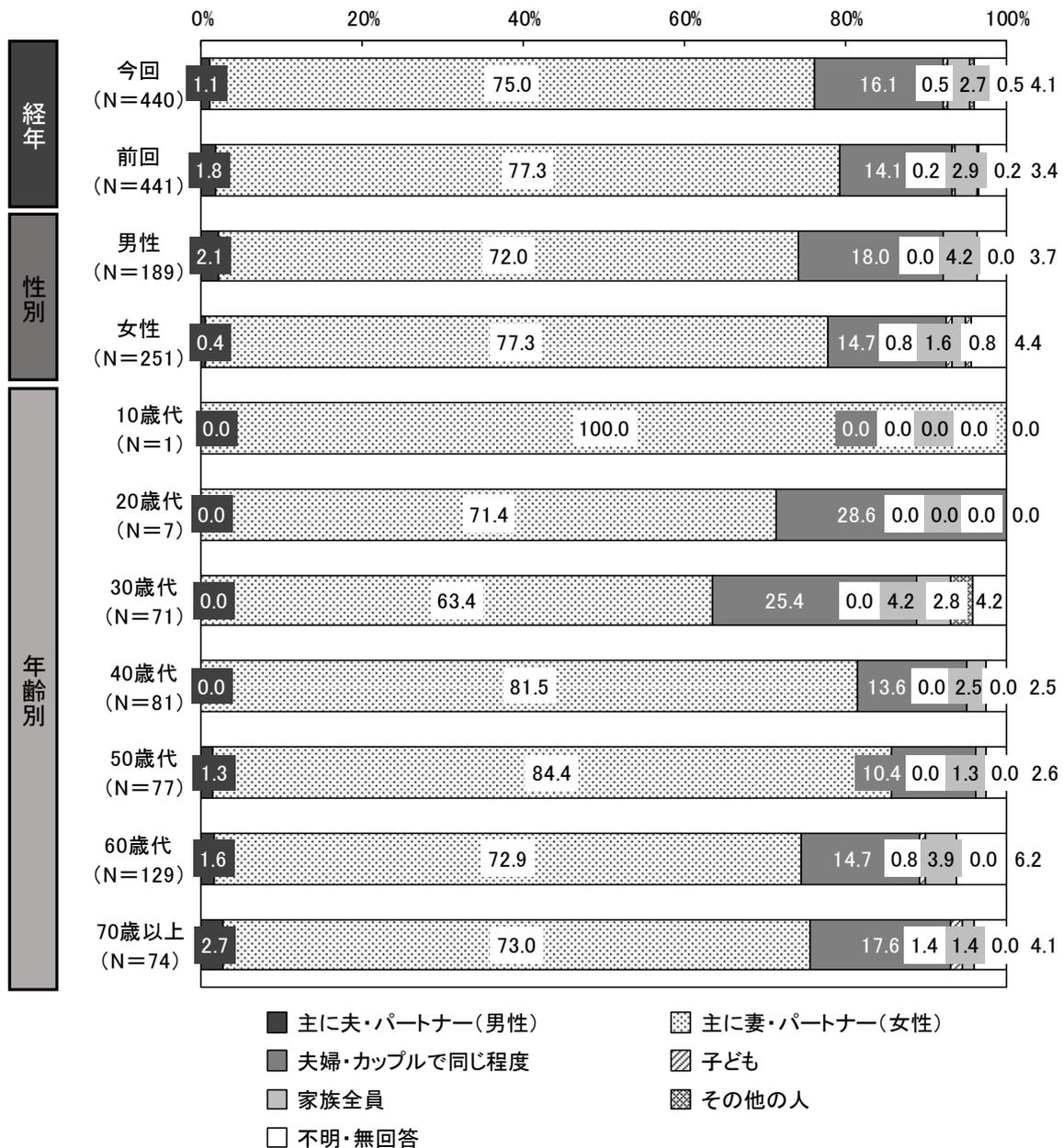
③日常の家事（食事のしたく、掃除、洗濯）

日常の家事（食事のしたく、掃除、洗濯）の分担についてみると、「主に妻・パートナー（女性）」が75.0%と最も高く、次いで「夫婦・カップルで同じ程度」が16.1%、「家族全員」が2.7%となっています。

前回と比較すると、「主に妻・パートナー（女性）」が2.3ポイント低くなっています。

性別でみると、男女ともに「主に妻・パートナー（女性）」が高くなっています。

年齢別でみると、「主に妻・パートナー（女性）」が40～50歳代で8割台、60歳以上で7割台、30歳代で6割台となっています。



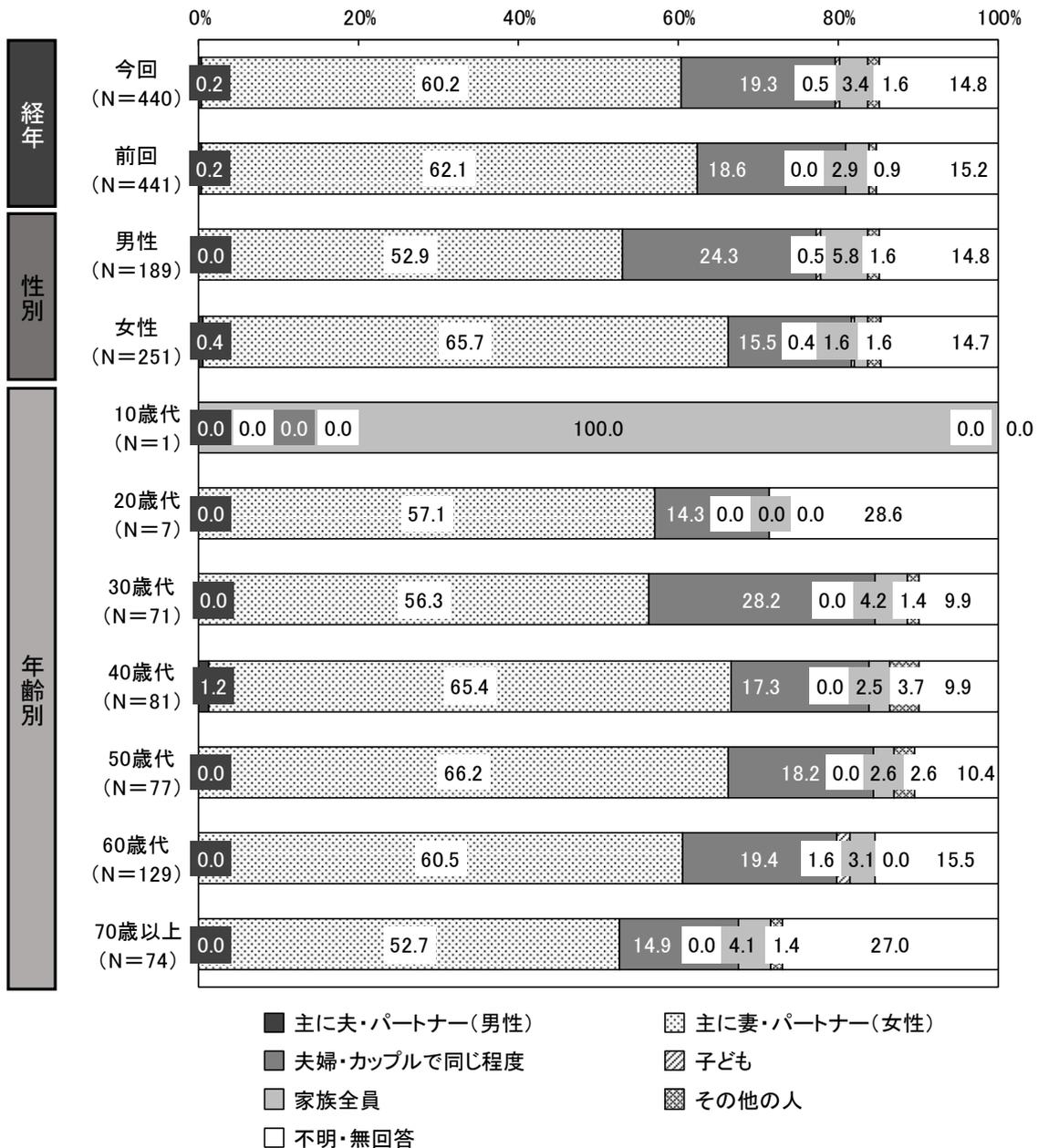
④育児

育児の分担についてみると、「主に妻・パートナー（女性）」が60.2%と最も高く、次いで「夫婦・カップルで同じ程度」が19.3%、「家族全員」が3.4%となっています。

前回と比較すると、「主に妻・パートナー（女性）」が1.9ポイント低くなっています。

性別で見ると、女性の方が「主に妻・パートナー（女性）」が高くなっています。

年齢別で見ると、「主に妻・パートナー（女性）」が40～60歳代で6割台、30歳代と70歳以上で5割台となっています。



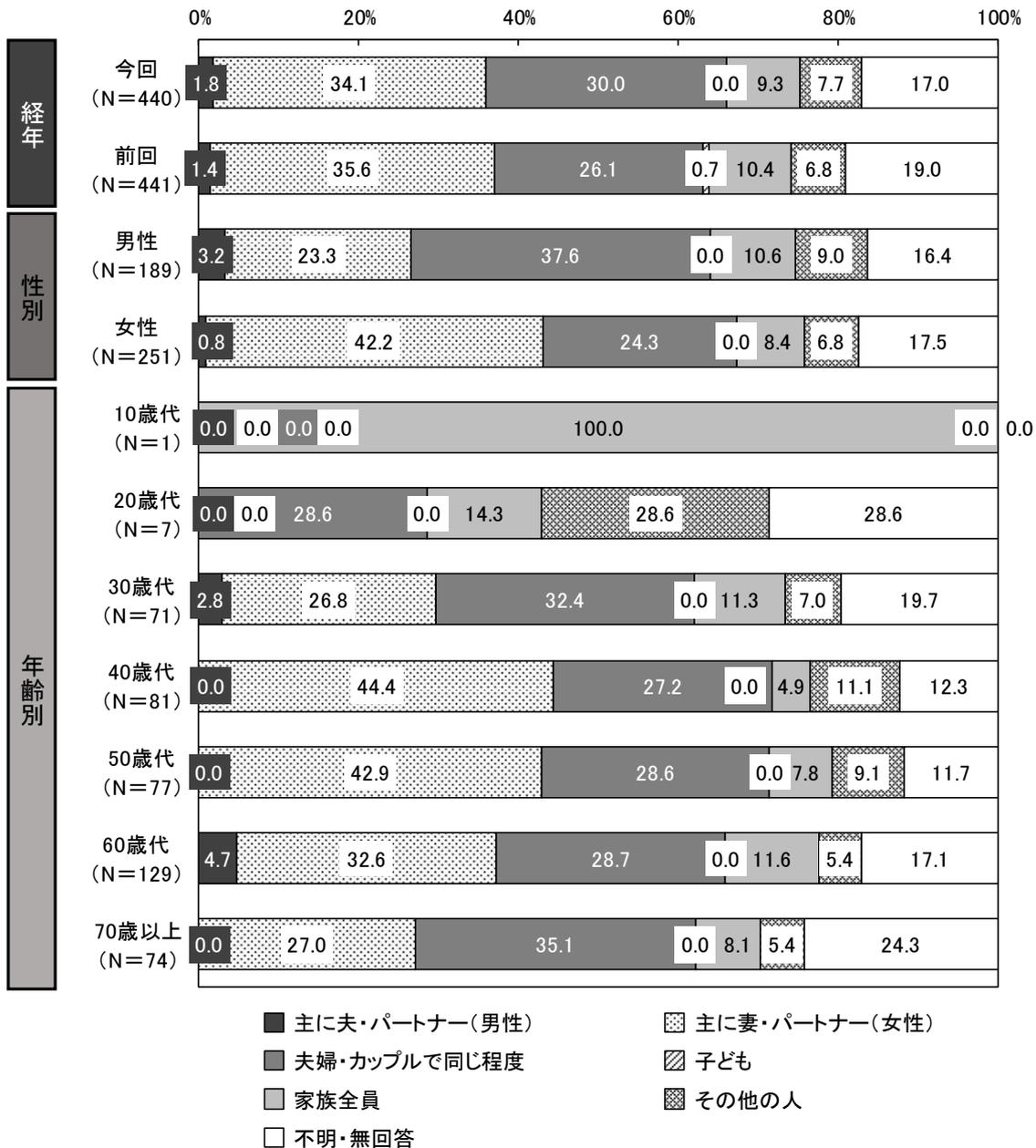
⑤高齢者、病人の介護・看護

高齢者、病人の介護・看護の分担についてみると、「主に妻・パートナー（女性）」が34.1%と最も高く、次いで「夫婦・カップルで同じ程度」が30.0%、「家族全員」が9.3%となっています。

前回と比較すると、「夫婦・カップルで同じ程度」が3.9ポイント高くなっています。

性別でみると、男性は「夫婦・カップルで同じ程度」、女性は「主に妻・パートナー（女性）」が高くなっています。

年齢別でみると、30歳代と70歳以上は「夫婦・カップルで同じ程度」、40～60歳代は「主に妻・パートナー（女性）」が最も高くなっています。



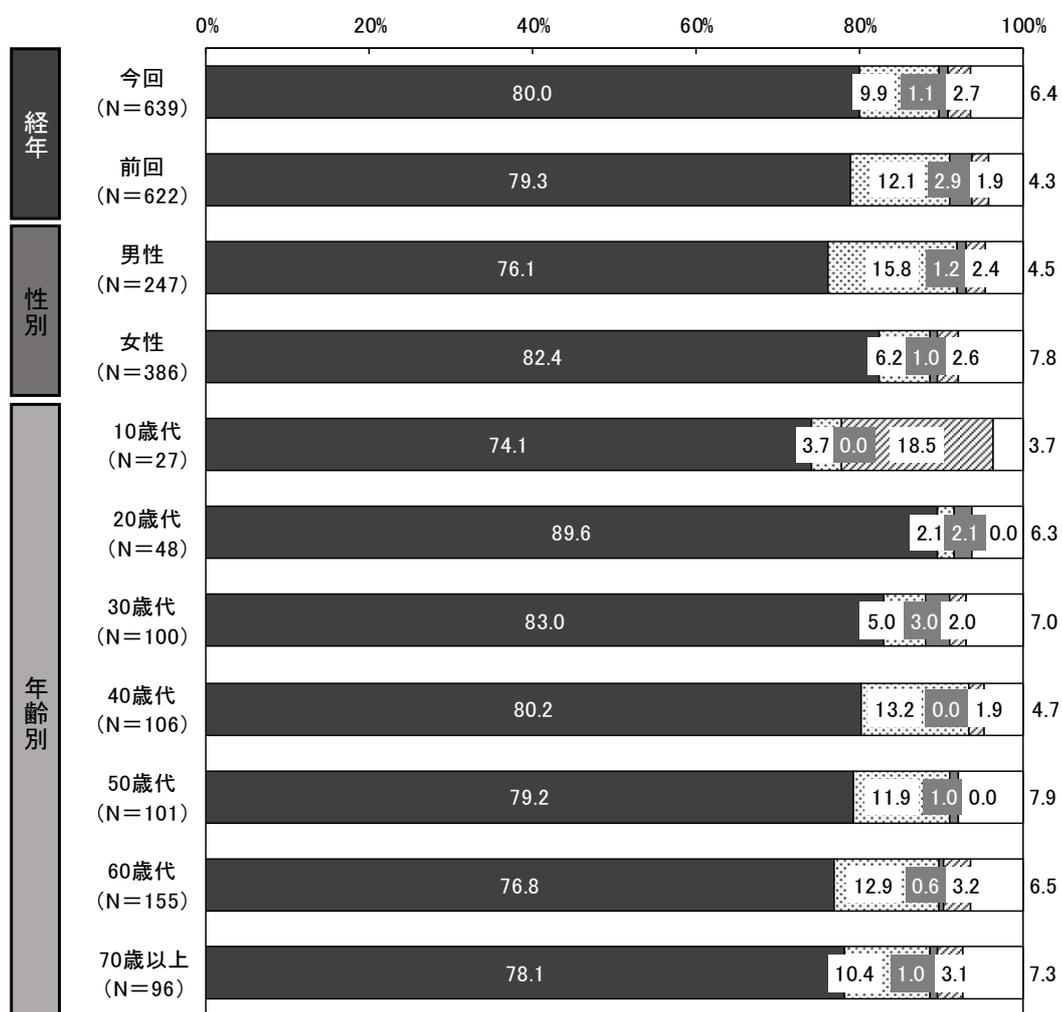
問 10. 子育てについて、どのような考えをお持ちですか。(1つだけ○)

子育ての考え方についてみると、「男女の区別なく、個人の能力や性格に応じて育てるのがよい」が80.0%と最も高く、次いで「女の子は女の子らしく、男の子は男の子らしく育てるのがよい」が9.9%、「わからない」が2.7%となっています。

前回と比較すると、「女の子は女の子らしく、男の子は男の子らしく育てるのがよい」が2.2ポイント低くなっています。

性別で見ると、男性の方が「女の子は女の子らしく、男の子は男の子らしく育てるのがよい」が高くなっています。

年齢別で見ると、いずれの年代も「男女の区別なく、個人の能力や性格に応じて育てるのがよい」が最も高くなっていますが、10歳代では他の年代と比較して、「女の子は女の子らしく、男の子は男の子らしく育てるのがよい」が高くなっています。



- 男女の区別なく、個人の能力や性格に応じて育てるのがよい
- ▨ 女の子は女の子らしく、男の子は男の子らしく育てるのがよい※
- その他
- ▨ わからない
- 不明・無回答

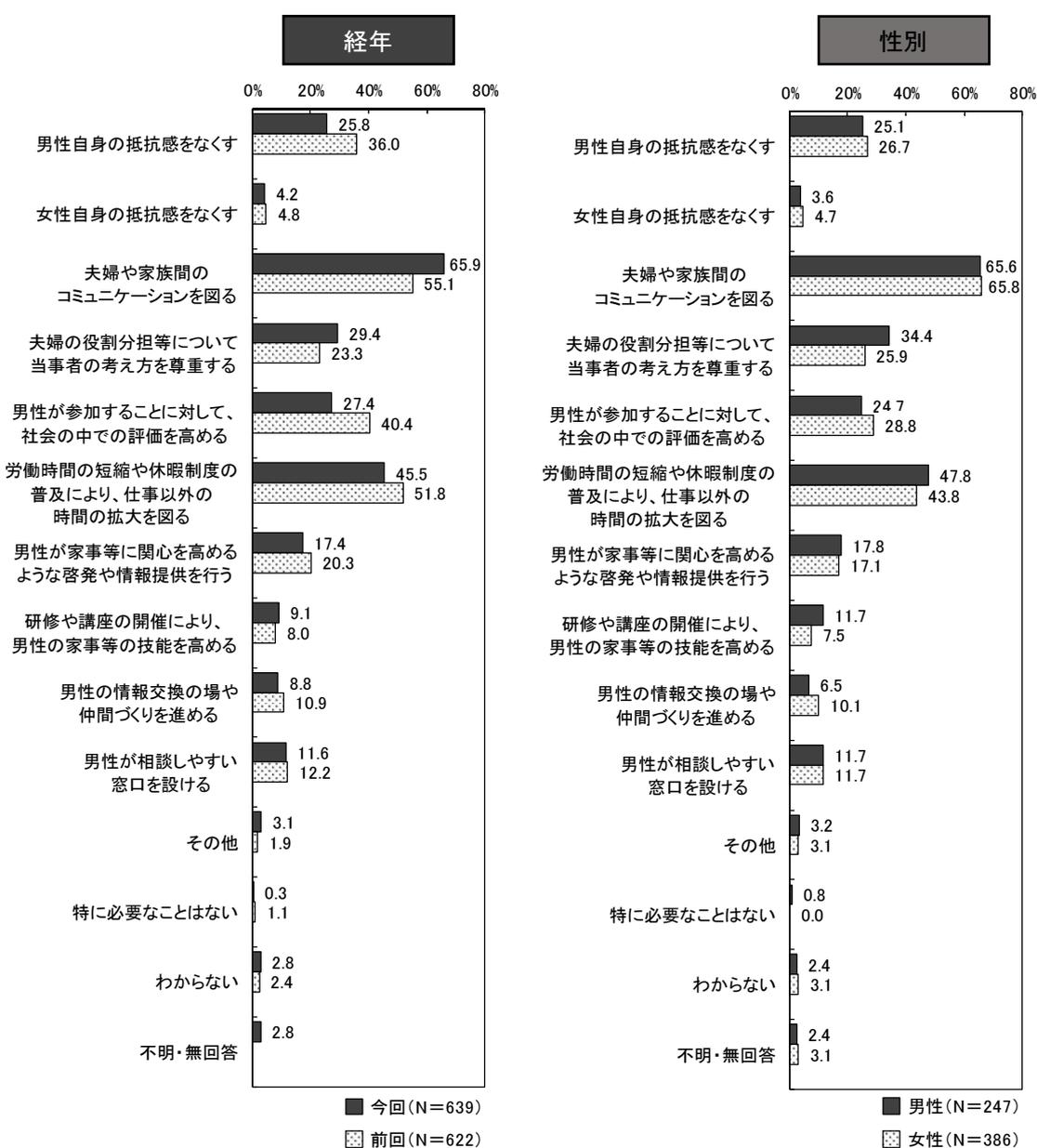
※前回の選択肢は「男女区別せず個人の能力や性格から、その子らしく育てるのがよい」

問 11. 男性も女性もともに、子育てや介護を担っていくためには、どのようなことが必要だと思いますか。(3つまで○)

男女ともに子育てや介護を担うために必要なことについてみると、「夫婦や家族間のコミュニケーションを図る」が65.9%と最も高く、次いで「労働時間の短縮や休暇制度の普及により、仕事以外の時間の拡大を図る」が45.5%、「夫婦の役割分担について当事者の考え方を尊重する」が29.4%となっています。

前回と比較すると、「夫婦や家族間のコミュニケーションを図る」が10.8ポイント高くなっています。性別でみると、男性の方が「夫婦の役割分担について当事者の考え方を尊重する」が高くなっています。

年齢別でみると、10～20歳代は「労働時間の短縮や休暇制度の普及により、仕事以外の時間の拡大を図る」、30歳以上は「夫婦や家族間のコミュニケーションを図る」が最も高くなっています。



※前回の「不明・無回答」については記載なし

年齢別

単位：%

	男性自身の抵抗感をなくす	女性自身の抵抗感をなくす	夫婦や家族間のコミュニケーションを図る	夫婦の役割分担等について当事者の考え方を尊重する	男性が参加することに對して、社会の中で評価を高める	労働時間の短縮や休暇制度の普及により、仕事以外の時間の拡大を図る	男性が家事等に関する情報提供を行う
10歳代(N=27)	29.6	11.1	44.4	25.9	29.6	48.1	14.8
20歳代(N=48)	25.0	0.0	58.3	31.3	29.2	64.6	12.5
30歳代(N=100)	19.0	3.0	68.0	27.0	33.0	58.0	9.0
40歳代(N=106)	31.1	5.7	62.3	19.8	34.0	47.2	15.1
50歳代(N=101)	28.7	7.9	68.3	21.8	23.8	45.5	15.8
60歳代(N=155)	26.5	1.9	65.8	34.8	27.1	39.4	24.5
70歳以上(N=96)	24.0	4.2	74.0	40.6	15.6	30.2	21.9

	研修や講座の開催により、男性の家事等の技能を高める	男性の情報交換の場や仲間づくりを進める	男性が相談しやすい窓口を設ける	その他	特に必要なことはない	わからない	不明・無回答
10歳代(N=27)	7.4	7.4	7.4	7.4	0.0	3.7	3.7
20歳代(N=48)	10.4	12.5	16.7	6.3	0.0	2.1	0.0
30歳代(N=100)	3.0	7.0	13.0	7.0	1.0	2.0	1.0
40歳代(N=106)	6.6	8.5	9.4	3.8	0.0	4.7	3.8
50歳代(N=101)	12.9	8.9	7.9	3.0	0.0	2.0	3.0
60歳代(N=155)	8.4	7.7	11.6	0.0	0.0	1.9	5.2
70歳以上(N=96)	15.6	9.4	14.6	1.0	1.0	4.2	1.0

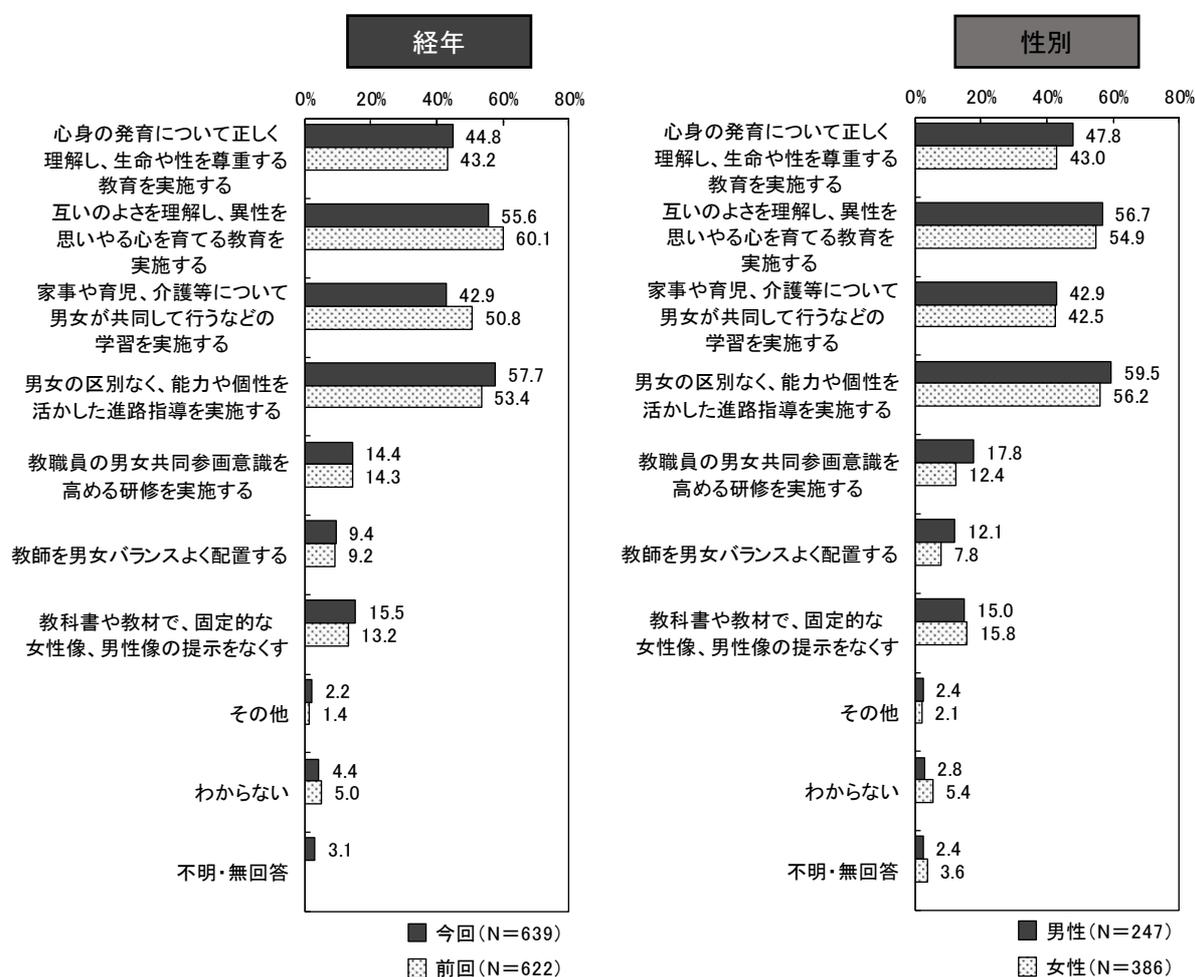
問 12. 学校教育の場で、男女平等を推進するためには、何が必要だと思いますか。(3つまで○)

学校教育の場で男女平等を推進するために必要なことについてみると、「男女の区別なく、能力や個性を活かした進路指導を実施する」が57.7%と最も高く、次いで「互いのよさを理解し、異性を思いやる心を育てる教育を実施する」が55.6%、「心身の発育について正しく理解し、生命や性を尊重する教育を実施する」が44.8%となっています。

前回と比較すると、「男女の区別なく、能力や個性を活かした進路指導を実施する」が4.3ポイント高くなっています。

性別でみると、男女ともに「男女の区別なく、能力や個性を活かした進路指導を実施する」が高くなっています。

年齢別でみると、10～40歳代と70歳以上は「男女の区別なく、能力や個性を活かした進路指導を実施する」、50～60歳代は「互いのよさを理解し、異性を思いやる心を育てる教育を実施する」が最も高くなっています。



※前回の「不明・無回答」については記載なし

年齢別

単位：%

	性を尊重する 正しく理解し、 心身の発育に ついて	育異互 てる性の 教育を 思いや る心	する行つ家 るういて事 るなや育 の女の児 の学が、 習を共 を同 実し 施に	進能力男 路女の 指や区 導個性 を性を 実活 施か するした	実意教 施識職 するを員 の男 女 共 同 参 画	よ教師 く配を 置男女 するバ ラン ス	男固教 性定の 像的 のな 提女 示性 を像 を、 なく す
10歳代(N=27)	29.6	25.9	48.1	55.6	22.2	14.8	33.3
20歳代(N=48)	39.6	52.1	35.4	58.3	2.1	16.7	29.2
30歳代(N=100)	46.0	44.0	45.0	63.0	14.0	6.0	19.0
40歳代(N=106)	40.6	52.8	47.2	59.4	14.2	8.5	15.1
50歳代(N=101)	46.5	53.5	45.5	52.5	10.9	8.9	10.9
60歳代(N=155)	45.2	68.4	40.6	52.9	14.8	9.0	12.3
70歳以上(N=96)	53.1	61.5	38.5	62.5	21.9	9.4	11.5

	その他	わからない	不明・無回答
10歳代(N=27)	3.7	3.7	3.7
20歳代(N=48)	4.2	4.2	2.1
30歳代(N=100)	5.0	6.0	1.0
40歳代(N=106)	1.9	3.8	3.8
50歳代(N=101)	3.0	5.9	3.0
60歳代(N=155)	0.0	3.2	5.2
70歳以上(N=96)	1.0	4.2	2.1

4. 地域社会での男女共同参画について

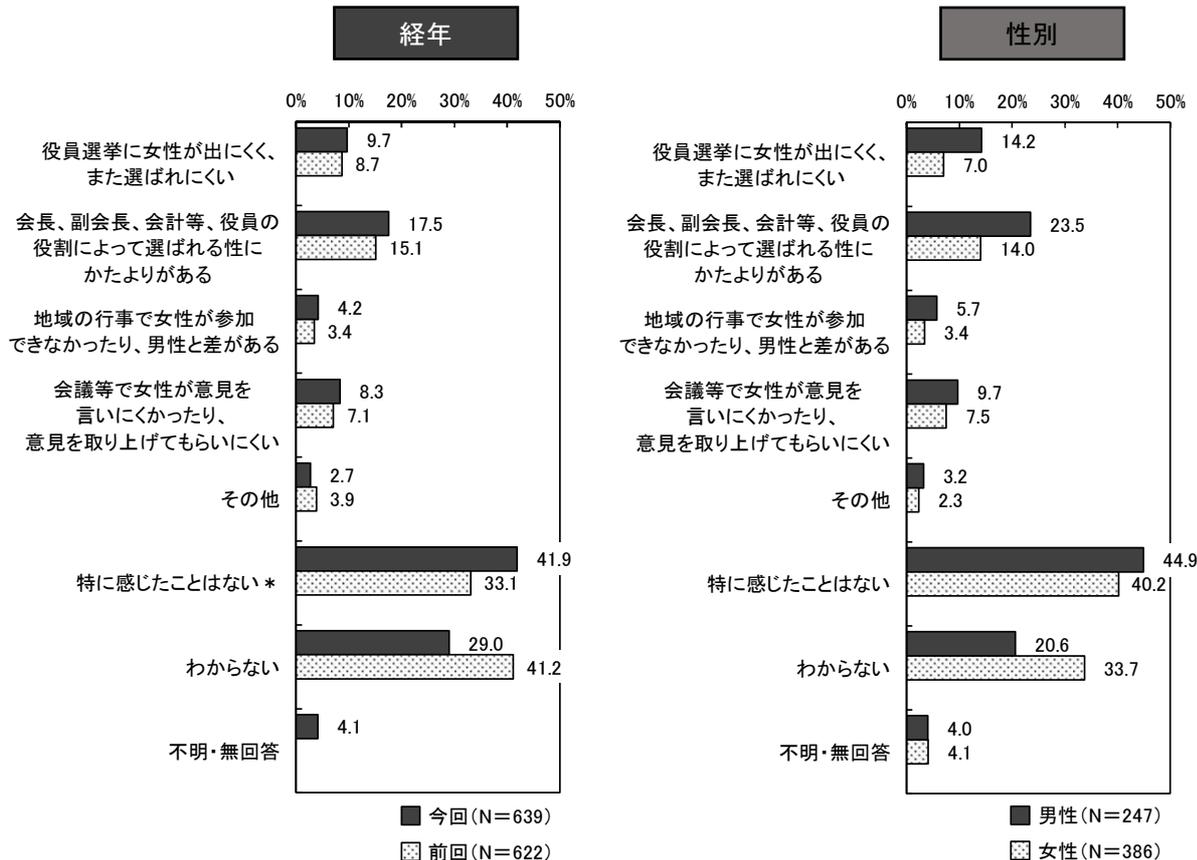
問 13. あなたの住んでいる地域（自治会や町内会等）で以下のようなことを感じたことがありますか。
（あてはまるものすべてに○）

住んでいる地域で感じたことについてみると、「特に感じたことはない」が 41.9%と最も高く、次いで「わからない」が 29.0%、「会長、副会長、会計等、役員の役割によって選ばれる性にかたよりのある」が 17.5%となっています。

前回と比較すると、「特に感じたことはない」が 8.8 ポイント高くなっています。

性別でみると、男性の方が「会長、副会長、会計等、役員の役割によって選ばれる性にかたよりのある」が高くなっています。

年齢別でみると、10～30 歳代は「わからない」、40 歳以上は「特に感じたことはない」が最も高くなっています。また、60 歳以上は「会長、副会長、会計等、役員の役割によって選ばれる性にかたよりのある」も高くなっています。



* 前回の選択肢は「とくに男女不平等はない」

※前回の「不明・無回答」については記載なし

年齢別

単位：%

	女性が選挙に出にくく、また選ばれるにくい	会長、副会長、会計等、役員に選ばれにくい	地域の行事で女性参加できなかつたり、男性と差がある	会議等で女性が意見を言えにくく、意見を聞き上げにくい	その他	特に感じたことはない※	わからない	不明・無回答
10歳代(N=27)	7.4	11.1	3.7	0.0	0.0	25.9	55.6	3.7
20歳代(N=48)	10.4	12.5	4.2	6.3	0.0	29.2	47.9	2.1
30歳代(N=100)	4.0	15.0	4.0	6.0	2.0	31.0	46.0	2.0
40歳代(N=106)	7.5	17.9	5.7	8.5	2.8	45.3	24.5	3.8
50歳代(N=101)	8.9	12.9	1.0	5.0	2.0	50.5	25.7	2.0
60歳代(N=155)	11.6	22.6	5.8	12.3	3.2	45.2	18.1	7.7
70歳以上(N=96)	16.7	20.8	3.1	10.4	5.2	46.9	18.8	4.2

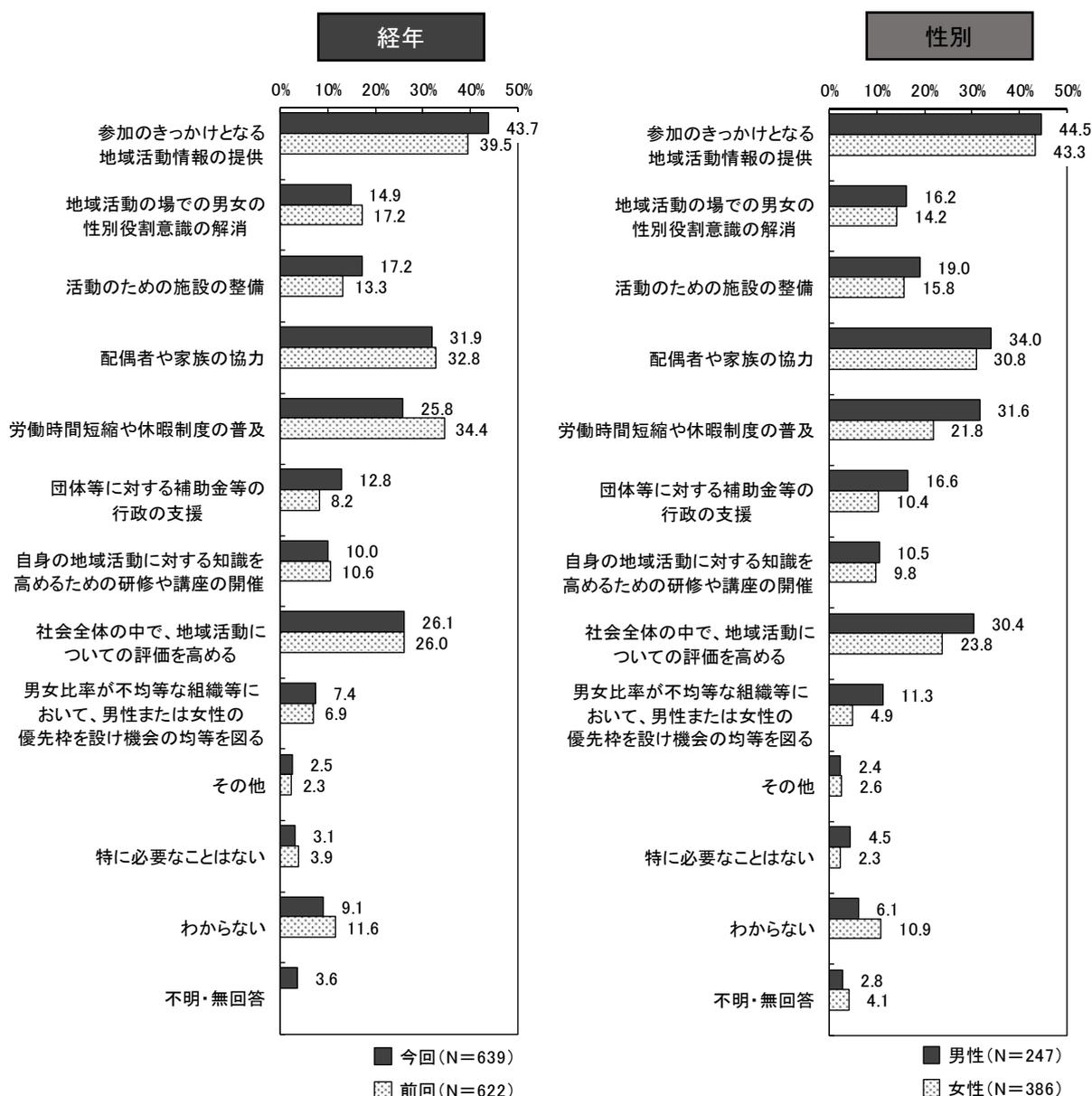
問 14. 男性も女性もともに地域活動に積極的に参加していくためには、どのようなことが必要だと思いますか。(3つまで○)

男女ともに地域活動に積極的に参加するために必要なことについてみると、「参加のきっかけとなる地域活動情報の提供」が43.7%と最も高く、次いで「配偶者や家族の協力」が31.9%、「社会全体の中で、地域活動についての評価を高める」が26.1%となっています。

前回と比較すると、「団体等に対する補助金等の行政の支援」が4.6ポイント高くなっています。

性別でみると、男性の方が「労働時間短縮や休暇制度の普及」が高くなっています。

年齢別でみると、10歳代と30歳以上は「参加のきっかけとなる地域活動情報の提供」、20歳代は「労働時間短縮や休暇制度の普及」が最も高くなっています。



※前回の「不明・無回答」については記載なし

年齢別

単位：%

	参加のきっかけとなる地域活動情報の提供	性別役割意識の解消 地域活動の場での男女の	活動のための施設の整備	配偶者や家族の協力	労働時間短縮や 休暇制度の普及	団体等に対する 補助金等の行政の支援	自身の地域活動に対する 知識を高めるための 研修や講座の開催
10歳代(N=27)	44.4	25.9	14.8	0.0	33.3	14.8	7.4
20歳代(N=48)	27.1	20.8	8.3	27.1	43.8	8.3	8.3
30歳代(N=100)	41.0	12.0	15.0	25.0	30.0	20.0	4.0
40歳代(N=106)	44.3	12.3	17.9	37.7	37.7	12.3	3.8
50歳代(N=101)	39.6	14.9	15.8	31.7	31.7	5.9	6.9
60歳代(N=155)	49.0	16.1	23.2	31.6	13.5	12.3	14.2
70歳以上(N=96)	49.0	13.5	14.6	42.7	10.4	14.6	21.9

	社会全体の活動の中で、 地域活動を高める 評価を高める	男女比率が不均等な 組織等において、 男性を優先する 機会を均等に 設けた女性の 機会を優先する	その他	特に必要なことはない	わからない	不明・無回答
10歳代(N=27)	25.9	3.7	3.7	0.0	22.2	0.0
20歳代(N=48)	25.0	6.3	4.2	0.0	8.3	2.1
30歳代(N=100)	27.0	3.0	5.0	2.0	10.0	4.0
40歳代(N=106)	29.2	11.3	1.9	2.8	2.8	2.8
50歳代(N=101)	23.8	8.9	3.0	6.9	7.9	3.0
60歳代(N=155)	25.2	8.4	1.3	2.6	11.0	4.5
70歳以上(N=96)	28.1	6.3	1.0	4.2	9.4	5.2

5. 仕事と生活の調和について

問 15. あなたは現在、収入を得るために働いていますか。(1つだけ○)

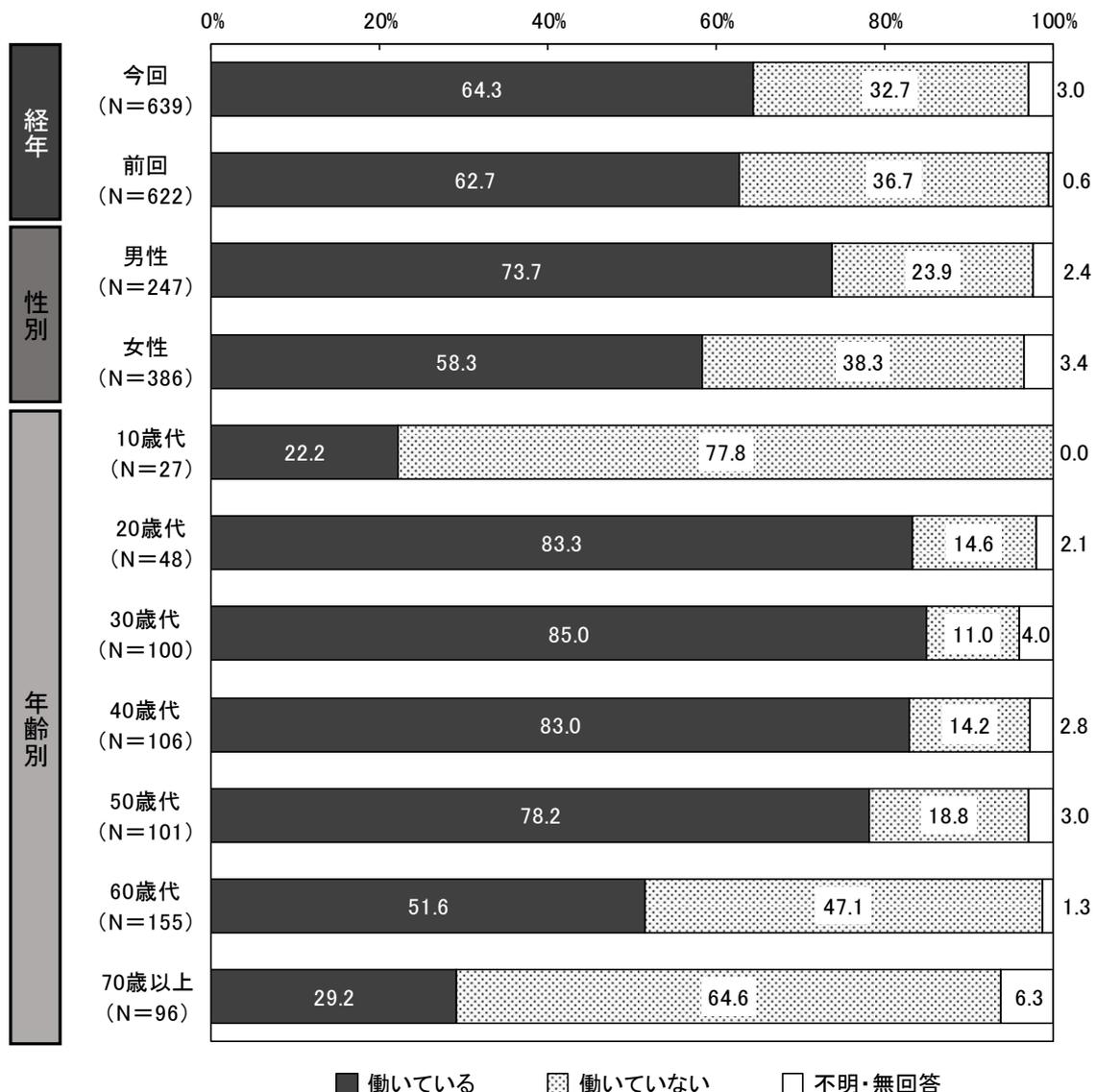
※出産・育児・介護等の休暇中の場合は、働いているものとして回答

働いているかどうかについてみると、「働いている」が64.3%、「働いていない」が32.7%となっています。

前回と比較すると、「働いていない」が4.0ポイント低くなっています。

性別でみると、女性の方が「働いている」が低くなっています。

年齢別でみると、10歳代と70歳以上は「働いていない」、20～50歳代は「働いている」が高く、60歳代は「働いている」が約半数となっています。



【問 15 で「働いている」とお答えの方のみ】

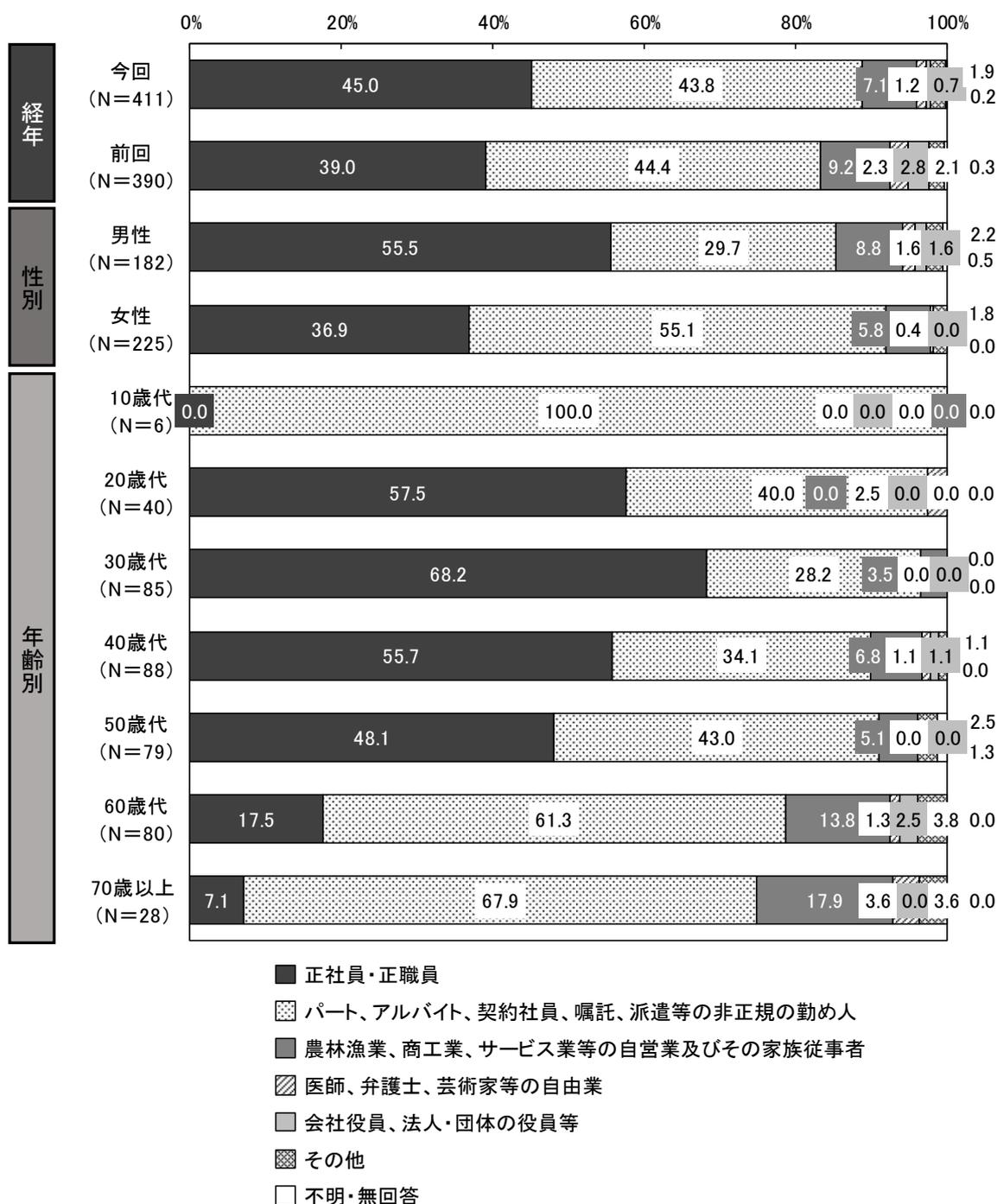
問 15-1. あなたの職業は何ですか。(1つだけ○)

回答者の職業についてみると、「正社員・正職員」が 45.0%と最も高く、次いで「パート、アルバイト、契約社員、嘱託、派遣等の非正規の勤め人」が 43.8%、「農林漁業、商工業、サービス業等の自営業及びその家族従事者」が 7.1%となっています。

前回と比較すると、「正社員・正職員」が 6.0 ポイント高くなっています。

性別でみると、男性は「正社員・正職員」、女性は「パート、アルバイト、契約社員、嘱託、派遣等の非正規の勤め人」が高くなっています。

年齢別でみると、60 歳以上は「パート、アルバイト、契約社員、嘱託、派遣等の非正規の勤め人」、20～50 歳代は「正社員・正職員」が最も高くなっています。



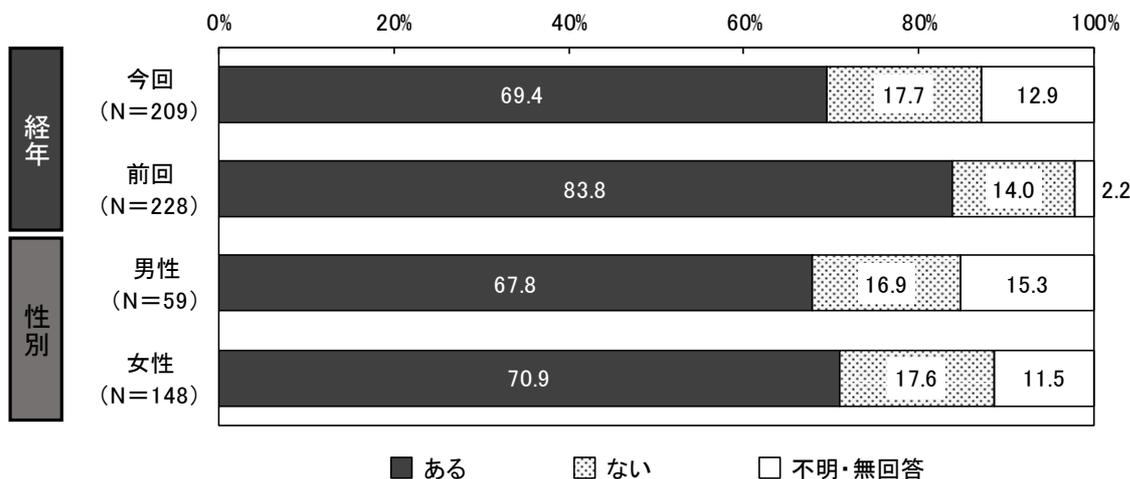
【問 15 で「働いていない」とお答えの方のみ】

問 16. あなたは過去に、仕事で収入を得たことがありますか。(1つだけ○)

過去に仕事で収入を得たかどうかについてみると、「ある」が 69.4%、「ない」が 17.7%となっています。

前回と比較すると、「ある」が 14.4 ポイント低くなっています。

性別でみると、男女ともに「ある」が高くなっています。

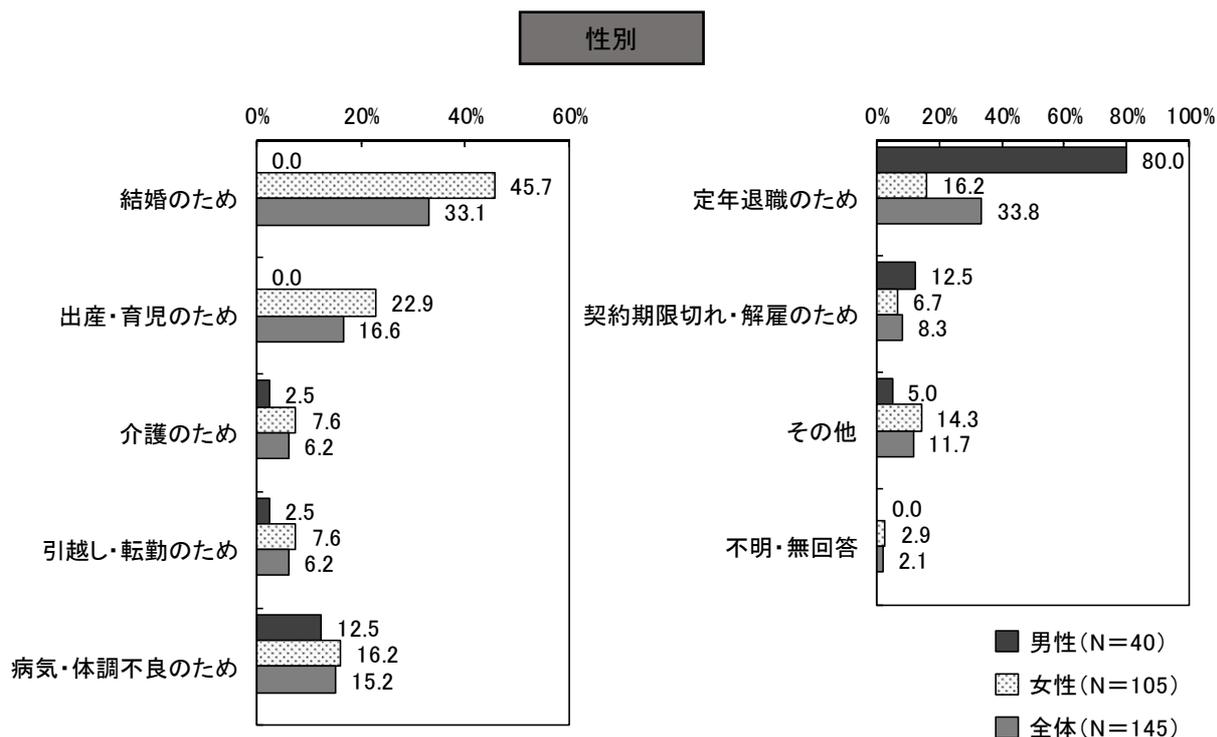


【問 16 で「ある」とお答えの方のみ】

問 16-1. その仕事をやめた理由は何ですか。(あてはまるものすべてに○)

仕事をやめた理由についてみると、「定年退職のため」が 33.8%と最も高く、次いで「結婚のため」が 33.1%、「出産・育児のため」が 16.6%となっています。

性別でみると、男性は「定年退職のため」、女性は「結婚のため」が高くなっています。



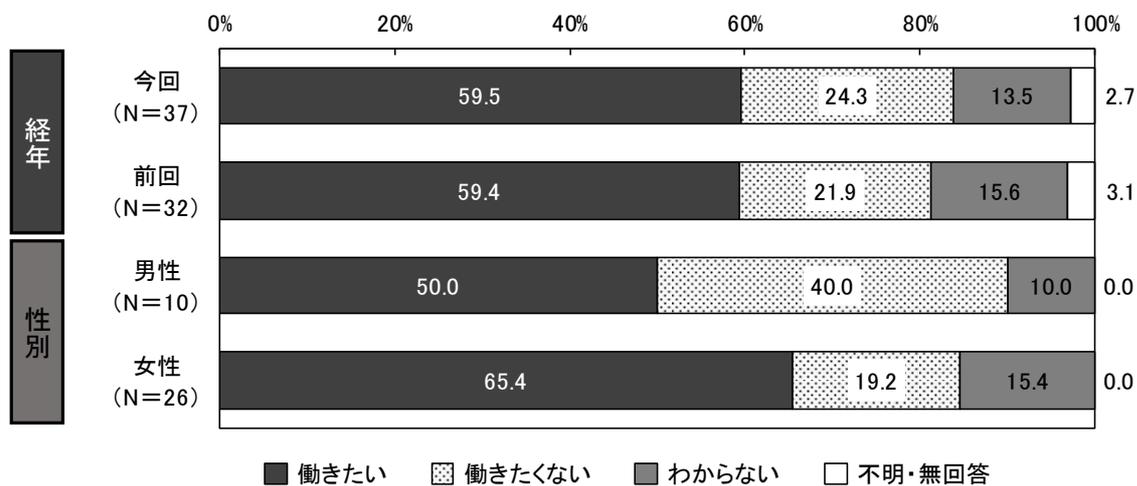
【問 16 で「ない」とお答えの方のみ】

問 16-2. 今後、働きたいと思えますか。(1つだけ○)

今後、働きたいと思うかについてみると、「働きたい」が 59.5%と最も高く、次いで「働きたくない」が 24.3%、「わからない」が 13.5%となっています。

前回と比較すると、「働きたくない」が 2.4 ポイント高くなっています。

性別でみると、女性の方が「働きたい」が高くなっています。



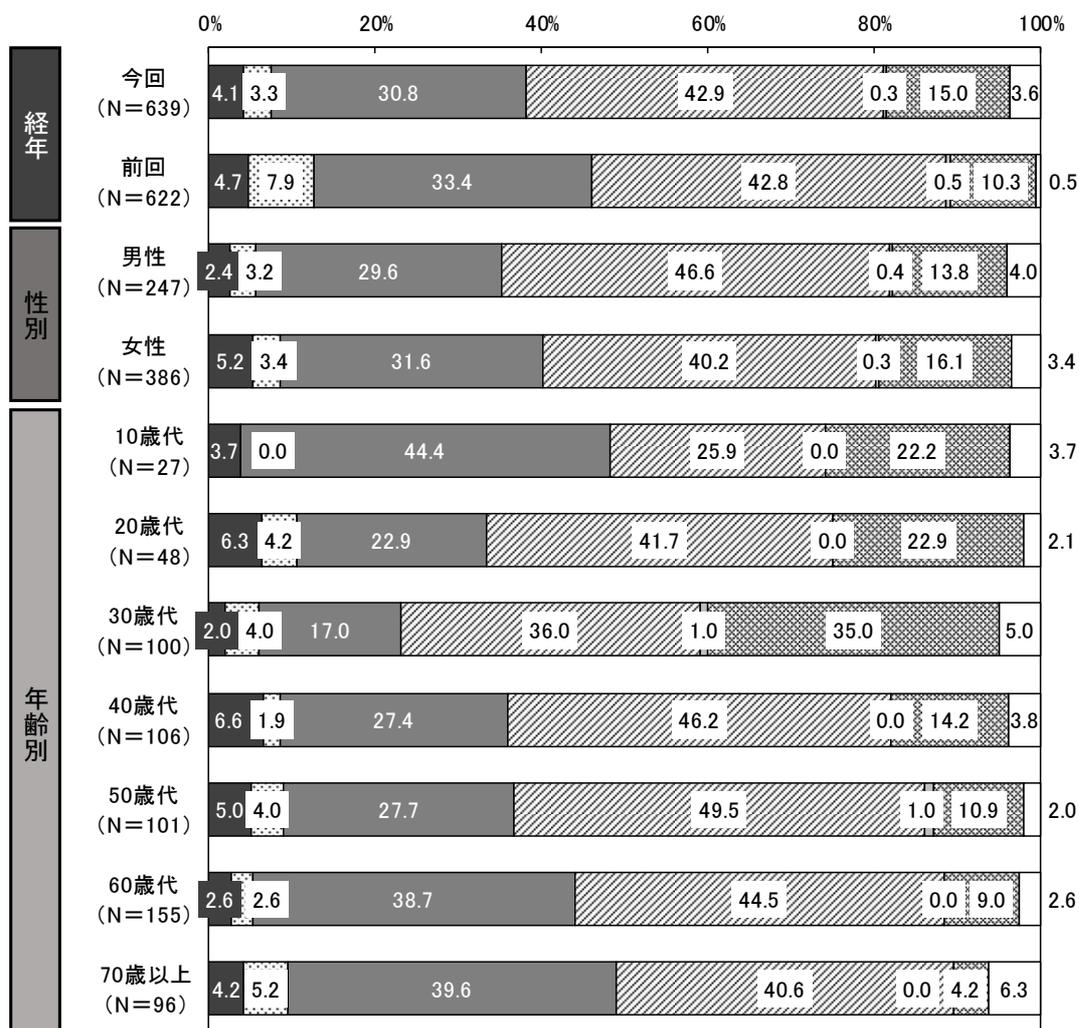
問 17. あなたは、女性が仕事を持つことについて、どのように思いますか。(1つだけ○)

女性が仕事を持つことについて、どのように思うかについてみると、「結婚、出産にかかわらず、ずっと仕事を続ける方がよい」が42.9%と最も高く、次いで「子どもができたなら仕事をやめ、成長したら再び仕事を持つ方がよい」が30.8%、「結婚するまでは、仕事を持つ方がよい」が4.1%となっています。

前回と比較すると、「子どもができたなら仕事をやめ、成長したら再び仕事を持つ方がよい」が4.6ポイント低くなっています。

性別でみると、男性の方が「結婚、出産にかかわらず、ずっと仕事を続ける方がよい」が高くなっています。

年齢別でみると、10歳代は「子どもができたなら仕事をやめ、成長したら再び仕事を持つ方がよい」、20歳以上は「結婚、出産にかかわらず、ずっと仕事を続ける方がよい」が最も高くなっています。



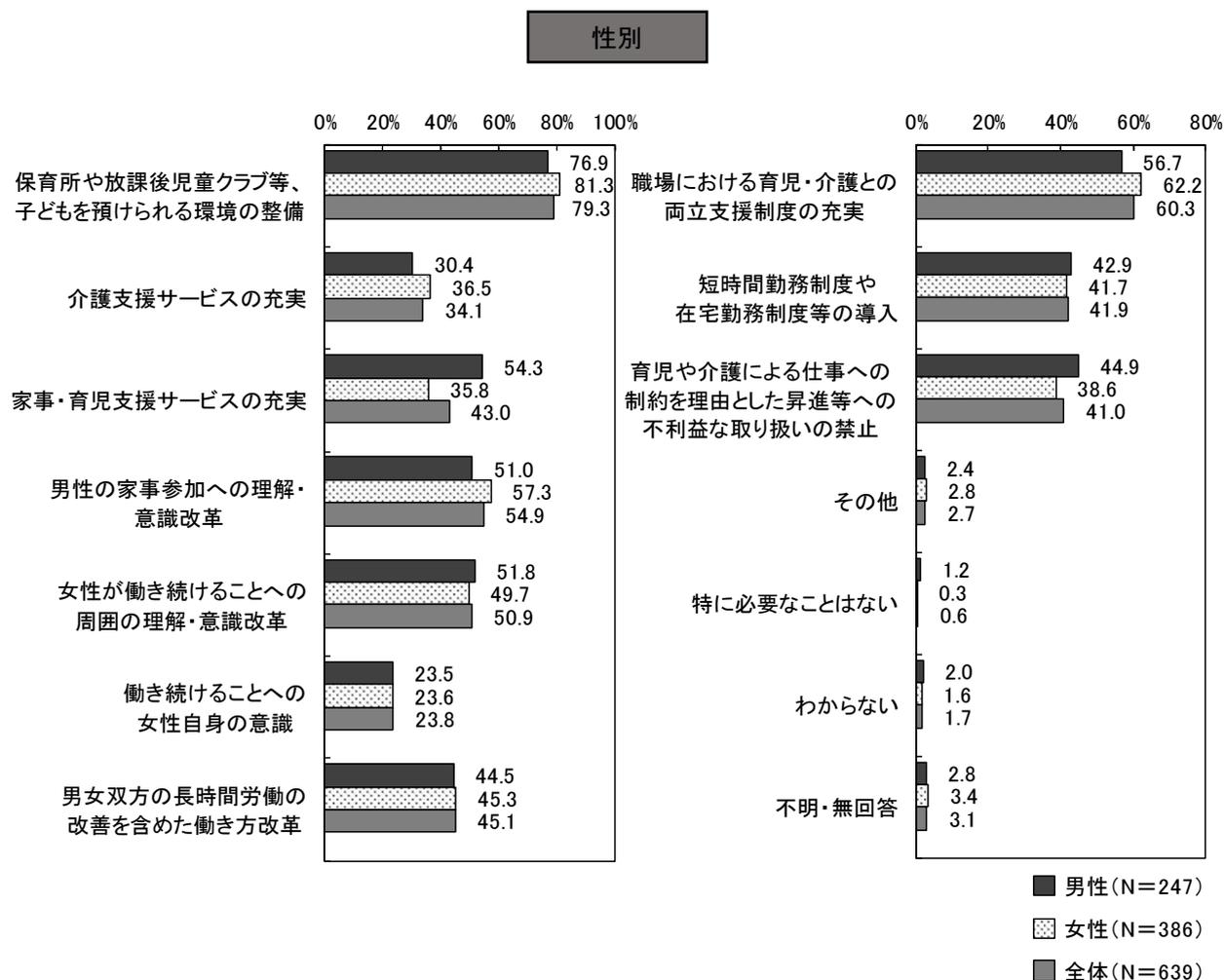
- 結婚するまでは、仕事を持つ方がよい
- ▨ 子どもができたなら仕事をやめ、成長したら再び仕事を持つ方がよい
- ▩ 結婚、出産にかかわらず、ずっと仕事を続ける方がよい
- 仕事を持たない方がよい
- ▤ その他
- 不明・無回答

問 18. あなたは、女性が出産後も離職せずと同じ職場で働き続けるために、家庭・社会・職場において必要なことは何だと思いますか。(あてはまるものすべてに○)

女性が出産後も同じ職場で働き続けるために必要なことについてみると、「保育所や放課後児童クラブ等、子どもを預けられる環境の整備」が79.3%と最も高く、次いで「職場における育児・介護との両立支援制度の充実」が60.3%、「男性の家事参加への理解・意識改革」が54.9%となっています。

性別でみると、男性の方が「家事・育児支援サービスの充実」が高くなっています。

年齢別でみると、いずれの年代も「保育所や放課後児童クラブ等、子どもを預けられる環境の整備」が最も高くなっています。



年齢別

単位：%

	保育所や放課後児童クラブ等、子どもを預けられる環境の整備	介護支援サービスの充実	家事・育児支援サービスの充実	男性の家事参加への理解・意識改革	女性が働き続けることへの周囲の理解・意識改革	働き続けることへの女性自身の意識	男女双方の長時間労働の改善を含めた働き方改革
10歳代(N=27)	70.4	25.9	33.3	37.0	55.6	14.8	40.7
20歳代(N=48)	72.9	22.9	41.7	58.3	58.3	14.6	54.2
30歳代(N=100)	78.0	31.0	38.0	58.0	54.0	20.0	50.0
40歳代(N=106)	78.3	33.0	39.6	59.4	49.1	23.6	49.1
50歳代(N=101)	74.3	42.6	45.5	51.5	45.5	22.8	43.6
60歳代(N=155)	85.8	36.1	48.4	57.4	52.9	25.2	40.6
70歳以上(N=8)	83.3	34.4	42.7	50.0	43.8	32.3	40.6

	職場における育児・介護との両立支援制度の充実	短時間勤務制度や在宅勤務制度等の導入	育児や介護による仕事への制約を理由とした昇進等への不利益な取り扱いの禁止	その他	特に必要なことはない	わからない	不明・無回答
10歳代(N=27)	63.0	44.4	37.0	0.0	0.0	11.1	0.0
20歳代(N=48)	50.0	54.2	50.0	4.2	0.0	0.0	2.1
30歳代(N=100)	61.0	50.0	47.0	7.0	1.0	0.0	4.0
40歳代(N=106)	58.5	42.5	43.4	2.8	0.0	0.9	3.8
50歳代(N=101)	61.4	41.6	28.7	4.0	2.0	1.0	3.0
60歳代(N=155)	65.2	41.3	41.3	0.6	0.0	1.9	1.9
70歳以上(N=8)	54.2	29.2	40.6	0.0	1.0	3.1	5.2

問 19. 「育児・介護休業制度」を利用したことがありますか。また、利用したいと思いますか。

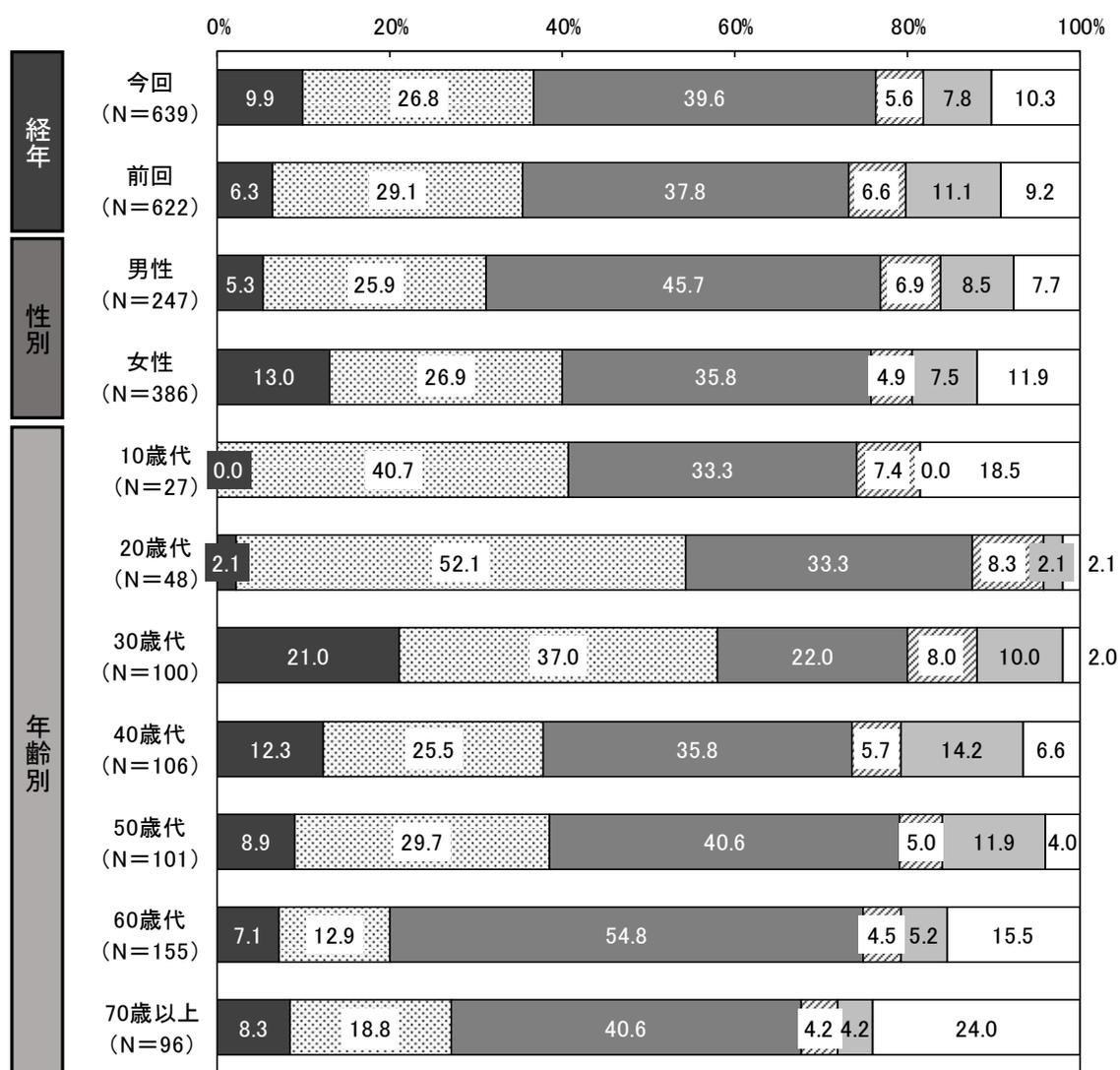
(1つだけ○)

「育児・介護休業制度」の利用の有無についてみると、「利用する必要がない」が39.6%と最も高く、次いで「利用したことはないが、今後は利用するつもりだ」が26.8%、「利用したことがある」が9.9%となっています。

前回と比較すると、「利用したことがある」が3.6ポイント高くなっています。

性別でみると、男性の方が「利用する必要がない」が高くなっています。

年齢別でみると、10～30歳代は「利用したことはないが、今後は利用するつもりだ」、40歳以上は「利用する必要がない」が最も高くなっています。



- 利用したことがある
- ▨ 利用したことはないが、今後は利用するつもりだ
- 利用する必要がない
- ▨ 利用するつもりはない
- 利用したくても利用できない
- 不明・無回答

【問 19 で「利用するつもりはない」または「利用したくても利用できない」とお答えの方のみ】

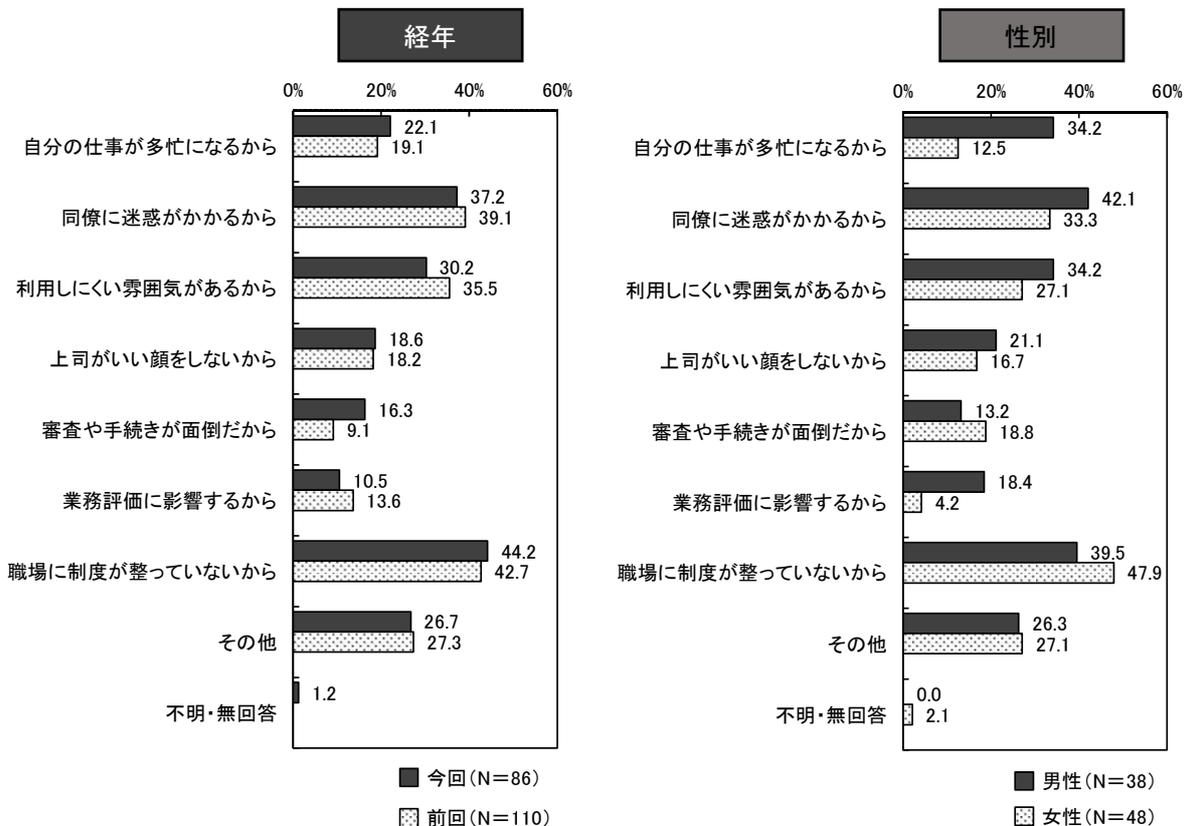
問 19-1. 「育児・介護休業制度」を利用しない、できない理由は何ですか。

(あてはまるものすべてに○)

「育児・介護休業制度」を利用しない、利用できない理由についてみると、「職場に制度が整っていないから」が 44.2%と最も高く、次いで「同僚に迷惑がかかるから」が 37.2%、「利用しにくい雰囲気があるから」が 30.2%となっています。

前回と比較すると、「利用しにくい雰囲気があるから」が 5.3 ポイント低くなっています。

性別でみると、男性は「同僚に迷惑がかかるから」、女性は「職場に制度が整っていないから」が高くなっています。また、男性の方が「自分の仕事が多忙になるから」が高くなっています。



※前回の「不明・無回答」については記載なし

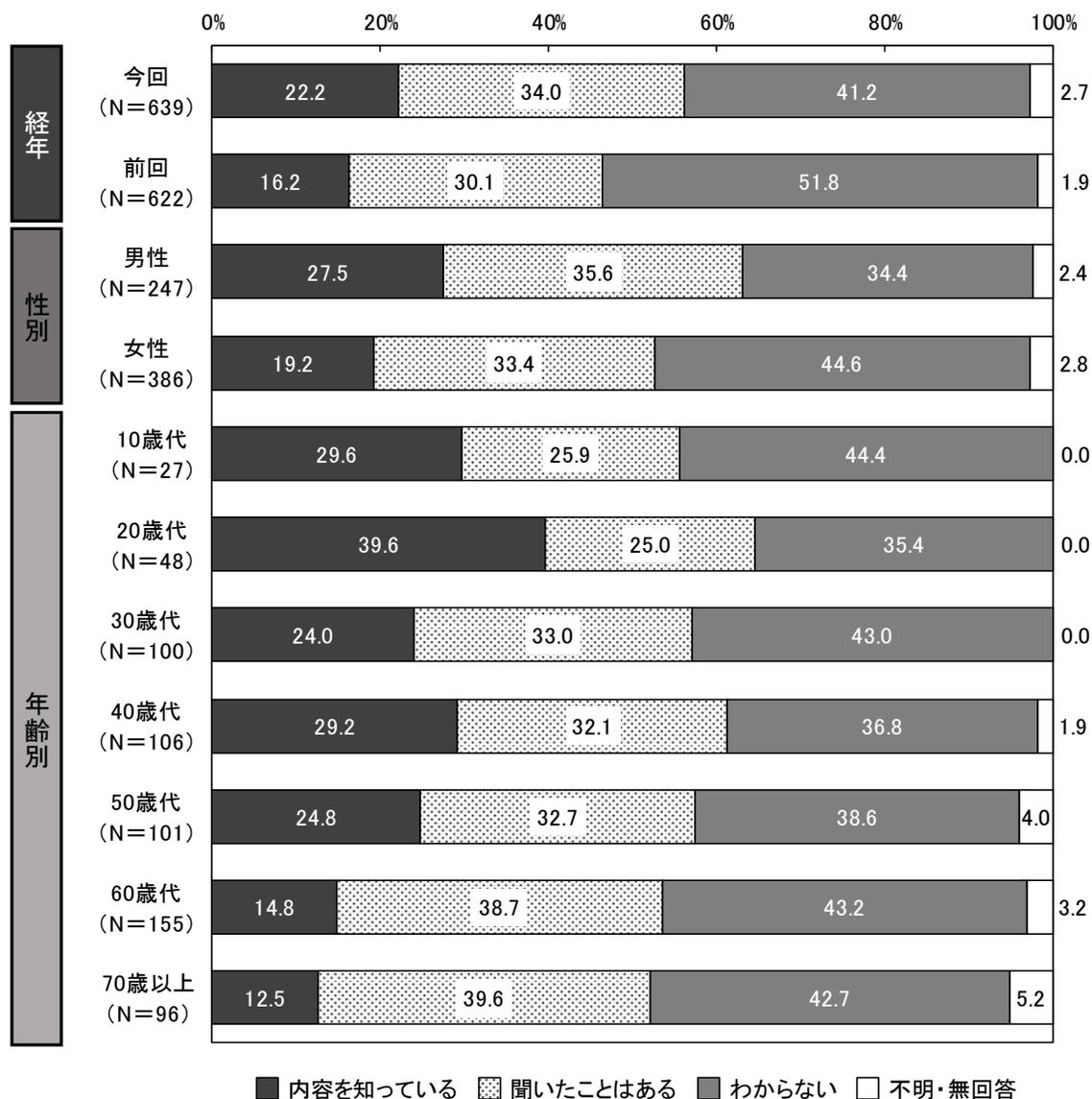
問 20. あなたは、仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）を知っていますか。（1つだけ○）

ワーク・ライフ・バランスの認知度についてみると、「わからない」が41.2%と最も高く、次いで「聞いたことはある」が34.0%、「内容を知っている」が22.2%となっています。

前回と比較すると、「わからない」が10.6ポイント低くなっています。

性別でみると、男性は「聞いたことはある」、女性は「わからない」が高くなっています。

年齢別でみると、10歳代と30歳以上は「わからない」、20歳代は「内容を知っている」が最も高くなっています。



問 21. 「仕事」、「家庭生活」、「地域・個人の生活（地域活動・趣味・付き合い等）」について、あなたの「①希望」と「②現実」をお答えください。

（①希望と②現実のそれぞれの項目について、1つだけ○）

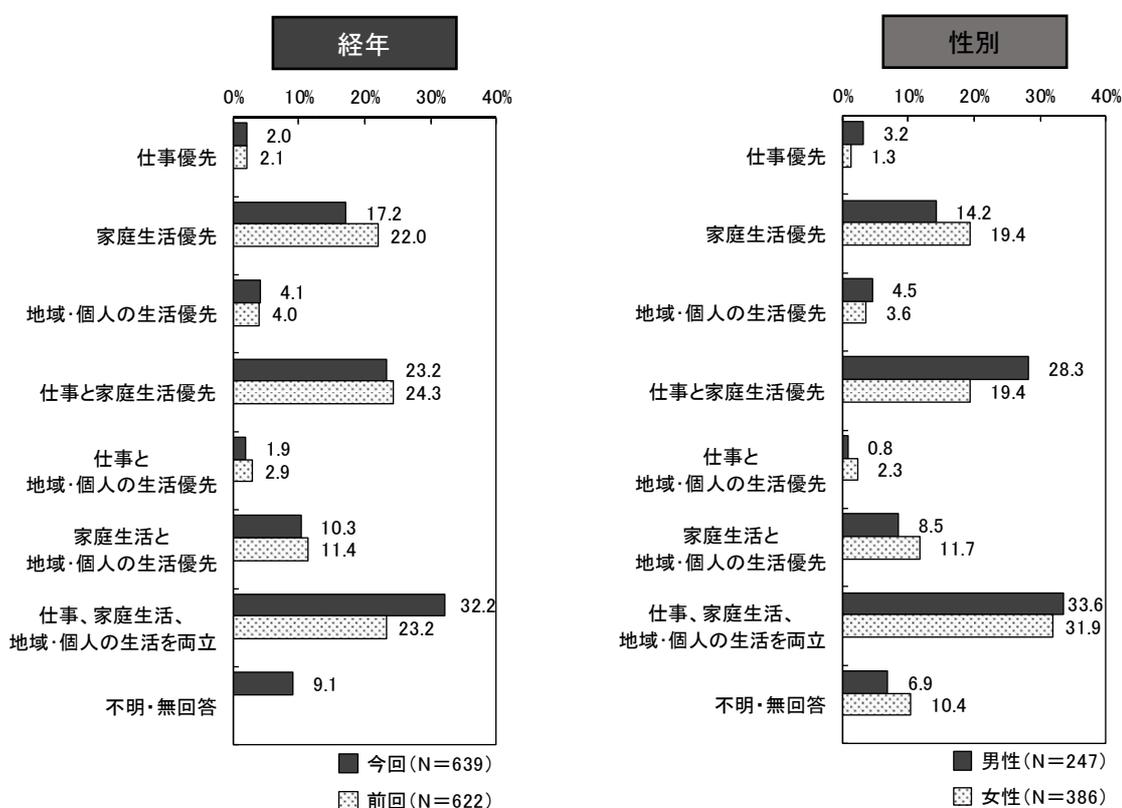
※現在仕事に就いていない方は、家事、プライベートの時間について回答

①希望

希望の優先度についてみると、「仕事、家庭生活、地域・個人の生活を両立」が32.2%と最も高く、次いで「仕事と家庭生活優先」が23.2%、「家庭生活優先」が17.2%となっています。

前回と比較すると、「仕事、家庭生活、地域・個人の生活を両立」が9.0ポイント高くなっています。性別でみると、男性の方が「仕事と家庭生活優先」が高くなっています。

年齢別でみると、いずれの年代も「仕事、家庭生活、地域・個人の生活を両立」が最も高くなっています。



※前回の「不明・無回答」については記載なし

年齢別

単位：%

	仕事優先	家庭生活優先	地域・個人の生活優先	仕事と家庭生活優先	仕事と地域・個人の生活優先	家庭生活と地域・個人の生活優先	仕事、家庭生活、両立・個人の生活を	不明・無回答
10歳代(N=27)	0.0	18.5	14.8	11.1	3.7	3.7	44.4	3.7
20歳代(N=48)	0.0	22.9	8.3	22.9	0.0	8.3	33.3	4.2
30歳代(N=100)	1.0	14.0	5.0	30.0	1.0	7.0	40.0	2.0
40歳代(N=106)	0.9	17.9	0.9	32.1	0.9	8.5	33.0	5.7
50歳代(N=101)	2.0	12.9	2.0	26.7	3.0	3.0	41.6	8.9
60歳代(N=155)	2.6	23.2	5.8	17.4	0.6	14.8	24.5	11.0
70歳以上(N=96)	5.2	12.5	1.0	13.5	4.2	19.8	24.0	19.8

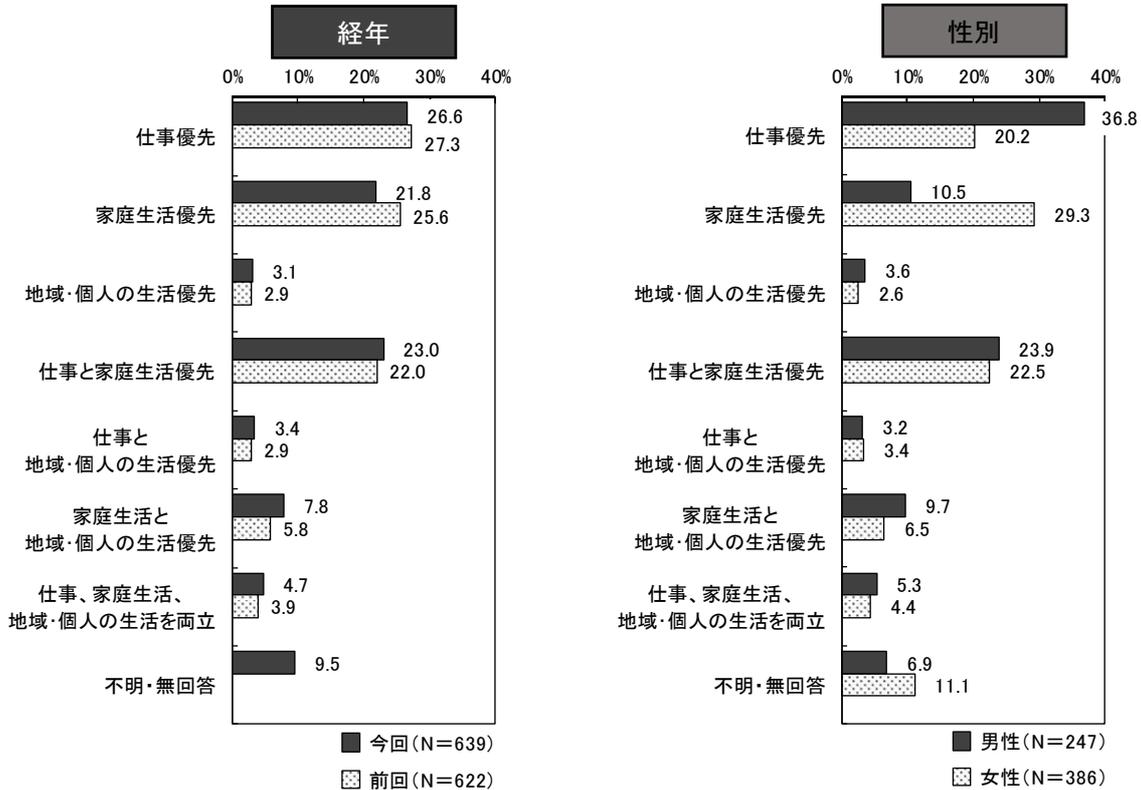
②現実

現実の優先度についてみると、「仕事優先」が26.6%と最も高く、次いで「仕事と家庭生活優先」が23.0%、「家庭生活優先」が21.8%となっています。

前回と比較すると、「家庭生活優先」が3.8ポイント低くなっています。

性別でみると、男性は「仕事優先」、女性は「家庭生活優先」が高くなっています。

年齢別でみると、10～20歳代と40歳代は「仕事優先」、30歳代と50歳代は「仕事と家庭生活優先」、60歳以上は「家庭生活優先」が最も高くなっています。



※前回の「不明・無回答」については記載なし

年齢別

単位：%

	仕事優先	家庭生活優先	地域・個人の生活優先	仕事と家庭生活優先	仕事と地域・個人の生活優先	家庭生活と地域・個人の生活優先	両立、仕事・個人の生活を	不明・無回答
10歳代 (N=27)	25.9	14.8	7.4	18.5	3.7	11.1	3.7	14.8
20歳代 (N=48)	43.8	14.6	2.1	20.8	6.3	2.1	8.3	2.1
30歳代 (N=100)	31.0	17.0	3.0	34.0	7.0	1.0	5.0	2.0
40歳代 (N=106)	38.7	17.9	0.9	24.5	1.9	2.8	5.7	7.5
50歳代 (N=101)	26.7	18.8	4.0	30.7	3.0	3.0	5.0	8.9
60歳代 (N=155)	17.4	30.3	3.9	18.1	1.3	13.5	4.5	11.0
70歳以上 (N=96)	15.6	27.1	3.1	12.5	3.1	17.7	2.1	18.8

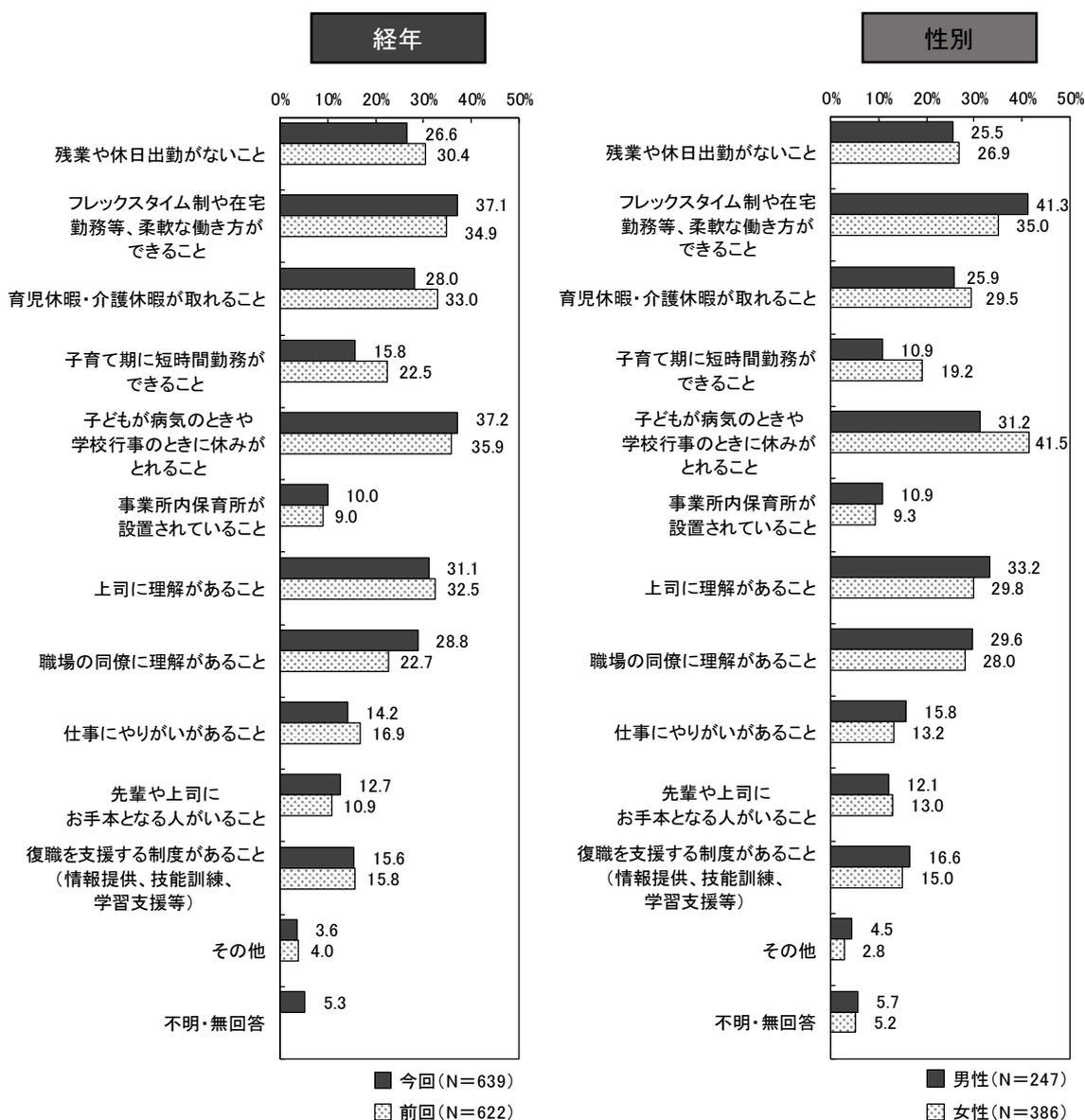
問 22. 仕事と生活の調和がとれた暮らしのために、職場の環境や制度として、今後、どのようなことが必要だと思いますか。(3つまで○)

仕事と生活の調和がとれた暮らしのために必要なことについてみると、「子どもが病気のときや学校行事のときに休みがとれること」が37.2%と最も高く、次いで「フレックスタイム制や在宅勤務等、柔軟な働き方ができること」が37.1%、「上司に理解があること」が31.1%となっています。

前回と比較すると、「子育て期に短時間勤務ができること」が6.7ポイント低くなっています。

性別でみると、男性は「フレックスタイム制や在宅勤務等、柔軟な働き方ができること」、女性は「子どもが病気のときや学校行事のときに休みがとれること」が高くなっています。

年齢別でみると、10歳代は「残業や休日出勤がないこと」、「子どもが病気のときや学校行事のときに休みがとれること」、20歳代と50歳代は「フレックスタイム制や在宅勤務等、柔軟な働き方ができること」、30歳代と70歳以上は「子どもが病気のときや学校行事のときに休みがとれること」、60歳代は「フレックスタイム制や在宅勤務等、柔軟な働き方ができること」、「子どもが病気のときや学校行事のときに休みがとれること」が最も高くなっています。



※前回の「不明・無回答」については記載なし

年齢別

単位：%

	残業や休日出勤がないこと	フレックスタイム制や在宅勤務等、柔軟な働き方ができること	育児休暇・介護休暇が取れること	子育て期に短時間勤務ができること	子どもが病気のときや学校行事のときに休みがとれること	事業所内保育所が設置されていること	上司に理解があること
10歳代(N=27)	48.1	22.2	29.6	11.1	48.1	3.7	33.3
20歳代(N=48)	41.7	47.9	22.9	16.7	31.3	8.3	39.6
30歳代(N=100)	26.0	36.0	29.0	20.0	41.0	11.0	40.0
40歳代(N=106)	36.8	33.0	21.7	15.1	35.8	7.5	33.0
50歳代(N=101)	28.7	37.6	19.8	12.9	27.7	7.9	29.7
60歳代(N=155)	18.7	42.6	37.4	17.4	42.6	12.3	24.5
70歳以上(N=96)	12.5	33.3	30.2	14.6	36.5	12.5	27.1

	職場の同僚に理解があること	仕事にやりがいがあること	先輩や上司にお手本となる人がいること	復職を支援する制度があること (情報提供、技能訓練、学習支援等)	その他	不明・無回答
10歳代(N=27)	22.2	11.1	25.9	11.1	3.7	3.7
20歳代(N=48)	35.4	8.3	18.8	8.3	4.2	0.0
30歳代(N=100)	34.0	8.0	18.0	13.0	6.0	0.0
40歳代(N=106)	34.0	17.9	16.0	14.2	4.7	2.8
50歳代(N=101)	28.7	22.8	10.9	12.9	4.0	5.0
60歳代(N=155)	21.3	11.6	6.5	20.6	1.3	8.4
70歳以上(N=96)	26.0	15.6	8.3	20.8	2.1	12.5

6. 男女間の暴力等の問題について

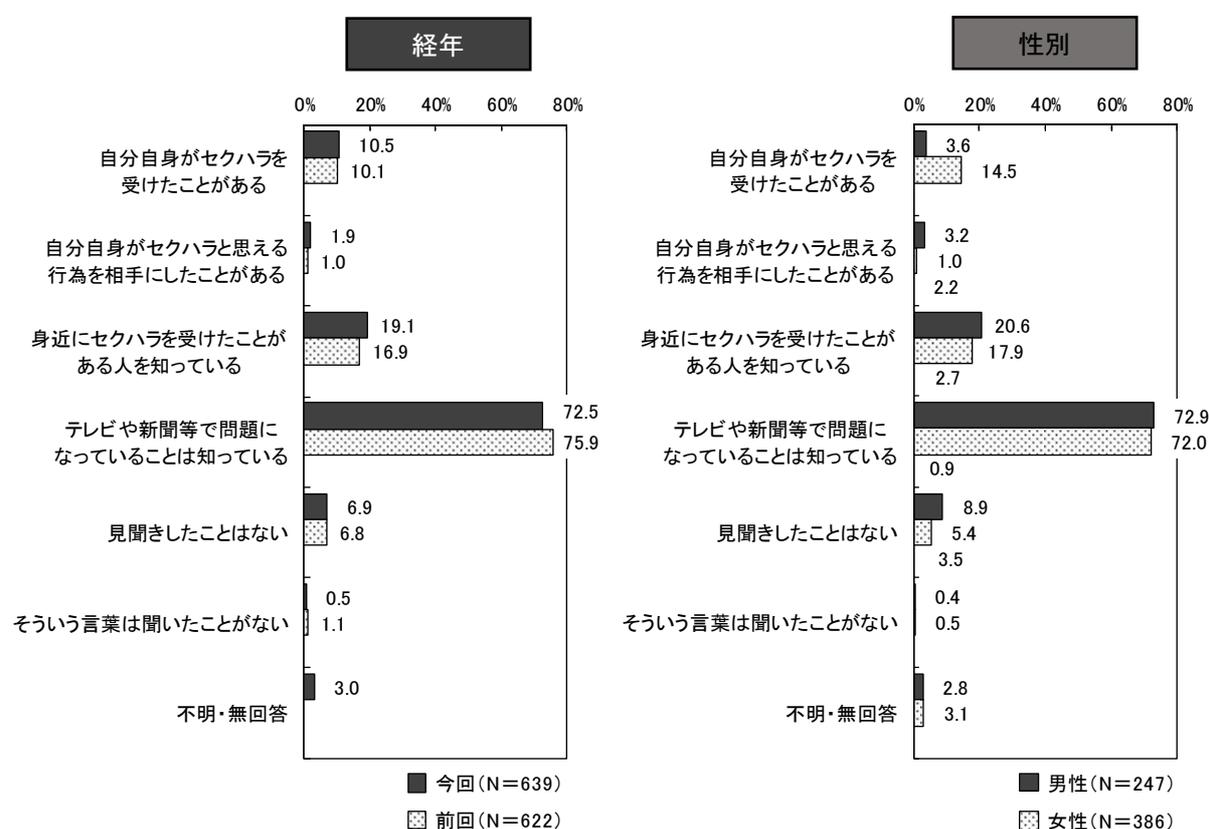
問 23. セクシュアル・ハラスメント（セクハラ）が問題になっていますが、経験したり、見聞きしたことがありますか。（あてはまるものすべてに○）※同性同士や男性が受けるものも含まれます。

セクシュアル・ハラスメントを経験したり、見聞きしたことがあるかについてみると、「テレビや新聞等で問題になっていることは知っている」が72.5%と最も高く、次いで「身近にセクハラを受けたことがある人を知っている」が19.1%、「自分自身がセクハラを受けたことがある」が10.5%となっています。

前回と比較すると、「テレビや新聞等で問題になっていることは知っている」が3.4ポイント低くなっています。

性別でみると、女性の方が「自分自身がセクハラを受けたことがある」が高くなっています。

年齢別でみると、「自分自身がセクハラを受けたことがある」が40歳代で最も高くなっています。



※前回の「不明・無回答」については記載なし

年齢別

単位:%

	自分自身がセクハラを受けたことがある	自分自身がセクハラをしたことがある	身近にセクハラを受けたことがある人を知っている	テレビや新聞等で問題になっていることは知っている	見聞きしたことはない	そういう言葉は聞いたことがない	不明・無回答
10歳代(N=27)	11.1	0.0	3.7	77.8	7.4	0.0	3.7
20歳代(N=48)	12.5	2.1	33.3	60.4	6.3	0.0	0.0
30歳代(N=100)	10.0	1.0	27.0	64.0	7.0	0.0	0.0
40歳代(N=106)	20.8	1.9	18.9	67.9	5.7	0.0	1.9
50歳代(N=101)	11.9	5.0	18.8	73.3	4.0	0.0	3.0
60歳代(N=155)	5.2	1.9	18.7	78.7	7.1	0.6	5.2
70歳以上(N=96)	4.2	0.0	8.3	79.2	11.5	1.0	5.2

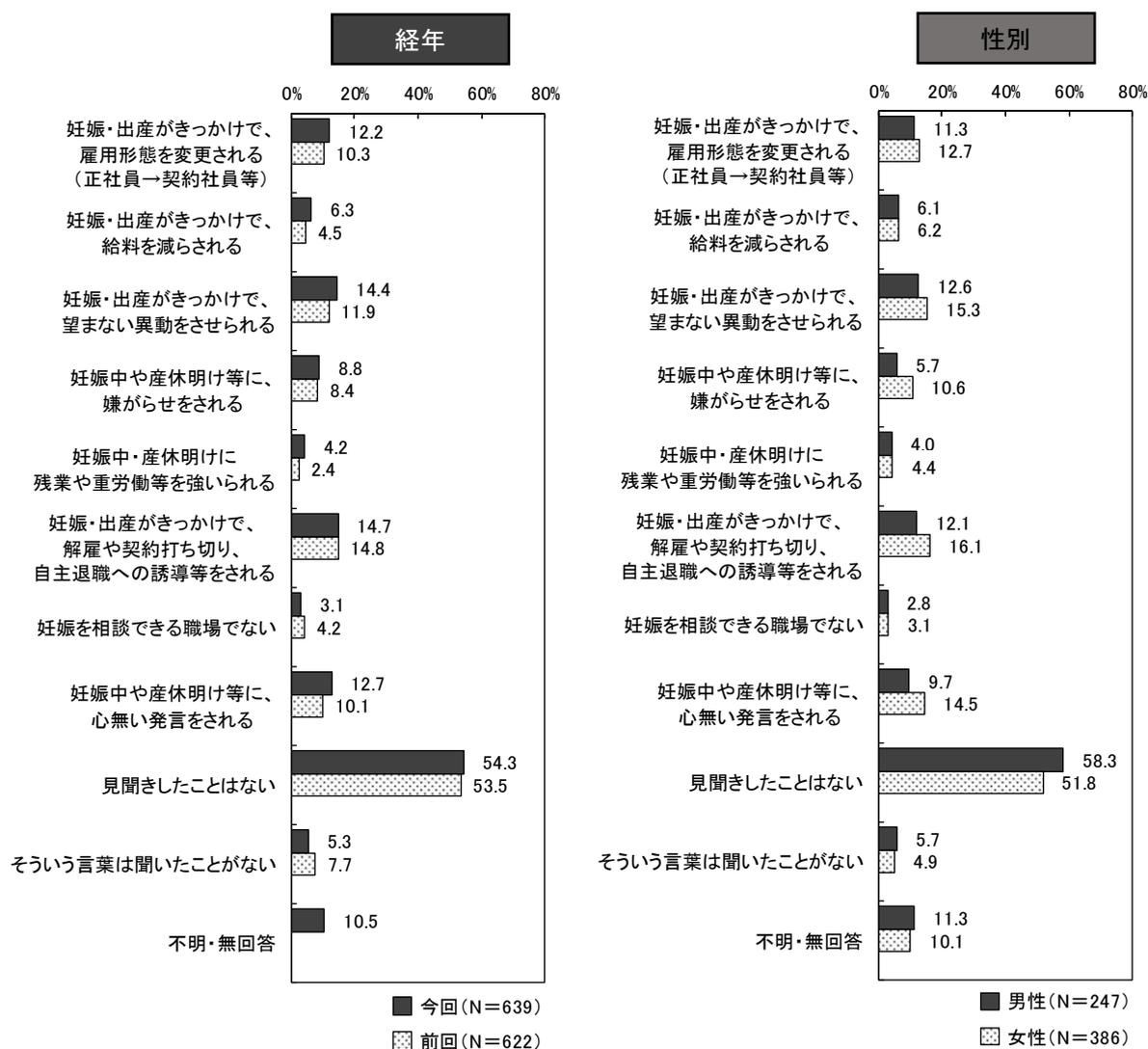
問 24. マタニティ・ハラスメント（マタハラ）が問題になっていますが、経験したり、見聞きしたことがありますか。（あてはまるものすべてに○）

マタニティ・ハラスメントを経験したり、見聞きしたことがあるかについてみると、「見聞きしたことはない」が54.3%と最も高く、次いで「妊娠・出産がきっかけで、解雇や契約打ち切り、自主退職への誘導等をされる（出産告知後・産休中・産休明け1年以内）」が14.7%、「妊娠・出産がきっかけで、望まない異動をさせられる」が14.4%となっています。

前回と比較すると、「妊娠・出産がきっかけで、望まない異動をさせられる」が2.5ポイント高くなっています。

性別でみると、女性の方がマタハラを経験した割合が高くなっています。

年齢別でみると、いずれの年代も「見聞きしたことはない」が最も高くなっています。



※前回の「不明・無回答」については記載なし

年齢別

単位：%

	妊娠・出産がきつかけで、 雇用形態を変更される （正社員←契約社員等）	妊娠・出産がきつかけで、 給料を減らされる	妊娠・出産がきつかけで、 望まない異動をさせられる	妊娠中や産休明け等に、 嫌がらせをされる	妊娠中・産休明けに残業や 重労働等を強いられる	妊娠・出産がきつかけで、 解雇や契約打ち切り、 自主退職への誘導等をされる	妊娠を相談できる職場でない
10歳代(N=27)	22.2	18.5	18.5	18.5	3.7	22.2	0.0
20歳代(N=48)	16.7	10.4	12.5	25.0	4.2	20.8	4.2
30歳代(N=100)	15.0	9.0	15.0	4.0	8.0	15.0	5.0
40歳代(N=106)	13.2	7.5	21.7	12.3	6.6	18.9	5.7
50歳代(N=101)	7.9	2.0	10.9	5.0	4.0	12.9	5.0
60歳代(N=155)	11.0	5.8	11.6	7.7	3.2	12.3	0.6
70歳以上(N=96)	9.4	1.0	12.5	4.2	0.0	9.4	0.0

	妊娠中や産休明け等に、 心無い発言をされる	見聞きしたことはない	そういう言葉は 聞いたことがない	不明・無回答
10歳代(N=27)	25.9	59.3	3.7	3.7
20歳代(N=48)	14.6	56.3	2.1	6.3
30歳代(N=100)	17.0	51.0	4.0	5.0
40歳代(N=106)	21.7	47.2	5.7	8.5
50歳代(N=101)	7.9	62.4	4.0	6.9
60歳代(N=155)	10.3	56.1	5.8	14.8
70歳以上(N=96)	2.1	53.1	7.3	19.8

問 25. あなたはこれまでに配偶者や恋人以外の人から、次のような性的な被害にあったことがありますか。(①～③のそれぞれの項目について、1つだけ○)

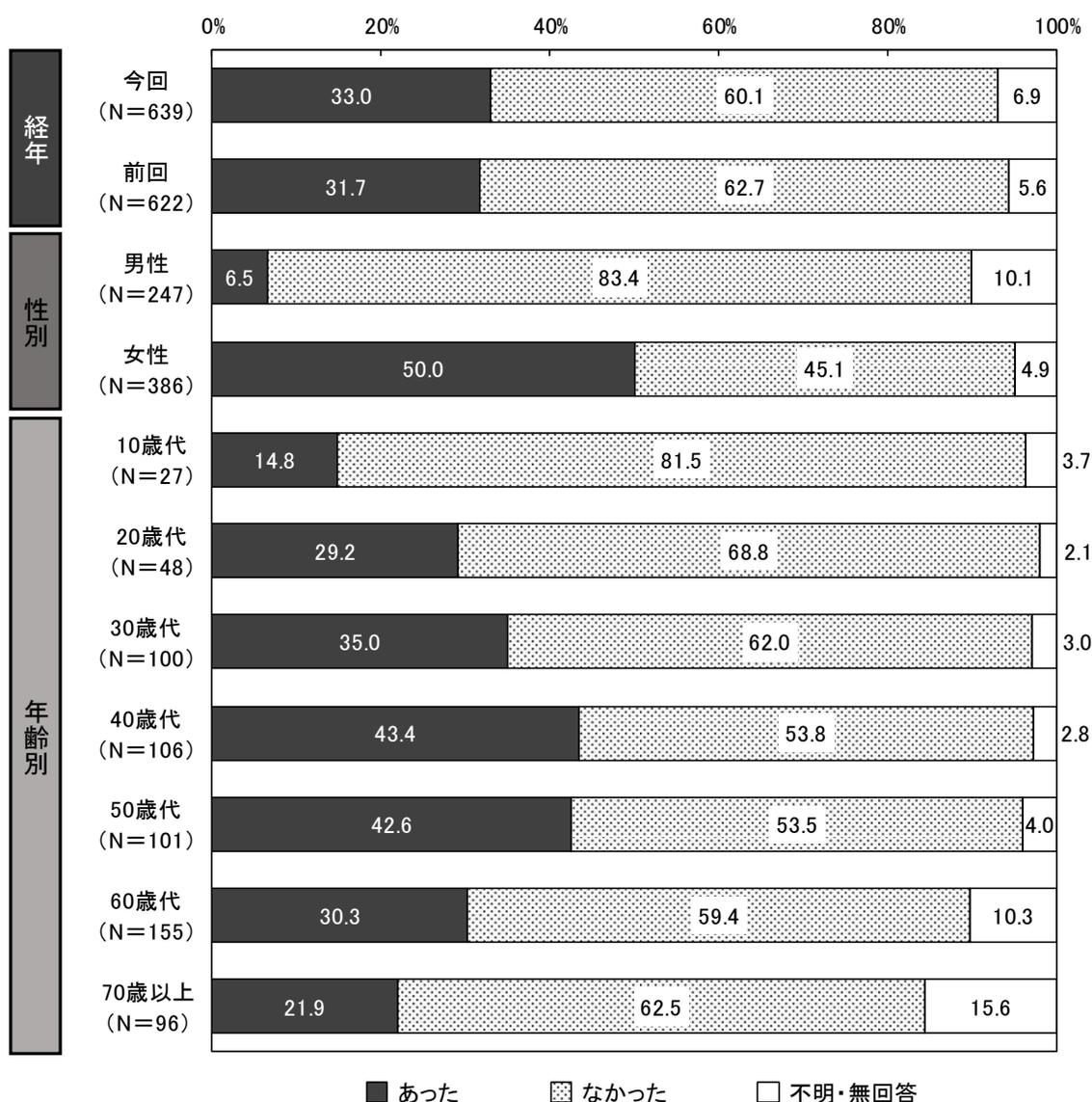
①痴漢にあった(体をさわられた) こと

痴漢にあったことがあるかについてみると、「あった」が33.0%、「なかった」が60.1%となっています。

前回と比較すると、「なかった」が2.6ポイント低くなっています。

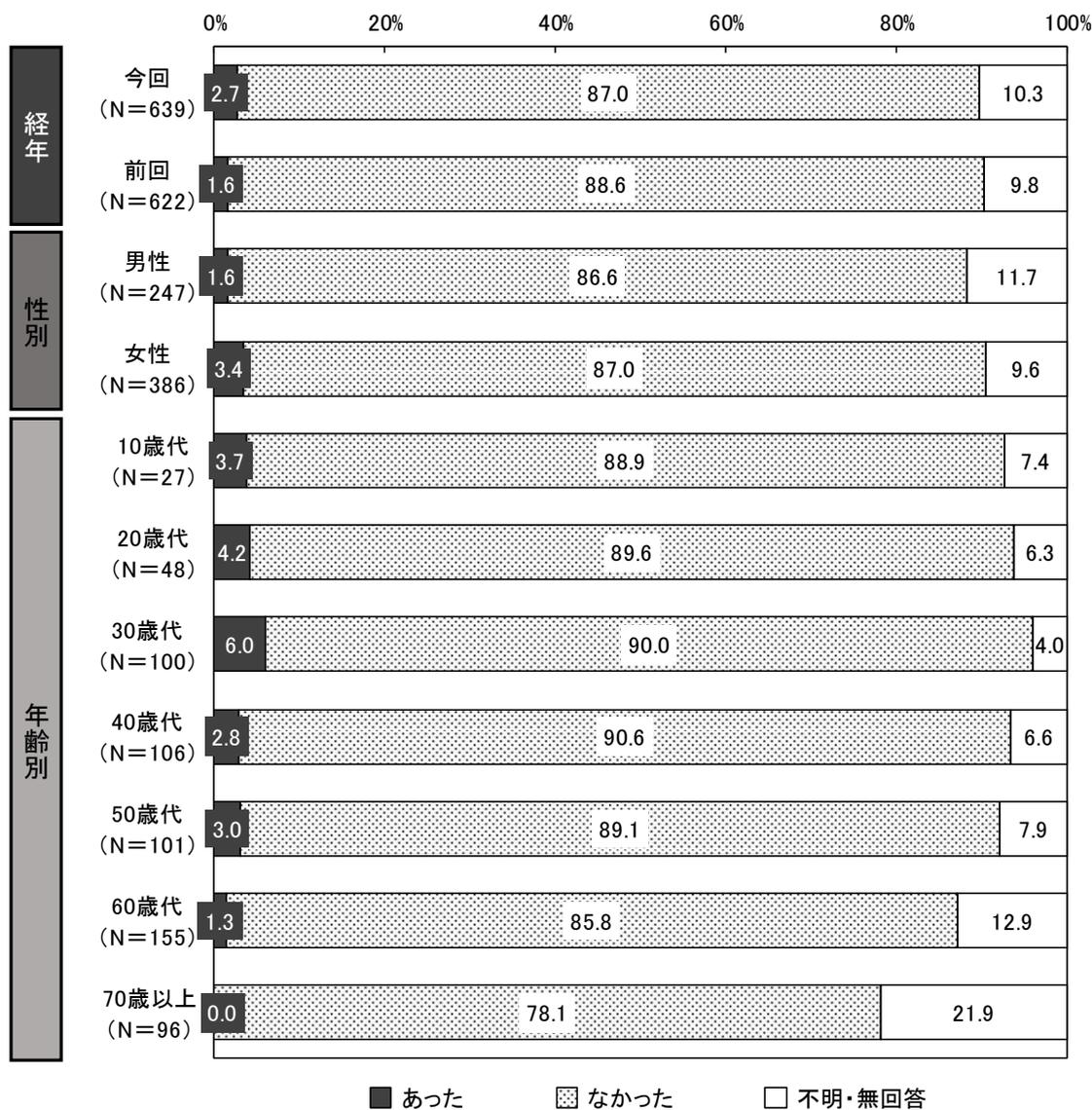
性別でみると、男性は「なかった」が高い一方で、女性は「あった」が高くなっています。

年齢別でみると、「あった」が40～50歳代で4割台となっています。



②盗撮されたこと

盗撮されたことがあるかについてみると、「あった」が2.7%、「なかった」が87.0%となっています。
 前回と比較すると、「なかった」が1.6ポイント低くなっています。
 性別でみると、男女ともに「なかった」が高くなっています。
 年齢別でみると、いずれの年代も「なかった」が最も高くなっています。



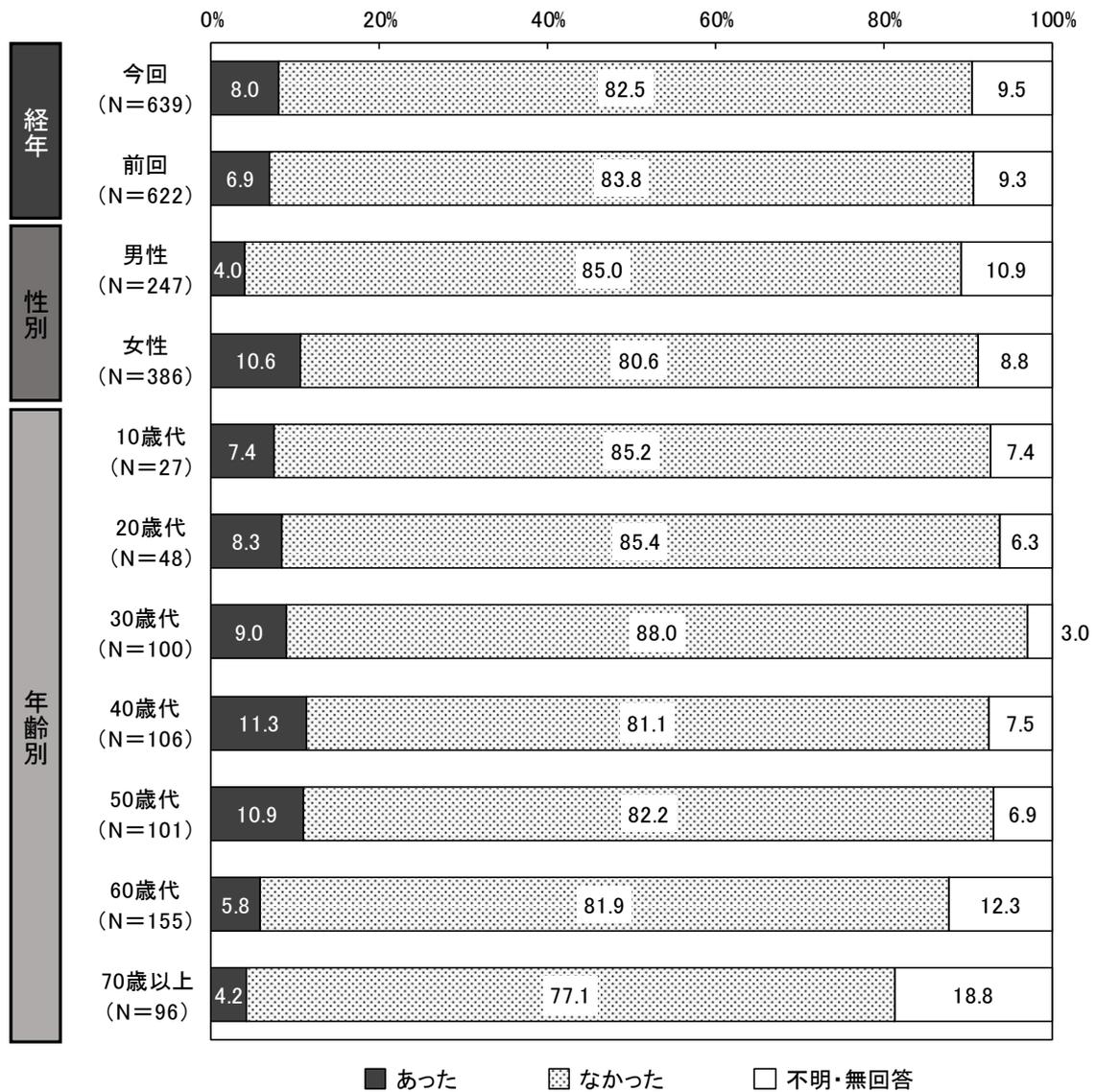
③ ストーカー被害を受けた（つきまとい等をされた）こと

ストーカー被害を受けたことがあるかについてみると、「あった」が8.0%、「なかった」が82.5%となっています。

前回と比較すると、「なかった」が1.3ポイント低くなっています。

性別でみると、女性の方が「あった」が高くなっています。

年齢別でみると、「あった」が40～50歳代で1割台となっています。



問 26. 配偶者や恋人等から受ける身体的・心理的な暴力（ドメスティック・バイオレンス（DV））が問題となっていますが、経験したり、見聞きしたことがありますか。

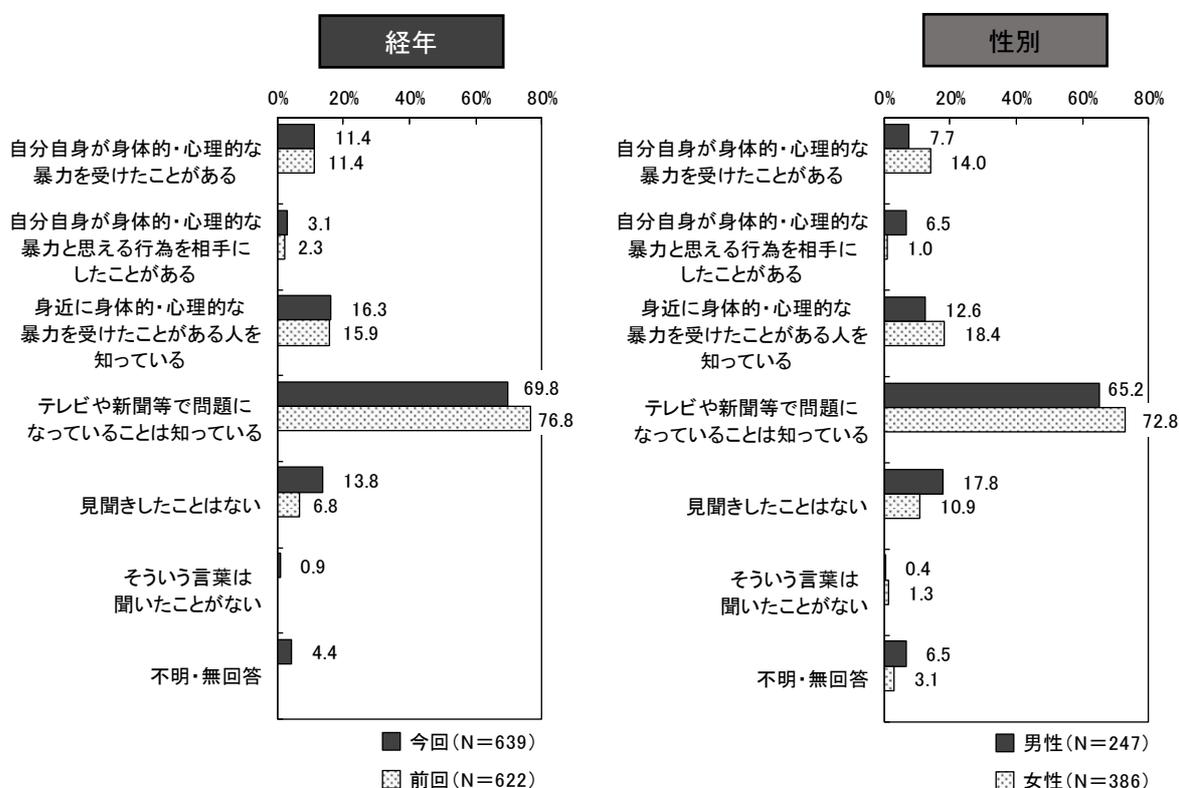
（あてはまるものすべてに○）

ドメスティック・バイオレンスを経験したり、見聞きしたことがあるかについてみると、「テレビや新聞等で問題になっていることは知っている」が69.8%と最も高く、次いで「身近に身体的・心理的な暴力を受けたことがある人を知っている」が16.3%、「見聞きしたことはない」が13.8%となっています。

前回と比較すると、「テレビや新聞等で問題になっていることは知っている」が7.0ポイント低くなっています。

性別でみると、男性の方が「見聞きしたことはない」が高くなっています。

年齢別でみると、いずれの年代も「テレビや新聞等で問題になっていることは知っている」が最も高くなっています。



※前回の「そういう言葉は聞いたことがない」、「不明・無回答」については記載なし

年齢別

単位：%

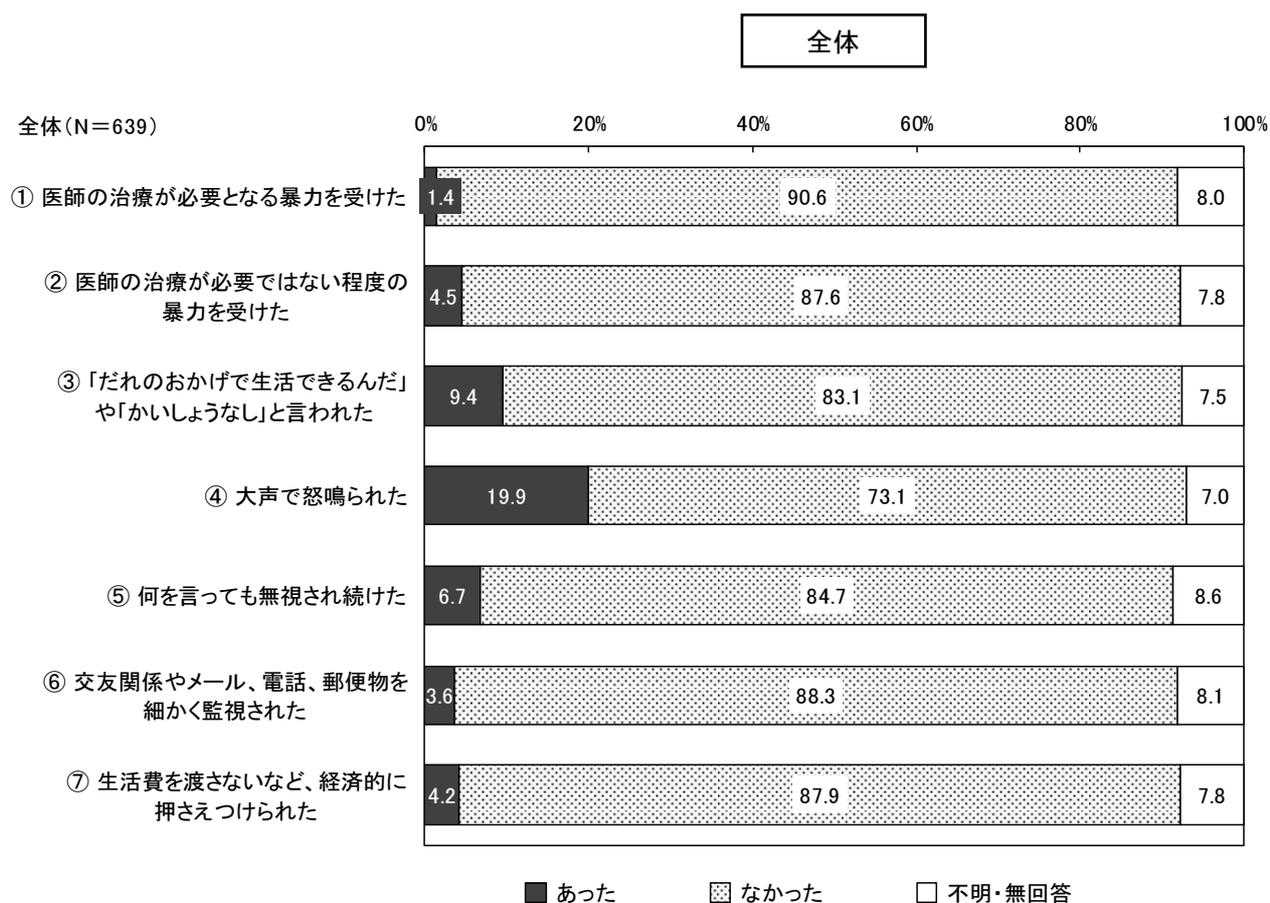
	心理的暴力を受けた ことがある	自分の暴力を受けた ことがある	自分の暴力を受けた ことがある	近親者に身体的・心理的 暴力を受けたことがある	テレビや新聞等で 知っている	聞きしたことはない	そういう言葉はない	不明・無回答
10歳代(N=27)	3.7	0.0	14.8	63.0	22.2	0.0	3.7	
20歳代(N=48)	4.2	0.0	14.6	75.0	12.5	0.0	2.1	
30歳代(N=100)	8.0	3.0	18.0	64.0	19.0	0.0	2.0	
40歳代(N=106)	20.8	5.7	17.0	61.3	12.3	2.8	2.8	
50歳代(N=101)	20.8	5.9	21.8	71.3	8.9	0.0	4.0	
60歳代(N=155)	7.7	2.6	16.1	72.9	11.6	0.6	7.7	
70歳以上(N=96)	7.3	1.0	8.3	78.1	16.7	2.1	4.2	

問 27. あなたはこれまでに配偶者や恋人等から、次にあげるようなことをされたことがありますか。

(①～⑦のそれぞれの項目について、1つだけ○)

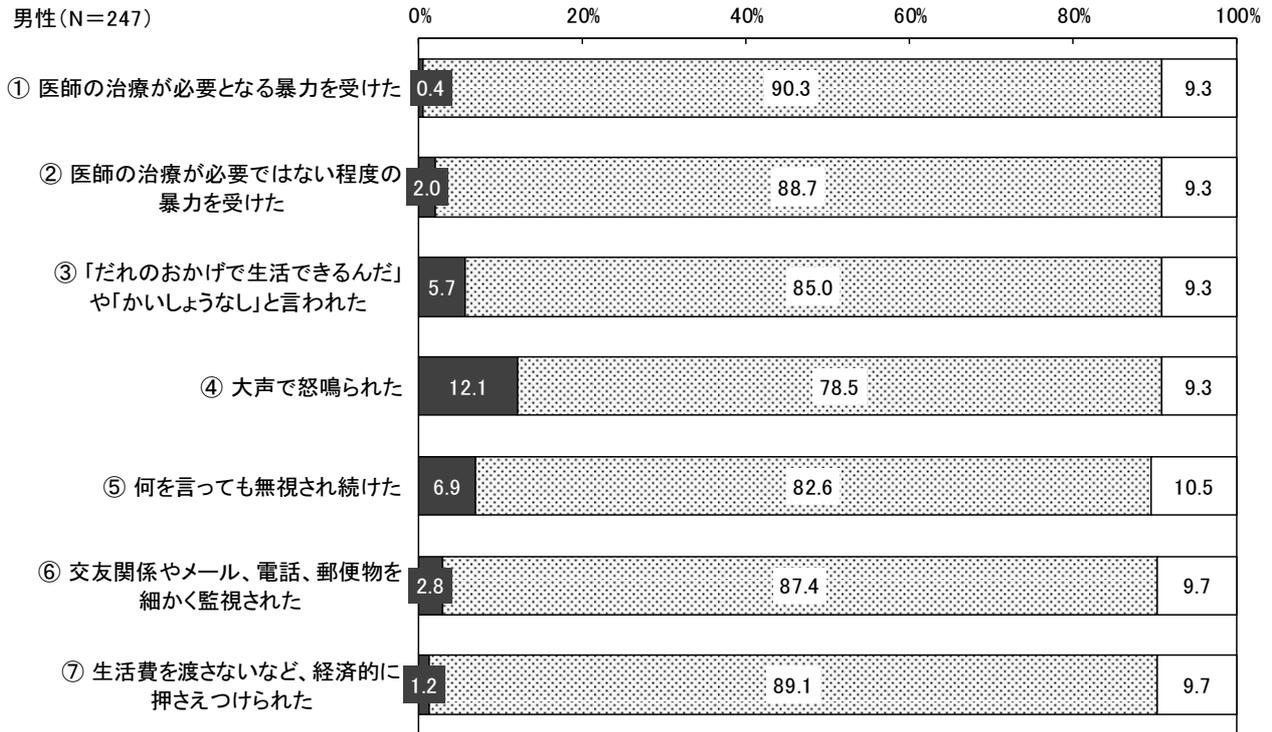
配偶者や恋人等から、次にあげるようなことをされたことがあるかについてみると、「あった」が[④大声で怒鳴られた]で 19.9%と最も高く、次いで[③「だれのおかげで生活できるんだ」や「かいしようなし」と言われた]で 9.4%、[⑤何を言っても無視され続けた]で 6.7%となっています。

性別でみると、[⑤何を言っても無視され続けた]以外のすべての項目で、女性の方が「あった」が高くなっています。

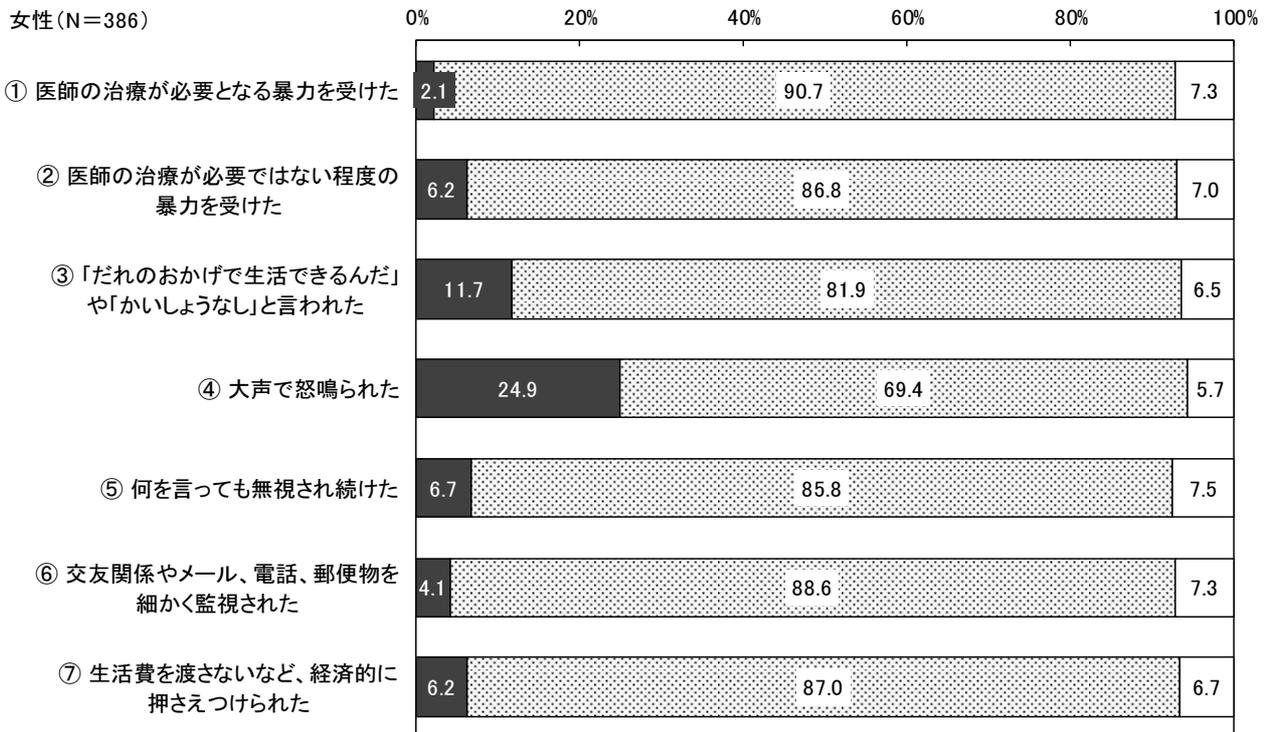


性別

男性(N=247)



女性(N=386)



■ あった

▨ なかった

□ 不明・無回答

【問 27 で①～⑦の項目のうち1つでも「あった」とお答えの方のみ】

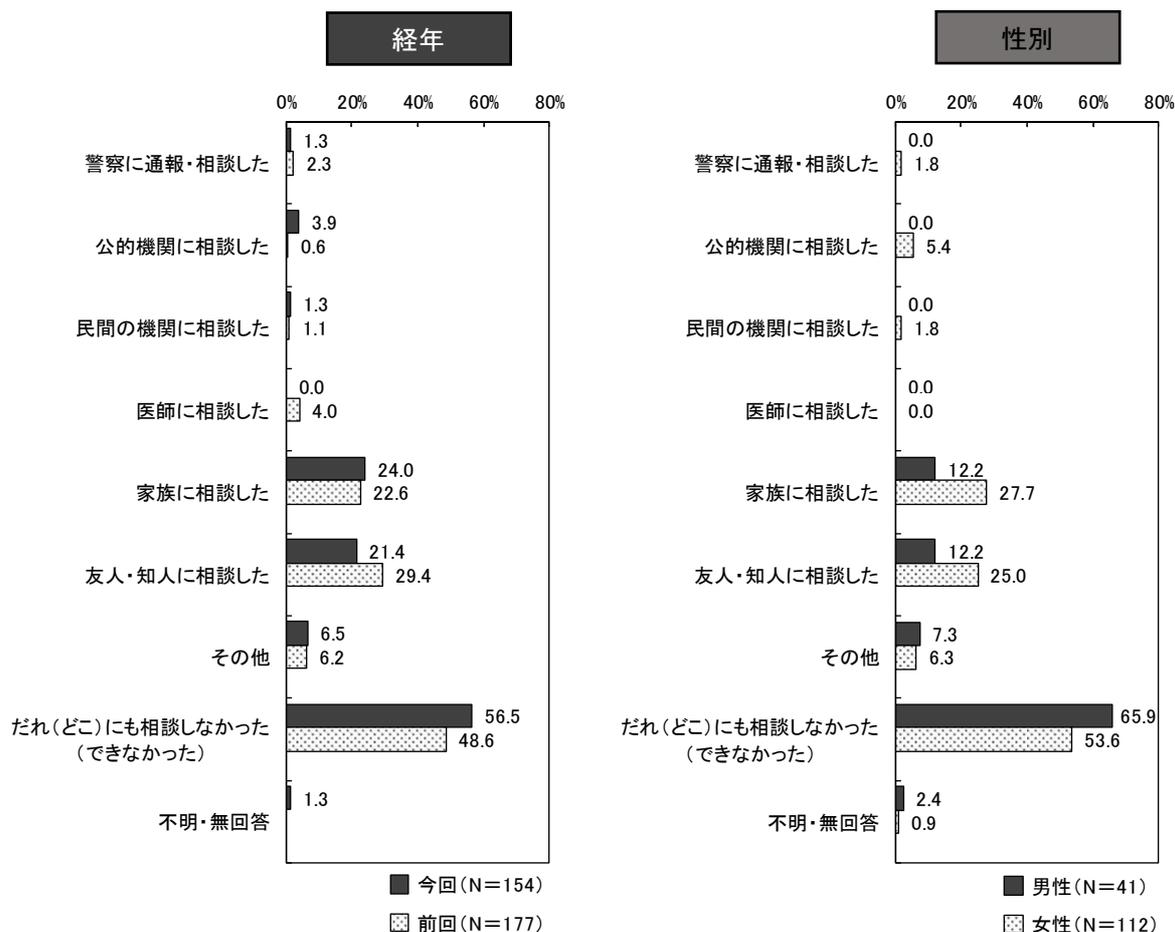
問 28. そのとき、だれか（どこか）に相談しましたか。（あてはまるものすべてに○）

だれか（どこか）に相談したかについてみると、「だれ（どこ）にも相談しなかった（できなかった）」が 56.5%と最も高く、次いで「家族に相談した」が 24.0%、「友人・知人に相談した」が 21.4%となっています。

前回と比較すると、「だれ（どこ）にも相談しなかった（できなかった）」が 7.9 ポイント高くなっています。

性別でみると、男性の方が「だれ（どこ）にも相談しなかった（できなかった）」が高くなっています。

年齢別でみると、30 歳以上は「だれ（どこ）にも相談しなかった（できなかった）」が最も高くなっています。



※前回の「不明・無回答」については記載なし

年齢別

単位：%

	警察に通報・相談した	公的機関に相談した	民間の機関に相談した	医師に相談した	家族に相談した	友人・知人に相談した	その他
10歳代(N=1)	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
20歳代(N=7)	0.0	0.0	0.0	0.0	42.9	14.3	14.3
30歳代(N=19)	0.0	0.0	0.0	0.0	21.1	21.1	10.5
40歳代(N=36)	2.8	8.3	0.0	0.0	25.0	27.8	5.6
50歳代(N=44)	2.3	2.3	2.3	0.0	25.0	29.5	2.3
60歳代(N=28)	0.0	3.6	3.6	0.0	10.7	7.1	7.1
70歳以上(N=17)	0.0	5.9	0.0	0.0	29.4	17.6	11.8

	相談しなかつた(だれへも相談できなかった)	不明・無回答
10歳代(N=1)	100.0	0.0
20歳代(N=7)	42.9	0.0
30歳代(N=19)	63.2	0.0
40歳代(N=36)	52.8	0.0
50歳代(N=44)	56.8	0.0
60歳代(N=28)	67.9	3.6
70歳以上(N=17)	47.1	5.9

【問 28 で「だれ（どこ）にも相談しなかった（できなかった）」とお答えの方のみ】

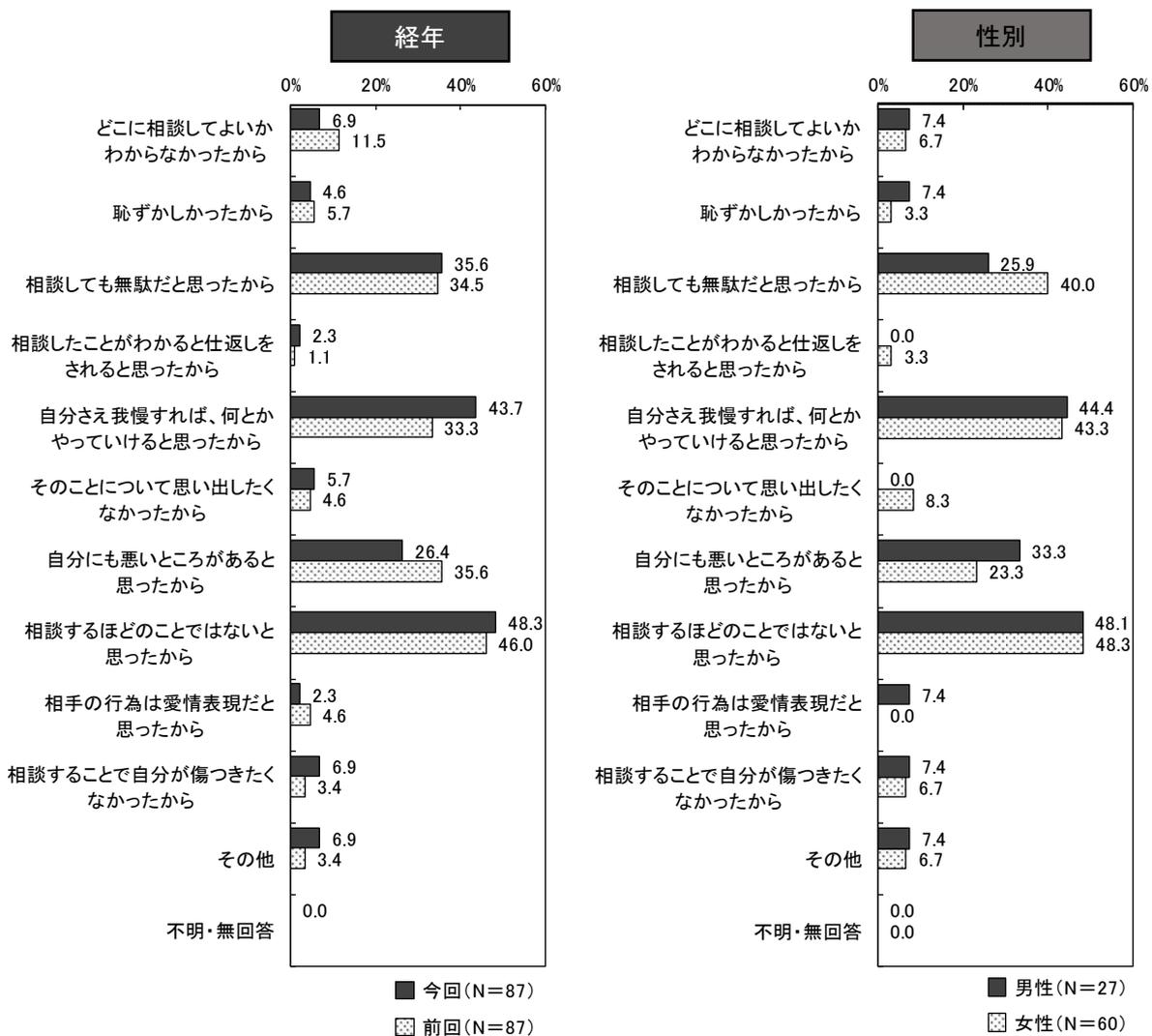
問 28-1. だれ（どこ）にも相談しなかった、できなかった理由は何ですか。（3つまで○）

だれ（どこ）にも相談しなかった、できなかった理由についてみると、「相談するほどのことではないと思ったから」が 48.3%と最も高く、次いで「自分さえ我慢すれば、何とかやっていたらよかったから」が 43.7%、「相談しても無駄だと思ったから」が 35.6%となっています。

前回と比較すると、「自分さえ我慢すれば、何とかやっていたらよかったから」が 10.4 ポイント高くなっています。

性別でみると、男性の方が「自分にも悪いところがあると思ったから」が高く、女性の方が「相談しても無駄だと思ったから」が高くなっています。

年齢別でみると、30 歳代と 50～60 歳代は「相談するほどのことではないと思ったから」、40 歳代は「相談しても無駄だと思ったから」、「自分さえ我慢すれば、何とかやっていたらよかったから」が最も高くなっています。



※前回の「不明・無回答」については記載なし

年齢別

単位：%

	どこに相談してよいか わからなかったから	恥ずかしかったから	相談しても無駄だと思 ったから	相談したことがわかると 仕返しをされると思った から	自分さえ我慢すれば、 何とかやっつけていけば 思ったから	そのことについて思い 出したくなかったから	自分にも悪いところ あると思ったから
10歳代(N=1)	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
20歳代(N=3)	33.3	0.0	33.3	0.0	0.0	0.0	0.0
30歳代(N=12)	8.3	0.0	41.7	0.0	25.0	8.3	41.7
40歳代(N=19)	0.0	0.0	52.6	5.3	52.6	10.5	36.8
50歳代(N=25)	16.0	8.0	36.0	4.0	44.0	4.0	20.0
60歳代(N=19)	0.0	5.3	15.8	0.0	36.8	5.3	21.1
70歳以上(N=8)	0.0	12.5	37.5	0.0	87.5	0.0	25.0

	相談するほどのことでは ないと思ったから	相手の行為は愛情表現 だと思ったから	傷つきたくなくて自分 がら	その他	不明・無回答
10歳代(N=1)	0.0	0.0	0.0	100.0	0.0
20歳代(N=3)	100.0	0.0	0.0	0.0	0.0
30歳代(N=12)	50.0	0.0	8.3	0.0	0.0
40歳代(N=19)	36.8	0.0	5.3	5.3	0.0
50歳代(N=25)	48.0	8.0	4.0	0.0	0.0
60歳代(N=19)	52.6	0.0	5.3	21.1	0.0
70歳以上(N=8)	50.0	0.0	25.0	0.0	0.0

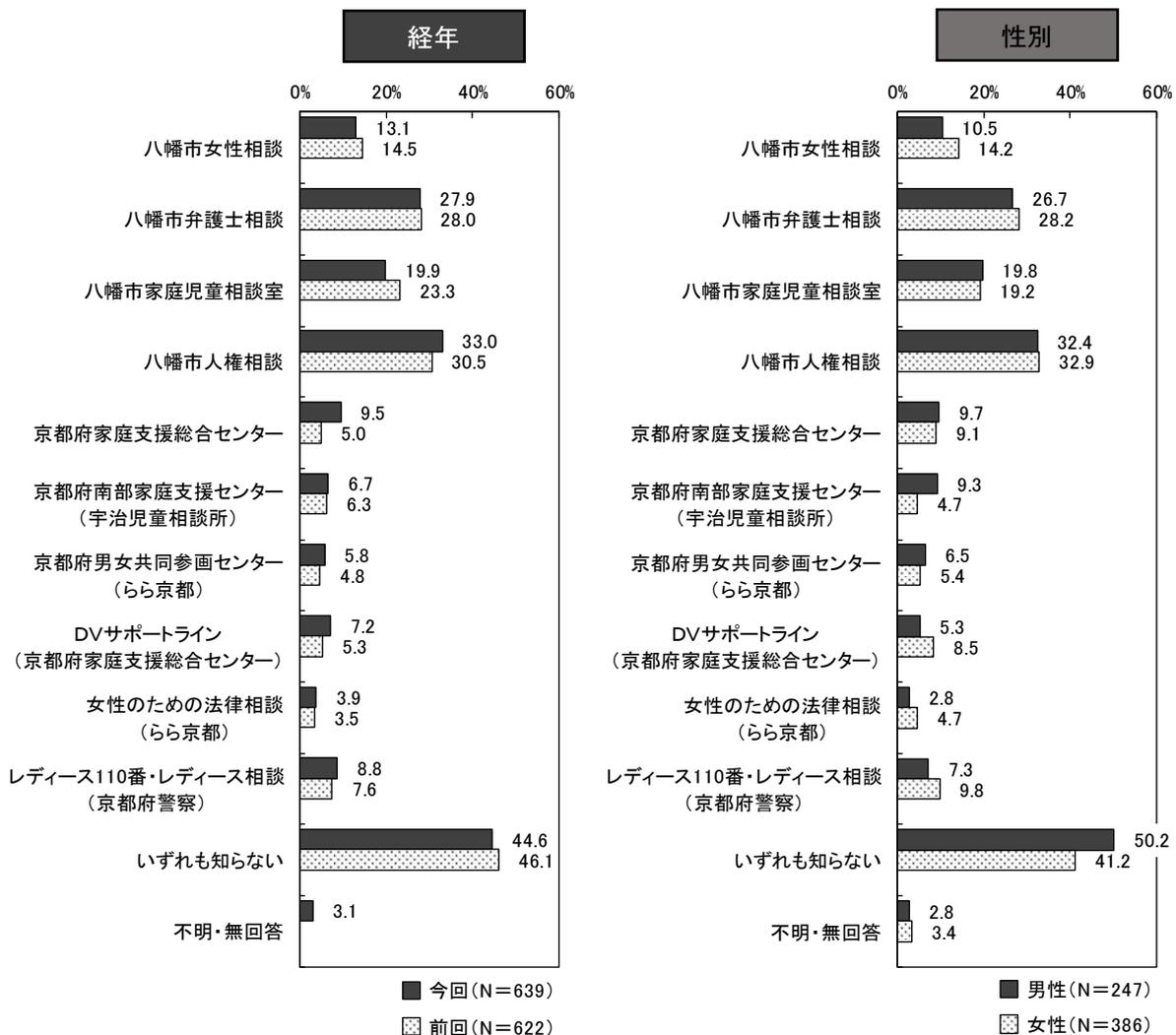
問 29. あなたは、次の相談機関や相談窓口をご存知ですか。(あてはまるものすべてに○)

相談機関や相談窓口の認知度についてみると、「いずれも知らない」が44.6%と最も高く、次いで「八幡市人権相談」が33.0%、「八幡市弁護士相談」が27.9%となっています。

前回と比較すると、「京都府家庭支援総合センター」が4.5ポイント高くなっています。

性別でみると、男性の方が「いずれも知らない」が高くなっています。

年齢別でみると、10～50歳代は「いずれも知らない」、60歳代は「八幡市弁護士相談」、「八幡市人権相談」、70歳以上は「八幡市人権相談」が最も高くなっています。



※前回の「不明・無回答」については記載なし

年齢別

単位：%

	八幡市女性相談	八幡市弁護士相談	八幡市家庭児童相談室	八幡市人権相談	京都府家庭支援総合センター	京都府南部家庭支援センター（宇治児童相談所）	京都府男女共同参画センター（らら京都）
10歳代(N=27)	7.4	7.4	18.5	11.1	11.1	3.7	3.7
20歳代(N=48)	10.4	6.3	18.8	18.8	14.6	6.3	6.3
30歳代(N=100)	9.0	13.0	25.0	18.0	11.0	6.0	3.0
40歳代(N=106)	15.1	22.6	23.6	29.2	9.4	8.5	9.4
50歳代(N=101)	9.9	30.7	12.9	33.7	9.9	4.0	2.0
60歳代(N=155)	15.5	44.5	19.4	44.5	9.7	9.7	7.7
70歳以上(N=96)	15.6	34.4	15.6	44.8	3.1	3.1	6.3

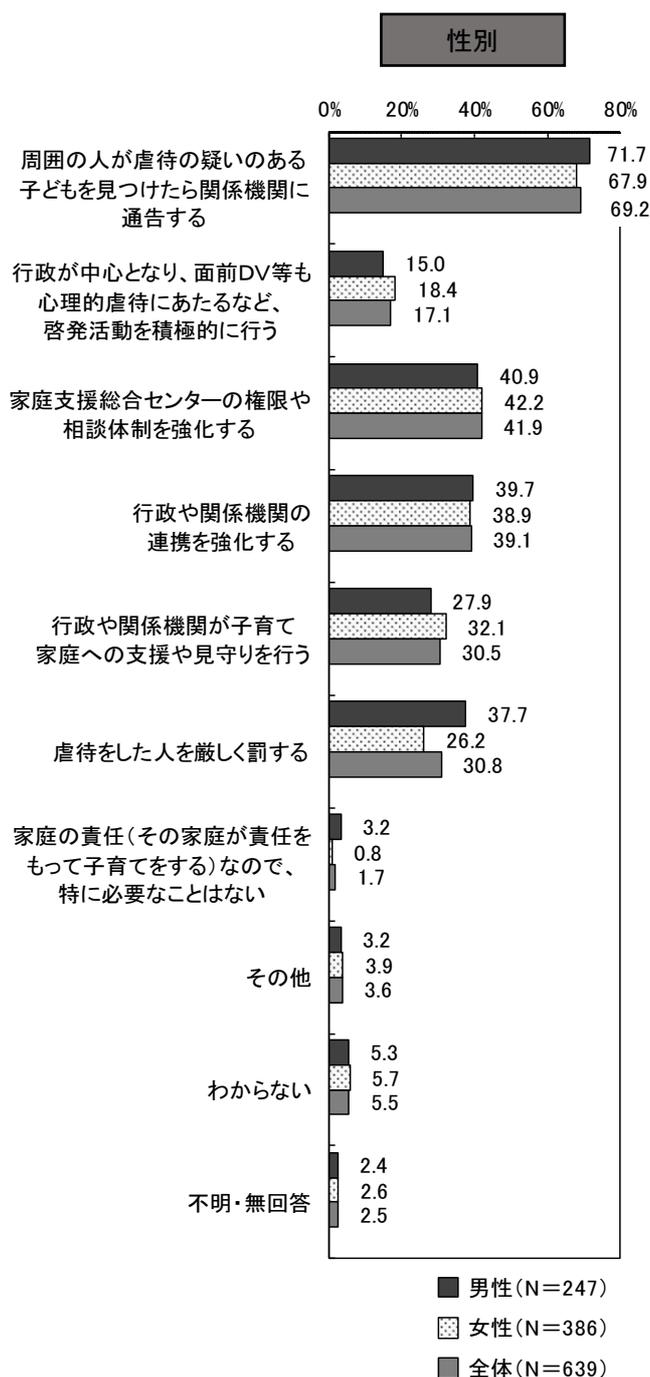
	DVサポートライン（京都府家庭支援総合センター）	女性のための法律相談（らら京都）	レディース110番（京都府警察）	（上記110番） いずれも知らない	不明・無回答
10歳代(N=27)	3.7	3.7	22.2	48.1	7.4
20歳代(N=48)	12.5	6.3	12.5	58.3	2.1
30歳代(N=100)	6.0	2.0	11.0	57.0	1.0
40歳代(N=106)	10.4	5.7	4.7	47.2	3.8
50歳代(N=101)	8.9	3.0	6.9	42.6	4.0
60歳代(N=155)	4.5	3.9	9.0	35.5	1.9
70歳以上(N=96)	6.3	4.2	7.3	39.6	5.2

問 30. 近年、配偶者間の暴力だけでなく、子どもの前で親が配偶者に暴力をふるう面前DV（子どもへの心理的虐待）や児童虐待とDVが複合的に発生することが問題となっています。そのような児童虐待を防止するためには、特にどのようなことが必要だと考えますか。（3つまで○）

DVと複合的に発生する児童虐待を防止するために必要なことについてみると、「周囲の人が虐待の疑いのある子どもを見つけたら関係機関に通告する」が69.2%と最も高く、次いで「家庭支援総合センターの権限や相談体制を強化する」が41.9%、「行政や関係機関の連携を強化する」が39.1%となっています。

性別でみると、男性の方が「虐待をした人を厳しく罰する」が高くなっています。

年齢別でみると、いずれの年代も「周囲の人が虐待の疑いのある子どもを見つけたら関係機関に通告する」が最も高くなっています。



年齢別

単位：%

	子どもを虐待の疑いのある周囲の人が見つけたら関係機関に通告する	行政が中心となり、面談や心理的虐待に積極的に行うなど、啓発活動を行う	家庭支援総合センターの権限や相談体制を強化する	行政や関係機関の連携を強化する	行政や関係機関が子育て家庭への支援や見守りを行う	虐待をした人を厳しく罰する	家庭の責任（その家庭が責任をもつて子育てをする）なので、特に必要なことはない
10歳代(N=27)	59.3	25.9	22.2	40.7	29.6	33.3	0.0
20歳代(N=48)	50.0	16.7	39.6	37.5	29.2	43.8	0.0
30歳代(N=100)	64.0	19.0	46.0	36.0	29.0	36.0	1.0
40歳代(N=106)	73.6	17.9	43.4	38.7	29.2	35.8	1.9
50歳代(N=101)	72.3	20.8	39.6	36.6	32.7	31.7	4.0
60歳代(N=155)	73.5	14.8	46.5	41.9	27.7	21.9	1.9
70歳以上(N=96)	72.9	11.5	36.5	40.6	35.4	25.0	1.0

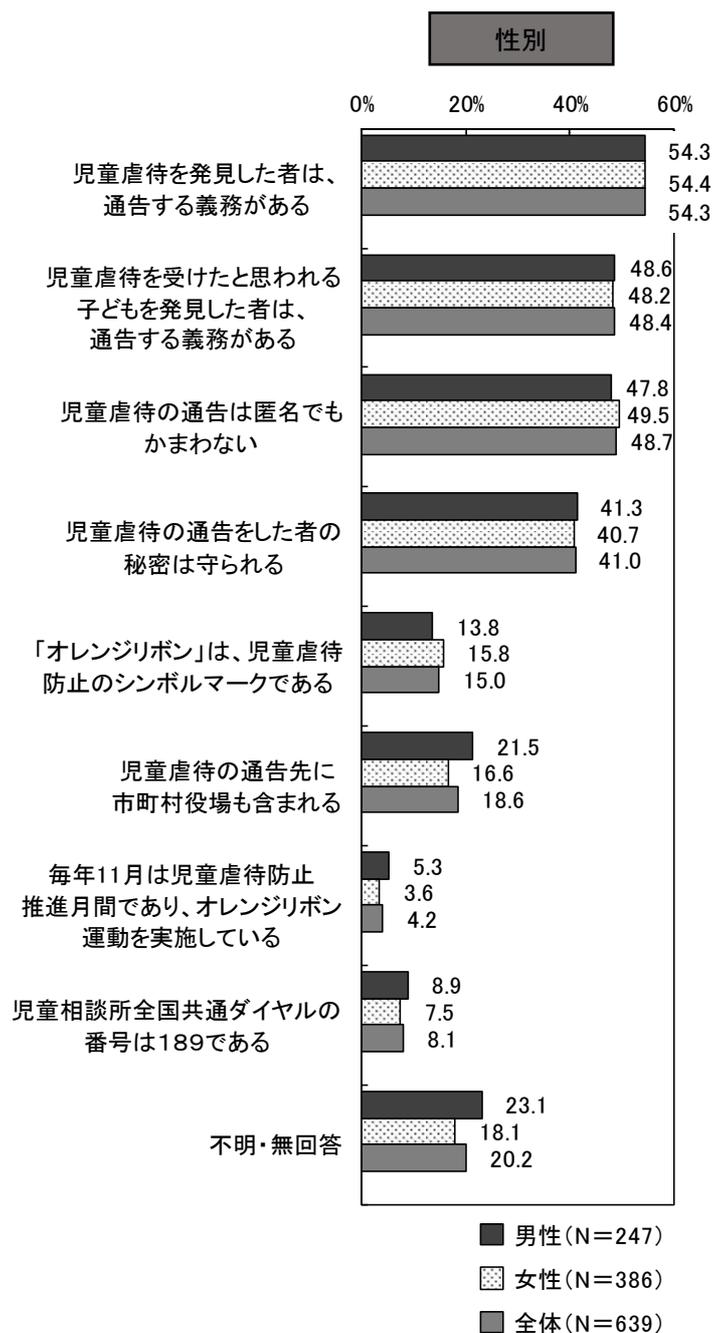
	その他	わからない	不明・無回答
10歳代(N=27)	7.4	7.4	0.0
20歳代(N=48)	8.3	4.2	0.0
30歳代(N=100)	7.0	6.0	2.0
40歳代(N=106)	3.8	3.8	2.8
50歳代(N=101)	2.0	4.0	2.0
60歳代(N=155)	0.0	7.1	3.2
70歳以上(N=96)	4.2	6.3	4.2

問 31. 児童虐待について、あなたをご存知のことは何ですか。(あてはまるものすべてに○)

児童虐待について知っていることについてみると、「児童虐待を発見した者は、通告する義務がある」が54.3%と最も高く、次いで「児童虐待の通告は匿名でもかまわない」が48.7%、「児童虐待を受けたと思われる子どもを発見した者は、通告する義務がある」が48.4%となっています。

性別でみると、男女ともに「児童虐待を発見した者は、通告する義務がある」が高くなっています。

年齢別でみると、10歳代は「児童虐待を発見した者は、通告する義務がある」、「児童虐待の通告は匿名でもかまわない」、20歳代と50歳以上は「児童虐待を発見した者は、通告する義務がある」、30～40歳代は「児童虐待の通告は匿名でもかまわない」が最も高くなっています。



年齢別

単位：%

	児童虐待を発見した者は、 通告する義務がある	児童虐待を受けたと思われる 子どもを発見した者は、 通告する義務がある	児童虐待の通告は 匿名でもかまわない	児童虐待の通告をした者の 秘密は守られる	「オレンジリボン」は、 児童虐待防止のシンボルマーク である	児童虐待の通告先に 市町村役場も含まれる	毎年11月は児童虐待防止推進月 間であり、オレンジリボン 運動を実施している
10歳代(N=27)	44.4	37.0	44.4	37.0	18.5	18.5	7.4
20歳代(N=48)	60.4	50.0	39.6	37.5	20.8	16.7	4.2
30歳代(N=100)	53.0	51.0	65.0	41.0	23.0	12.0	4.0
40歳代(N=106)	57.5	53.8	60.4	49.1	15.1	17.9	0.9
50歳代(N=101)	63.4	52.5	39.6	30.7	7.9	14.9	2.0
60歳代(N=155)	50.3	43.9	42.6	41.9	12.9	21.9	6.5
70歳以上(N=96)	47.9	44.8	43.8	43.8	12.5	25.0	6.3

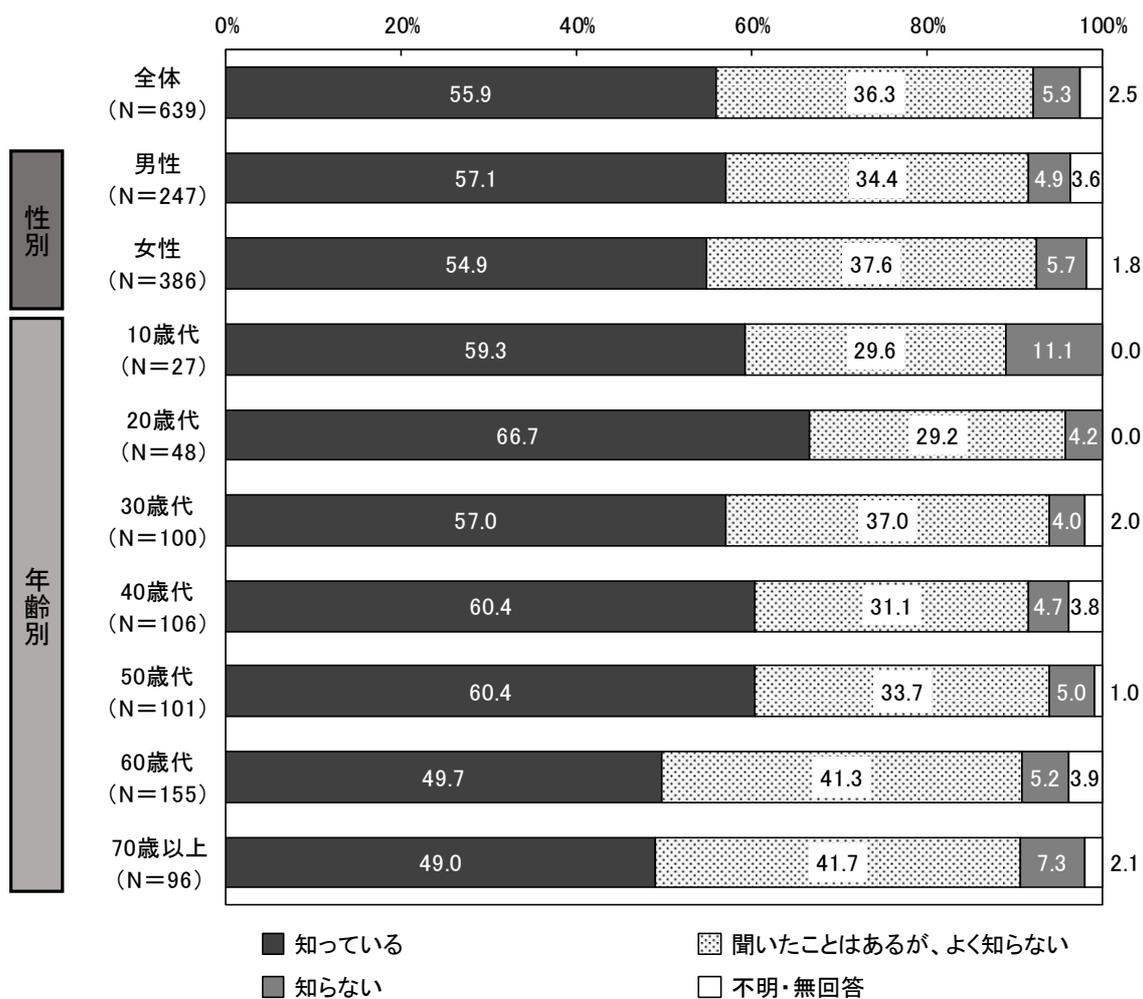
	児童相談所全国共通ダイヤルの 番号は189である	不明・無回答
10歳代(N=27)	7.4	29.6
20歳代(N=48)	10.4	22.9
30歳代(N=100)	10.0	17.0
40歳代(N=106)	2.8	12.3
50歳代(N=101)	6.9	19.8
60歳代(N=155)	9.0	25.8
70歳以上(N=96)	10.4	19.8

問 32. あなたは、児童買春や児童ポルノといった子どもに対する性的な暴力の被害が問題となっていることについて知っていますか。(1つだけ○)

子どもに対する性的な暴力被害の認知度についてみると、「知っている」が 55.9%と最も高く、次いで「聞いたことはあるが、よく知らない」が 36.3%、「知らない」が 5.3%となっています。

性別でみると、男女ともに「知っている」が高くなっています。

年齢別でみると、「知っている」が 20 歳代で最も高くなっています。

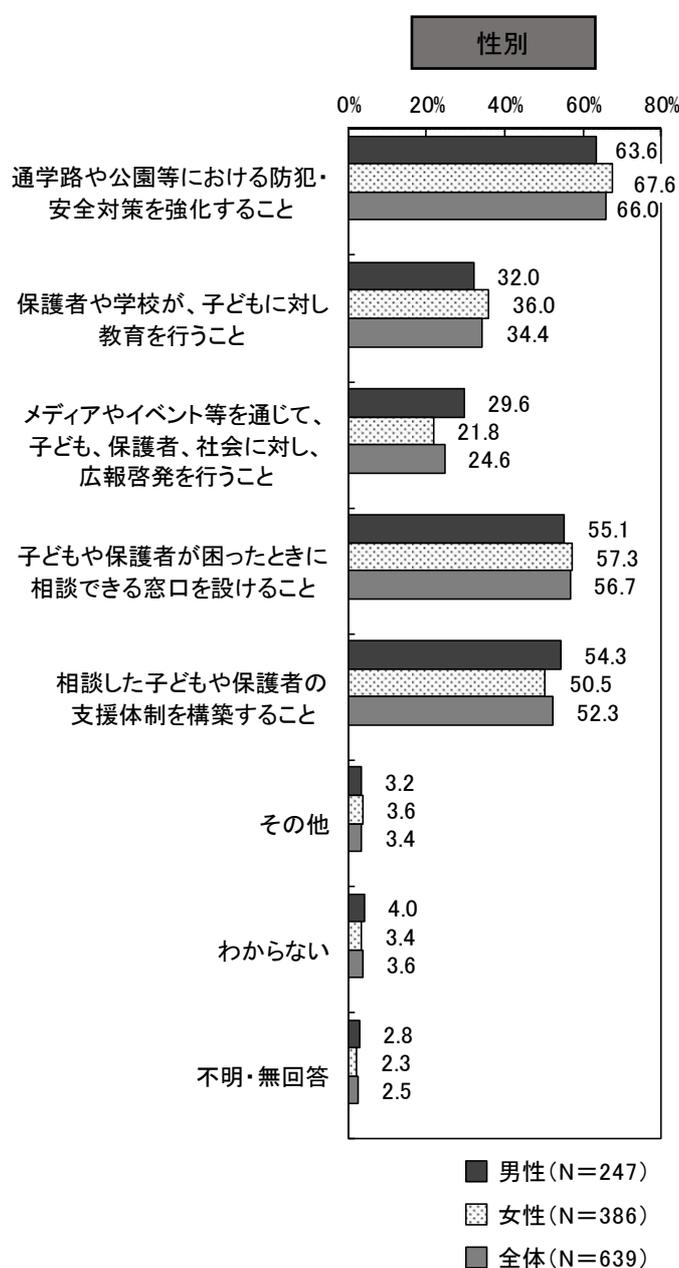


問 33. あなたは、子どもに対する性的な暴力の被害を防止するためには、特にどのようなことが必要だと思いますか。(3つまで○)

子どもに対する性的な暴力被害の防止のため必要なことについてみると、「通学路や公園等における防犯・安全対策を強化すること」が66.0%と最も高く、次いで「子どもや保護者が困ったときに相談できる窓口を設けること」が56.7%、「相談した子どもや保護者の支援体制を構築すること」が52.3%となっています。

性別でみると、男性の方が「メディアやイベント等を通じて、子ども、保護者、社会に対し、広報啓発を行うこと」が高くなっています。

年齢別でみると、10歳代と30～50歳代、70歳以上は「通学路や公園等における防犯・安全対策を強化すること」、20歳代と60歳代は「子どもや保護者が困ったときに相談できる窓口を設けること」が最も高くなっています。



年齢別

単位：%

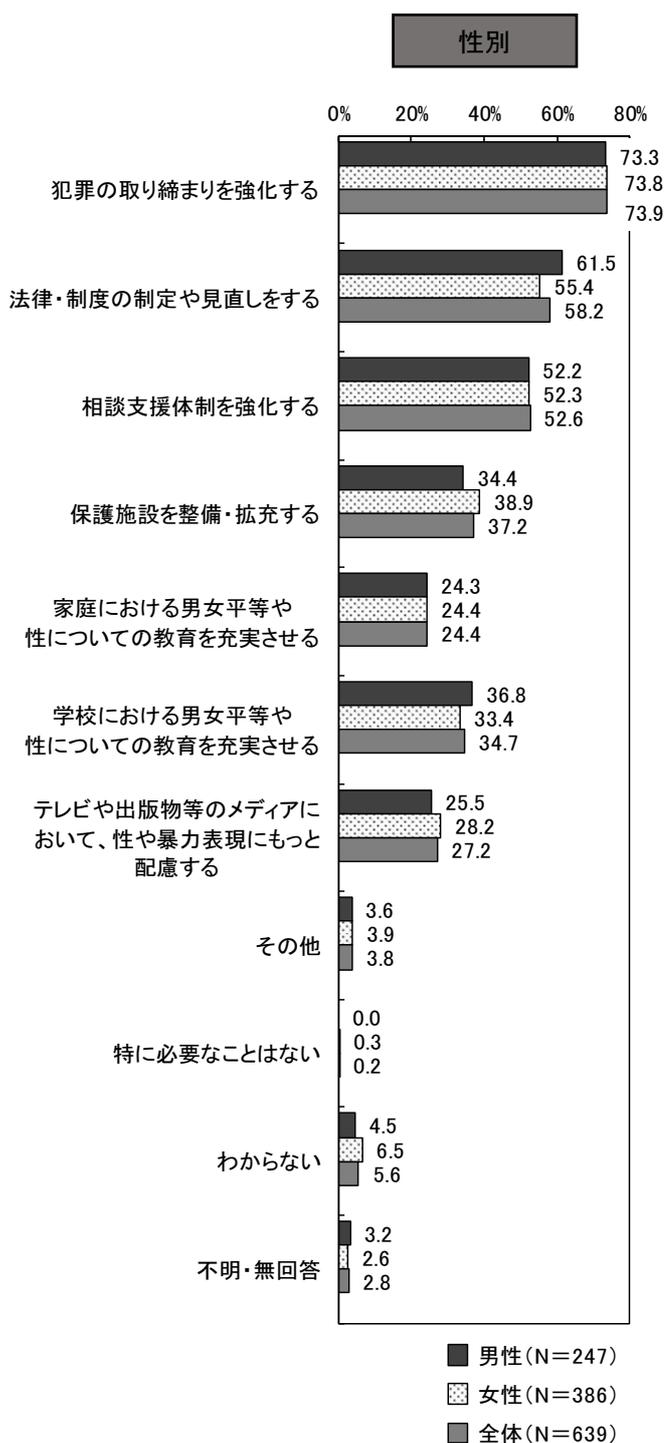
	通学路や公園等における防犯・安全対策を強化すること	保護者や学校が、子どもに対し教育を行うこと	子ども、保護者、社会に対して、メディアやイベント等を通じて、広報啓発を行うこと	子どもや保護者が困ったときに相談できる窓口を設けること	相談した子どもや保護者の支援体制を構築すること	その他	わからない	不明・無回答
10歳代(N=27)	77.8	33.3	25.9	40.7	33.3	3.7	3.7	0.0
20歳代(N=48)	62.5	27.1	10.4	64.6	50.0	6.3	6.3	0.0
30歳代(N=100)	65.0	38.0	22.0	59.0	56.0	5.0	3.0	2.0
40歳代(N=106)	71.7	52.8	24.5	45.3	47.2	3.8	4.7	2.8
50歳代(N=101)	58.4	31.7	27.7	52.5	57.4	5.0	3.0	2.0
60歳代(N=155)	60.6	24.5	28.4	63.9	55.5	1.3	4.5	4.5
70歳以上(N=96)	75.0	33.3	25.0	58.3	49.0	2.1	1.0	2.1

問 34. 異性に対する暴力（性犯罪、売買春、セクシュアル・ハラスメント、AV 出演強要問題等）や JK ビジネスから人権を守るためには何が必要だと思いますか。（あてはまるものすべてに○）

異性に対する暴力や JK ビジネスから人権を守るために必要なことについてみると、「犯罪の取り締まりを強化する」が 73.9%と最も高く、次いで「法律・制度の制定や見直しをする」が 58.2%、「相談支援体制を強化する」が 52.6%となっています。

性別でみると、男女ともに「犯罪の取り締まりを強化する」が高くなっています。

年齢別でみると、いずれの年代も「犯罪の取り締まりを強化する」が最も高くなっています。



年齢別

単位：％

	犯罪の取り締まりを強化する	法律・制度の制定や見直しをする	相談支援体制を強化する	保護施設を整備・拡充する	家庭における男女平等や性についての教育を充実させる	学校における男女平等や性についての教育を充実させる	テレビや出版物等のメディアにおいて、性や暴力表現にもっと配慮する
10歳代(N=27)	77.8	59.3	48.1	22.2	11.1	40.7	22.2
20歳代(N=48)	58.3	43.8	43.8	31.3	18.8	31.3	6.3
30歳代(N=100)	66.0	59.0	48.0	40.0	34.0	39.0	20.0
40歳代(N=106)	82.1	62.3	45.3	37.7	22.6	36.8	26.4
50歳代(N=101)	72.3	55.4	53.5	38.6	23.8	27.7	25.7
60歳代(N=155)	72.9	59.4	60.0	40.6	23.2	31.6	34.8
70歳以上(N=96)	81.3	58.3	56.3	32.3	25.0	40.6	35.4

	その他	特に必要なことはない	わからない	不明・無回答
10歳代(N=27)	0.0	0.0	11.1	0.0
20歳代(N=48)	14.6	0.0	12.5	0.0
30歳代(N=100)	5.0	1.0	5.0	2.0
40歳代(N=106)	3.8	0.0	3.8	2.8
50歳代(N=101)	4.0	0.0	7.9	4.0
60歳代(N=155)	0.6	0.0	5.2	3.2
70歳以上(N=96)	3.1	0.0	2.1	4.2

7. 男女共同参画と防災対策とのかかわりについて

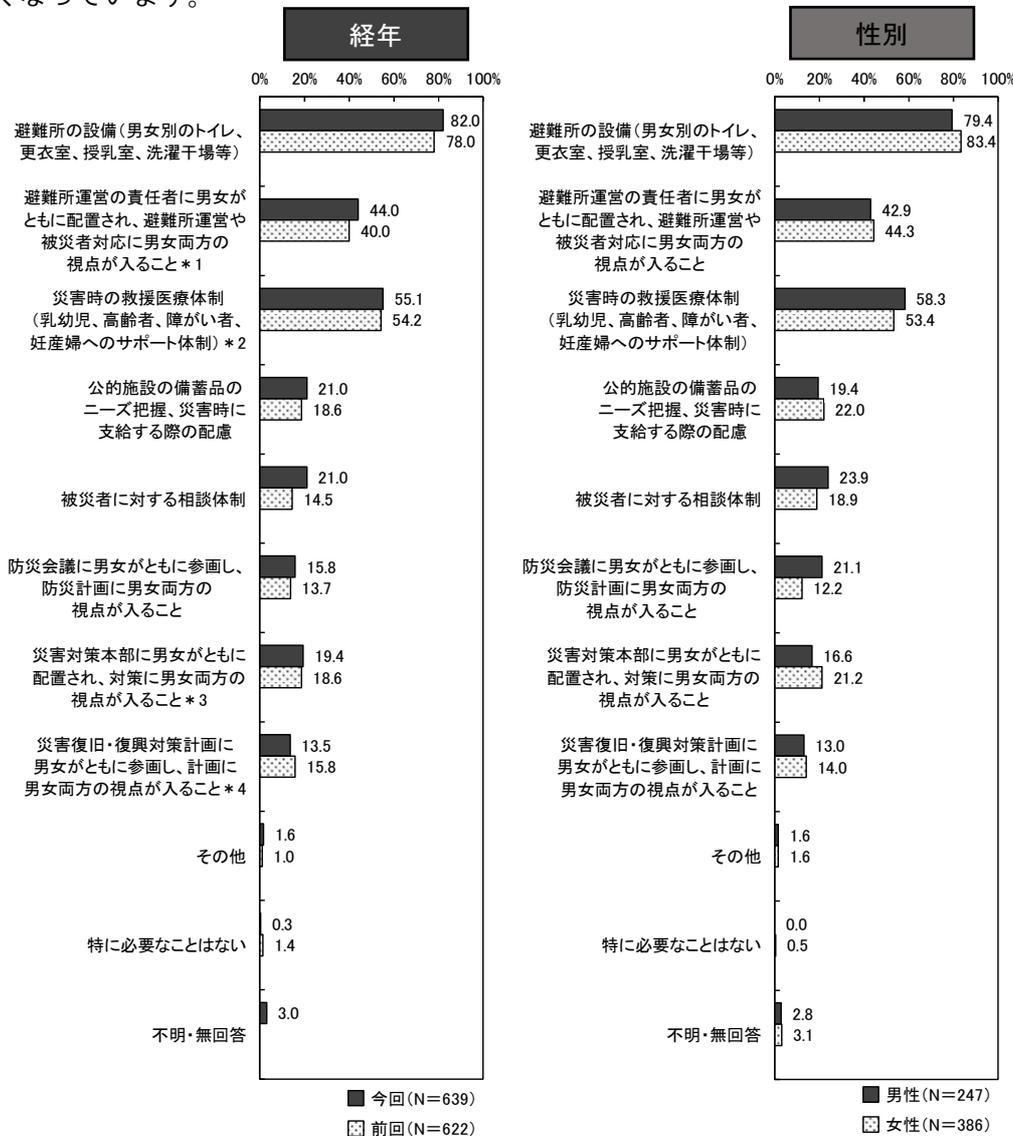
問 35. 防災・災害振興対策において、性別に配慮した対応が必要なことは何ですか。(3つまで○)

防災・災害振興対策における性別に配慮した対応が必要なことについてみると、「避難所の設備（男女別のトイレ、更衣室、授乳室、洗濯干場等）」が82.0%と最も高く、次いで「災害時の救援医療体制（乳幼児、高齢者、障がい者、妊産婦へのサポート体制）」が55.1%、「避難所運営の責任者に男女がともに配置され、避難所運営や被災者対応に男女両方の視点が入ること」が44.0%となっています。

前回と比較すると、「被災者に対する相談体制」が6.5ポイント高くなっています。

性別でみると、男女ともに「避難所の設備（男女別のトイレ、更衣室、授乳室、洗濯干場等）」が高くなっています。

年齢別でみると、いずれの年代も「避難所の設備（男女別のトイレ、更衣室、授乳室、洗濯干場等）」が最も高くなっています。



* 前回の選択肢は、*1は「避難所運営の責任者に男女が配置され男女両方の視点が入ること」、*2は「災害時の救援医療体制（乳幼児、高齢者等へのサポート体制）」、*3は「災害対策本部に男女が配置され男女両方の視点が入ること」、*4は「災害復旧・復興対策計画に男女が参画し男女両方の視点が入ること」

※前回の「不明・無回答」については記載なし

年齢別

単位：%

	避難所の設備（更衣室、授乳室、洗濯干場等）	避難所運営の責任者にとともに配置され、被災者対応に男女両方の視点が入ること	避難所運営の責任者にとともに配置され、被災者対応に男女両方の視点が入ること	災害時の救援医療体制（乳幼児、高齢者、障がい者、妊産婦へのサポート体制）	公的施設の備蓄品のニーズ把握、災害時に支給する際の配慮	被災者に対する相談体制	防災会議に男女がともに参画し、防災計画に男女両方の視点が入ること	災害対策本部に男女がともに参画し、防災計画に男女両方の視点が入ること
10歳代(N=27)	81.5	48.1	48.1	14.8	3.7	29.6	22.2	
20歳代(N=48)	81.3	33.3	54.2	25.0	12.5	8.3	18.8	
30歳代(N=100)	87.0	44.0	61.0	21.0	18.0	13.0	20.0	
40歳代(N=106)	86.8	46.2	53.8	22.6	14.2	17.9	18.9	
50歳代(N=101)	85.1	43.6	50.5	24.8	29.7	11.9	17.8	
60歳代(N=155)	76.1	47.7	58.7	17.4	24.5	16.1	19.4	
70歳以上(N=96)	77.1	38.5	53.1	20.8	25.0	18.8	20.8	

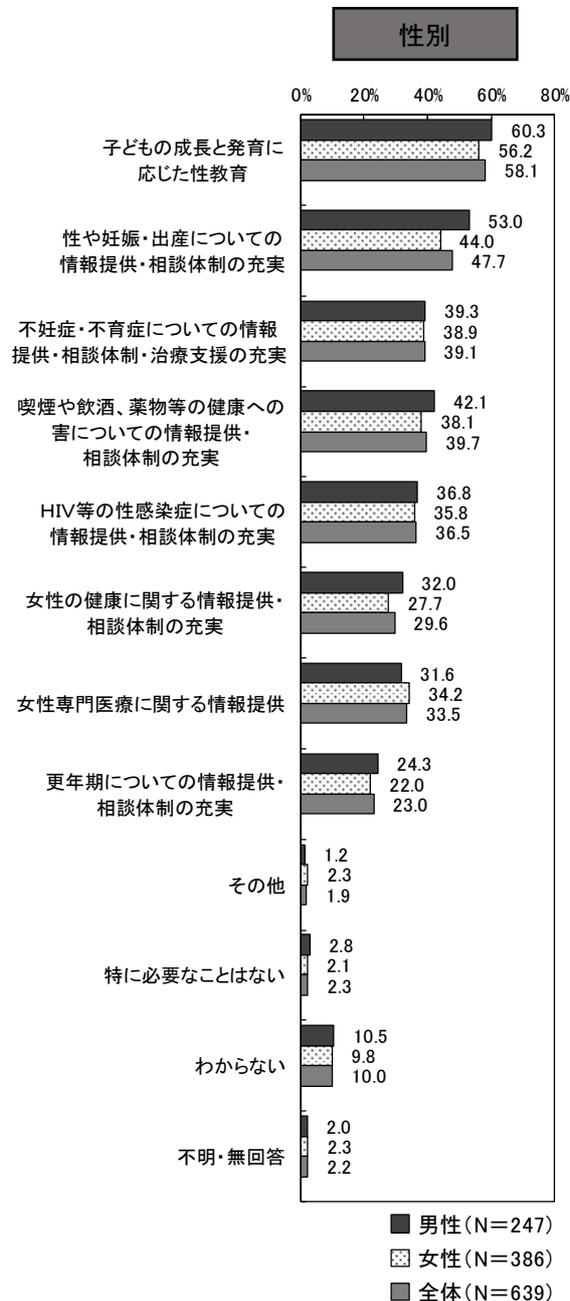
	災害復旧・復興計画に男女両方の視点が入ること	その他	特に必要なことはない	不明・無回答
10歳代(N=27)	3.7	3.7	0.0	3.7
20歳代(N=48)	16.7	2.1	0.0	2.1
30歳代(N=100)	7.0	2.0	0.0	1.0
40歳代(N=106)	14.2	2.8	0.0	2.8
50歳代(N=101)	14.9	0.0	1.0	2.0
60歳代(N=155)	17.4	1.3	0.6	3.9
70歳以上(N=96)	13.5	1.0	0.0	5.2

8. 人権について

問 36. 自らの性や妊娠・出産（出産の有無、出産する時期、子どもの数、出産間隔等）に関して、カップルや個人が自由にかつ責任を持って決定するためには、どのような支援が必要だと思いますか。（あてはまるものすべてに○）

自らの性や妊娠・出産に関し、カップルや個人が自由にかつ責任を持って決定するために必要な支援についてみると、「子どもの成長と発育に応じた性教育」が 58.1%と最も高く、次いで「性や妊娠・出産についての情報提供・相談体制の充実」が 47.7%、「喫煙や飲酒、薬物等の健康への害についての情報提供・相談体制の充実」が 39.7%となっています。

性別でみると、男性の方が「性や妊娠・出産についての情報提供・相談体制の充実」が高くなっています。



年齢別でみると、10歳代と30～50歳代と70歳以上は「子どもの成長と発育に応じた性教育」、20歳代は「性や妊娠・出産についての情報提供・相談体制の充実」、60歳代は「子どもの成長と発育に応じた性教育」、「性や妊娠・出産についての情報提供・相談体制の充実」が最も高くなっています。

年齢別

単位：%

	子どもの成長と発育に応じた性教育	性や妊娠・出産についての情報提供・相談体制の充実	不妊症・不育症についての情報提供・相談体制・治療支援の充実	喫煙や飲酒、薬物等の健康への害についての情報提供・相談体制の充実	HIV等の性感染症についての情報提供・相談体制の充実	女性の健康に関する情報提供・相談体制の充実	女性専門医療に関する情報提供
10歳代(N=27)	55.6	33.3	33.3	51.9	37.0	37.0	29.6
20歳代(N=48)	54.2	56.3	41.7	29.2	33.3	29.2	35.4
30歳代(N=100)	65.0	50.0	43.0	38.0	39.0	27.0	36.0
40歳代(N=106)	56.6	46.2	45.3	34.9	36.8	32.1	31.1
50歳代(N=101)	60.4	41.6	33.7	33.7	29.7	26.7	34.7
60歳代(N=155)	52.3	52.3	39.4	47.1	40.0	28.4	38.1
70歳以上(N=96)	60.4	44.8	33.3	41.7	34.4	31.3	22.9

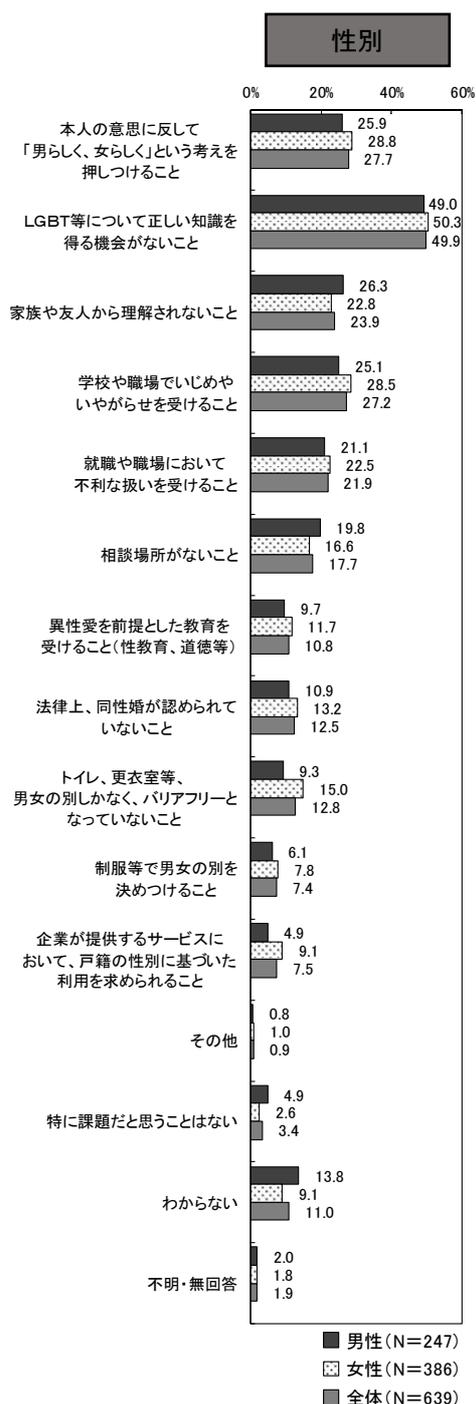
	更年期についての情報提供・相談体制の充実	その他	特に必要なことはない	わからない	不明・無回答
10歳代(N=27)	14.8	0.0	3.7	18.5	0.0
20歳代(N=48)	18.8	6.3	0.0	8.3	2.1
30歳代(N=100)	23.0	3.0	2.0	9.0	0.0
40歳代(N=106)	28.3	3.8	3.8	10.4	0.9
50歳代(N=101)	27.7	1.0	5.0	8.9	2.0
60歳代(N=155)	19.4	0.0	1.3	9.0	3.9
70歳以上(N=96)	21.9	1.0	1.0	12.5	4.2

問 37. 性的少数者（L G B T等）の人々への理解について、あなたが特に課題だと思うのは、どのようなことですか。（3つまで○）

性的少数者の人々への理解における課題についてみると、「L G B T等について正しい知識を得る機会がないこと」が49.9%と最も高く、次いで「本人の意思に反して「男らしく、女らしく」という考えを押しつけること」が27.7%、「学校や職場でいじめやいやがらせを受けること」が27.2%となっています。

性別でみると、男女ともに「L G B T等について正しい知識を得る機会がないこと」が高くなっています。

年齢別でみると、いずれの年代も「L G B T等について正しい知識を得る機会がないこと」が最も高くなっています。



年齢別

単位：％

	本人の意思に反して「男らしく、女らしく」という考えを押しつけること	LGBT等について正しい知識を得る機会がないこと	家族や友人から理解されないこと	学校や職場でいじめやいやがらせを受けること	就職や職場において不利な扱いを受けること	相談場所がないこと	異性愛を前提とした教育を受けること (性教育、道徳等)	法律上、同性婚が認められていないこと
10歳代(N=27)	25.9	40.7	29.6	18.5	14.8	7.4	18.5	29.6
20歳代(N=48)	31.3	47.9	33.3	27.1	16.7	16.7	16.7	27.1
30歳代(N=100)	35.0	47.0	22.0	39.0	26.0	12.0	22.0	16.0
40歳代(N=106)	34.0	54.7	27.4	31.1	26.4	17.0	10.4	17.9
50歳代(N=101)	18.8	57.4	23.8	26.7	19.8	17.8	5.9	8.9
60歳代(N=155)	27.7	50.3	21.9	19.4	21.9	24.5	8.4	4.5
70歳以上(N=96)	21.9	42.7	20.8	26.0	19.8	17.7	4.2	6.3

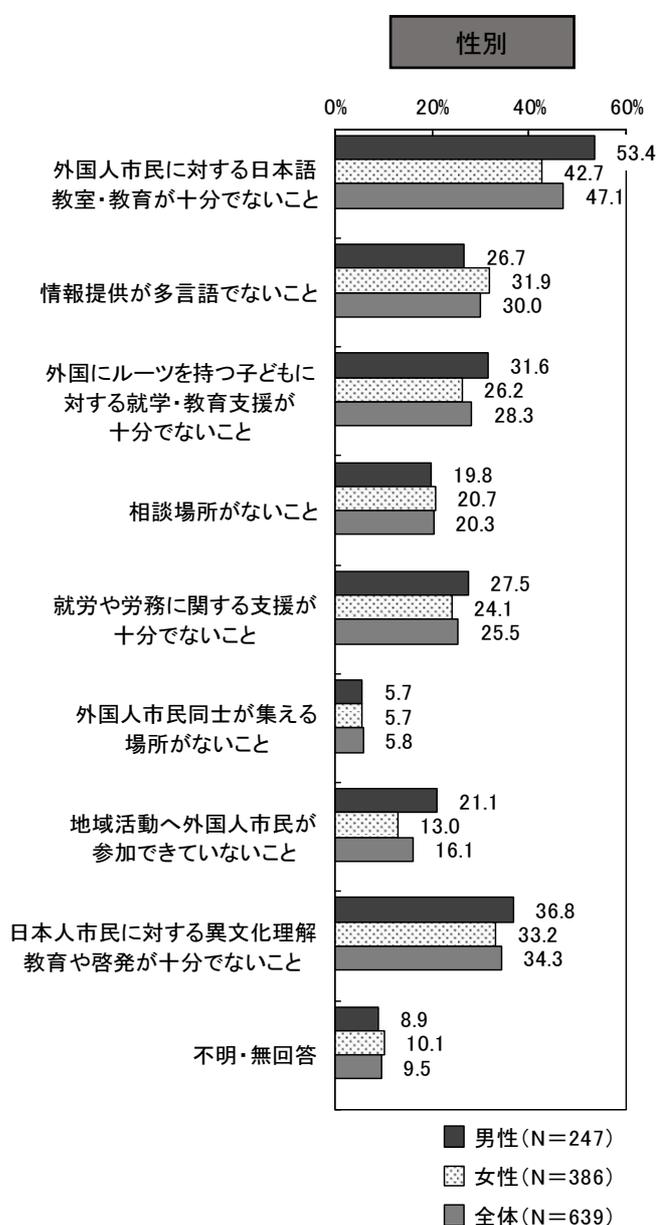
	トイレ、更衣室等、男女の別がつかないこと	制服等で男女の別を定めつけること	企業が提供するサービスにおいて、性別に基づいた利用を求められること	その他	特に課題だと思わないこと	わからない	不明・無回答
10歳代(N=27)	14.8	18.5	7.4	0.0	0.0	22.2	0.0
20歳代(N=48)	10.4	6.3	6.3	4.2	2.1	8.3	0.0
30歳代(N=100)	20.0	12.0	12.0	1.0	2.0	3.0	0.0
40歳代(N=106)	13.2	7.5	8.5	0.9	1.9	3.8	0.9
50歳代(N=101)	12.9	6.9	7.9	1.0	5.0	7.9	2.0
60歳代(N=155)	9.7	5.8	7.7	0.0	2.6	15.5	3.2
70歳以上(N=96)	10.4	2.1	1.0	1.0	8.3	20.8	3.1

問 38. 外国人市民が安心して暮らせる環境の整備に向けて、あなたが特に課題だと思うのは、どのようなことですか。(3つまで○)

外国人市民が安心して暮らせる環境の整備における課題についてみると、「外国人市民に対する日本語教室・教育が十分でないこと」が47.1%と最も高く、次いで「日本人市民に対する異文化理解教育や啓発が十分でないこと」が34.3%、「情報提供が多言語でないこと」が30.0%となっています。

性別でみると、男性の方が「外国人市民に対する日本語教室・教育が十分でないこと」が高くなっています。

年齢別でみると、10歳代は「外国にルーツを持つ子どもに対する就学・教育支援が十分でないこと」、20歳代は「外国人市民に対する日本語教室・教育が十分でないこと」、「情報提供が多言語でないこと」、30歳代は「外国人市民に対する日本語教室・教育が十分でないこと」、「日本人市民に対する異文化理解教育や啓発が十分でないこと」、40歳以上は「外国人市民に対する日本語教室・教育が十分でないこと」が最も高くなっています。



年齢別

単位：%

	外国人市民に対する日本語教室・教育が十分でないこと	情報提供が多言語でないこと	外国人にルーツを持つ子どもに対する教育支援が十分でないこと	相談場所がないこと	就労や労務に関する支援が十分でないこと	外国人市民同士が集える場所がないこと	地域活動へ外国人市民が参加できていないこと
10歳代(N=27)	33.3	25.9	48.1	14.8	29.6	14.8	7.4
20歳代(N=48)	41.7	41.7	27.1	18.8	31.3	8.3	10.4
30歳代(N=100)	37.0	33.0	31.0	16.0	28.0	8.0	16.0
40歳代(N=106)	43.4	30.2	23.6	19.8	18.9	3.8	18.9
50歳代(N=101)	52.5	26.7	24.8	23.8	25.7	6.9	14.9
60歳代(N=155)	50.3	32.9	23.2	21.9	25.8	3.2	15.5
70歳以上(N=96)	56.3	20.8	37.5	21.9	25.0	4.2	20.8

	日本人市民に対する啓発が十分でないこと	不明・無回答
10歳代(N=27)	25.9	7.4
20歳代(N=48)	31.3	6.3
30歳代(N=100)	37.0	5.0
40歳代(N=106)	37.7	8.5
50歳代(N=101)	38.6	8.9
60歳代(N=155)	35.5	10.3
70歳以上(N=96)	27.1	16.7

9. 男女共同参画全般について

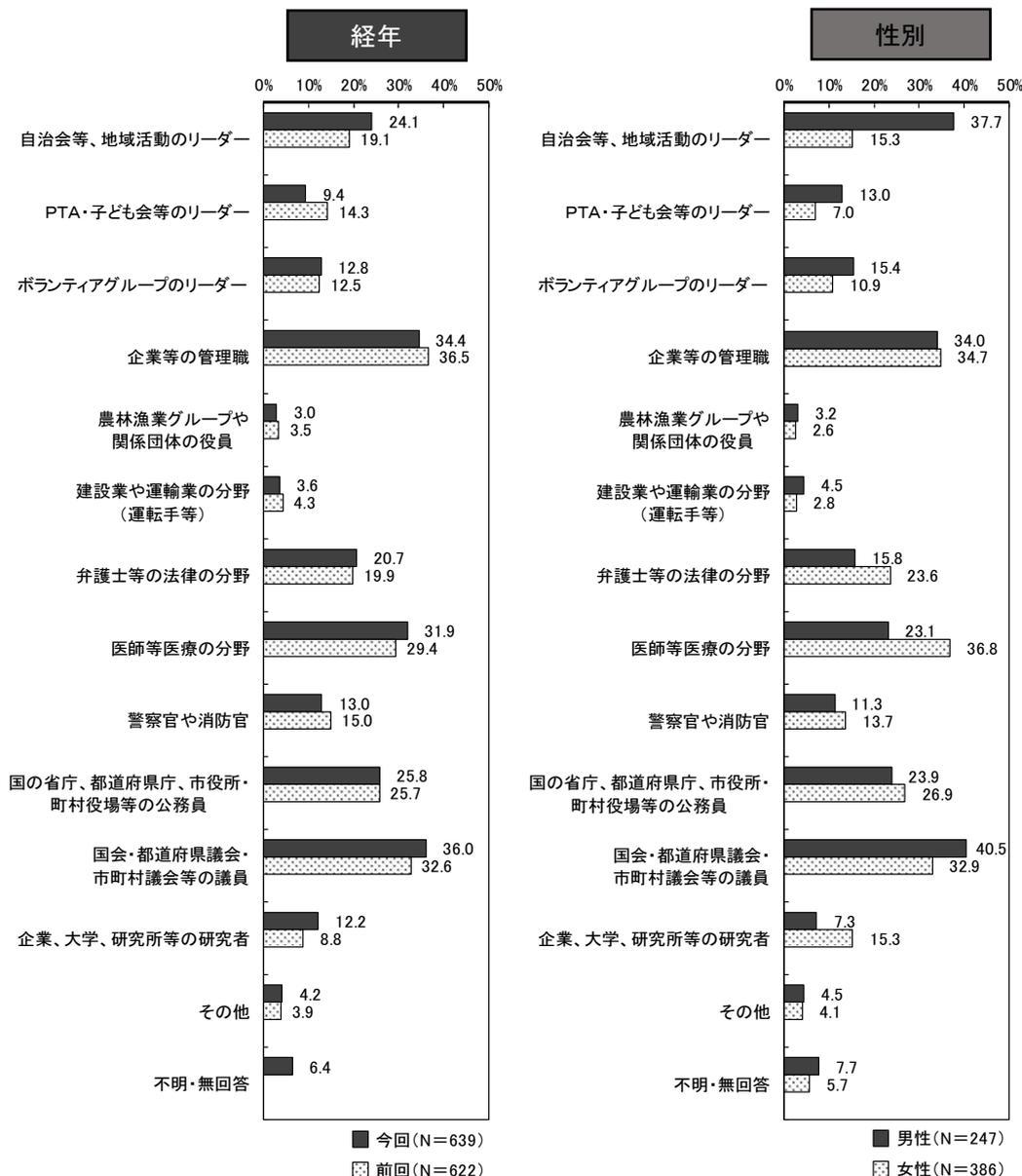
問 39. どんな分野・立場で女性の活躍が進むのがよいと思われますか。(3つまで○)

どんな分野・立場で女性の活躍が進むのがよいかについてみると、「国会・都道府県議会・市町村議会等の議員」が36.0%と最も高く、次いで「企業等の管理職」が34.4%、「医師等医療の分野」が31.9%となっています。

前回と比較すると、「自治会等、地域活動のリーダー」が5.0ポイント高く、「PTA・子ども会等のリーダー」が4.9ポイント低くなっています。

性別でみると、男性は「国会・都道府県議会・市町村議会等の議員」、女性は「医師等医療の分野」が高くなっています。

年齢別でみると、10歳代は「医師等医療の分野」、「国会・都道府県議会・市町村議会等の議員」、20～40歳代は「企業等の管理職」、50～60歳代は「国会・都道府県議会・市町村議会等の議員」、70歳以上は「自治会等、地域活動のリーダー」が最も高くなっています。



※前回の「不明・無回答」については記載なし

年齢別

単位:%

	自治会等、 地域活動の リーダー	P T A・子 ども会等の リーダー	ボラン ティアグ ループの リーダー	企 業等 の 管 理 職	農 林 漁 業 グ ル ー プ や 関 係 団 体 の 役 員	建 設 業 や 運 輸 業 の 分 野 (運 転 手 等)	弁 護 士 等 の 法 律 の 分 野
10歳代(N=27)	33.3	3.7	14.8	25.9	7.4	11.1	25.9
20歳代(N=48)	12.5	6.3	4.2	41.7	4.2	2.1	16.7
30歳代(N=100)	16.0	9.0	9.0	43.0	2.0	5.0	17.0
40歳代(N=106)	17.0	14.2	7.5	37.7	0.9	3.8	18.9
50歳代(N=101)	17.8	3.0	9.9	34.7	4.0	4.0	20.8
60歳代(N=155)	27.1	7.7	16.1	34.8	4.5	1.3	26.5
70歳以上(N=96)	44.8	17.7	22.9	20.8	1.0	4.2	17.7

	医 師 等 医 療 の 分 野	警 察 官 や 消 防 官	国 の 省 庁 、 都 道 府 県 庁 、 市 役 所 ・ 町 村 役 場 等 の 公 務 員	国 会 ・ 都 道 府 県 議 会 ・ 市 町 村 議 会 等 の 議 員	企 業 、 大 学 、 研 究 所 等 の 研 究 者	そ の 他	不 明 ・ 無 回 答
10歳代(N=27)	37.0	29.6	18.5	37.0	18.5	3.7	3.7
20歳代(N=48)	31.3	22.9	22.9	39.6	14.6	8.3	2.1
30歳代(N=100)	35.0	15.0	27.0	38.0	12.0	5.0	6.0
40歳代(N=106)	32.1	17.0	28.3	33.0	10.4	4.7	3.8
50歳代(N=101)	34.7	9.9	22.8	38.6	18.8	6.9	5.0
60歳代(N=155)	32.3	6.5	26.5	35.5	9.7	1.9	9.7
70歳以上(N=96)	21.9	10.4	28.1	32.3	9.4	2.1	9.4

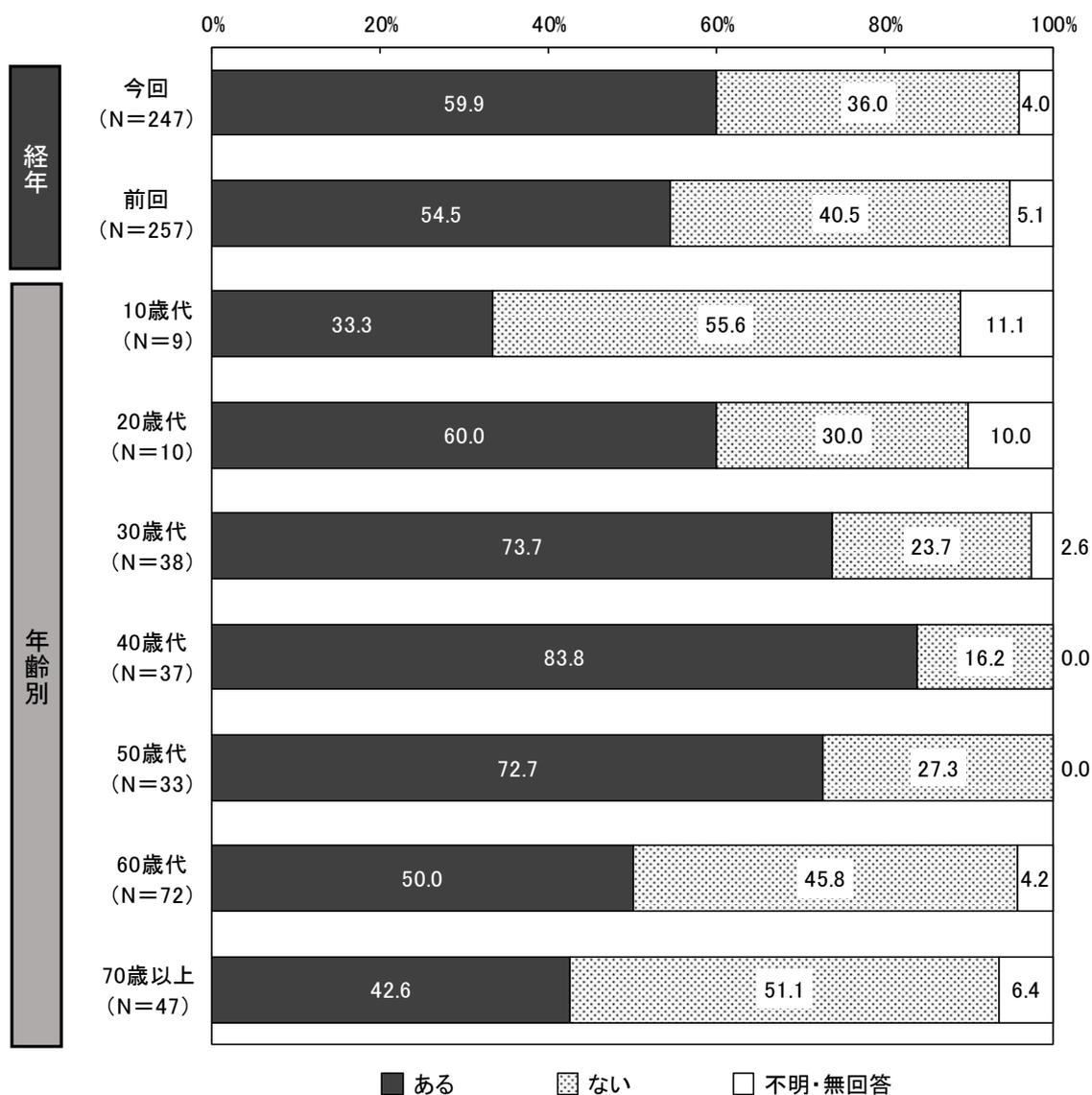
【男性の方のみ】

問 40. あなたは「男もつらい」と感じることはありますか。(1つだけ○)

「男もつらい」と感じることの有無についてみると、「ある」が59.9%、「ない」が36.0%となっています。

前回と比較すると、「ある」が5.4ポイント高くなっています。

年齢別でみると、「ある」が30～50歳代で7割を超えています。



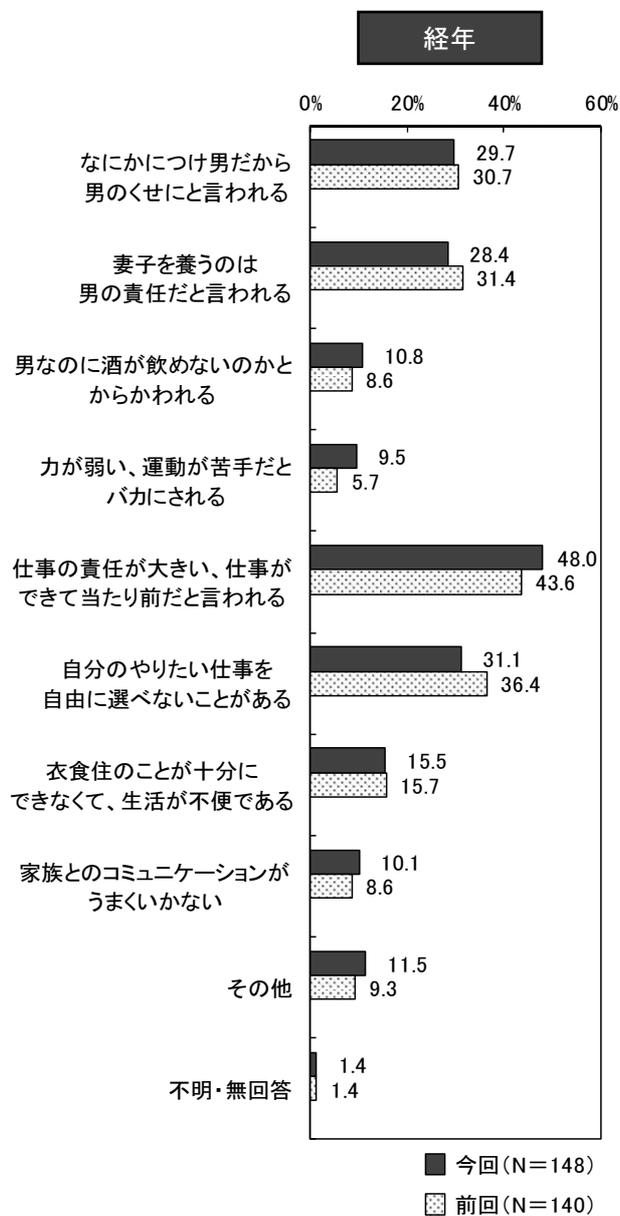
【問 40 で「ある」とお答えの方のみ】

問 40-1. それはどんなことですか。(あてはまるものすべてに○)

「男もつらい」と感じるこの内容についてみると、「仕事の責任が大きい、仕事ができる当たり前だと言われる」が 48.0%と最も高く、次いで「自分のやりたい仕事を自由に選べないことがある」が 31.1%、「なにかにつけ男だから男のくせにと言われる」が 29.7%となっています。

前回と比較すると、「仕事の責任が大きい、仕事ができる当たり前だと言われる」が 4.4 ポイント高くなっています。

年齢別でみると、30 歳代は「なにかにつけ男だから男のくせにと言われる」、「仕事の責任が大きい、仕事ができる当たり前だと言われる」、40～60 歳代は「仕事の責任が大きい、仕事ができる当たり前だと言われる」、70 歳以上は「妻子を養うのは男の責任だと言われる」、「仕事の責任が大きい、仕事ができる当たり前だと言われる」が最も高くなっています。



年齢別

単位：%

	男に言われるから男のつけくせにと	妻の責任だと言われる	男の酒が飲めないのかと	力が弱い、運動が苦手だと	仕事の責任が大きい、仕事ができる前だと	自分のやりたい仕事を自由に	衣食住のことが、生活が不便である
10歳代(N=3)	66.7	33.3	0.0	33.3	33.3	66.7	33.3
20歳代(N=6)	50.0	33.3	16.7	50.0	16.7	16.7	0.0
30歳代(N=28)	39.3	21.4	25.0	10.7	39.3	25.0	3.6
40歳代(N=31)	25.8	29.0	12.9	9.7	64.5	38.7	16.1
50歳代(N=24)	16.7	20.8	4.2	4.2	66.7	41.7	8.3
60歳代(N=36)	33.3	30.6	5.6	5.6	38.9	30.6	25.0
70歳以上(N=20)	20.0	40.0	5.0	5.0	40.0	15.0	25.0

	家族とのコミュニケーションが	その他	不明・無回答
10歳代(N=3)	0.0	33.3	0.0
20歳代(N=6)	16.7	16.7	0.0
30歳代(N=28)	7.1	28.6	0.0
40歳代(N=31)	9.7	6.5	0.0
50歳代(N=24)	16.7	8.3	4.2
60歳代(N=36)	13.9	2.8	0.0
70歳以上(N=20)	0.0	10.0	5.0

問 41. 男女共同参画社会をつくるために、市はどのようなことをしたらよいと思いますか。

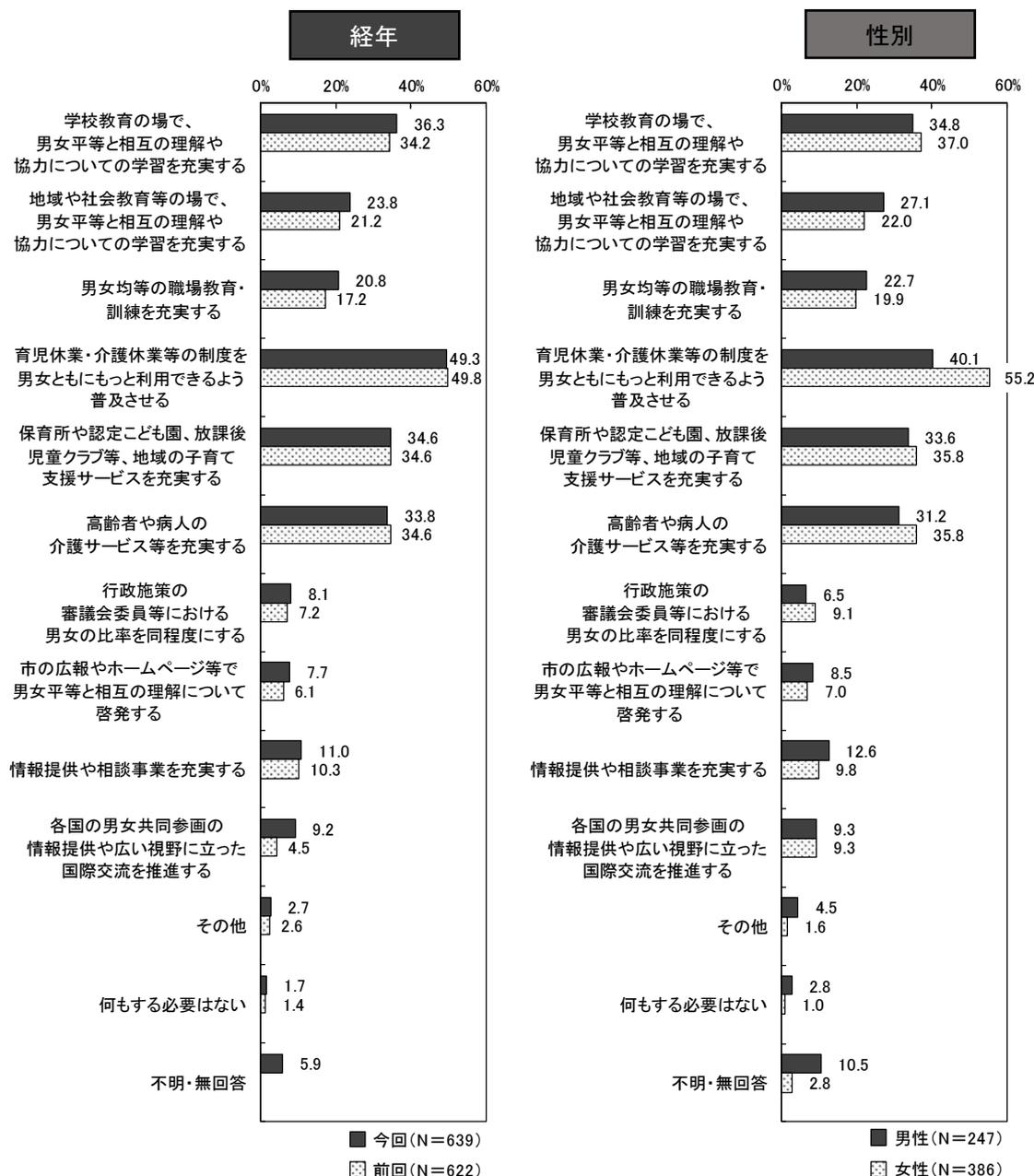
(3つまで○)

男女共同参画社会をつくるために、市がすべきことについてみると、「育児休業・介護休業等の制度を男女ともにもっと利用できるよう普及させる」が49.3%と最も高く、次いで「学校教育の場で、男女平等と相互の理解や協力についての学習を充実する」が36.3%、「保育所や認定こども園、放課後児童クラブ等、地域の子育て支援サービスを充実する」が34.6%となっています。

前回と比較すると、「各国の男女共同参画の情報提供や広い視野に立った国際交流を推進する」が4.7ポイント高くなっています。

性別でみると、女性の方が「育児休業・介護休業等の制度を男女ともにもっと利用できるよう普及させる」が高くなっています。

年齢別でみると、10～60歳代は「育児休業・介護休業等の制度を男女ともにもっと利用できるよう普及させる」、70歳以上は「高齢者や病人の介護サービス等を充実する」が最も高くなっています。



※前回の「不明・無回答」については記載なし

年齢別

単位：%

	学校教育の場で、男女平等と相互の理解や協力についての学習を充実する	地域や社会教育等の場で、男女平等と相互の理解や協力についての学習を充実する	男女均等の職場教育・訓練を充実する	育児休業・介護休業等の制度を男女ともにと利用できるよう普及させる	保育所や認定こども園、放課後児童クラブ等、地域の子育て支援サービスを充実する	高齢者や病人の介護サービスを充実する	行政施策の審議会委員等における男女の比率を同程度にする
10歳代(N=27)	44.4	14.8	22.2	51.9	29.6	14.8	7.4
20歳代(N=48)	33.3	22.9	25.0	60.4	54.2	27.1	8.3
30歳代(N=100)	29.0	20.0	24.0	65.0	48.0	22.0	11.0
40歳代(N=106)	44.3	29.2	26.4	45.3	33.0	29.2	8.5
50歳代(N=101)	34.7	26.7	22.8	40.6	24.8	39.6	5.9
60歳代(N=155)	36.8	21.9	14.2	46.5	31.0	38.1	11.6
70歳以上(N=96)	34.4	25.0	17.7	45.8	32.3	46.9	1.0

	市の広報やホームページ等で男女平等と相互の理解について啓発する	情報提供や相談事業を充実する	各国の男女共同参画の情報提供や広い視野に立った国際交流を推進する	その他	何もする必要はない	不明・無回答
10歳代(N=27)	3.7	14.8	11.1	3.7	0.0	7.4
20歳代(N=48)	2.1	8.3	6.3	4.2	0.0	6.3
30歳代(N=100)	5.0	9.0	7.0	3.0	1.0	4.0
40歳代(N=106)	5.7	6.6	13.2	2.8	0.9	1.9
50歳代(N=101)	5.9	14.9	9.9	3.0	3.0	4.0
60歳代(N=155)	10.3	13.5	7.7	1.9	1.9	9.7
70歳以上(N=96)	13.5	9.4	10.4	2.1	3.1	7.3

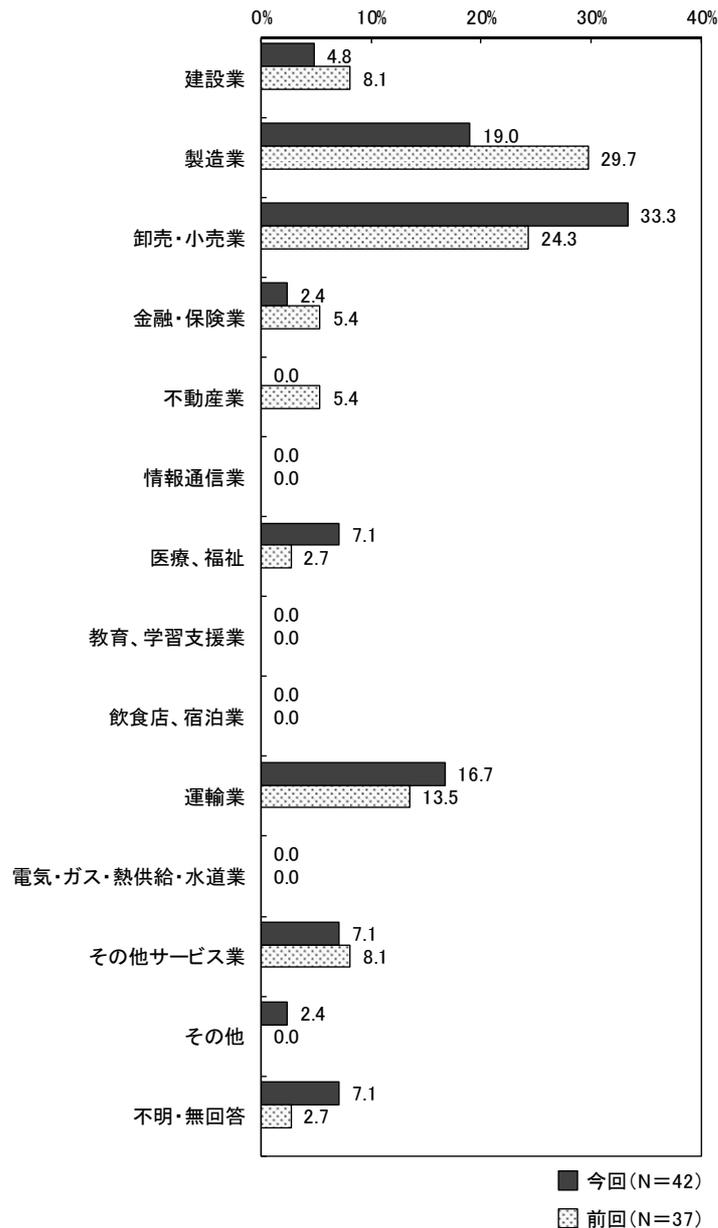
Ⅲ 事業所アンケート調査結果

1. 事業所の概要について

問1. 貴事業所の主な業種についてお答えください。(1つだけ○)

事業所の主な業種についてみると、全体では「卸売・小売業」が33.3%と最も高く、次いで「製造業」が19.0%、「運輸業」が16.7%となっています。

前回と比較すると、「卸売・小売業」が9.0ポイント高くなっています。



問2. 貴事業所の従業員の状況（市内に所在する支店、工場単位で）についてお聞きします。それぞれの人数をお書きください。

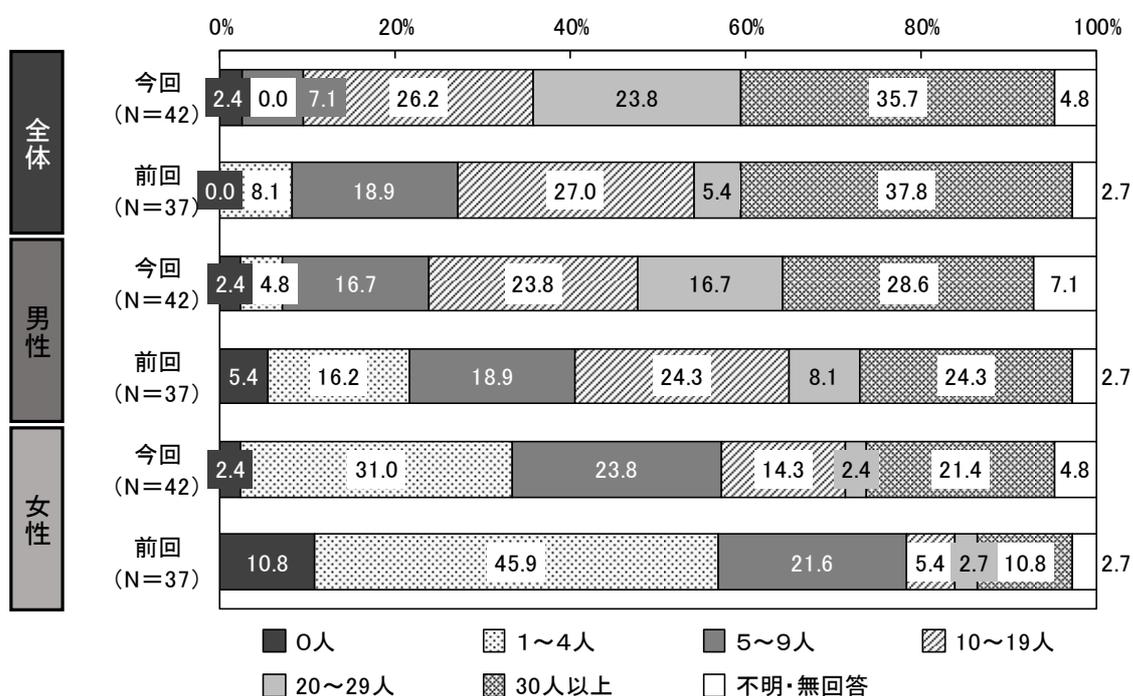
【従業員の規模】

従業員の規模についてみると、全体では「30人以上」が35.7%と最も高く、次いで「10～19人」が26.2%、「20～29人」が23.8%となっています。

前回と比較すると、「20～29人」が18.4ポイント高くなっています。

男性従業員では「30人以上」が28.6%と最も高く、次いで「10～19人」が23.8%、「5～9人」、「20～29人」が16.7%となっています。

女性従業員では「1～4人」が31.0%と最も高く、次いで「5～9人」が23.8%、「30人以上」が21.4%となっています。



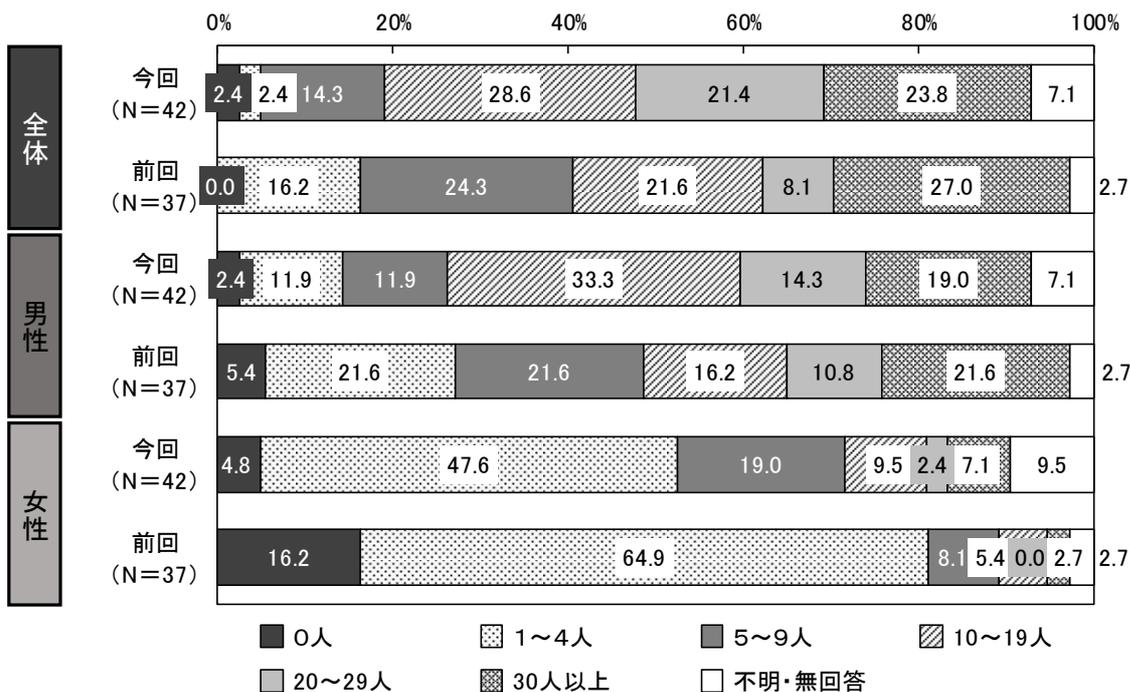
【正規従業者】

正規従業者についてみると、全体では「10～19人」が28.6%と最も高く、次いで「30人以上」が23.8%、「20～29人」が21.4%となっています。

前回と比較すると、「20～29人」が13.3ポイント高くなっています。

男性正規従業者では「10～19人」が33.3%と最も高く、次いで「30人以上」が19.0%、「20～29人」が14.3%となっています。

女性正規従業者では「1～4人」が47.6%と最も高く、次いで「5～9人」が19.0%、「10～19人」が9.5%となっています。

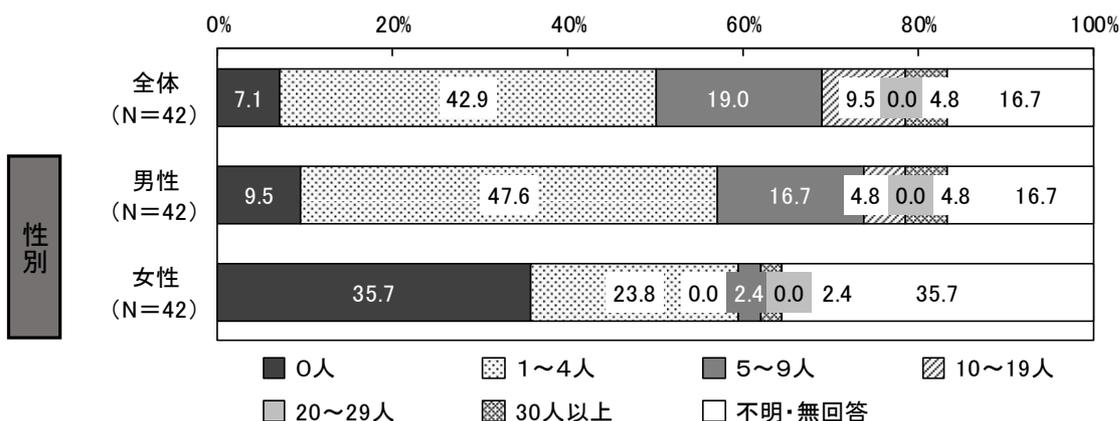


【管理職】

管理職についてみると、全体では「1～4人」が42.9%と最も高く、次いで「5～9人」が19.0%、「10～19人」が9.5%となっています。

男性管理職では「1～4人」が47.6%と最も高く、次いで「5～9人」が16.7%、「0人」が9.5%となっています。

女性管理職では「0人」が35.7%と最も高く、次いで「1～4人」が23.8%、「5～9人」、「30人以上」が2.4%となっています。



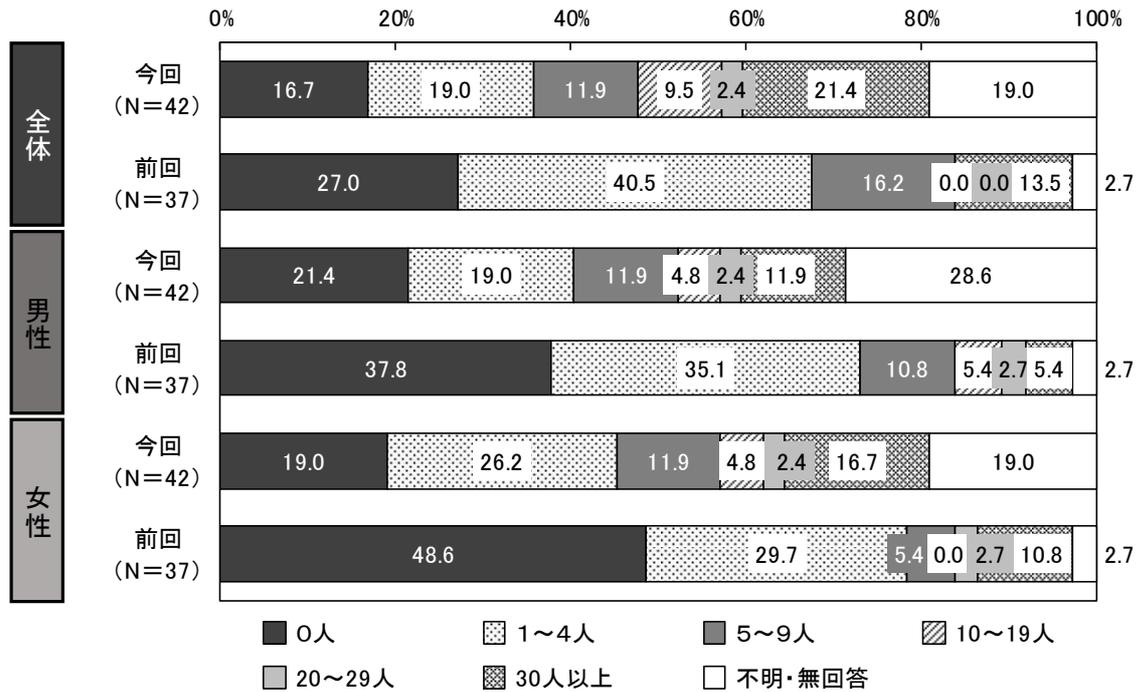
【非正規従業者】

非正規従業者についてみると、全体では「30人以上」が21.4%と最も高く、次いで「1～4人」が19.0%、「0人」が16.7%となっています。

前回と比較すると、「10～19人」が9.5ポイント高くなっています。

男性非正規従業者では「0人」が21.4%と最も高く、次いで「1～4人」が19.0%、「5～9人」、「30人以上」が11.9%となっています。

女性非正規従業者では「1～4人」が26.2%と最も高く、次いで「0人」が19.0%、「30人以上」が16.7%となっています。

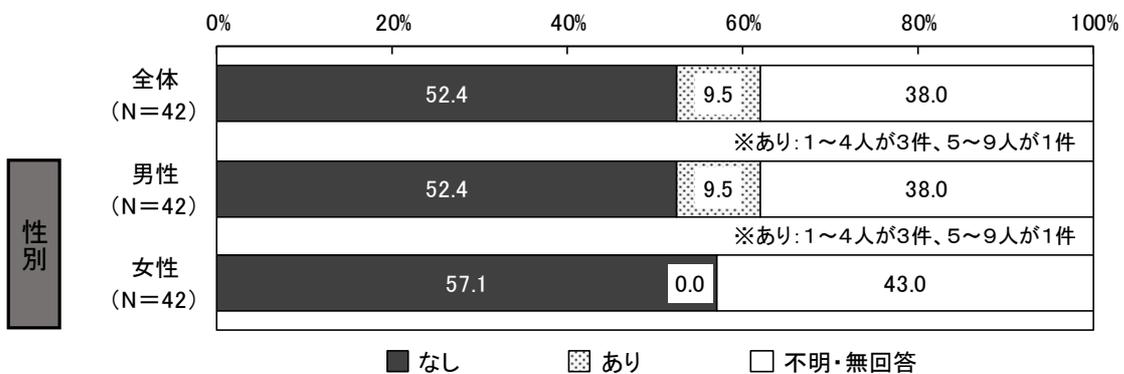


【外国人正規従業者】

外国人正規従業者についてみると、全体では「なし」が52.4%、「あり」が9.5%となっています。

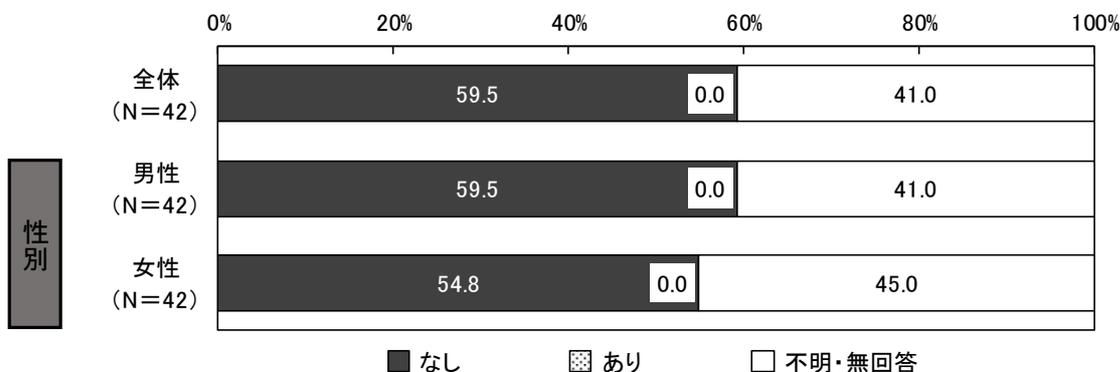
男性外国人正規従業者では「なし」が52.4%、「あり」が9.5%となっています。

女性外国人正規従業者では「なし」が57.1%となっています。



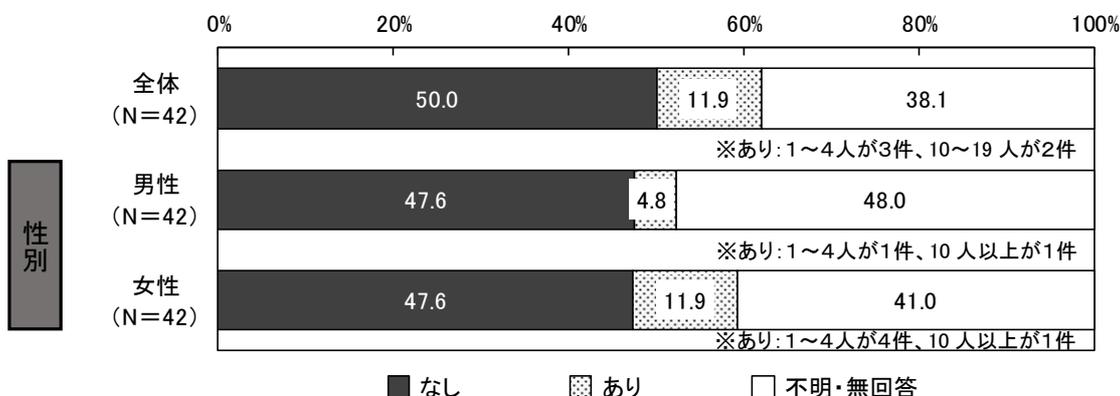
【外国人正規管理職】

外国人正規管理職についてみると、全体では「なし」が59.5%となっています。
 男性外国人正規管理職では「なし」が59.5%となっています。
 女性外国人正規管理職では「なし」が54.8%となっています。



【外国人非正規従業者】

外国人非正規従業者についてみると、全体では「なし」が50.0%、「あり」が11.9%となっています。
 男性外国人非正規従業者では「なし」が47.6%、「あり」が4.8%となっています。
 女性外国人非正規従業者では「なし」が47.6%、「あり」が11.9%となっています。



【外国人従業者がおられる事業所の方におたずねします。】

問2-1. 外国人従業者と意思疎通を図るにあたっての手段や、工夫されていることなどがありましたら、お書きください。

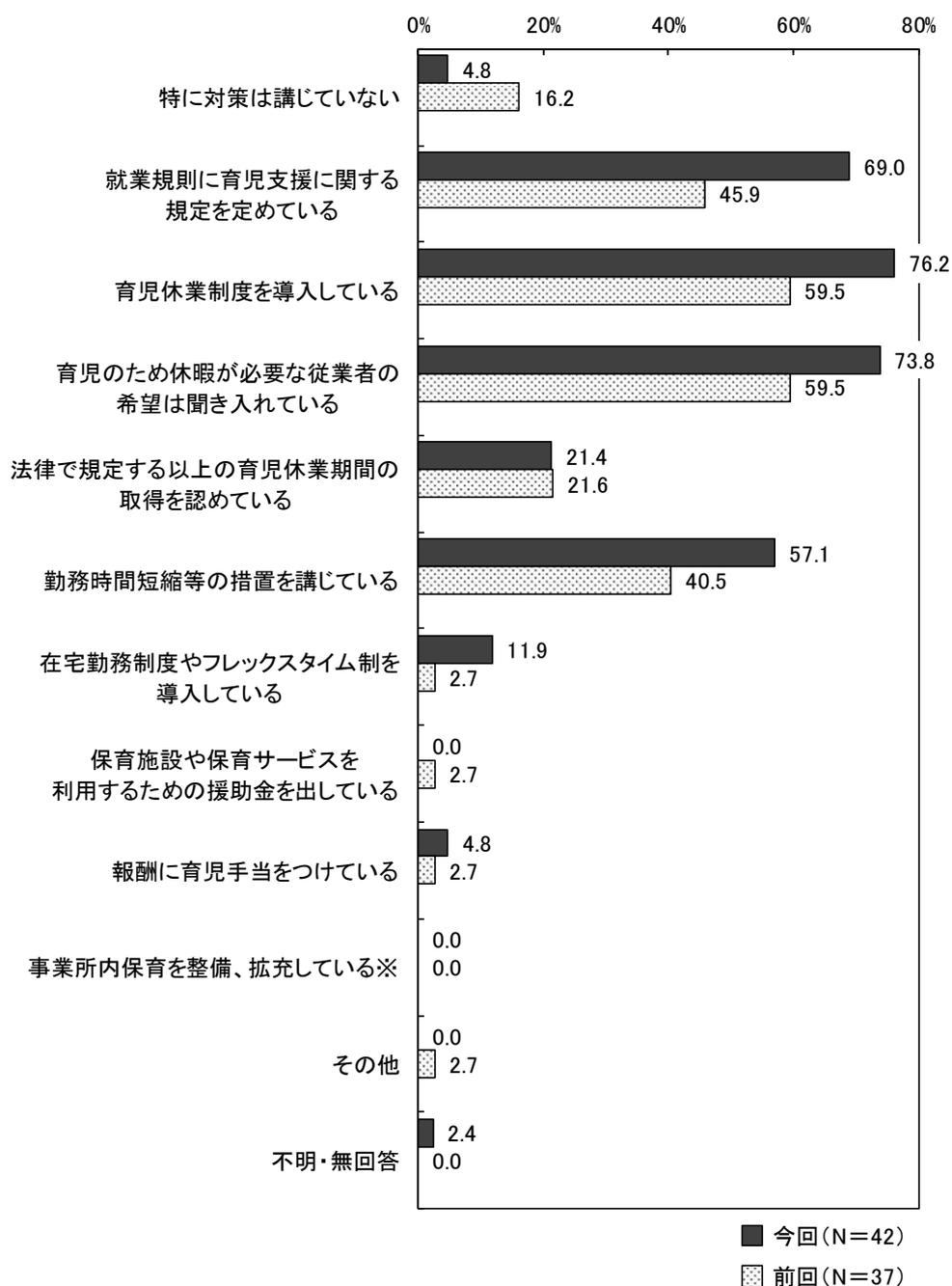
回答はありませんでした。

2. 従業員の育児・介護休業支援について

問3. 貴事業所では“育児”を支援する対策を講じていますか。(あてはまるものすべてに○)

“育児”を支援する対策を講じているかについてみると、全体では「育児休業制度を導入している」が76.2%と最も高く、次いで「育児のため休暇が必要な従業員の希望は聞き入れている」が73.8%、「就業規則に育児支援に関する規定を定めている」が69.0%となっています。

前回と比較すると、「就業規則に育児支援に関する規定を定めている」が23.1ポイント高くなっています。



※前回の選択肢は「事業所内に託児施設を設けている（※外部委託も含む）」

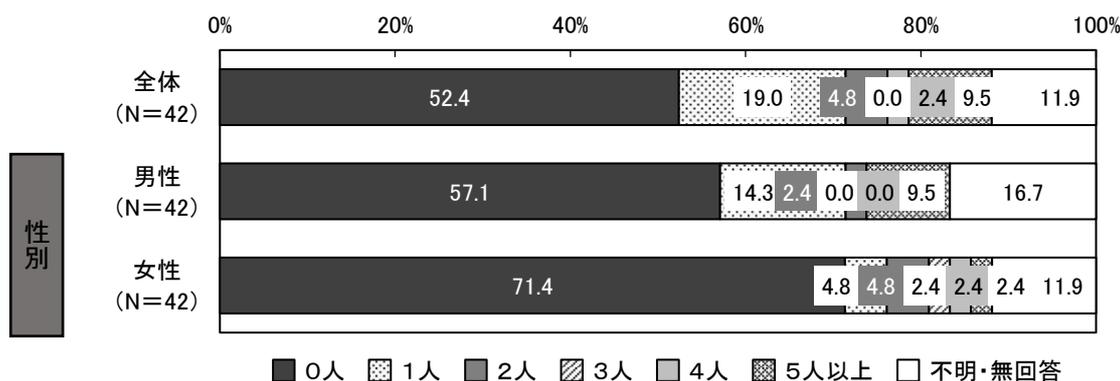
問3-1. 育児休業の取得状況について、男女別にお答えください。

【子どもが生まれた従業者】

子どもが生まれた従業者についてみると、全体では「0人」が52.4%と最も高く、次いで「1人」が19.0%、「5人以上」が9.5%となっています。

男性従業者では「0人」が57.1%と最も高く、次いで「1人」が14.3%、「5人以上」が9.5%となっています。

女性従業者では「0人」が71.4%と最も高く、次いで「1人」、「2人」が4.8%、「3人」、「4人」、「5人以上」が2.4%となっています。

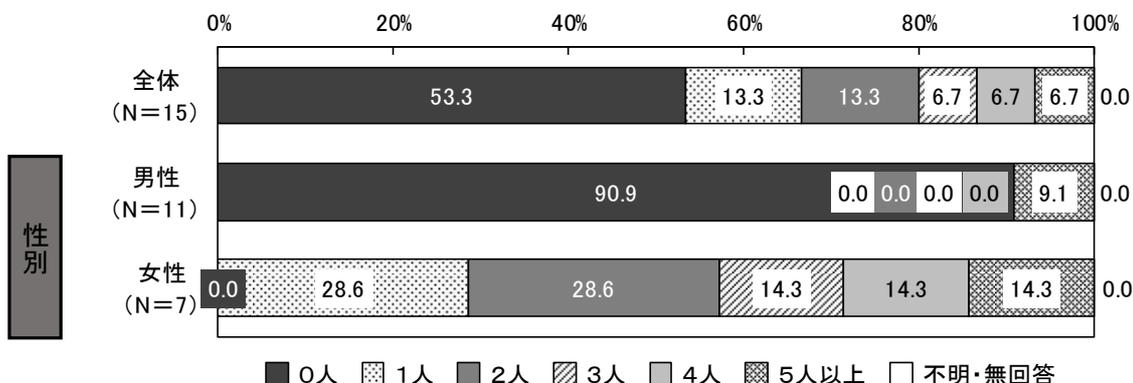


【育児休業を取得した従業者】

育児休業を取得した従業者についてみると、全体では「0人」が53.3%と最も高く、次いで「1人」、「2人」が13.3%、「3人」、「4人」、「5人以上」が6.7%となっています。

男性従業者では「0人」が90.9%と最も高く、次いで「5人以上」が9.1%となっています。

女性従業者では「1人」、「2人」が28.6%と最も高く、次いで「3人」、「4人」、「5人以上」が14.3%となっています。



【問3で「特に対策は講じていない」とお答えの事業所の方のみ】

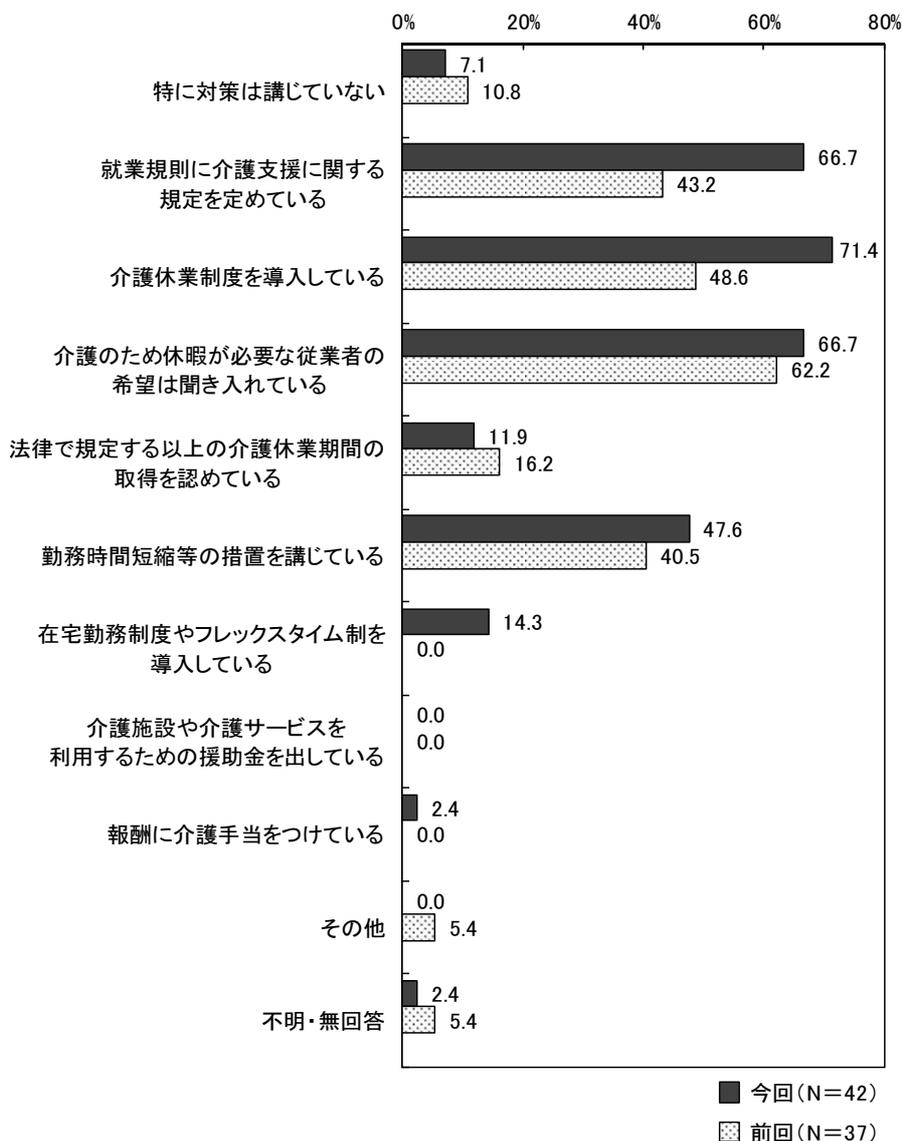
問3-2. その理由をお答えください。(3つまで○)

“育児”を支援する対策を講じていない理由についてみると、回答総数2件のうち「代替の要員の確保がむずかしいから」、「他の従業員の負担が大きくなるから」がそれぞれ1件となっています。

問4. 貴事業所では“介護”を支援する対策を講じていますか。(あてはまるものすべてに○)

“介護”を支援する対策を講じているかについてみると、全体では「介護休業制度を導入している」が71.4%と最も高く、次いで「就業規則に介護支援に関する規定を定めている」、「介護のため休暇が必要な従業員の希望は聞き入れている」が66.7%、「勤務時間短縮等の措置を講じている」が47.6%となっています。

前回と比較すると、「就業規則に介護支援に関する規定を定めている」が23.5ポイント、「介護休業制度を導入している」が22.8ポイント高くなっています。

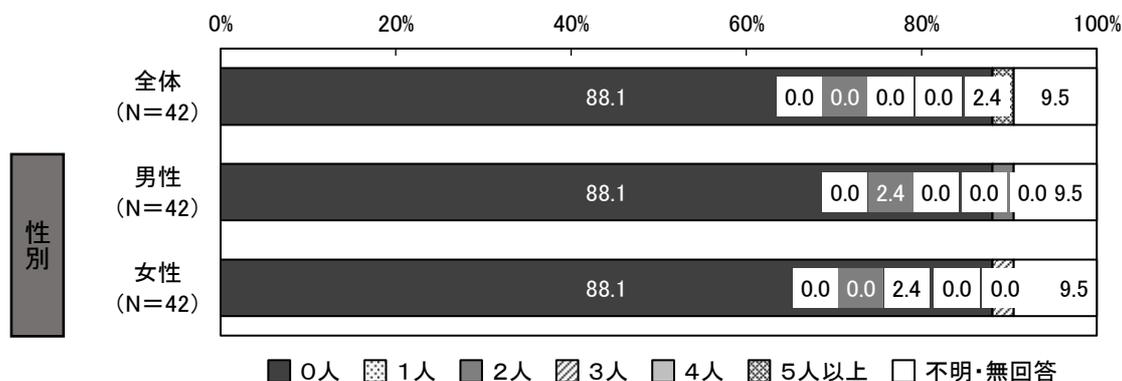


問4-1. 介護休暇の取得状況について、男女別にお答えください。

介護休暇の取得状況についてみると、全体では「0人」が88.1%と最も高く、次いで「5人以上」が2.4%となっています。

男性従業員では「0人」が88.1%と最も高く、次いで「2人」が2.4%となっています。

女性従業員では「0人」が88.1%と最も高く、次いで「3人」が2.4%となっています。



【問4で「特に対策は講じていない」とお答えの事業所の方のみ】

問4-2. その理由をお答えください。(3つまで○)

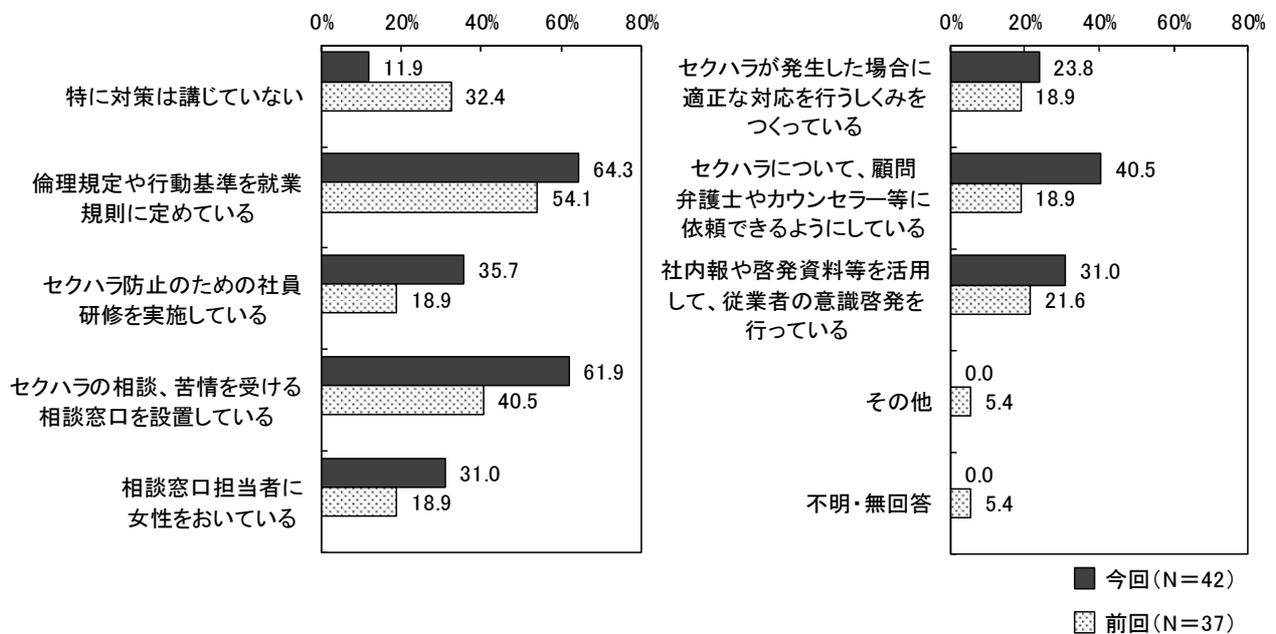
“介護”を支援する対策を講じていない理由についてみると、回答総数3件のうち「代替の要員の確保がむずかしいから」が3件、「他の従業員の負担が大きくなるから」が2件、「人件費が増大するから」が1件となっています。

3. ハラスメント対策について

問5. 貴事業所ではセクシュアル・ハラスメント（セクハラ）に対する対策を講じていますか。
 （あてはまるものすべてに○）

セクシュアル・ハラスメント（セクハラ）に対する対策を講じているかについてみると、全体では「倫理規定や行動基準を就業規則に定めている」が64.3%と最も高く、次いで「セクハラ相談、苦情を受ける相談窓口を設置している」が61.9%、「セクハラについて、顧問弁護士やカウンセラー等に依頼できるようにしている」が40.5%となっています。

前回と比較すると、「セクハラについて、顧問弁護士やカウンセラー等に依頼できるようにしている」が21.6ポイント、「セクハラ相談、苦情を受ける相談窓口を設置している」が21.4ポイント高くなっています。



【問5で「特に対策は講じていない」とお答えの事業所の方のみ】

問5-1. その理由をお答えください。（主なもの1つだけ○）

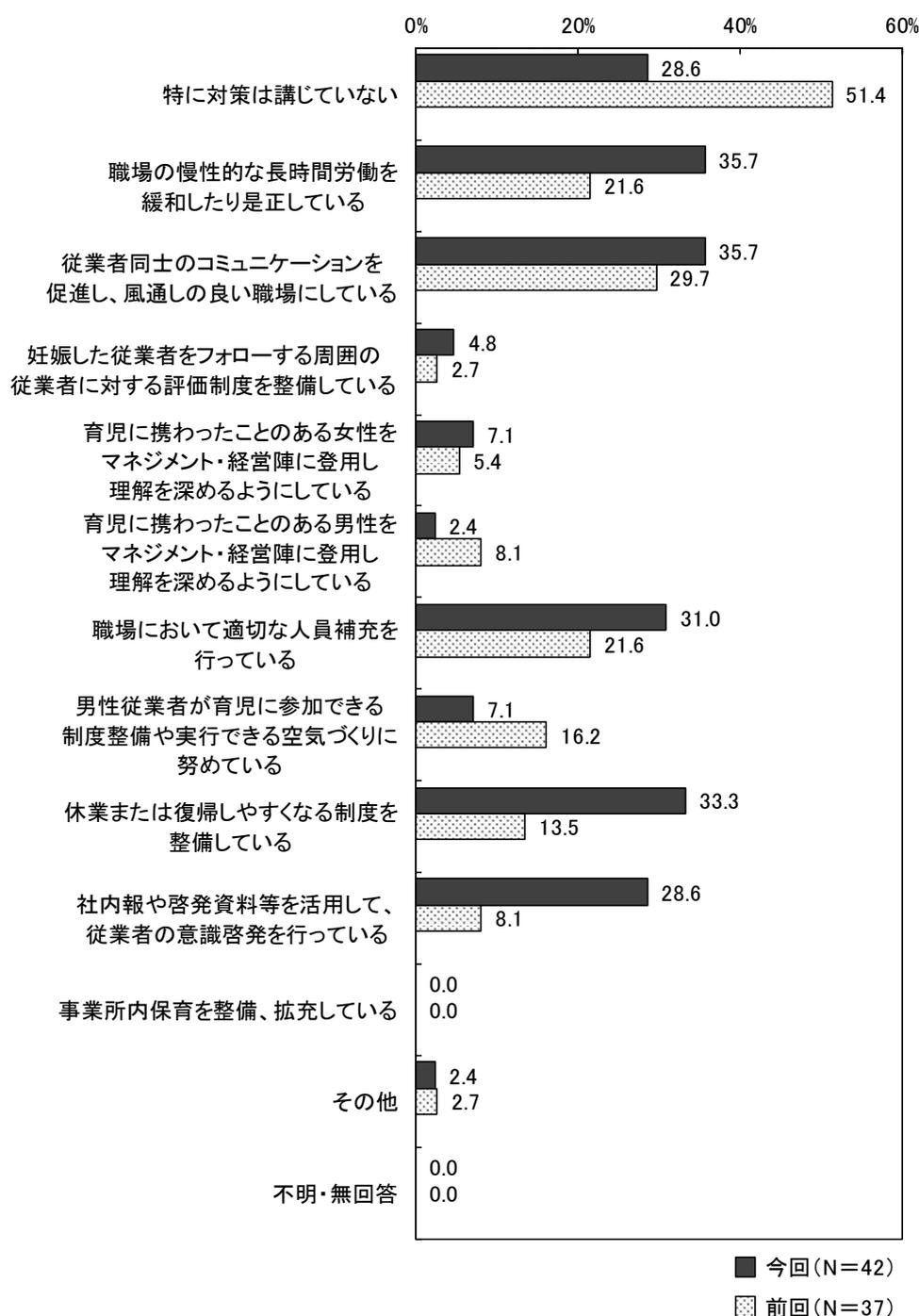
セクシュアル・ハラスメント（セクハラ）に対する対策を講じていない理由についてみると、回答総数5件のうち「当事業所にセクハラへの訴えがないから」が2件、「その必要性を感じないから」が1件、「その他」が2件となっています。

問6. 貴事業所ではマタニティ・ハラスメント（マタハラ）に対する対策を講じていますか。

（あてはまるものすべてに○）

マタニティ・ハラスメント（マタハラ）に対する対策を講じているかについてみると、全体では「職場の慢性的な長時間労働を緩和したり是正している」、「従業員同士のコミュニケーションを促進し、風通しの良い職場にしている」が35.7%と最も高く、次いで「休業または復帰しやすくなる制度を整備している」が33.3%、「職場において適切な人員補充を行っている」が31.0%となっています。

前回と比較すると、「社内報や啓発資料等を活用して、従業員の意識啓発を行っている」が20.5ポイント、「休業または復帰しやすくなる制度を整備している」が19.8ポイント高くなっています。



【問6で「特に対策は講じていない」とお答えの事業所の方のみ】

問6-1. その理由をお答えください。(主なもの1つだけ○)

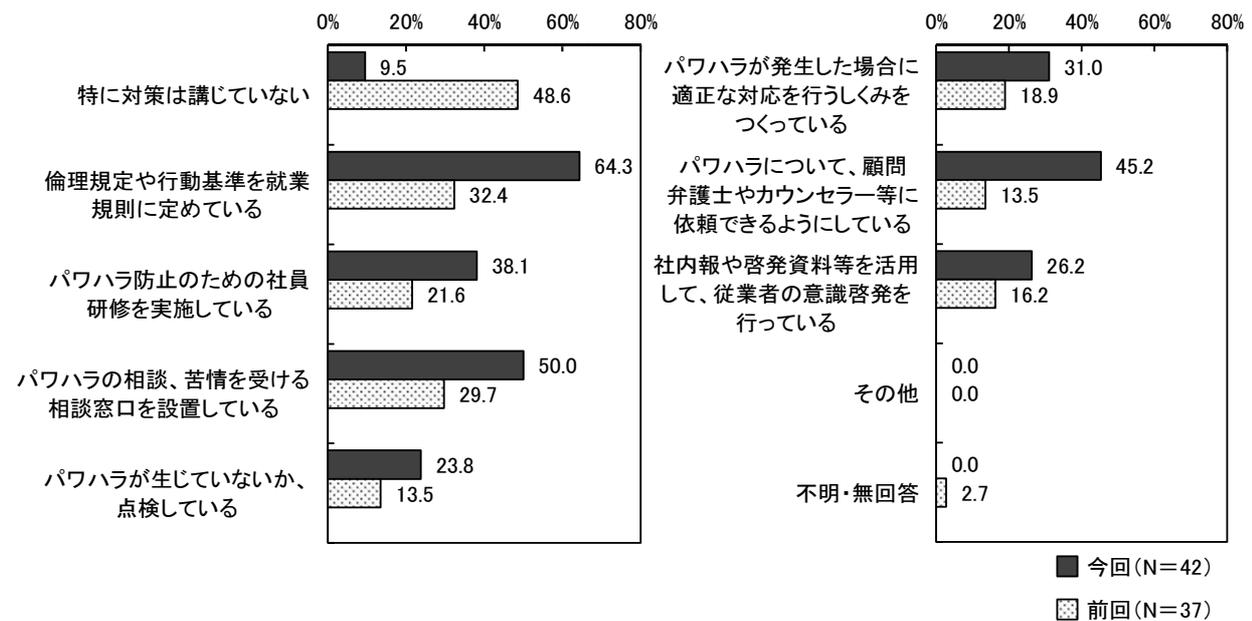
マタニティ・ハラスメント（マタハラ）に対する対策を講じていない理由についてみると、回答総数12件のうち「その必要性を感じないから」が5件、「当事業所にマタハラの訴えがないから」が4件となっています。

問7. 貴事業所ではパワー・ハラスメント（パワハラ）に対する対策を講じていますか。

(あてはまるものすべてに○)

パワー・ハラスメント（パワハラ）に対する対策を講じているかについてみると、全体では「倫理規定や行動基準を就業規則に定めている」が64.3%と最も高く、次いで「パワハラについて、顧問弁護士やカウンセラー等に依頼できるようなしている」が50.0%、「パワハラについて、顧問弁護士やカウンセラー等に依頼できるようなしている」が45.2%となっています。

前回と比較すると、「倫理規定や行動基準を就業規則に定めている」が31.9ポイント高くなっています。



【問7で「特に対策は講じていない」とお答えの事業所の方のみ】

問7-1. その理由をお答えください。(主なもの1つだけ○)

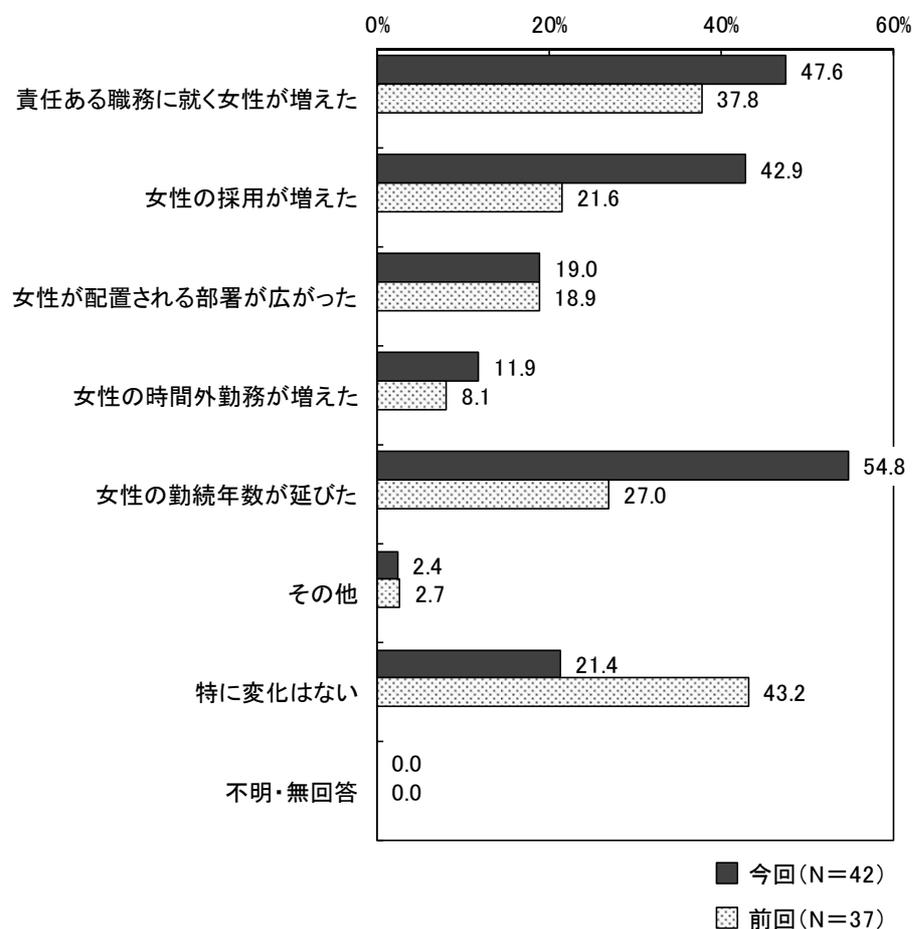
パワー・ハラスメント（パワハラ）に対する対策を講じていない理由についてみると、回答総数4件のうち「当事業所にパワハラを訴えがないから」が3件、「その必要性を感じないから」が1件、「その他」が3件となっています。

4. 「積極的改善措置」や仕事と家庭の両立支援に関する 取り組みについて

問8. 貴事業所では、女性の雇用管理について、10年前に比べ、どのような変化があると思いますか。(あてはまるものすべてに○)

女性の雇用管理の変化についてみると、全体では「女性の勤続年数が延びた」が54.8%と最も高く、次いで「責任ある職務に就く女性が増えた」が47.6%、「女性の採用が増えた」が42.9%となっています。

前回と比較すると、「女性の勤続年数が延びた」が27.8ポイント高くなっています。

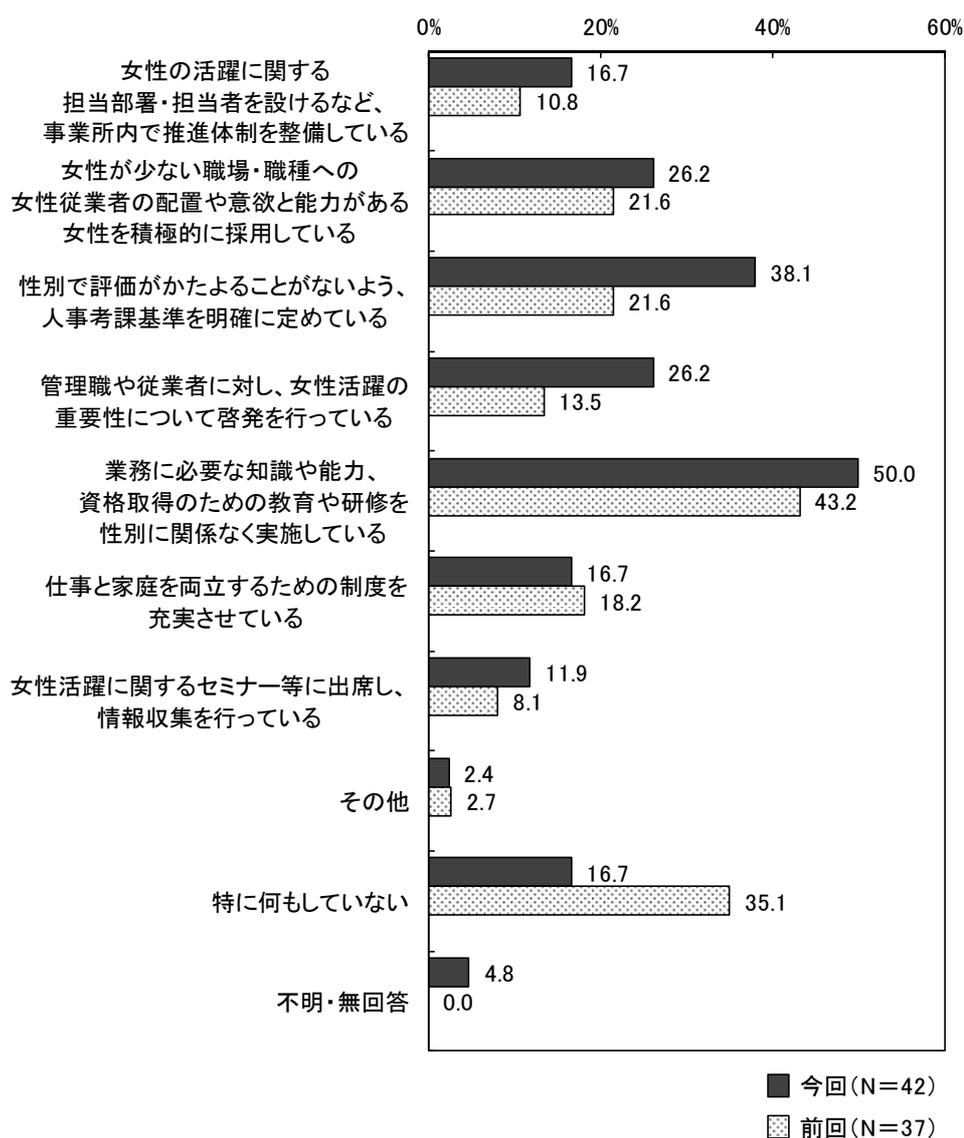


問9. 貴事業所では、女性を積極的に採用するため、何か取り組んでいることはありますか。

(あてはまるものすべてに○)

女性を積極的に採用するため、取り組んでいることについてみると、全体では「業務に必要な知識や能力、資格取得のための教育や研修を性別に関係なく実施している」が50.0%と最も高く、次いで「性別で評価がかたよることがないよう、人事考課基準を明確に定めている」が38.1%、「女性が少ない職場・職種への女性従業員の配置や意欲と能力がある女性を積極的に採用している」、「管理職や従業員に対し、女性活躍の重要性について啓発を行っている」が26.2%となっています。

前回と比較すると、「性別で評価がかたよることがないよう、人事考課基準を明確に定めている」が16.5ポイント高く、「特に何もしていない」が18.4ポイント低くなっています。

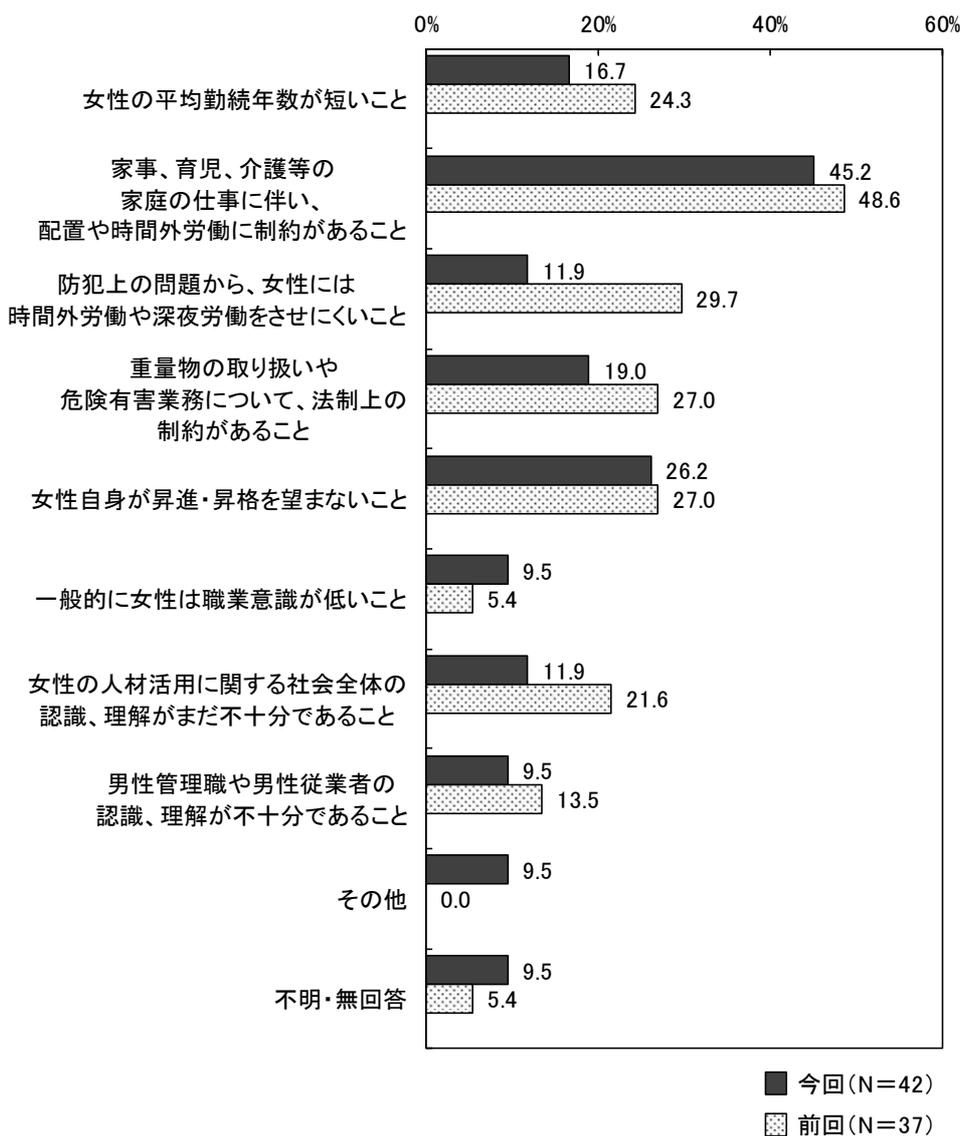


問 10. 採用後、女性の活躍にあたって支障となることはどのようなことだと思いますか。

(3つまで○)

採用後、女性の活躍にあたって支障となることについてみると、全体では「家事、育児、介護等の家庭の仕事に伴い、配置や時間外労働に制約があること」が45.2%と最も高く、次いで「女性自身が昇進・昇格を望まないこと」が26.2%、「重量物の取り扱いや危険有害業務について、法制上の制約があること」が19.0%となっています。

前回と比較すると、「一般的に女性は職業意識が低いこと」以外の項目では低くなっています。

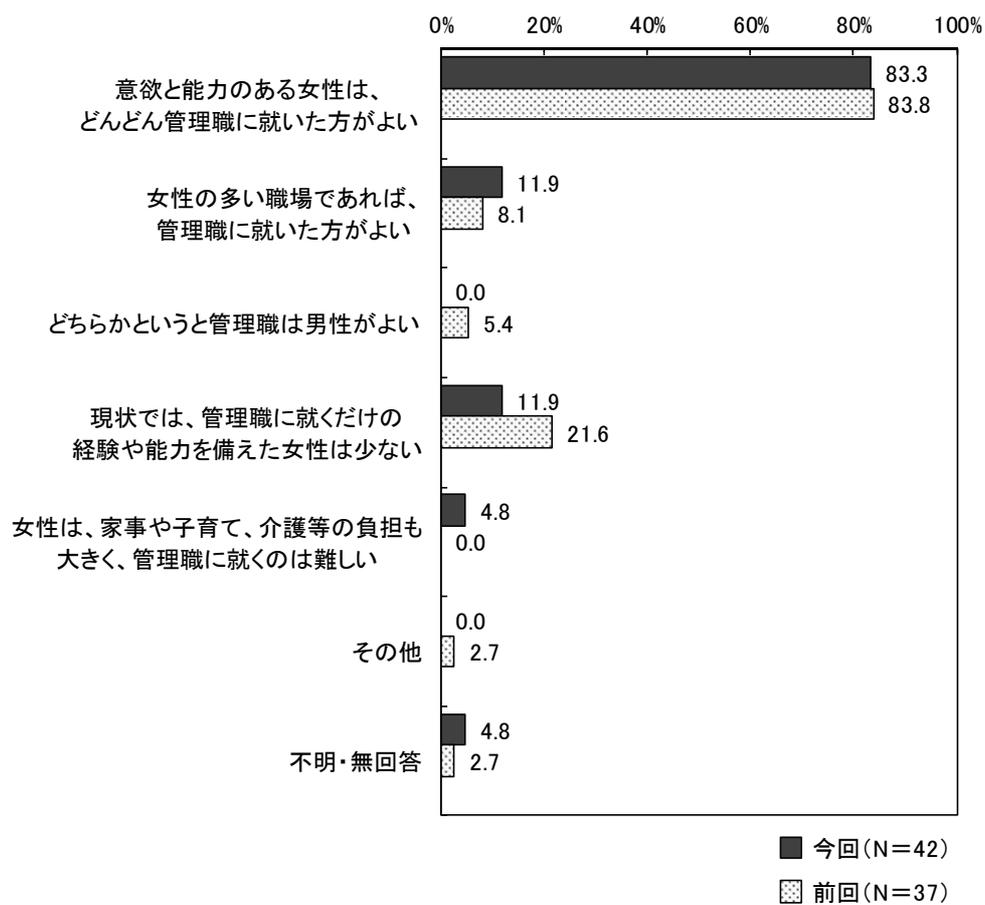


問 11. 貴事業所では、女性が管理職に就くことについてどのようにお考えですか。

(あてはまるものすべてに○)

女性が管理職に就くことについてみると、全体では「意欲と能力のある女性は、どんどん管理職に就いた方がよい」が 83.3%と最も高く、次いで「女性の多い職場であれば、管理職に就いた方がよい」、「現状では、管理職に就くだけの経験や能力を備えた女性は少ない」が 11.9%、「女性は、家事や子育て、介護等の負担も大きく、管理職に就くのは難しい」が 4.8%となっています。

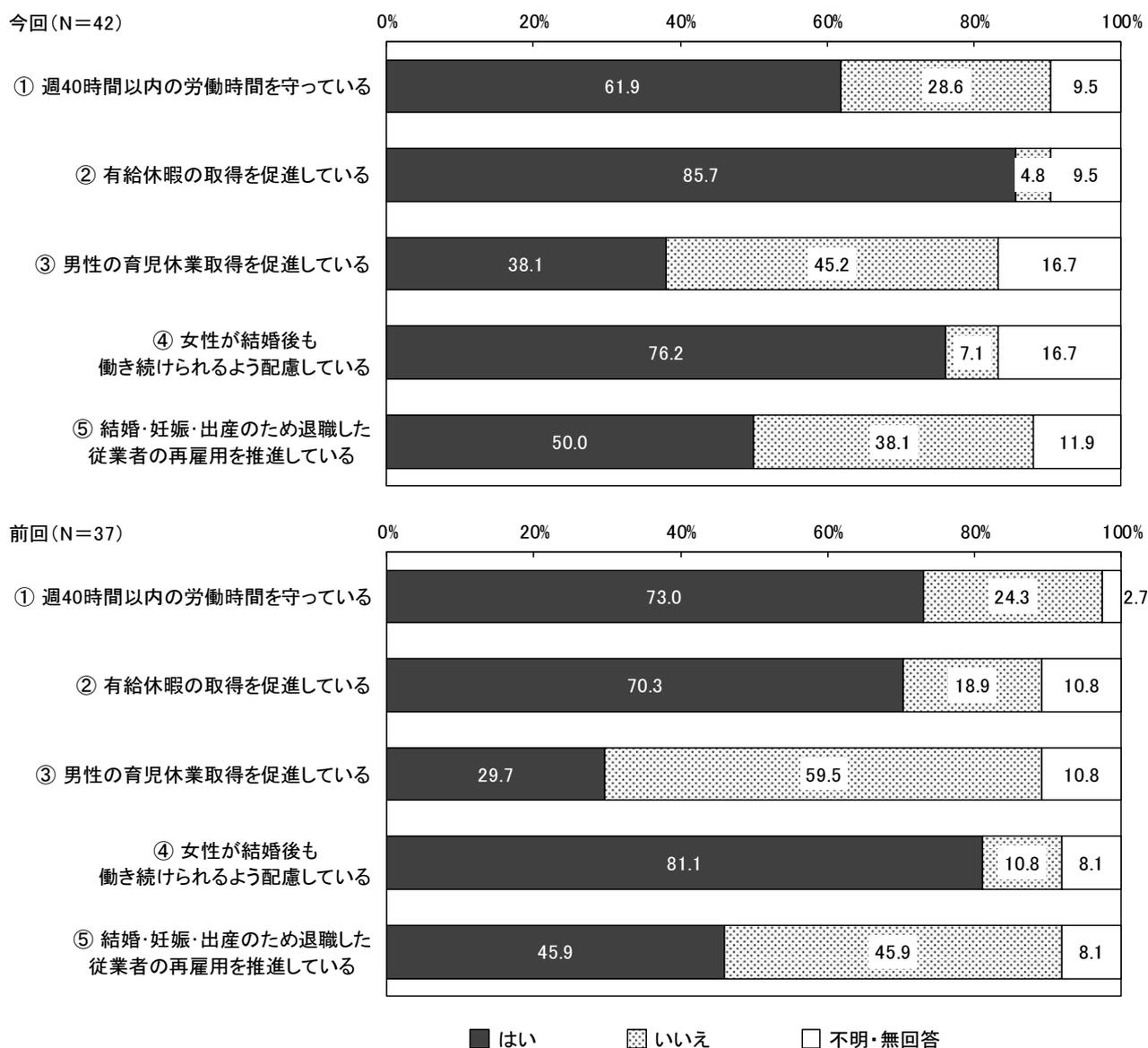
前回と比較すると、「現状では、管理職に就くだけの経験や能力を備えた女性は少ない」が 9.7 ポイント低くなっています。



問 12. 貴事業所では、従業員の仕事と家庭の両立支援策に関する以下の項目について、実施していますか。(①～⑤のそれぞれの項目について、1つだけ○)

従業員の仕事と家庭の両立支援策に関する以下の項目について、実施しているかについてみると、「はい」が[②有給休暇の取得を促進している]で85.7%と最も高く、次いで[④女性が結婚後も働き続けられるよう配慮している]で76.2%、[①週40時間以内の労働時間を守っている]で61.9%となっています。

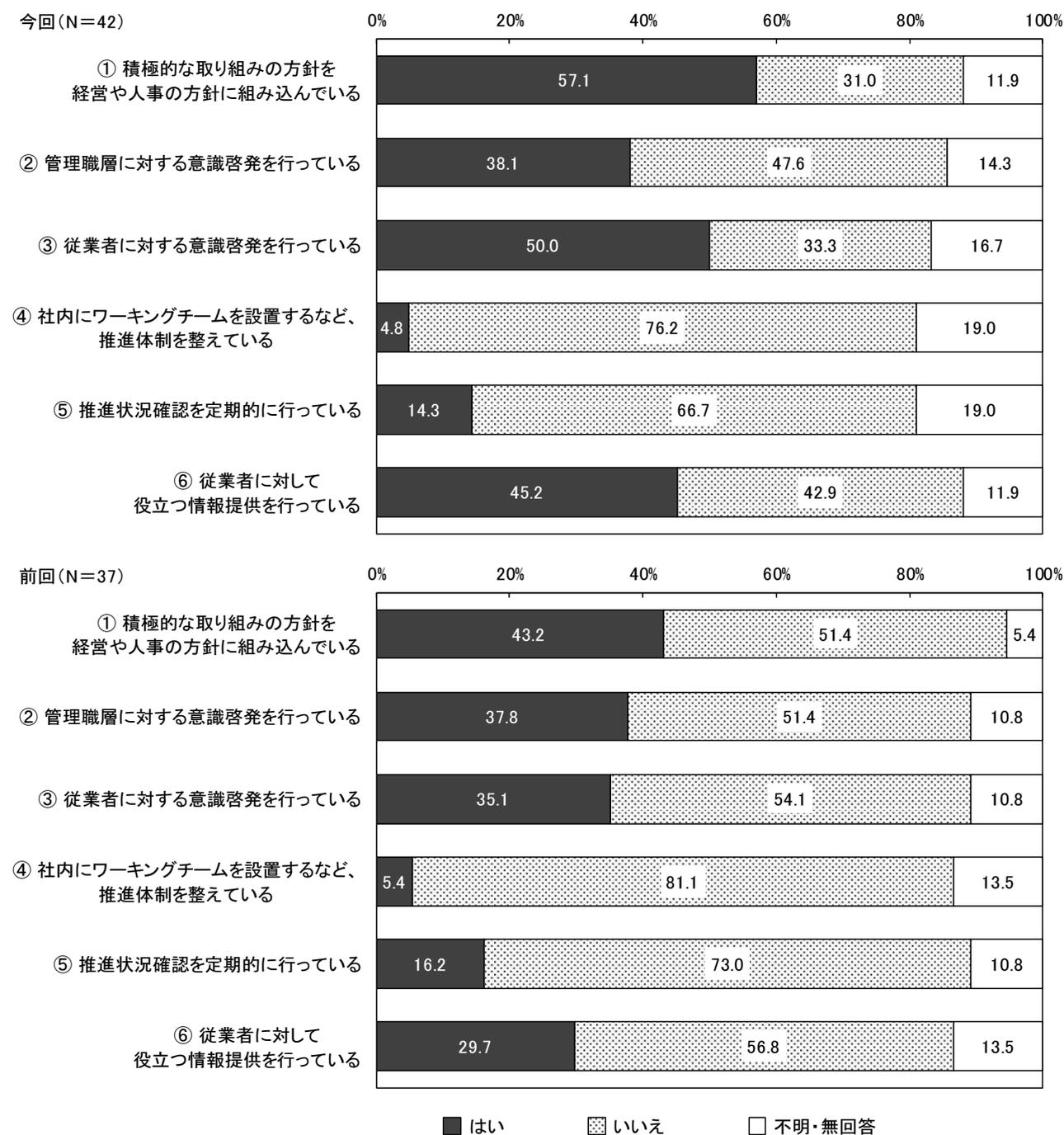
前回と比較すると、「はい」が[②有給休暇の取得を促進している]で15.4ポイント高くなっています。



問 13. 貴事業所では、従業員の仕事と家庭の両立支援の推進に関する以下の項目について、実施していますか。(①～⑥のそれぞれの項目について、1つだけ○)

従業員の仕事と家庭の両立支援の推進に関する以下の項目について、実施しているかについてみると、「はい」が[①積極的な取り組みの方針を経営や人事の方針に組み込んでいる]で57.1%と最も高く、次いで[③従業員に対する意識啓発を行っている]で50.0%、[⑥従業員に対して役立つ情報提供を行っている]で45.2%となっています。

前回と比較すると、「はい」が[③従業員に対する意識啓発を行っている]で14.9ポイント、[①積極的な取り組みの方針を経営や人事の方針に組み込んでいる]で13.9ポイント高くなっています。

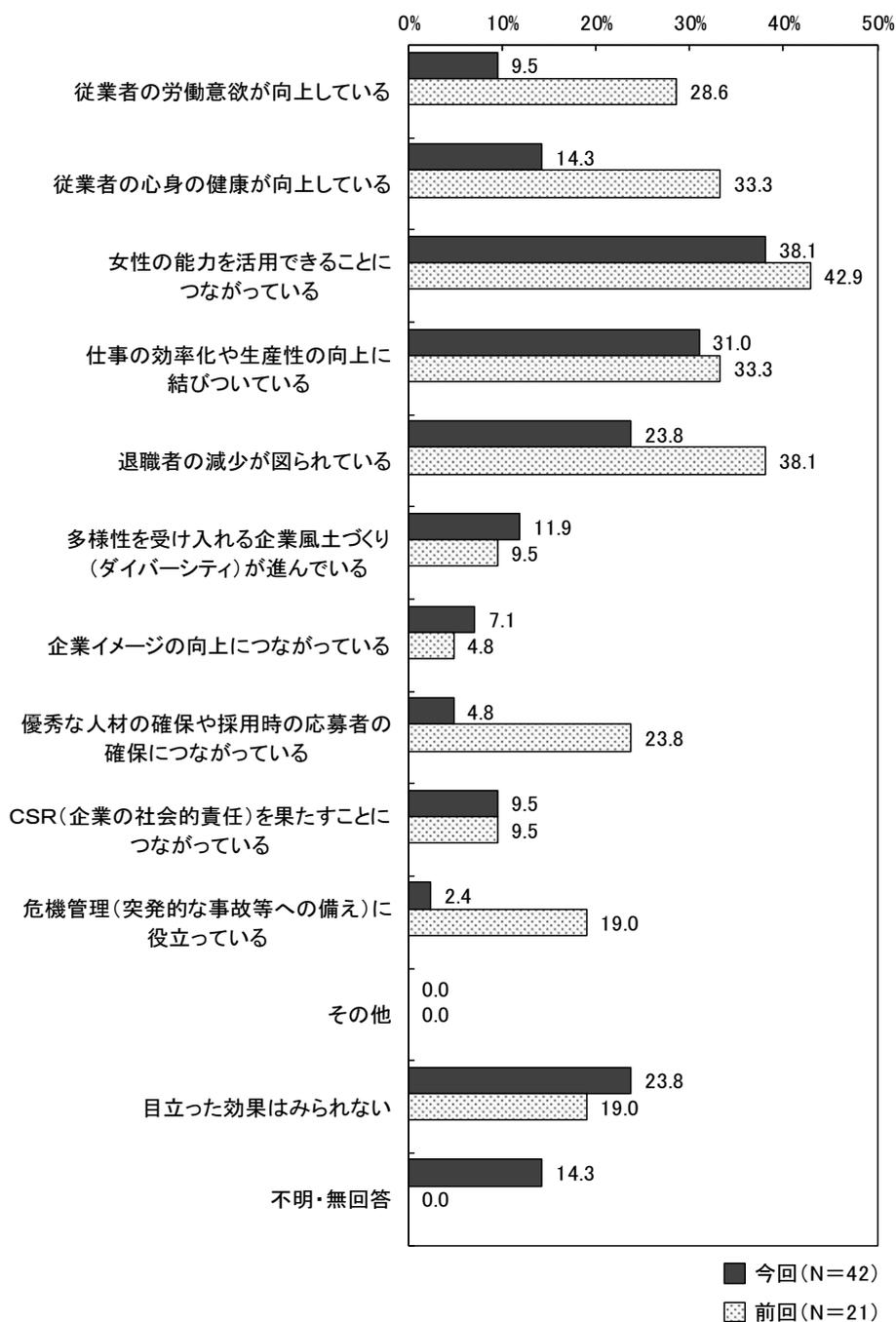


問 14. 問 13 で回答いただいた取り組みの効果について、主にどのように評価していますか。

(3つまで○)

従業員の仕事と家庭の両立支援の推進に関する取り組みの効果についてみると、全体では「女性の能力を活用できることにつながっている」が38.1%と最も高く、次いで「仕事の効率化や生産性の向上に結びついている」が31.0%、「退職者の減少が図られている」、「目立った効果はみられない」が23.8%となっています。

前回と比較すると、多くの項目で効果がみられた割合が低く、「目立った効果はみられない」が4.8ポイント高くなっています。

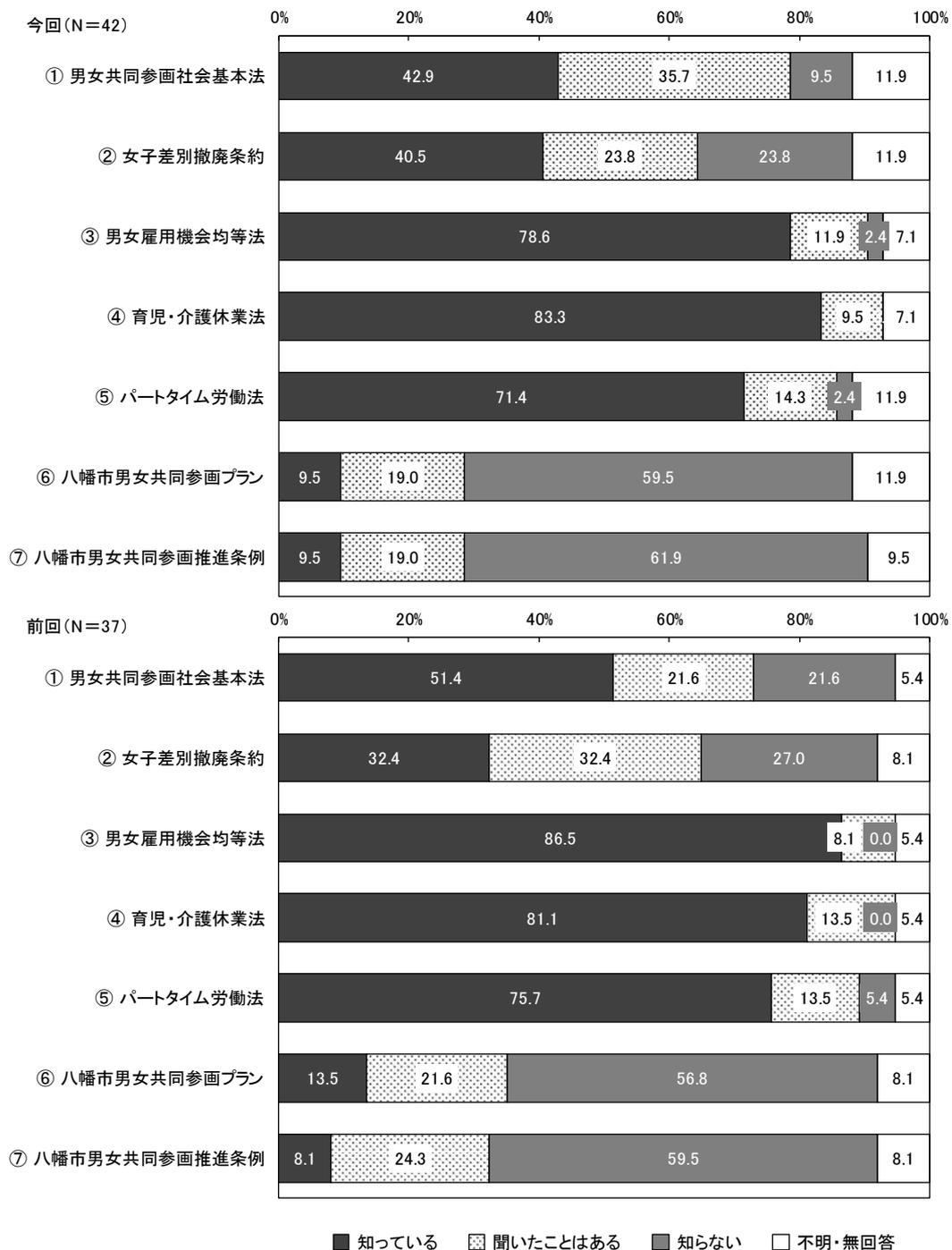


5. 男女共同参画全般について

問 15. あなたは、次の言葉を知っていますか。(①～⑦のそれぞれの項目について、1つだけ○)

男女共同参画全般で知っている言葉についてみると、「知っている」が[④育児・介護休業法]で83.3%と最も高く、次いで[③男女雇用機会均等法]で78.6%、[⑤パートタイム労働法]で71.4%となっています。

前回と比較すると、「知っている」が[②女子差別撤廃条約]で8.1ポイント高くなっている一方で、[①男女共同参画社会基本法]、[③男女雇用機会均等法]でそれぞれ、8.5ポイント、7.9ポイント低くなっています。

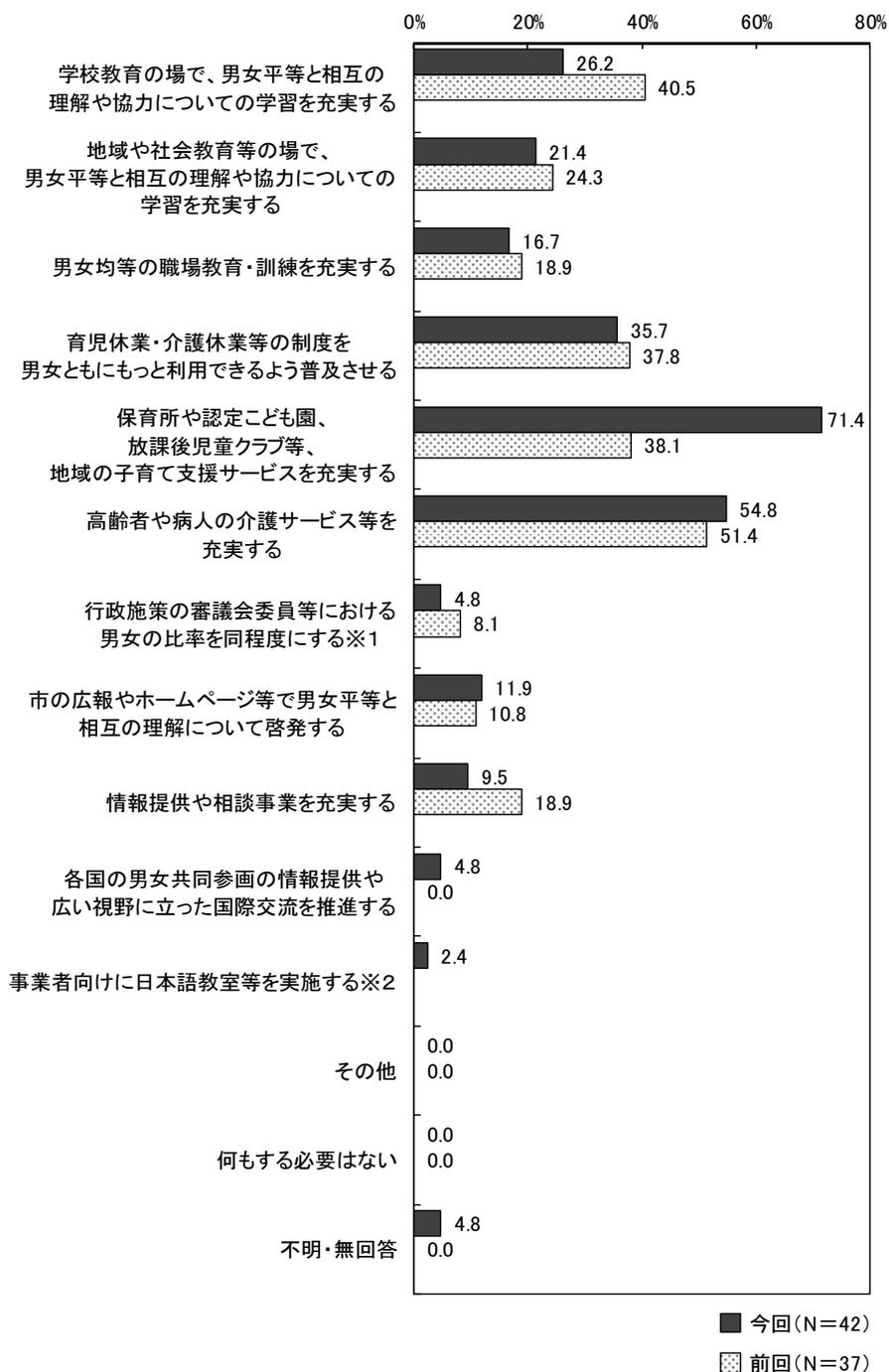


問 16. 男女共同参画社会をつくるために、市はどのようなことをしたらよいと思いますか。

(3つまで○)

男女共同参画社会をつくるために、市はどのようなことをしたらよいと思うかについてみると、「保育所や認定こども園、放課後児童クラブ等、地域の子育て支援サービスを充実する」が71.4%と最も高く、次いで「高齢者や病人の介護サービス等を充実する」が54.8%、「育児休業・介護休業等の制度を男女ともにもっと利用できるよう普及させる」が35.7%となっています。

前回と比較すると、「保育所や認定こども園、放課後児童クラブ等、地域の子育て支援サービスを充実する」が33.3ポイント高くなっています。



※1 前回の選択肢は「男性と同数など、多くの女性を行政施策の審議会委員等に登用する」

※2 「事業者向けに日本語教室等を実施する」については前回なし

IV 調査票・同封資料

市民のみならずから男女共同参画に関するより多くのご意見を伺うため、調査を実施します。
すでにご記入・ご返送いただいている場合には、何卒ご容赦ください。

男女共同参画に関する 市民アンケート調査へのご協力のお願い

平素は、八幡市の市政にご理解とご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

八幡市では、平成 23 年 3 月に「八幡市男女共同参画プラン 一歩計画Ⅱ」を策定、その後平成 28 年 3 月に「八幡市男女共同参画プラン 一歩計画Ⅱ（後期プラン）」を策定し、女性も男性もいきいきと暮らしていくことのできる社会の実現をめざして諸施策に取り組んでいます。令和 2 年度に計画期間の最終年度を迎えることから、プランの進行状況を把握するための市民アンケート調査を行うことになりました。

回答は無記名ですので、個人が特定されることはありません。また、結果は統計データとしてのみ使用し、他の目的に使用することはありません。

本アンケート調査の結果は広報等を通じて公開する予定です。ご多忙の折、大変恐縮に存じますが、アンケート調査へのご協力をお願い申し上げます。

令和元年 11 月

八幡市市民部人権啓発課

女だから、男だからと、きめつけず、一人ひとりの多様性を大切にする。
そんな男女共同参画のまちをめざすために、あなたの声を聞かせてください。

記入にあたってのお願い

1. このアンケート調査の回答は、ご本人による記入が困難な場合を除き、封筒のあて名ご本人にお願いします。
2. 「その他（ ）」にあてはまる場合は、その具体的な内容を（ ）内にご記入ください。
3. ご記入が終わりましたら、無記名のまま、同封の返信用封筒に入れて封をし、11 月 29 日（金）まで にポストにご投函ください。（※切手は不要です。）

本アンケート調査に関するお問い合わせ、
また、字が読みづらい、あるいは拡大版調査票等に関するお問い合わせはこちらまで

八幡市 市民部 人権啓発課（八幡人権・交流センター内）
TEL 075-981-3127（直通） FAX 075-983-4545

あなた自身のことについておたずねします

問1 あなたの性別は。(1つだけ○)

- | | |
|-------|-------|
| 1. 女性 | 2. 男性 |
|-------|-------|

問2 あなたの年齢は。(1つだけ○)

- | | | | |
|---------|---------|----------|---------|
| 1. 10歳代 | 2. 20歳代 | 3. 30歳代 | 4. 40歳代 |
| 5. 50歳代 | 6. 60歳代 | 7. 70歳以上 | |

問3 あなたと一緒に暮らしているご家族は。(1つだけ○)

- | | |
|-----------------|-------------------------|
| 1. 単身世帯（ひとり暮らし） | 2. 一世代世帯（配偶者またはパートナーのみ） |
| 3. 二世帯世帯（親と子ども） | 4. 三世帯世帯（親と子どもと孫） |
| 5. その他の世帯（ | ） |

問4 あなたには配偶者がいますか。(1つだけ○)

- | |
|-----------------------|
| 1. 配偶者がいる |
| 2. 配偶者はいないが、パートナーがいる |
| 3. 過去に配偶者がいたが、離別・死別した |
| 4. 配偶者はいない |

問5 あなたには現在、お子さんがいますか。(1つだけ○)

- | | | | | |
|--------|---------|---------|---------|-----------|
| 1. いない | 2. 1人いる | 3. 2人いる | 4. 3人いる | 5. 4人以上いる |
|--------|---------|---------|---------|-----------|

問6 お子さんと同居している、していないに関わらず、扶養するお子さんはいますか。(1つだけ○)

- | | | | | |
|--------|---------|---------|---------|-----------|
| 1. いない | 2. 1人いる | 3. 2人いる | 4. 3人いる | 5. 4人以上いる |
|--------|---------|---------|---------|-----------|

八幡市における取り組み

八幡市では、以下の8つの柱を基本として、男女共同参画社会づくりの取り組みを進めています。

1. 社会における制度、慣行の見直しを進める	2. 社会的な意思決定などの場における男女共同参画を進める	3. 働き方や職場環境の見直しを進める	4. 家庭・地域での男女共同参画を進める
5. 男女間の暴力等を許さない地域づくり	6. 人が人として安心して暮らせる環境をつくる	7. 男女共同参画へ向けた一人ひとりの気づきと学びを広げる	8. 推進体制の充実と連携強化を図る

いただいた回答は八幡市の男女共同参画社会の実現に向けた取り組みの充実に活かされます。ぜひ、アンケートへのご協力をよろしくお願いいたします。

男女平等についておたずねします

問7 次の①～⑧の分野で男女の地位は平等になっていると思いますか。

(①～⑧のそれぞれの項目について、1つだけ○)

項 目	い 優 男 性 る 遇 性 さ れ 方 が	さ の い ど れ 方 え ち が ば ら か て い 優 男 る 遇 性	な 平 等 っ て に い る	さ の い ど れ 方 え ち が ば ら か て い 優 女 る 遇 性	い 優 女 性 る 遇 性 さ れ 方 が	わ か ら 不 い
① 家庭生活で	1	2	3	4	5	6
② 職場で	1	2	3	4	5	6
③ 学校で	1	2	3	4	5	6
④ 地域社会で	1	2	3	4	5	6
⑤ 政治の場で	1	2	3	4	5	6
⑥ 法律・制度の上で	1	2	3	4	5	6
⑦ しきたりや慣習で	1	2	3	4	5	6
⑧ 社会全体で	1	2	3	4	5	6

家庭のことについておたずねします

問8 あなたは、次の①～④のような考えについてどのように思いますか。

(①～④のそれぞれの項目について、1つだけ○)

項 目	そ う 思 う	え ば ど ち ら か と い	な い え ば ど ち ら か と い	そ う 思 わ 不 い	わ か ら 不 い
① 男は外で働き、女は家庭を守るべきだ	1	2	3	4	5
② 結婚は個人の自由であるから、結婚してもしなくてもどちらでもよい	1	2	3	4	5
③ 結婚しても必ずしも子どもを持つ必要はない	1	2	3	4	5
④ 結婚しても相手に満足できないときは離婚すればよい	1	2	3	4	5

問9 家庭での役割分担についておたずねします。

(1) 家庭での役割分担について、あなたはどのように分担するのが望ましいと思いますか。

(①～⑤のそれぞれの項目について、1つだけ○)

【理 想】	主に夫・パートナー (男性)	主に妻・パートナー (女性)	夫婦・カップル で同じ程度	子ども	家族全員	その他の人
① 生活費を得る	1	2	3	4	5	6
② 家計の管理	1	2	3	4	5	6
③ 日常の家事(食事のしたく、掃除、洗濯)	1	2	3	4	5	6
④ 育児	1	2	3	4	5	6
⑤ 高齢者、病人の介護・看護	1	2	3	4	5	6

【配偶者・パートナーのいる方のみにおたずねします。それ以外の方は問10へ。】

(2) 実際にあなたの家庭では、どのように分担していますか。

(①～⑤のそれぞれの項目について、1つだけ○)

【現 実】	主に夫・パートナー (男性)	主に妻・パートナー (女性)	夫婦・カップル で同じ程度	子ども	家族全員	その他の人
① 生活費を得る	1	2	3	4	5	6
② 家計の管理	1	2	3	4	5	6
③ 日常の家事(食事のしたく、掃除、洗濯)	1	2	3	4	5	6
④ 育児	1	2	3	4	5	6
⑤ 高齢者、病人の介護・看護	1	2	3	4	5	6

問10 子育てについて、どのような考えをお持ちですか。(1つだけ○)

1. 男女の区別なく、個人の能力や性格に応じて育てるのがよい 2. 女の子は女の子らしく、男の子は男の子らしく育てるのがよい 3. その他 () 4. わからない

問 11 男性も女性もともに、子育てや介護を担っていくためには、どのようなことが必要だと思いますか。(3つまで○)

1. 男性自身の抵抗感をなくす
2. 女性自身の抵抗感をなくす
3. 夫婦や家族間のコミュニケーションを図る
4. 夫婦の役割分担等について当事者の考え方を尊重する
5. 男性が参加することに対して、社会の中での評価を高める
6. 労働時間の短縮や休暇制度の普及により、仕事以外の時間の拡大を図る
7. 男性が家事等に関心を高めるような啓発や情報提供を行う
8. 研修や講座の開催により、男性の家事等の技能を高める
9. 男性の情報交換の場や仲間づくりを進める
10. 男性が相談しやすい窓口を設ける
11. その他 ()
12. 特に必要なことはない
13. わからない

問 12 学校教育の場で、男女平等を推進するためには、何が必要だと思いますか。(3つまで○)

1. 心身の発育について正しく理解し、生命や性を尊重する教育を実施する
2. 互いのよさを理解し、異性を思いやる心を育てる教育を実施する
3. 家事や育児、介護等について男女が共同して行うなどの学習を実施する
4. 男女の区別なく、能力や個性を活かした進路指導を実施する
5. 教職員の男女共同参画意識を高める研修を実施する
6. 教師を男女バランスよく配置する
7. 教科書や教材で、固定的な女性像、男性像の提示をなくす
8. その他 ()
9. わからない

地域社会での男女共同参画についておたずねします

問 13 あなたの住んでいる地域(自治会や町内会等)で以下のようなことを感じたことがありますか。(あてはまるものすべてに○)

1. 役員選挙に女性が出にくく、また選ばれにくい
2. 会長、副会長、会計等、役員の役割によって選ばれる性にかたよりのある
3. 地域の行事で女性が参加できなかつたり、男性と差がある
4. 会議等で女性が意見を言いにくかつたり、意見を取り上げてもらにくい
5. その他 ()
6. 特に感じたことはない
7. わからない

問 14 男性も女性もともに地域活動に積極的に参加していくためには、どのようなことが必要だ
と思いますか。(3つまで○)

1. 参加のきっかけとなる地域活動情報の提供
2. 地域活動の場での男女の性別役割意識の解消
3. 活動のための施設の整備
4. 配偶者や家族の協力
5. 労働時間短縮や休暇制度の普及
6. 団体等に対する補助金等の行政の支援
7. 自身の地域活動に対する知識を高めるための研修や講座の開催
8. 社会全体の中で、地域活動についての評価を高める
9. 男女比率が不均等な組織等において、男性または女性の優先枠を設け機会の均等を図る
10. その他 ()
11. 特に必要なことはない
12. わからない

仕事と生活の調和についておたずねします

問 15 あなたは現在、収入を得るために働いていますか。(1つだけ○)

※出産・育児・介護等の休暇中の場合は、働いているものとして回答してください。

1. 働いている → 問 15-1 に進んでください
2. 働いていない → 問 16 に進んでください

【問 15 で「1.働いている」とお答えの方におたずねします。】

問 15-1 あなたの職業は何ですか。(1つだけ○)

1. 正社員・正職員
2. パート、アルバイト、契約社員、嘱託、派遣等の非正規の勤め人
3. 農林漁業、商工業、サービス業等の自営業及びその家族従事者
4. 医師、弁護士、芸術家等の自由業
5. 会社役員、法人・団体の役員等
6. その他 ()

【問 15 で「2.働いていない」とお答えの方におたずねします。それ以外の方は問 17 へ。】

問 16 あなたは過去に、仕事で収入を得たことがありますか。(1つだけ○)

1. ある → 問 16-1 に進んでください
2. ない → 問 16-2 に進んでください

【問 16 で「1.ある」とお答えの方におたずねします。】

問 16-1 その仕事をやめた理由は何ですか。(あてはまるものすべてに○)

- | | | |
|-----------------|---------------|------------|
| 1. 結婚のため | 2. 出産・育児のため | 3. 介護のため |
| 4. 引越し・転勤のため | 5. 病気・体調不良のため | 6. 定年退職のため |
| 7. 契約期限切れ・解雇のため | 8. その他 (|) |

【問 16 で「2.ない」とお答えの方におたずねします。それ以外の方は問 17 へ。】

問 16-2 今後、働きたいと思いますか。(1つだけ○)

- | | | |
|---------|-----------|----------|
| 1. 働きたい | 2. 働きたくない | 3. わからない |
|---------|-----------|----------|

【ここからは全員の方におたずねします。】

問 17 あなたは、女性が仕事を持つことについて、どのように思いますか。(1つだけ○)

- | | |
|------------------------------------|---|
| 1. 結婚するまでは、仕事を持つ方がよい | |
| 2. 子どもができるまでは、仕事を持つ方がよい | |
| 3. 子どもができたなら仕事をやめ、成長したら再び仕事を持つ方がよい | |
| 4. 結婚、出産にかかわらず、ずっと仕事を続ける方がよい | |
| 5. 仕事を持たない方がよい | |
| 6. その他 (|) |

問 18 あなたは、女性が出産後も離職せずに同じ職場で働き続けるために、家庭・社会・職場において必要なことは何だと思えますか。(あてはまるものすべてに○)

- | |
|--|
| 1. 保育所や放課後児童クラブ等、子どもを預けられる環境の整備 |
| 2. 介護支援サービスの充実 |
| 3. 家事・育児支援サービスの充実 |
| 4. 男性の家事参加への理解・意識改革 |
| 5. 女性が働き続けることへの周囲の理解・意識改革 |
| 6. 働き続けることへの女性自身の意識 |
| 7. 男女双方の長時間労働の改善を含めた働き方改革 |
| 8. 職場における育児・介護との両立支援制度の充実 |
| 9. 短時間勤務制度や在宅勤務制度等の導入 |
| 10. 育児や介護による仕事への制約を理由とした昇進等への不利益な取り扱いの禁止 |
| 11. その他 (|
| 12. 特に必要なことはない |
| 13. わからない |

問 19 「育児・介護休業制度」を利用したことがありますか。また、利用したいと思いませんか。
(1つだけ○)

1. 利用したことがある
2. 利用したことはないが、今後は利用するつもりだ
3. 利用する必要がない
4. 利用するつもりはない → 問 19-1 に進んでください
5. 利用したくても利用できない → 問 19-1 に進んでください

【問 19 で「4. 利用するつもりはない」または「5. 利用したくても利用できない」とお答えの方におたずねします。それ以外の方は問 20 へ。】

問 19-1 「育児・介護休業制度」を利用しない、利用できない理由は何ですか。
(あてはまるものすべてに○)

1. 自分の仕事が多忙になるから
2. 同僚に迷惑がかかるから
3. 利用しにくい雰囲気があるから
4. 上司がいい顔をしないから
5. 審査や手続きが面倒だから
6. 業務評価に影響するから
7. 職場に制度が整っていないから
8. その他 ()

【ここからは全員の方におたずねします。】

問 20 あなたは、仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）を知っていますか。
(1つだけ○)

1. 内容を知っている
2. 聞いたことはある
3. わからない

■仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）とは

仕事は、暮らしを支え、生きがいや喜びをもたらすものですが、同時に、家事・育児、近隣との付き合い等の生活も暮らしに欠かすことができないものであり、その充実があってこそ、人生の生きがい、喜びは倍増します。

しかしながら、現実の社会には、安定した仕事に就けず、経済的に自立することができない、仕事に追われ、心身の疲労から健康を害しかねない、仕事と子育てや親の介護との両立に悩むなど、仕事と生活の間で問題を抱えている人が多く見られます。

これらが、働く人々の将来への不安や豊かさが実感できない大きな要因となっており、社会の活力の低下や少子化・人口減少という現象にまでつながっていると云えます。

それを解決する取り組みが、仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の実現です。

問 21 「仕事」、「家庭生活」、「地域・個人の生活（地域活動・趣味・付き合い等）」について、あなたの「①希望」と「②現実」をお答えください。

（①希望と②現実のそれぞれの項目について、1つだけ○）

※現在仕事に就いていない方は、家事、プライベートの時間についてお答えください。

項目	「仕事」優先	「家庭生活」優先	優先 「地域・個人の生活」	「仕事」と 「家庭生活」優先	優先 「仕事」と 「地域・個人の生活」	優先 「家庭生活」と 「地域・個人の生活」	「仕事」、「家庭生活」、 「地域・個人の生活」 を両立
① 希望	1	2	3	4	5	6	7
② 現実	1	2	3	4	5	6	7

問 22 仕事と生活の調和がとれた暮らしのために、職場の環境や制度として、今後、どのようなことが必要だと思いますか。（3つまで○）

1. 残業や休日出勤がないこと
2. フレックスタイム制や在宅勤務等、柔軟な働き方ができること
3. 育児休暇・介護休暇が取れること
4. 子育て期に短時間勤務ができること
5. 子どもが病気のときや学校行事のときに休みがとれること
6. 事業所内保育所が設置されていること
7. 上司に理解があること
8. 職場の同僚に理解があること
9. 仕事にやりがいがあること
10. 先輩や上司にお手本となる人がいること
11. 復職を支援する制度があること（情報提供、技能訓練、学習支援等）
12. その他（ ）

■フレックスタイム制とは

フレックスタイム制は、労働者が日々の始業・終業時刻、労働時間を自ら決めることによって、生活と業務の調和を図りながら効率的に働くことができる制度です。

男女間の暴力等の問題についておたずねします

問 23 セクシュアル・ハラスメント（セクハラ）が問題になっていますが、経験したり、見聞きしたことがありますか。（あてはまるものすべてに○）※同性同士や男性が受けるものも含まれます。

1. 自分自身がセクハラを受けたことがある
2. 自分自身がセクハラと思える行為を相手にしたことがある
3. 身近にセクハラを受けたことがある人を知っている
4. テレビや新聞等で問題になっていることは知っている
5. 見聞きしたことはない
6. そういう言葉は聞いたことがない

■セクシュアル・ハラスメント（セクハラ）とは

職場や教育現場等で行われる一方的な性的要求、性的ないやがらせや脅迫等の言動をさします。

問 24 マタニティ・ハラスメント（マタハラ）が問題になっていますが、経験したり、見聞きしたことがありますか。（あてはまるものすべてに○）

1. 妊娠・出産がきっかけで、雇用形態を変更される（正社員→契約社員等）
2. 妊娠・出産がきっかけで、給料を減らされる
3. 妊娠・出産がきっかけで、望まない異動をさせられる
4. 妊娠中や産休明け等に、嫌がらせをされる
5. 妊娠中・産休明けに残業や重労働等を強いられる
6. 妊娠・出産がきっかけで、解雇や契約打ち切り、自主退職への誘導等をされる
（出産告知後・産休中・産休明け1年以内）
7. 妊娠を相談できる職場でない
8. 妊娠中や産休明け等に、心無い発言をされる
9. 見聞きしたことはない
10. そういう言葉は聞いたことがない

■マタニティ・ハラスメント（マタハラ）とは
妊娠・出産・育休等を理由とする、解雇・雇止め・降格等の不利益な取り扱いを行うことです。

問 25 あなたはこれまでに配偶者や恋人以外の人から、次のような性的な被害にあったことがありますか。（①～③のそれぞれの項目について、1つだけ○）

項 目	あった	なかった
① 痴漢にあった（体をさわられた）こと	1	2
② 盗撮されたこと	1	2
③ ストーカー被害を受けた（つきまとい等をされた）こと	1	2

■ストーカー被害とは
特定の人から好意または怨恨を抱かれ、つきまとい等の行為を繰り返されることをさします。

問 26 配偶者や恋人等から受ける身体的・心理的な暴力（ドメスティック・バイオレンス（DV））が問題となっていますが、経験したり、見聞きしたことがありますか。
（あてはまるものすべてに○）

1. 自分自身が身体的・心理的な暴力を受けたことがある
2. 自分自身が身体的・心理的な暴力と思える行為を相手にしたことがある
3. 身近に身体的・心理的な暴力を受けたことがある人を知っている
4. テレビや新聞等で問題になっていることは知っている
5. 見聞きしたことはない
6. そういう言葉は聞いたことがない

問 27 あなたはこれまでに配偶者や恋人等から、次にあげるようなことをされたことがありますか。(①～⑦のそれぞれの項目について、1つだけ○)

項 目	あった	なかった
① 医師の治療が必要となる暴力を受けた	1	2
② 医師の治療が必要ではない程度の暴力を受けた	1	2
③ 「だれのおかげで生活できるんだ」や「かいしょうなし」と言われた	1	2
④ 大声で怒鳴られた	1	2
⑤ 何を言っても無視され続けた	1	2
⑥ 交友関係やメール、電話、郵便物を細かく監視された	1	2
⑦ 生活費を渡さないなど、経済的に押さえつけられた	1	2

■かいしょうなし(甲斐性なし)とは
意気地のないこと。生活力がなく、頼りにならないことです。

【問 27 で①～⑦の項目のうち1つでも「1. あった」とお答えの方におたずねします。それ以外の方は問 29 へ。】

問 28 そのとき、だれか(どこか)に相談しましたか。(あてはまるものすべてに○)

- | | |
|--|---------------|
| 1. 警察に通報・相談した | 2. 公的機関に相談した |
| 3. 民間の機関に相談した | 4. 医師に相談した |
| 5. 家族に相談した | 6. 友人・知人に相談した |
| 7. その他 () | |
| 8. だれ(どこ)にも相談しなかった(できなかった) → 問 28-1 に進んでください | |

【問 28 で「8. だれ(どこ)にも相談しなかった(できなかった)」とお答えの方におたずねします。それ以外の方は問 29 へ。】

問 28-1 だれ(どこ)にも相談しなかった、できなかった理由は何ですか。(3つまで○)

- | |
|------------------------------|
| 1. どこに相談してよいかわからなかったから |
| 2. 恥ずかしかったから |
| 3. 相談しても無駄だと思ったから |
| 4. 相談したことがわかると仕返しをされると思ったから |
| 5. 自分さえ我慢すれば、何とかやっていけると思ったから |
| 6. そのことについて思い出したくなかったから |
| 7. 自分にも悪いところがあると思ったから |
| 8. 相談するほどのことではないと思ったから |
| 9. 相手の行為は愛情表現だと思ったから |
| 10. 相談することで自分が傷つきたくなかったから |
| 11. その他 () |

【ここからは全員の方におたずねします。】

問 29 あなたは、次の相談機関や相談窓口をご存知ですか。(あてはまるものすべてに○)

1. 八幡市女性相談
2. 八幡市弁護士相談
3. 八幡市家庭児童相談室
4. 八幡市人権相談
5. 京都府家庭支援総合センター
6. 京都府南部家庭支援センター(宇治児童相談所)
7. 京都府男女共同参画センター(らら京都)
8. DVサポートライン(京都府家庭支援総合センター)
9. 女性のための法律相談(らら京都)
10. レディース 110 番・レディース相談(京都府警察)
11. (上記1～10の) いずれも知らない

問 30 近年、配偶者間の暴力だけでなく、子どもの前で親が配偶者に暴力をふるう面前DV(子どもへの心理的虐待)や児童虐待とDVが複合的に発生することが問題となっています。そのような児童虐待を防止するためには、特にどのようなことが必要だと考えますか。

(3つまで○)

1. 周囲の人が虐待の疑いのある子どもを見つけたら関係機関に通告する
2. 行政が中心となり、面前DV等も心理的虐待にあたるなど、啓発活動を積極的に行う
3. 家庭支援総合センターの権限や相談体制を強化する
4. 行政や関係機関の連携を強化する
5. 行政や関係機関が子育て家庭への支援や見守りを行う
6. 虐待をした人を厳しく罰する
7. 家庭の責任(その家庭が責任をもって子育てをする)なので、特に必要なことはない
8. その他()
9. わからない

問 31 児童虐待について、あなたをご存知のことは何ですか。(あてはまるものすべてに○)

1. 児童虐待を発見した者は、通告する義務がある
2. 児童虐待を受けたと思われる子どもを発見した者は、通告する義務がある
3. 児童虐待の通告は匿名でもかまわない
4. 児童虐待の通告をした者の秘密は守られる
5. 「オレンジリボン」は、児童虐待防止のシンボルマークである
6. 児童虐待の通告先に市町村役場も含まれる
7. 毎年11月は児童虐待防止推進月間であり、オレンジリボン運動を実施している
8. 児童相談所全国共通ダイヤルの番号は189である

問 32 あなたは、児童買春や児童ポルノといった子どもに対する性的な暴力の被害が問題となっていることについて知っていますか。(1つだけ○)

1. 知っている
2. 聞いたことはあるが、よく知らない
3. 知らない

問 33 あなたは、子どもに対する性的な暴力の被害を防止するためには、特にどのようなことが必要だと思いますか。(3つまで○)

1. 通学路や公園等における防犯・安全対策を強化すること
2. 保護者や学校が、子どもに対し教育を行うこと
3. メディアやイベント等を通じて、子ども、保護者、社会に対し、広報啓発を行うこと
4. 子どもや保護者が困ったときに相談できる窓口を設けること
5. 相談した子どもや保護者の支援体制を構築すること
6. その他 ()
7. わからない

問 34 異性に対する暴力(性犯罪、売買春、セクシュアル・ハラスメント、AV 出演強要問題等)やJKビジネスから人権を守るためには何が必要だと思いますか。(あてはまるものすべてに○)

1. 犯罪の取り締まりを強化する
2. 法律・制度の制定や見直しをする
3. 相談支援体制を強化する
4. 保護施設を整備・拡充する
5. 家庭における男女平等や性についての教育を充実させる
6. 学校における男女平等や性についての教育を充実させる
7. テレビや出版物等のメディアにおいて、性や暴力表現にもっと配慮する
8. その他 ()
9. 特に必要なことはない
10. わからない

■ JKビジネスとは
女子高生(JK)による男性への親密なサービスを売りにしたビジネスの総称のことです。

男女共同参画と防災対策とのかかわりについておたずねします

問 35 防災・災害復興対策において、性別に配慮した対応が必要なことは何ですか。(3つまで○)

1. 避難所の設備(男女別のトイレ、更衣室、授乳室、洗濯干場等)
2. 避難所運営の責任者に男女がともに配置され、避難所運営や被災者対応に男女両方の視点が入ること
3. 災害時の救援医療体制(乳幼児、高齢者、障がい者、妊産婦へのサポート体制)
4. 公的施設の備蓄品のニーズ把握、災害時に支給する際の配慮
5. 被災者に対する相談体制
6. 防災会議に男女がともに参画し、防災計画に男女両方の視点が入ること
7. 災害対策本部に男女がともに配置され、対策に男女両方の視点が入ること
8. 災害復旧・復興対策計画に男女がともに参画し、計画に男女両方の視点が入ること
9. その他 ()
10. 特に必要なことはない

人権についておたずねします

問 36 自らの性や妊娠・出産（出産の有無、出産する時期、子どもの数、出産間隔等）に関して、カップルや個人が自由にかつ責任を持って決定するためには、どのような支援が必要だと思いますか。（あてはまるものすべてに○）

1. 子どもの成長と発育に応じた性教育
2. 性や妊娠・出産についての情報提供・相談体制の充実
3. 不妊症・不育症についての情報提供・相談体制・治療支援の充実
4. 喫煙や飲酒、薬物等の健康への害についての情報提供・相談体制の充実
5. HIV等の性感染症についての情報提供・相談体制の充実
6. 女性の健康に関する情報提供・相談体制の充実
7. 女性専門医療に関する情報提供
8. 更年期についての情報提供・相談体制の充実
9. その他（）
10. 特に必要なことはない
11. わからない

問 37 性的少数者（LGBT等）の人々への理解について、あなたが特に課題だと思うのは、どのようなことですか。（3つまで○）

1. 本人の意思に反して「男らしく、女らしく」という考えを押しつけること
2. LGBT等について正しい知識を得る機会がないこと
3. 家族や友人から理解されないこと
4. 学校や職場でいじめやいやがらせを受けること
5. 就職や職場において不利な扱いを受けること
6. 相談場所がないこと
7. 異性愛を前提とした教育を受けること（性教育、道徳等）
8. 法律上、同性婚が認められていないこと
9. トイレ、更衣室等、男女の別がなく、バリアフリーとなっていないこと
10. 制服等で男女の別を決めつけること
11. 企業が提供するサービスにおいて、戸籍の性別に基づいた利用を求められること
12. その他（）
13. 特に課題だと思うことはない
14. わからない

■ LGBTとは

「L：レズビアン（女性の同性愛者）」、「G：ゲイ（男性の同性愛者）」、「B：バイセクシュアル（両性愛者）」、「T：トランスジェンダー（生まれたときの性別と自分自身が心で感じている性別や生きていきたい性別が異なっている人（身体的な性別と生きようとする性別が異なる人）」の頭文字をとって組み合わせた言葉です。

問 38 外国人市民が安心して暮らせる環境の整備に向けて、あなたが特に課題だと思うのは、どのようなことですか。(3つまで○)

1. 外国人市民に対する日本語教室・教育が十分でないこと
2. 情報提供が多言語でないこと
3. 外国にルーツを持つ子どもに対する就学・教育支援が十分でないこと
4. 相談場所がないこと
5. 就労や労務に関する支援が十分でないこと
6. 外国人市民同士が集える場所がないこと
7. 地域活動へ外国人市民が参加できていないこと
8. 日本人市民に対する異文化理解教育や啓発が十分でないこと

男女共同参画全般についておたずねします

問 39 どんな分野・立場で女性の活躍が進むのがよいと思われますか。(3つまで○)

1. 自治会等、地域活動のリーダー
2. PTA・子ども会等のリーダー
3. ボランティアグループのリーダー
4. 企業等の管理職
5. 農林漁業グループや関係団体の役員
6. 建設業や運輸業の分野（運転手等）
7. 弁護士等の法律の分野
8. 医師等医療の分野
9. 警察官や消防官
10. 国の省庁、都道府県庁、市役所・町村役場等の公務員
11. 国会・都道府県議会・市町村議会等の議員
12. 企業、大学、研究所等の研究者
13. その他（ ）

【男性の方のみにおたずねします。女性の方は問 41 へ。】

問 40 あなたは「男もつらい」と感じることはありますか。(1つだけ○)

1. ある → 問 40-1 に進んでください
2. ない



【問 40 で「1. ある」とお答えの方におたずねします。それ以外の方は問 41 へ。】

問 40-1 それはどんなことですか。(あてはまるものすべてに○)

1. なにかにつけ「男だから」「男のくせに」と言われる
2. 妻子を養うのは男の責任だと言われる
3. 男なのに酒が飲めないのかとからかわれる
4. 力が弱い、運動が苦手だとバカにされる
5. 仕事の責任が大きい、仕事できて当たり前だと言われる
6. 自分のやりたい仕事を自由に選べないことがある
7. 衣食住のことが十分にできなくて、生活が不便である
8. 家族とのコミュニケーションがうまくいかない
9. その他 ()

【ここからは全員の方におたずねします。】

問 41 男女共同参画社会をつくるために、市はどのようなことをしたらよいと思いますか。

(3つまで○)

1. 学校教育の場で、男女平等と相互の理解や協力についての学習を充実する
2. 地域や社会教育等の場で、男女平等と相互の理解や協力についての学習を充実する
3. 男女均等の職場教育・訓練を充実する
4. 育児休業・介護休業等の制度を男女ともにもっと利用できるよう普及させる
5. 保育所や認定こども園、放課後児童クラブ等、地域の子育て支援サービスを充実する
6. 高齢者や病人の介護サービス等を充実する
7. 行政施策の審議会委員等における男女の比率を同程度にする
8. 市の広報やホームページ等で男女平等と相互の理解について啓発する
9. 情報提供や相談事業を充実する
10. 各国の男女共同参画の情報提供や広い視野に立った国際交流を推進する
11. その他 ()
12. 何もする必要はない

問 42 最後に、八幡市の男女共同参画のためのまちづくりについてご意見がありましたら、自由にお書きください。

調査にご協力いただき、ありがとうございました。

ご記入いただきました本調査票は、同封の返信用封筒(切手は不要)に入れ、
11月29日(金)までにポストに投函いただきますようお願いいたします。

【市民アンケート同封資料】男女共同参画にかかわる法律等の改正のポイント

市民のみなさまへ

男女共同参画に関する様々な法・制度が整備されています！

◎「DV防止法」の改正（平成26年1月3日施行）

「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」が改正され、法の適用対象が拡大されました。

改正のポイント 交際相手からの暴力及びその被害者についても法の適用対象に

- 生活の本拠を共にする交際相手からの暴力及びその被害者についても、配偶者からの暴力及びその被害者に準じて、法の適用対象となりました。
- 法律名が「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」に改められました。

◎「児童福祉法」「虐待防止法」の改正（令和2年4月1日施行 ※一部を除く）

「児童福祉法」と「児童虐待の防止等に関する法律」の改正案が今年6月19日に可決・成立し、来年4月1日施行となります。

改正のポイント 児童の権利擁護、児童相談所の体制強化、関係機関間の連携強化など

- 親権者（児童福祉施設長等を含む）は児童のしつけに際し、体罰を加えてはなりません。
- 児童相談所で一時保護など「介入」をする職員と、保護者の「支援」をする職員を分けて、介入機能を強化します。
- 児童相談所に医師・保健師の配置を義務化し、弁護士も常時助言・指導を行います。（令和4年）
- 政府は都道府県・政令指定都市に加え、中核市・特別区に対し児童相談所の設置を促進します。
- 学校、教育委員会、児童福祉施設の職員に守秘義務を課します。
- ドメスティック・バイオレンス（DV）対策のため、関係機関間の連携を強化します。 など

◎「災害対策基本法」（平成24年6月27日施行）

平成24年の「災害対策基本法」の改正を受けて、地域防災に男女共同参画の視点を盛り込む方向性が示されました。

改正のポイント 地域防災計画の策定への多様な主体の参画

- 地域防災計画に多様な主体の意見を反映できるよう、地方防災会議の委員として、防災機関の職員のほか、自主防災組織を構成する者または学識経験のある者を追加することが明文化され、地方防災会議への女性の参画拡大や地域防災計画等への男女共同参画の視点が反映されることを促進しています。

◎「育児・介護休業法」の改正（平成29年10月1日施行）

「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律」が改正されました。改正のポイントは3つです。

改正のポイント① 保育園等に入れない場合など、最長2歳まで育児休業が取得可能に

- 1歳6か月以後も、保育園等に入れないなどの場合には、会社に申し出ることにより、育児休業期間を最長2歳まで延長できます。
- 育児休業給付金の給付期間も2歳までとなります。

改正のポイント② 育児休業制度等の個別周知の努力義務の創設

- 事業主に、労働者やその配偶者が妊娠・出産したこと等を知った場合に、当該労働者に対して個別に育児休業等に関する制度（育児休業中・休業後の待遇や労働条件など）を知らせる努力義務を創設しました。

改正のポイント③ 育児目的休暇制度の努力義務の創設

- 事業主に、小学校就学に達するまでの子を養育する労働者が育児に関する目的で利用できる休暇制度を設ける努力義務を創設しました。
（育児目的休暇の例）配偶者出産休暇、入園式、卒園式など子の行事参加のための休暇など

◎「男女雇用機会均等法」「育児・介護休業法」の改正（平成29年1月1日施行）

「雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律」が改正され、事業主の妊娠・出産等に関するハラスメント防止措置義務が新設されました。

改正のポイント 妊娠・出産等に関するハラスメント（マタハラ・パタハラなど）の防止措置義務の新設

- 事業主に、「妊娠・出産・育児休業・介護休業等を理由とする不利益取扱いの禁止」に加え、新たに、上司・同僚からの、妊娠・出産、育児休業、介護休業等を理由とするハラスメント（いわゆるマタハラ・パタハラなど）を防止する措置を講じる義務を新設しました。
- ※ 派遣労働者の派遣先にも「育児休業等の取得等を理由とする不利益取扱いの禁止」「妊娠・出産、育児休業、介護休業等を理由とするハラスメントの防止措置の義務付け」は適用されます。

市内事業所のみなさまへ

男女共同参画に関する 事業所アンケート調査へのご協力をお願い

平素は、八幡市の市政にご理解とご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

八幡市では、平成 23 年 3 月に「八幡市男女共同参画プラン るーぶ計画Ⅱ」を策定、その後平成 28 年 3 月に「八幡市男女共同参画プラン るーぶ計画Ⅱ（後期プラン）」を策定し、女性も男性もいきいきと暮らしていくことのできる社会の実現をめざして諸施策に取り組んでいます。令和 2 年度に計画期間の最終年度を迎えることから、プランの進行状況を把握するための事業所アンケート調査を行うことになりました。

このアンケート調査は、市内事業所従業員の男女共同参画の実態を把握することにより、就労分野における男女の共同参画や仕事と家庭の両立支援等、この計画に結果を反映させるために実施するものです。調査の対象者は、市内事業所の中から 200 社を無作為に抽出させていただきました。

回答は無記名ですので、事業所が特定されることはありません。また、結果は統計データとしてのみ使用し、他の目的に使用することはありません。

本アンケートの結果は広報等を通じて公開する予定です。ご多忙の折、大変恐縮に存じますが、アンケート調査へのご協力をお願い申し上げます。

令和元年 10 月

八幡市市民部人権啓発課

女だから、男だからと、きめつけず、一人ひとりの多様性を大切にする。
そんな男女共同参画のまちをめざすために、あなたの声を聞かせてください。

記入にあたってのお願い

1. このアンケートの回答は、人事または総務ご担当の方をお願いします。
2. 「その他（ ）」にあてはまる場合は、その具体的な内容を（ ）内にご記入ください。
3. ご記入が завершиましたら、無記名のまま、同封の返信用封筒に入れて封をし、
10月23日（水）まで にポストにご投函ください。（※切手は不要です。）

本アンケートに関するお問い合わせはこちらまで

八幡市 市民部 人権啓発課（八幡人権・交流センター内）
TEL 075-981-3127（直通）FAX 075-983-4545

貴事業所の概要についておたずねします

問1 貴事業所の主な業種についてお答えください。(1つだけ○)

1. 建設業	2. 製造業	3. 卸売・小売業
4. 金融・保険業	5. 不動産業	6. 情報通信業
7. 医療、福祉	8. 教育、学習支援業	9. 飲食店、宿泊業
10. 運輸業	11. 電気・ガス・熱供給・水道業	12. その他サービス業
13. その他 ()		

問2 貴事業所の従業者の状況(市内に所在する支店、工場単位で)についてお聞きします。
それぞれの人数をお書きください。

		男 性		女 性	
正規従業者		人	人	人	人
	うち外国人 ^{※1}	人	人	人	人
うち管理職 ^{※2}		人	人	人	人
	うち外国人	人	人	人	人
非正規従業者		人	人	人	人
	うち外国人	人	人	人	人

※1 事業所の判断でご記入ください。

※2 係長以上を管理職としますが、事業所の判断でご記入ください。

【外国人従業者がおられる事業所の方におたずねします。】

問2-1 外国人従業者と意思疎通を図るにあたっての手段や、工夫されていることなどがありましたら、お書きください。

()

従業者の育児・介護休業支援についておたずねします

問3 貴事業所では“育児”を支援する対策を講じていますか。(あてはまるものすべてに○)

1. 特に対策は講じていない	→	次のページの間3-2に進んでください
2. 就業規則に育児支援に関する規定を定めている		
3. 育児休業制度を導入している		
4. 育児のため休暇が必要な従業者の希望は聞き入れている		
5. 法律で規定する以上の育児休業期間の取得を認めている		
6. 勤務時間短縮等の措置を講じている		
7. 在宅勤務制度やフレックスタイム制を導入している		
8. 保育施設や保育サービスを利用するための援助金を出している		
9. 報酬に育児手当をつけている		
10. 事業所内保育を整備、拡充している		
11. その他 ()		

問 3-1 育児休業の取得状況について、男女別にお答えください。(取得者がいない場合は「0」を記入してください。)

平成 30 年度中に配偶者が出産した 男性従業者	人	平成 30 年度中に出産した 女性従業者	人
うち、育児休業を取得した 男性従業者	人	うち、育児休業を取得した 女性従業者	人

【問 3 で「1. 特に対策は講じていない」とお答えの事業所の方におたずねします。それ以外の方は問 4 へ。】

問 3-2 その理由をお答えください。(3 つまで○)

- | | |
|-----------------------|---------------------|
| 1. 育児休業制度を知らないから | 2. 代替の要員の確保がむずかしいから |
| 3. 復帰後の配属先の確保がむずかしいから | 4. 人件費が増大するから |
| 5. 他の従業者の負担が大きくなるから | |
| 6. その他 (|) |

【すべての事業所の方におたずねします。】

問 4 貴事業所では“介護”を支援する対策を講じていますか。(あてはまるものすべてに○)

- | | |
|---------------------------------|-----------------------|
| 1. 特に対策は講じていない | —————▶ 問 4-2 に進んでください |
| 2. 就業規則に介護支援に関する規定を定めている | |
| 3. 介護休業制度を導入している | |
| 4. 介護のため休暇が必要な従業者の希望は聞き入れている | |
| 5. 法律で規定する以上の介護休業期間の取得を認めている | |
| 6. 勤務時間短縮等の措置を講じている | |
| 7. 在宅勤務制度やフレックスタイム制を導入している | |
| 8. 介護施設や介護サービスを利用するための援助金を出している | |
| 9. 報酬に介護手当をつけている | |
| 10. その他 (|) |

問 4-1 介護休暇の取得状況について、男女別にお答えください。(取得者がいない場合は「0」を記入してください。)

	男 性	女 性
平成 30 年度中に介護休暇を取得した従業者	人	人

【問 4 で「1. 特に対策は講じていない」とお答えの事業所の方におたずねします。それ以外の方は問 5 へ。】

問 4-2 その理由をお答えください。(3 つまで○)

- | | |
|-----------------------|---------------------|
| 1. 介護休業制度を知らないから | 2. 代替の要員の確保がむずかしいから |
| 3. 復帰後の配属先の確保がむずかしいから | 4. 人件費が増大するから |
| 5. 他の従業者の負担が大きくなるから | |
| 6. その他 (|) |

ハラスメント対策についておたずねします

問5 貴事業所ではセクシュアル・ハラスメント（セクハラ）に対する対策を講じていますか。

（あてはまるものすべてに○）

1. 特に対策は講じていない —————▶ 問5-1に進んでください
2. 倫理規定や行動基準を就業規則に定めている
3. セクハラ防止のための社員研修を実施している
4. セクハラ相談、苦情を受ける相談窓口を設置している
5. 相談窓口担当者に女性をおいている
6. セクハラが発生した場合に適切な対応を行うしくみをつくっている
7. セクハラについて、顧問弁護士やカウンセラー等に依頼できるようにしている
8. 社内報や啓発資料等を活用して、従業員の意識啓発を行っている
9. その他（)

■セクシュアル・ハラスメント（セクハラ）とは <別紙参照>
職場や教育現場等で行われる一方的な性的要求、性的ないやがらせや脅迫等の言動をさします。

【問5で「1. 特に対策は講じていない」とお答えの事業所の方におたずねします。それ以外の方は問6へ。】

問5-1 その理由をお答えください。（主なもの1つだけ○）

1. その必要性を感じないから
2. 当事業所にセクハラのお訴えがないから
3. そこまで手がまわらないから
4. その他（)

問6 貴事業所ではマタニティ・ハラスメント（マタハラ）に対する対策を講じていますか。

（あてはまるものすべてに○）

1. 特に対策は講じていない —————▶ 問6-1に進んでください
2. 職場の慢性的な長時間労働を緩和したり是正している
3. 従業員同士のコミュニケーションを促進し、風通しの良い職場にしている
4. 妊娠した従業員をフォローする周囲の従業員に対する評価制度を整備している
5. 育児に携わったことのある女性をマネジメント・経営陣に登用し理解を深めるようにしている
6. 育児に携わったことのある男性をマネジメント・経営陣に登用し理解を深めるようにしている
7. 職場において適切な人員補充を行っている
8. 男性従業員が育児に参加できる制度整備や実行できる空気づくりに努めている
9. 休業または復帰しやすくなる制度を整備している
10. 社内報や啓発資料等を活用して、従業員の意識啓発を行っている
11. 事業所内保育を整備、拡充している
12. その他（)

■マタニティ・ハラスメント（マタハラ）とは <別紙参照>
妊娠・出産・育児等を理由とする、解雇・雇止め・降格等の不利益な取り扱いを行うことです。

【問6で「1. 特に対策は講じていない」とお答えの事業所の方におたずねします。それ以外の方は問7へ。】

問6-1 その理由をお答えください。(主なもの1つだけ○)

- | | |
|------------------|----------------------|
| 1. その必要性を感じないから | 2. 当事業所にマタハラの訴えがないから |
| 3. そこまで手がまわらないから | |
| 4. その他 (|) |

問7 貴事業所ではパワー・ハラスメント(パワハラ)に対する対策を講じていますか。

(あてはまるものすべてに○)

- | | |
|--|---------------------|
| 1. 特に対策は講じていない | —————▶ 問7-1に進んでください |
| 2. 倫理規定や行動基準を就業規則に定めている | |
| 3. パワハラ防止のための社員研修を実施している | |
| 4. パワハラの相談、苦情を受ける相談窓口を設置している | |
| 5. パワハラが生じていないか、点検している | |
| 6. パワハラが発生した場合に適正な対応を行うしくみをつくっている | |
| 7. パワハラについて、顧問弁護士やカウンセラー等に依頼できるようにしている | |
| 8. 社内報や啓発資料等を活用して、従業員の意識啓発を行っている | |
| 9. その他 (|) |

■パワー・ハラスメント(パワハラ)とは <別紙参照>

職権等のパワーを背景にして、本来の業務の範疇を超えて、継続的に人格と尊厳を侵害する言動を行い、就業者の働く関係を悪化させる、あるいは雇用不安を与えることです。

【問7で「1. 特に対策は講じていない」とお答えの事業所の方におたずねします。それ以外の方は問8へ。】

問7-1 その理由をお答えください。(主なもの1つだけ○)

- | | |
|------------------|----------------------|
| 1. その必要性を感じないから | 2. 当事業所にパワハラの訴えがないから |
| 3. そこまで手がまわらないから | |
| 4. その他 (|) |

「積極的改善措置」や仕事と家庭の両立支援に関する取り組みについて

おたずねします

問8 貴事業所では、女性の雇用管理について、10年前に比べ、どのような変化があると思いますか。(あてはまるものすべてに○)

- | | |
|--------------------|-----------------|
| 1. 責任ある職務に就く女性が増えた | 2. 女性の採用が増えた |
| 3. 女性が配置される部署が広がった | 4. 女性の時間外勤務が増えた |
| 5. 女性の勤続年数が延びた | |
| 6. その他 (|) |
| 7. 特に変化はない | |

問9 貴事業所では、女性を積極的に採用するため、何か取り組んでいることはありますか。

(あてはまるものすべてに○)

- | |
|---|
| <ol style="list-style-type: none"> 1. 女性の活躍に関する担当部署・担当者を設けるなど、事業所内で推進体制を整備している 2. 女性が少ない職場・職種への女性従業者の配置や意欲と能力がある女性を積極的に採用している 3. 性別で評価がかたよることがないように、人事考課基準を明確に定めている 4. 管理職や従業者に対し、女性活躍の重要性について啓発を行っている 5. 業務に必要な知識や能力、資格取得のための教育や研修を性別に関係なく実施している 6. 仕事と家庭を両立するための制度を充実させている 7. 女性活躍に関するセミナー等に出席し、情報収集を行っている 8. その他 () 9. 特に何もしていない |
|---|

問10 採用後、女性の活躍にあたって支障となることはどのようなことだと思いますか。

(3つまで○)

- | |
|--|
| <ol style="list-style-type: none"> 1. 女性の平均勤続年数が短いこと 2. 家事、育児、介護等の家庭の仕事に伴い、配置や時間外労働に制約があること 3. 防犯上の問題から、女性には時間外労働や深夜労働をさせにくいこと 4. 重量物の取り扱いや危険有害業務について、法制上の制約があること 5. 女性自身が昇進・昇格を望まないこと 6. 一般的に女性は職業意識が低いこと 7. 女性の人材活用に関する社会全体の認識、理解がまだ不十分であること 8. 男性管理職や男性従業者の認識、理解が不十分であること 9. その他 () |
|--|

問11 貴事業所では、女性が管理職に就くことについてどのようにお考えですか。(あてはまるものすべてに○)

- | |
|---|
| <ol style="list-style-type: none"> 1. 意欲と能力のある女性は、どんどん管理職に就いた方がよい 2. 女性の多い職場であれば、管理職に就いた方がよい 3. どちらかという管理職は男性がよい 4. 現状では、管理職に就くだけの経験や能力を備えた女性は少ない 5. 女性は、家事や子育て、介護等の負担も大きく、管理職に就くのは難しい 6. その他 () |
|---|

問12 貴事業所では、従業者の仕事と家庭の両立支援策に関する以下の項目について、実施していますか。(①～⑤のそれぞれの項目について、1つだけ○)

項 目	はい	いいえ
① 週40時間以内の労働時間を守っている	1	2
② 有給休暇の取得を促進している	1	2
③ 男性の育児休業取得を促進している	1	2
④ 女性が結婚後も働き続けられるよう配慮している	1	2
⑤ 結婚・妊娠・出産のため退職した従業者の再雇用を推進している	1	2

問 13 貴事業所では、従業員の仕事と家庭の両立支援の推進に関する以下の項目について、実施していますか。(①～⑥のそれぞれの項目について、1つだけ○)

項 目	はい	いいえ
① 積極的な取り組みの方針を経営や人事の方針に組み込んでいる	1	2
② 管理職層に対する意識啓発を行っている	1	2
③ 従業員に対する意識啓発を行っている	1	2
④ 社内にワーキングチームを設置するなど、推進体制を整えている	1	2
⑤ 推進状況確認を定期的に行っている	1	2
⑥ 従業員に対して役立つ情報提供を行っている	1	2

問 14 問 13 で回答いただいた取り組みの効果について、主にどのように評価していますか。(3つまで○)

1. 従業員の労働意欲が向上している	
2. 従業員の心身の健康が向上している	
3. 女性の能力を活用できることにつながっている	
4. 仕事の効率化や生産性の向上に結びついている	
5. 退職者の減少が図られている	
6. 多様性を受け入れる企業風土づくり（ダイバーシティ）が進んでいる	
7. 企業イメージの向上につながっている	
8. 優秀な人材の確保や採用時の応募者の確保につながっている	
9. CSR（企業の社会的責任）を果たすことにつながっている	
10. 危機管理（突発的な事故等への備え）に役立っている	
11. その他（	）
12. 目立った効果はみられない	

男女共同参画全般についておたずねします

問 15 あなたは、次の言葉を知っていますか。(①～⑦のそれぞれの項目について、1つだけ○)

項 目	知っている	聞いたことはある	知らない
① 男女共同参画社会基本法	1	2	3
② 女子差別撤廃条約	1	2	3
③ 男女雇用機会均等法	1	2	3
④ 育児・介護休業法	1	2	3
⑤ パートタイム労働法	1	2	3
⑥ 八幡市男女共同参画プラン	1	2	3
⑦ 八幡市男女共同参画推進条例	1	2	3

問 16 男女共同参画社会をつくるために、市はどのようなことをしたらよいと思いますか。

(3つまで○)

1. 学校教育の場で、男女平等と相互の理解や協力についての学習を充実する
2. 地域や社会教育等の場で、男女平等と相互の理解や協力についての学習を充実する
3. 男女均等の職場教育・訓練を充実する
4. 育児休業・介護休業等の制度を男女ともにもっと利用できるよう普及させる
5. 保育所や認定こども園、放課後児童クラブ等、地域の子育て支援サービスを充実する
6. 高齢者や病人の介護サービス等を充実する
7. 行政施策の審議会委員等における男女の比率を同程度にする
8. 市の広報やホームページ等で男女平等と相互の理解について啓発する
9. 情報提供や相談事業を充実する
10. 各国の男女共同参画の情報提供や広い視野に立った国際交流を推進する
11. 事業者向けに日本語教室等を実施する
12. その他 ()
13. 何もする必要はない

問 17 最後に、八幡市の男女共同参画のためのまちづくりについてご意見がありましたら、自由にお書きください。



調査にご協力いただき、ありがとうございました。

ご記入いただきました本調査票は、同封の返信用封筒（切手は不要）に入れ、10月23日（水）までにポストに投函いただきますようお願いいたします。

市内事業所のみなさまへ

育児・介護休業法、男女雇用機会均等法等が改正されました

◎「育児・介護休業法」の改正（平成29年10月1日施行）

「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律」が改正されました。改正のポイントは3つです。

改正のポイント① 保育園等に入れない場合など、最長2歳まで育児休業が取得可能に

- 1歳6か月以後も、保育園等に入れないなどの場合には、会社に申し出ることにより、育児休業期間を最長2歳まで延長できます。
 - 育児休業給付金の給付期間も2歳までとなります。
- ※ 育児休業制度の適切な利用のため、育児休業の申し出の際に「保育所入所保留通知書」が労働者から提出された場合、事業主が保育所などの内定を辞退した理由を労働者に確認し、やむを得ない理由がないと判断できる場合には、育児・介護休業法に基づく適正な申し出にはあたらないこととなります。

改正のポイント② 育児休業制度等の個別周知の努力義務の創設

- 事業主に、労働者やその配偶者が妊娠・出産したこと等を知った場合に、当該労働者に対して個別に育児休業等に関する制度（育児休業中・休業後の待遇や労働条件など）を知らせる努力義務を創設しました。

改正のポイント③ 育児目的休暇制度の努力義務の創設

- 事業主に、小学校就学に達するまでの子を養育する労働者が育児に関する目的で利用できる休暇制度を設ける努力義務を創設しました。
(育児目的休暇の例) 配偶者出産休暇、入園式、卒園式など子の行事参加のための休暇など

◎「男女雇用機会均等法」「育児・介護休業法」の改正（平成29年1月1日施行）

「雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律」が改正され、事業主の妊娠・出産等に関するハラスメント防止措置義務が新設されました。

改正のポイント 妊娠・出産等に関するハラスメント（マタハラ・パタハラなど）の防止措置義務の新設

- 事業主に、「妊娠・出産・育児休業・介護休業等を理由とする不利益取扱いの禁止」に加え、新たに、上司・同僚からの、妊娠・出産、育児休業、介護休業等を理由とするハラスメント（いわゆるマタハラ・パタハラなど）を防止する措置を講じる義務を新設しました。
- ※ 派遣労働者の派遣先にも「育児休業等の取得等を理由とする不利益取扱いの禁止」「妊娠・出産、育児休業、介護休業等を理由とするハラスメントの防止措置の義務付け」は適用されます。

◎「子ども・子育て支援法」の改正（平成28年4月1日施行）

「子ども・子育て支援法」が改正され、子ども・子育て支援の提供体制の充実が図られました。

改正のポイント 仕事・子育て両立支援事業の新設と事業主拠出金の率の引き上げ等

- 事業所内保育業務を目的とする施設等の設置者に対する助成及び援助を行う事業を創設するとともに、一般事業主から徴収する拠出金の率の上限を引き上げます。

◎「労働施策総合推進法」の改正（公布後1年以内に施行 ※企業規模等によって義務化の時期が異なる）

「労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律」が改正され（令和元年6月5日公布）、公布後1年以内に施行となります。

改正のポイント① パワーハラスメント対策の法制化

- 職場におけるパワーハラスメント防止のために、雇用管理上必要な措置を講じることが事業主の義務となります。

改正のポイント② セクシュアルハラスメント等防止対策の強化

- セクハラ等の防止に関する国・事業主・労働者の責務が明確化されます。
- 事業主にセクハラ等に関して相談した労働者に対して、事業主が不利益な取扱いを行うことが禁止されます。
- 事業主は、自社の労働者が他社の労働者にセクハラを行い、他社が実施する雇用管理上の措置（事実確認等）への協力を求められた場合に、これに応じるよう努めることとされます。

◎「女性活躍推進法」の改正（公布後1年以内に施行 ※企業規模等によって義務化の時期が異なる）

「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」が改正され（令和元年6月5日公布）、公布後1年以内に施行となります。

改正のポイント① 一般事業主行動計画の策定義務の対象拡大及び女性活躍に関する情報公表義務対象の拡大

- 一般事業主行動計画の策定・届出義務及び自社の女性活躍に関する情報公表の義務の対象が、常時雇用する労働者が301人以上から101人以上の事業主に拡大されます。また、労働者が301人以上の事業主については、女性活躍に関する情報公表を強化します。

改正のポイント② 特例認定制度（プラチナえるぼし（仮称））の創設

- 女性の活躍推進に関する状況等が優良な事業主の方への認定（えるぼし認定）よりも水準の高い「プラチナえるぼし（仮称）」認定を創設します。

八幡市男女共同参画に関するアンケート調査結果報告書

発行：八幡市 市民部 人権啓発課（八幡人権・交流センター内）

住所：〒614-8073 京都府八幡市八幡軸 63

電話：075-981-3127（直通）

F a x：075-983-4545

m a i l：jinken@mb.city.yawata.kyoto.jp

発行年月：令和2年3月
